

教育課程の改善の方針，各教科等の目標，評価の観点等の変遷

— 教育課程審議会答申，学習指導要領，指導要録（昭和22年～平成15年） —

平成17（2005）年3月

国立教育政策研究所

目 次

本研究資料のねらいと構成	1
1 本研究資料の構成	3
2 基本となる資料一覧	5
教育課程の基準の改善のねらい，学習指導要領，指導要録の変遷 (昭和33年～平成15年)	11
1 教育課程の基準の改善のねらい	13
2 授業時数の変遷	23
3 総則の変遷	29
4 各教科等の目標の変遷	61
5 各教科の評価の観点等の変遷	89
各教科等の変遷(昭和22年～平成13年)	99
〔教育課程審議会の答申に示された各教科等の改善の方針，各教科等の目標，評価の観点とその趣旨等〕	
1 国語	101
2 社会	129
3 算数，数学	163
4 理科	209
5 生活	231
6 音楽	235
7 図画工作，美術	259
8 家庭，技術・家庭	285
9 体育，保健体育	311
10 外国語	337
11 道徳	351
12 特別活動	367

研究組織 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

研究代表者

小田 豊 (国立教育政策研究所 次長)

所内委員

三宅 征夫 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部長)
有元 秀文 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
小倉 康 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
工藤 文三 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
五島 政一 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
猿田 祐嗣 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
瀬沼 花子 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
名取 一好 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
西野真由美 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
鳩貝 太郎 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
松原 静朗 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
谷田部玲生 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
渡邊 寛治 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
二井 正浩 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 主任研究官)
安野 史子 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 主任研究官)
新野 貴則 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 研究員)
萩原 康仁 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 研究員)
坂野 慎二 (国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官)
澤野由紀子 (国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官)
有本 昌弘 (国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官)
松尾 知明 (国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 主任研究官)
一見 (鑑屋) 真理子 (国立教育政策研究所 国際研究・協力部 総括研究官)
佐々木 毅 (国立教育政策研究所 国際研究・協力部 総括研究官)

研究事務局

工藤 文三 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 総括研究官)
新野 貴則 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 基礎研究部 研究員)

本研究資料のねらいと構成

1 本研究資料の構成

本研究資料のねらい

本研究資料は「これからの学校教育に求められる児童生徒の資質・能力に関する研究」の一環として作成されたものである。この研究は、社会の急速な変化の中でこれからの学校教育においてどのような資質や能力を育成すべきか、その基本的な方向性を検討することを通して、今後の教育政策立案のための基礎資料を得ることをねらいとしている。そこで、これからの学校教育に求められる資質・能力を検討する際のひとつの参考資料となるよう、これまでの学校教育（教育課程）を方向付けてきた教育審議会答申、学習指導要領、指導要録を整理し、教育課程の改善の方針、各教科等の目標、評価の観点等の変遷をとるための研究資料を作成した。

「教育課程の基準の改善のねらい、学習指導要領、指導要録の変遷」の構成

「教育課程の基準の改善のねらい、学習指導要領、指導要録の変遷」は、昭和33年から平成15年までの教育課程審議会答申に示された教育課程の基準の改善のねらい、及び文部省告示、又は文部科学省告示として公にされた学習指導要領、指導要録の小・中学校に関する内容を整理したものである。なお、構成は以下のとおりである。

- 1 教育課程の基準の改善のねらいの変遷
- 2 授業時数の変遷
- 3 総則の変遷
- 4 各教科等の目標の変遷
- 5 各教科の評価の観点等の変遷

「1 教育課程の基準の改善のねらい」では、教育課程審議会答申に示された教育課程の基準の改善のねらいに関することについて整理した。「2 授業時数の変遷」では、学校教育法施行規則に示された各教科の授業時数を整理した。その際、学年ごとの総授業時数から各教科が占める授業時数の割合も示すこととした。「3 総則の変遷」では、学習指導要領に示されている総則をその改訂ごとに整理した。「4 各教科等の目標の変遷」では、学習指導要領に示されている各教科、道徳、特別活動の目標の変遷を整理した。「5 各教科等の評価の観点等の変遷」では、指導要録に示されている各教科、行動の記録、特別活動の評価の観点の変遷を整理した。

「各教科等の変遷」の構成

「各教科等の変遷」は、昭和22年以降の教育課程審議会答申、学習指導要領、指導要録から、各教科、道徳、特別活動の改善の基本方針、目標、評価の観点とその趣旨について整理したものである。

具体的には、小・中学校の各教科、道徳、特別活動について、教育課程審議会答申、学習指導要領（試案を含む）、及び指導要録ごとに整理した。その内容は、基本的に各教科等ごとに「1 教育課程審議会の答申に示された各教科等の改善の方針」「2 各教科等の目標」「3 各教科等の評価の観点とその趣旨等」の順で示している。実際に引用した教育課程審議会答申、学習指導要領、指導要録は、次に示す「元になる資料一覧」のとおりである。

2 基本となる資料一覧

年代	教育課程審議会答申	学習指導要領	指導要録
昭和 22 年 (1947 年)		学習指導要領 英語編(試案) 昭和 22 年 3 月 20 日発行	
		学習指導要領 社会科編(一) (試案) 昭和 22 年 5 月 5 日発行	
		学習指導要領 算数科数学科 編(試案) 昭和 22 年 5 月 15 日発行	
		学習指導要領 家庭科編(試 案) 昭和 22 年 5 月 15 日発行	
		学習指導要領 図画工作編 (試案) 昭和 22 年 5 月 20 日発行	
		学習指導要領 理科編(試案) 昭和 22 年 5 月 26 日発行	
		学習指導要領 音楽編(試案) 昭和 22 年 6 月 10 日発行	
		学校体育指導要綱 昭和 22 年 6 月 22 日発行	
		小学校社会科学習指導要領 補説 昭和 23 年 9 月 15 日発行	
		学習指導要領 職業指導編 (試案) 昭和 22 年 10 月 12 日発行	
		学習指導要領 職業科農業編 (試案) 昭和 22 年 11 月 4 日発行	
		学習指導要領 職業科工業編 (試案) 昭和 22 年 12 月 13 日発行	
		学習指導要領 国語科編(試 案)	

		昭和22年12月20日発行 学習指導要領 職業科水産編 (試案) 昭和22年12月20日発行 学習指導要領 職業科商業編 (試案) 昭和22年12月23日発行	
昭和23年 (1948年)			小学校学籍簿について 昭和23年11月12日
昭和24年 (1949年)		学習指導要領 小学校体育編 (試案) 昭和24年9月12日発行	中学校, 高等学校生徒指導要 録について 昭和24年8月25日
昭和25年 (1950年)	「小学校の教育課程をど のように改善すべきか」に 対する答申 昭和25年6月		
昭和26年 (1951年)	道徳教育振興に関する答 申 昭和26年1月4日	中学校高等学校学習指導要領 音楽科編(試案) 昭和26年6月25日発行 小学校学習指導要領 社会科 編(試案) 昭和26年7月10日発行 中学校高等学校学習指導要領 保健体育科体育編(試案) 昭和26年7月25日発行 中学校 高等学校 学習指導要 領 国語科編(試案) 昭和26年10月1日発行 中学校高等学校学習指導要領 数学科編(試案) 昭和26年11月25日発行 小学校学習指導要領 音楽編 (試案) 昭和26年12月1日発行 中学校高等学校学習指導要領 社会科編 中等社会科とそ の指導法(試案) 昭和26年12月5日発行 小学校学習指導要領 算数科	

		<p>編（試案） 昭和26年12月5日発行</p> <p>小学校学習指導要領 図画工作科編（試案） 昭和26年12月10日改訂版発行</p> <p>小学校学習指導要領 国語科編（試案） 昭和26年12月15日発行</p> <p>中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案） 昭和26年12月25日発行</p>	
昭和27年 （1952年）		<p>小学校学習指導要領 理科編（試案） 昭和27年2月20日発行</p> <p>中学校高等学校学習指導要領 図画工作編（試案） 昭和27年3月1日改訂版発行</p> <p>中学校高等学校学習指導要領 理科編（試案）昭和27年3月20日発行</p> <p>中学校高等学校学習指導要領 外国語科英語編（試案）昭和27年3月20日発行</p>	
昭和28年 （1953年）	<p>社会科の改善に関する答申 昭和28年8月7日</p>	<p>小学校学習指導要領 体育科編（試案）改訂版 昭和28年11月30日発行</p>	
昭和29年			
昭和30年 （1955年）		<p>小学校学習指導要領 社会科編（改訂版） 昭和30年12月15日発行</p>	<p>小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達） 昭和30年9月13日</p>
昭和31年 （1956年）		<p>中学校学習指導要領 社会科編（改訂版） 昭和31年2月20日発行</p> <p>小学校学習指導要領 家庭科編 昭和31年2月24日発行</p>	

		中学校学習指導要領 職業・ 家庭科編 改訂版 昭和31年5月28日発行	
昭和32年			
昭和33年 (1958年)	答申「小学校・中学校教育 課程の改善について」 昭和33年3月15日	小学校学習指導要領 昭和33年10月1日告示 昭和33年10月1日施行 ----- 中学校学習指導要領 昭和33年10月1日告示 昭和33年10月1日施行	
昭和34年			
昭和35年			
昭和36年 (1961年)			小学校児童指導要録および 中学校生徒指導要録につい て(通達) 昭和36年2月13日
昭和37年			
昭和38年 (1963年)	答申「学校における道徳教 育の実施方策について」 昭和38年7月11日		
昭和39年			
昭和40年			
昭和41年			
昭和42年 (1967年)	答申「小学校の教育課程の 改善について」 昭和42年10月30日		
昭和43年 (1968年)	答申「中学校の教育課程の 改善について」 昭和43年6月6日	小学校学習指導要領 昭和43年7月11日告示 昭和46年4月1日施行	
昭和44年 (1969年)		中学校学習指導要領 昭和44年4月14日告示 昭和47年4月1日施行	
昭和45年			
昭和46年 (1971年)			小学校児童指導要録および 中学校生徒指導要録の改訂 について(通知) 昭和46年2月27日
昭和47年			
昭和48年			

昭和 49 年			
昭和 50 年			
昭和 51 年 (1976 年)	答申「小学校、中学校及び 高等学校の教育課程の基 準の改善について」 昭和 51 年 12 月 18 日		
昭和 52 年 (1977 年)		小学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月 23 日告示 昭和 55 年 4 月 1 日施行 ----- 中学校学習指導要領 昭和 52 年 7 月 23 日告示 昭和 56 年 4 月 1 日施行	
昭和 53 年			
昭和 54 年			
昭和 55 年 (1980 年)			小学校児童指導要録及び中 学校生徒指導要録の改訂に ついて(通知) 昭和 55 年 2 月 29 日
昭和 56 年			
昭和 57 年			
昭和 58 年			
昭和 59 年			
昭和 60 年			
昭和 61 年			
昭和 62 年 (1987 年)	答申「幼稚園、小学校、中 学校及び高等学校の教育 課程の基準の改善につい て」 昭和 62 年 12 月 24 日		
昭和 63 年			
平成元年 (1989 年)		小学校学習指導要領 平成元年 3 月 15 日告示 平成 4 年 4 月 1 日施行 ----- 中学校学習指導要領 平成元年 3 月 15 日告示 平成 5 年 4 月 1 日施行	
平成 2 年			
平成 3 年 (1991 年)			小学校児童指導要録, 中学校 生徒指導要録並びに盲学校,

			聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知） 平成 3 年 3 月 20 日
平成 4 年			
平成 5 年			
平成 6 年			
平成 7 年			
平成 8 年			
平成 9 年			
平成 10 年 （1998 年）	答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」 平成 10 年 7 月 29 日	小学校学習指導要領 平成 10 年 12 月 14 日告示 平成 14 年 4 月 1 日施行 ----- 中学校学習指導要領 平成 10 年 12 月 14 日告示 平成 14 年 4 月 1 日施行	
平成 11 年			
平成 12 年			
平成 13 年 （2001 年）			小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知） 平成 13 年 4 月 27 日
平成 14 年			
平成 15 年		*平成 10 年 12 月 14 日に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領は，平成 15 年 12 月 26 日に一部改正された。	

**教育課程の基準の改善のねらい，
学習指導要領，指導要録の変遷
（昭和 33 年～平成 15 年）**

1 教育課程の基準の改善のねらい

小学校・中学校教育課程の改善について（答申）〔昭和 33 年 3 月 15 日〕より

最近における文化・科学・産業などの急速な進展に即応して国民生活の向上を図り、かつ、独立国家として国際社会に新しい地歩を確保するためには、国民の教育水準を一段と高めなければならない。

このため、小学校および中学校の教育においては、教育基本法の本質にのっとり、児童生徒の心身の発達に応じ、それぞれの教育目標の達成にいつそう努力するとともに、特に、道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上を図ることを主眼とし、中学校においては、さらに、必要のあるものに対しては職業または家庭に関する教育を強化することを考慮して、次の方針により教育課程の改訂を行う必要がある。

- (1) 道徳教育の徹底については、学校の教育活動全体を通じて行うという従来の方針は変更しないが、さらに、その徹底を期するため、新たに「道徳」の時間を設け、毎学年、毎週継続して、まとまった指導を行うこと。
- (2) 基礎学力の充実については、特に、小学校における国語科および算数科の内容を充実し、その指導時間数を増加すること。
- (3) 科学技術教育の向上については、小学校・中学校を通じて、算数科、数学科、理科およびその他の関係教科の内容を充実し、特に、中学校においては、数学科および理科の指導時間数を増加し、かつ、技術科を新たに設けて、科学技術に関する指導を強化すること。
- (4) 中学校においては、義務教育の最終段階にあるという立場を明確にし、第 3 学年において、教科の指導時間数にいつその幅をもたせ、生徒の進路・特性に応ずる指導をじゅうぶんに行うことができるようにすること。
- (5) 以上のほか、小学校および中学校の各教科その他の教育活動は、次の方針に基づいて、その改善を図り、教育効果を高めるよういつそう努力すること。
 - (イ) 教科およびその他の教育活動の目標、内容の配列にあたっては、小学校・中学校間の関連をいつそう密にし、学年の児童生徒の発達段階に即して一貫性をもたせること。なお、小学校低学年においては、家庭・幼稚園などにおける教育との関連をじゅうぶんに考慮すること。
 - (ロ) 各教科間の不要の重複を避け、目標、内容を精選して、基本的事項の学習に重点をおくとともに、各学年における指導の要点を明確にし、教育の能率化を図ること。
- (6) なお、小学校および中学校の教育課程の国家的な最低基準を明確にし、年間における指導時間数を明示し、義務教育水準の維持向上を図ること。

小学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 42 年 10 月 30 日〕より

小学校教育は、教育基本法および学校教育法の示すところに基づいて、小学校の各段階における児童の心身の発達と特性に応ずる教育をほどこし、人間形成における基礎的な能力の伸長を図り、国民育成の基礎を養うものである。

このため、小学校の教育課程の改善にあたり、次の諸点をとくに強調する必要がある。

- (1) 日常生活に必要な基本的な知識や技能を習得させ、自然、社会および文化についての基礎的理解に導くにと。
- (2) 健康にして安全な生活を営むに必要な習慣や態度を身につけさせ、強健な身体と体力の基礎を養うにと。
- (3) 正しい判断力や創造性、豊かな情操や強い意志の素地を養うこと。
- (4) 家庭、社会および国家について正しい理解と愛情を育て、責任感と協力の精神をつちかい、国際理解の基礎を養うにと。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 43 年 6 月 6 日〕より

中学校教育は、教育基本法および学校教育法の示すところに基づき、小学校教育の基礎の上に立って、生徒の心身の発達に応ずる教育を施し、人格の完成をめざし、民主的、平和的な国家および社会の形成者として必要な資質を養うものである。

このような中学校教育のねらいを達成するためには、近年における中学校教育の実態、科学技術の高度の発達、経済・社会・文化などの急激な進展および最近における生徒の心身の発達における傾向などをじゅうぶん考慮し、さらに将来に対する広い展望の上に立って、次の点に留意して中学校教育課程の改善を図る必要がある。

- (1) 自然・社会・文化などについての理解のいっそうの発展をめざし、これらに対処する能力や態度の育成を強調すること。
- (2) 人間として調和と統一のある発達をめざし、特に、健康と体力の増進、創造的な思考力と構想力の育成、豊かな情操の陶冶および理性的な態度や克己心とともに実践的な意欲の涵養を強調すること。
- (3) 家庭、社会および国家の形成者としての必要な資質の育成をめざし、特に、人間として相互に尊重し合う態度や規律を守り責任を重んずる態度の涵養、社会事象に対する正しい認識や公正な判断力の育成、国家に対する理解と愛情を深め、進んで国家の発展に尽くそうとする態度の育成および国際理解と国際協調の精神の涵養を図り、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度の育成を強調すること。
- (4) 社会的使命の自覚を促すとともに、将来の進路を選択する能力の育成をめざし、特に、自己の個性・能力・特性などの理解、社会連帯の意識や進んで公共に奉仕する態度の涵養、職業についての基礎的な知識や技能の修得および勤労を尊重する態度の育成を強調すること。

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日〕 より

今回の教育課程の基準の改善は，自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成ということを重視しながら，次のようなねらいの達成を目指して行う必要がある。

(1) 人間性豊かな児童生徒を育てること

学校教育が児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を目指し，平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健全な国民の育成を期して行われなければならないことはいうまでもない。このことは，学校教育が一貫して求めてきたことであり，従来の教育課程の基準の改善においても十分念頭において対処してきたところであるが，学校教育の現状や今日の学校をとりまく社会の状況を考慮し，これからの学校教育においては人間性豊かな児童生徒の育成ということが一層強調されなければならない。

そのためには，ひとりひとりの児童生徒に対し，自ら考える力を養い創造的な知性と技能を育てること，強靱な意志力を養い自律的な精神を育てること，自然愛や人間愛を大切にす豊かな情操を養うこと，正しい勤労観を培うこと，社会連帯意識や奉仕の精神に基づく実践的社会性を培うこと，健康でたくましい身体の鍛練に努めること，家族，郷土，祖国を愛するとともに国際社会の中で信頼と尊敬を得る日本人を育成することなどに特に留意する必要がある。

小学校，中学校及び高等学校の教育課程は，それぞれの学校段階の役割や機能に即しながら，このような人間形成を目指して構想されなければならない。

(2) ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること

児童生徒が心身ともに安定した状況の下でより充実した学習が行われるようにするためには，学校生活を全体としてゆとりのあるものにする必要がある。そのためには，現在の学校生活の実際や児童生徒の学習負担の実態を考慮し，各教科等の内容の精選や授業時数等の改善を行って，適切な教育課程の実現を図らなければならない。この場合，特に各教科等の内容については，小学校，中学校及び高等学校の教育を一貫的にみるとともに，発達段階に応じた各教科等の相互の関連や児童生徒の学習の適時性を十分考慮して徹底した精選を行う必要がある。

また，教育課程の基準は，各学校における教育が創意を生かしそれぞれの地域や児童生徒の実態に即して適切に行われるように，一層の弾力化を図らなければならないが，このことは，学校生活をゆとりのあるしかも充実したものにするうえでも特に必要である。

(3) 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること

小学校，中学校及び高等学校の教育課程は，その全体を一貫的に把握した場合，小学校及び中学校についてはおおむね基礎的・基本的な内容を共通に履修させる段階として位置づけ，また，高等学校については一般的には個人の能力・適性等に応じて選択履修を重視する段階として位置づけるのが適当である。

この場合，高等学校については，中学校教育との関連を一層密接にし，高等学校教育として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視することなどを考慮し，主として低学年の段階においては基礎的・基本的な内容を共通に履修させ，中学年及び高学年の段階においては，多様な内容を個人の能力・適性等に応じて選択履修できるように教育課程を構成する必要がある。

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 62 年 12 月 24 日〕より

今日の科学技術の進歩と経済の発展は，物質的な豊かさを生むとともに，情報化，国際化，価値観の多様化，核家族化，高齢化など，社会の各方面に大きな変化をもたらすに至った。しかも，これらの変化は，今後ますます拡大し，加速化することが予想される。これらの諸変化は，幼児児童生徒の生活や意識に深い影響を及ぼしている。

今回の教育課程の基準の改善は，これらの社会の変化とそれに伴う幼児児童生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ，次の諸点に留意して行う必要がある。

(1) 豊かな心を持ち，たくましく生きる人間の育成を図ること

人間として調和のとれた発達を目指し，心身ともに健全な国民の育成を期するためには，これからの学校教育において，特に，豊かな心を持ち，たくましく生きる人間の育成ということが強調されなければならない。

そのためには，真理を求める心や自然を愛し美しいものや崇高なものに感動する心を育てること，生命を尊重する心や他人を思いやる心を育てること，感謝の心や公共のために尽くす心を育てること，すこやかな精神と身体を育てること，基本的な生活習慣を身に付け自らの意思で社会規範を守る態度を育てること，自律・自製の心や強靱な意志と実践力を育てること，自ら生きる目標を求めその実現に努める態度を育てること，などに配慮する必要がある。

各学校段階においては，幼児児童生徒の発達の状況や各教科等の特性に応じて，これらの指導の充実に努めなければならない。

(2) 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること

これからの学校教育は，生涯学習の基礎を培うものとして，自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する必要がある。

そのためには，児童生徒の発達段階に応じて必要な知識や技能を身に付けさせることを通して，思考力，判断力，表現力などの能力の育成を学校教育の基本に据えなければならない。とりわけ，新たな発想を生み出すもとなる論理的な思考力と想像力，直観力などを重視するとともに，科学技術の進歩や情報化の進展に対応するために必要な基礎的な能力の育成にも留意しなければならない。また，生涯にわたる学習の基礎を培うという観点に立って，自ら学ぶ目標を定め，何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けさせるように配慮する必要がある。その際，自ら学ぶ意欲を育てることが特に大切であり，幼児児童生徒に活動や学習への適切な動機を与え，学ぶことの楽しさや成就感を体得させるように配慮しなければならない。

各学校段階を通じて，このような観点から各教科等の内容や指導方法の改善を図る必要がある。

(3) 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し，個性を生かす教育の充実に図ること

初等中等教育においては，人間の一生を通じての成長と発達の基礎を培い，国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる必要がある。また，その過程を通して，更にそれを基盤としながら，一人一人の幼児児童生徒の個性を生かすよう努めなければならない。

そのためには，個人として，また国家・社会の一員として望ましい人間形成を図る上で必要な基礎的・基本的な内容を明確にしつつ，学習の適時性やこれまでの教育課程実施の経験などを考

慮し、各教科の内容の一層の精選を図らなければならない。また、その内容を一人一人の児童生徒に確実に身に付けさせるためには、個に応じた指導を工夫することが大切である。

さらに、中等教育の段階では、中学校及び高等学校を通じて、個々の生徒の能力・適性等にこれまで以上に応じることができるようにする必要がある。このため、おおむね中学校高学年の段階から多様な内容を用意して、漸次、選択履修の幅を拡大していくようにする必要がある。

(4) 国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること

国際化が進む中であって、次代に生きる日本人を育成するためには、これからの学校教育において、諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国の文化と伝統を大切にすることを育成することを重視していく必要がある。

そのためには、我が国の文化と伝統に対する関心や理解を深めるようにするとともに、日本人としての自覚をもって新しい文化の発展に貢献するような教育の充実を図る必要がある。それとともに、諸外国の文化に対する理解を深め、世界と日本とのかかわりに関心をもって国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を涵養することに配慮しなければならない。各学校段階を通じて、このような観点から各教科等の内容の改善を図る必要がある。

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔平成 10 年 7 月 29 日〕より

このような基本的考え方に立って，幼児児童生徒の実態，教育課程実施の状況，社会の変化などの分析，検討を行うとともに，将来の教育課程の基準のあるべき姿を展望する中で，我々は次の四点を今回の教育課程の基準の改善のねらいとして掲げることとした。

まず，「豊かな人間性や社会性，国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」である。このことは，幼児児童生徒の現状や国際化の進展等を踏まえて，これからの時代を担う幼児児童生徒を育成する学校教育の在り方を考えるとき，時代を超えて変わらない調和のとれた人間形成は特に重要であると考えられるからである。したがって我々は，これを改善のねらいの第一に掲げることとしたものである。

次いで，「自ら学び，自ら考える力を育成すること」である。これからの激しい変化が予想される社会を生きていく幼児児童生徒の教育の在り方を考えるとき，多くの知識の習得に偏りがちであったこれまでの学校教育の基調を転換することが重要であると考え，これをねらいの第二に掲げることとした。

第三には，各学校が「ゆとりのある教育活動を展開する中で，基礎・基本の確実な定着を図り，個性を生かす教育を充実すること」を掲げることとした。第一，第二のねらいを実現するためには，その基盤としてこの点が不可欠であると考えられるからである。

そして，第四には，「各学校が創意工夫を生かし特色のある教育，特色ある学校づくりを進めること」を掲げた。第一，第二，第三のねらいは，各学校の具体的な教育活動を通して実現されるものであり，各学校が地域や学校，幼児児童生徒の実態を踏まえ，創意工夫を生かした特色ある教育の展開，特色ある学校づくりが極めて重要であるからである。

それぞれの具体的内容は次のとおりである。

豊かな人間性や社会性，国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること

幼児児童生徒を取り巻く環境の変化，いじめ問題等の深刻さ，都市化や少子化などに伴う社会体験や自然体験などの減少の状況などを考えるとき，自我の形成を図り，調和のとれた豊かな人間性の育成や社会性の育成を図ることは，これからの学校教育において一層重視されなければならない。

そのためには，(1) ウでも述べたように，他人を思いやる心，互いを認め合い共に生きていく態度，自他の生命や人権を尊重する心，美しいものや自然に感動する心，ボランティア精神，未来への夢や目標を抱き自らその実現に努める態度などを育成するとともに，社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の育成を重視し，規範意識や公德心，正義感や公正さを重んじる心，善悪の判断，強靱な意志と実践力，自己責任の自覚や自律・自製の心，また，たくましく生きるための健康や体力の基礎をはぐくむことが必要である。これからの学校教育においては，こうした資質や能力をしっかりと培わなければならない。

また，国際化の進展に伴い，国際社会の中で日本人としての自覚をもち主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することも極めて重要である。我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め，これらを愛する心を育成するとともに，広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培うことは，これからの学校教育において一層重視する必要がある。

自ら学び，自ら考える力を育成すること

変化の激しいこれからの社会を考えたとき，(1)で述べたように，多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し，学習者である幼児児童生徒の立場に立って，幼児児童生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことは極めて重要なことである。

そのためには，幼児児童生徒の発達の状況に応じて，知的好奇心・探究心をもって，自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力を身に付けるとともに，試行錯誤をしながら，自らの力で論理的に考え判断する力，自分の考えや思いを的確に表現する力，問題を発見し解決する能力を育成し，創造性の基礎を培い，社会の変化に主体的に対応し行動できるようにすることを重視した教育活動を積極的に展開していく必要がある。また，知識と生活との結び付き，知の総合化の視点を重視し，各教科等で得た知識・技能等が

生活において生かされ，総合的に働くようにすることに留意した指導も重要であると考え。

各学校において，それぞれの地域や学校の実情を踏まえ，例えば，各教科等や今回創設される「総合的な学習の時間」などにおいて，体験的な学習，問題解決的な学習，調べ方や学び方の育成を図る学習などが重視されるとともに，自ら調べ・まとめ・発表する活動，話し合いや討論の活動などが活発に行われることが望まれる。

ゆとりのある教育活動を展開する中で，基礎・基本の確実な定着を図り，個性を生かす教育を充実すること

完全学校週5日制を円滑に実施し，生涯学習の考え方を推進していくためには，(1)才及び力で述べたように，時間的にも，精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で，厳選された基礎的・基本的な内容を幼児児童生徒がじっくり学習し，その確実な定着を図るとともに，幼児児童生徒が自分の興味・関心等に応じ選んだ課題や教科の学習に主体的に取り組み，学ぶことの楽しさや成就感を味わうことができるようにすることも必要なことである。

そのためには，家庭や地域社会における教育との関連や各学校段階間の関連を考慮し，個人として，また国家・社会の一員として望ましい人間形成を図る上で必要な基礎的・基本的な内容を明確にしつつ，教育内容の厳選を図る必要がある。特に義務教育においては，共通に学習すべき内容は社会生活を営む上で真に必要な内容に厳選する必要があると考える。

また，一人一人のよさや可能性を伸ばし，個性を生かす教育の一層の充実を図ることも重要なことであり，そのために，各学校段階を通じて，幼児児童生徒の興味・関心等を生かし，主体的な学習の充実を図るとともに，個に応じた指導の一層の工夫改善を図ることが大切であると考え。このような考えの下に，教育課程の基準としては，小学校高学年から，選択能力の育成を重視し課題選択などを取り入れ，中学校においては，学年段階に応じ漸次選択幅の拡大を図るとともに，高等学校においては，生徒による選択を基本とし，共通に履修させる内容はいずれの分野に進路を選択しようとも最低限必要な内容にとどめるようにすることが望ましいと考える。

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育，特色ある学校づくりを進めること

以上述べてきたねらいを効果的に実現するためにも，各学校には，地域や学校，幼児児童生徒の実態等に応じて，創意工夫を生かした特色ある教育を展開し，特色ある学校づくりを進めることが強く求められている。

そのためには，こうした各学校の特色ある教育活動の展開を促すよう，教育課程の基準の一層の大綱化，その運用の弾力化を図る必要があると考える。このような考え方の下に，教育内容を厳選

するほか、各学校段階や各教科等の特質に応じて目標や内容を複数学年まとめて示すようにしたり、取り扱うべき教材を細かく指定することは行わないなど内容等の示し方を大綱化する。また、日課表や時間割を各学校が創意工夫を生かして編成できるようにするなど1単位時間や授業時数の運用の一層の弾力化を図る必要があると考える。今回、新たに「総合的な学習の時間」を創設するとともに、中学校及び高等学校において選択の幅を拡大し、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにしたのもこのような考えに基づくものである。

特色ある教育活動を展開する上で、各学校が、幼児児童生徒が家庭や地域社会において行った体験や活動を生かした指導に努めるとともに、家庭や地域社会の人材・施設や様々な活動との連携を図った教育を行うことは極めて意義のあることと考える。こうした取組を通じ、学校と家庭・地域社会が十分連携を図るとともに、開かれた学校づくりを一層推進していくことが大切であると考え

2 授業時数の変遷

* 各教科の授業時数について、各学年の総授業時数を分母とし割合を産出した。

昭和 33 年 小学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	全学年
教 科	国 語	238 29.2%	315 36.0%	280 29.6%	280 27.6%	245 22.6%	245 22.6%	1603 27.5%
	社 会	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	140 13.8%	140 12.9%	140 12.9%	663 11.4%
	算 数	102 12.5%	140 16.0%	175 18.5%	210 20.7%	210 19.4%	210 19.4%	1047 18.0%
	理 科	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	105 10.3%	140 12.9%	140 12.9%	628 10.8%
	音 楽	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%	452 7.8%
	図画工作	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%	452 7.8%
	家 庭					70 6.5%	70 6.5%	140 2.4%
	体 育	102 12.5%	105 12.0%	105 11.1%	105 10.3%	105 9.7%	105 9.7%	627 10.8%
道 徳		34 4.2%	35 4.0%	35 3.7%	35 3.4%	35 3.2%	35 3.2%	209 3.6%
計		816	875	945	1015	1085	1085	5821

昭和 33 年 中学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	全学年
必 修 教 科	国 語	175 15.6%	140 12.5%	175 15.6%	490 14.6%
	社 会	140 12.5%	175 15.6%	140 12.5%	455 13.5%
	数 学	140 12.5%	140 12.5%	105 9.4%	385 11.5%
	理 科	140 12.5%	140 12.5%	140 12.5%	420 12.5%
	音 楽	70 6.3%	70 6.3%	35 3.1%	175 5.2%
	美 術	70 6.3%	35 3.1%	35 3.1%	140 4.2%
	保健体育	105 9.4%	105 9.4%	105 9.4%	315 9.4%
	技術・家庭	105 9.4%	105 9.4%	105 9.4%	315 9.4%
選 択 教 科	外国語	105	105	105	315
	農業	70	70	70	210
	工業	70	70	70	210
	商業	70	70	70	210
	水産	70	70	70	210
	家庭	70	70	70	210
	数学			70	70
	音楽	35	35	35	105
	美術	35	35	35	105
計	105 9.4%	140 12.5%	210 18.8%	455 13.5%	
道 徳		35 3.1%	35 3.1%	35 3.1%	105 3.1%
特別教育活動		35 3.1%	35 3.1%	35 3.1%	105 3.1%

* 中学校の各学年における必修教科，選択教科，道徳及び特別活動の授業時数の合計は，1120 を下ってはならない。

* 選択教科の授業時数は，毎学年 105 を下ってはならない。この場合において，少なくとも 1 の教科の授業時数は，70 以上でなければならない。

* 選択教科の「計」の欄を追加した。

昭和 43 年 小学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	全学年
各教科の授業時数	国 語	238 29.2%	315 36.0%	280 29.6%	280 27.6%	245 22.6%	245 22.6%	1603 27.5%
	社 会	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	140 13.8%	140 12.9%	140 12.9%	663 11.4%
	算 数	102 12.5%	140 16.0%	175 18.5%	210 20.7%	210 19.4%	210 19.4%	1047 18.0%
	理 科	68 8.3%	70 8.0%	105 11.1%	105 10.3%	140 12.9%	140 12.9%	628 10.8%
	音 楽	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%	452 7.8%
	図画工作	102 12.5%	70 8.0%	70 7.4%	70 6.9%	70 6.5%	70 6.5%	452 7.8%
	家 庭					70 6.5%	70 6.5%	140 2.4%
	体 育	102 12.5%	105 12.0%	105 11.1%	105 10.3%	105 9.7%	105 9.7%	627 10.8%
道徳の授業時数		34 4.2%	35 4.0%	35 3.7%	35 3.4%	35 3.2%	35 3.2%	209 3.6%
総授業時数		816	875	945	1,015	1,085	1,085	5821

昭和 44 年 中学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	全学年
必修教科	国 語	175 14.7%	175 14.7%	175 15.2%	525 14.9%
	社 会	140 11.8%	140 11.8%	175 15.2%	455 12.9%
	数 学	140 11.8%	140 11.8%	140 12.1%	420 11.9%
	理 科	140 11.8%	140 11.8%	140 12.1%	420 11.9%
	音 楽	70 5.9%	70 5.9%	35 3.0%	175 5.0%
	美 術	70 5.9%	70 5.9%	35 3.0%	175 5.0%
	保健体育	125 10.5%	125 10.5%	125 10.8%	375 10.6%
	技術・家庭	105 8.8%	105 8.8%	105 9.1%	315 8.9%
道 徳		35 2.9%	35 2.9%	35 3.0%	105 3.0%
特別活動		50 4.2%	50 4.2%	50 4.3%	150 4.2%
選択教科にあてる授業時数		140 11.8%	140 11.8%	140 12.1%	420 11.9%
総授業時数		1190	1190	1155	3535

昭和 52 年 小学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	全学年
各教科の授業時数	国 語	272 32.0%	280 30.8%	280 28.6%	280 27.6%	210 20.7%	210 20.7%	1532 26.5%
	社 会	68 8.0%	70 7.7%	105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	558 9.6%
	算 数	136 16.0%	175 19.2%	175 17.9%	175 17.2%	175 17.2%	175 17.2%	1011 17.5%
	理 科	68 8.0%	70 7.7%	105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	558 9.6%
	音 楽	68 8.0%	70 7.7%	70 7.1%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	418 7.2%
	図画工作	68 8.0%	70 7.7%	70 7.1%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	418 7.2%
	家 庭					70 6.9%	70 6.9%	140 2.4%
	体 育	102 12.0%	105 11.5%	105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	627 10.8%
道徳の授業時数		34 4.0%	35 3.8%	35 3.6%	35 3.4%	35 3.4%	35 3.4%	209 3.6%
特別活動の授業時数		34 4.0%	35 3.8%	35 3.6%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	314 5.4%
総授業時数		850	910	980	1,015	1,015	1,015	5785

昭和 52 年 中学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	全学年
必修教科の授業時数	国 語	175 16.7%	140 13.3%	140 13.3%	455 14.4%
	社 会	140 13.3%	140 13.3%	105 10.0%	385 12.2%
	数 学	105 10.0%	140 13.3%	140 13.3%	385 12.2%
	理 科	105 10.0%	105 10.0%	140 13.3%	350 11.1%
	音 楽	70 6.7%	70 6.7%	35 3.3%	175 5.6%
	美 術	70 6.7%	70 6.7%	35 3.3%	175 5.6%
	保健体育	105 10.0%	105 10.0%	105 10.0%	315 10.0%
	技術・家庭	70 6.7%	70 6.7%	105 10.0%	245 7.8%
特別活動		70 6.7%	70 6.7%	70 6.7%	210 6.7%
道 徳		35 3.3%	35 3.3%	35 3.3%	105 3.3%
選択教科等に充てる授業時数		105 10.0%	105 10.0%	140 13.3%	350 11.1%
総授業時数		1050	1050	1050	3150

平成元年 小学校学習指導要領

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	全学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306 36.0%	315 34.6%	280 28.6%	280 27.6%	210 20.7%	210 20.7%	1601 27.7%
	社 会			105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	420 7.3%
	算 数	136 16.0%	175 19.2%	175 17.9%	175 17.2%	175 17.2%	175 17.2%	1011 17.5%
	理 科			105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	420 7.3%
	生 活	102 12.0%	105 11.5%					207 3.6%
	音 楽	68 8.0%	70 7.7%	70 7.1%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	418 7.2%
	図画工作	68 8.0%	70 7.7%	70 7.1%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	418 7.2%
	家 庭					70 6.9%	70 6.9%	140 2.4%
	体 育	102 12.0%	105 11.5%	105 10.7%	105 10.3%	105 10.3%	105 10.3%	627 10.8%
道徳の授業時数		34 4.0%	35 3.8%	35 3.6%	35 3.4%	35 3.4%	35 3.4%	209 3.6%
特別活動の授業時数		34 4.0%	35 3.8%	35 3.6%	70 6.9%	70 6.9%	70 6.9%	314 5.4%
総授業時数		850	910	980	1,015	1,015	1,015	5785

平成元年 中学校学習指導要領

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	全学年
必 修 教 科 の 授 業 時 数	国 語	175 16.7%	140 13.3%	140 13.3%	455 14.4%
	社 会	140 13.3%	140 13.3%	70～105 6.7～10.0%	350～385 11.1～12.2%
	数 学	105 10.0%	140 13.3%	140 13.3%	385 12.2%
	理 科	105 10.0%	105 10.0%	105～140 10.0～13.3%	315～350 10.0～11.1%
	音 楽	70 6.7%	35～70 3.3～6.7%	35 3.3%	140～175 4.4～5.6%
	美 術	70 6.7%	35～70 3.3～6.7%	35 3.3%	140～175 4.4～5.6%
	保健体育	105 10.0%	105 10.0%	105～140 10.0～13.3%	315～350 10.0～11.1%
	技術・家庭	70 6.7%	70 6.7%	70～105 6.7～10.0%	210～245 6.7～7.8%
道徳の授業数		35 3.3%	35 3.3%	35 3.3%	105 3.3%
特別活動の授業数		35～70 3.3～6.7%	35～70 3.3～6.7%	35～70 3.3～6.7%	105～210 3.3～6.7%
選択教科等に充てる 授業数		105～140 10.0～13.3%	105～210 10.0～20.0%	140～280 13.3～26.7%	350～630 11.1～20.0%
総授業時数		1050	1050	1050	3150

平成 10 年 小学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	全学年
各 教 科 の 授 業 時 間	国 語	272 34.8%	280 33.3%	235 25.8%	235 24.9%	180 19.0%	175 18.5%	1377 25.7%
	社 会			70 7.7%	85 9.0%	90 9.5%	100 10.6%	345 6.4%
	算 数	114 14.6%	155 18.5%	150 16.5%	150 15.9%	150 15.9%	150 15.9%	869 16.2%
	理 科			70 7.7%	90 9.5%	95 10.1%	90 9.5%	345 6.4%
	生 活	102 13.0%	105 12.5%					207 3.9%
	音 楽	68 8.7%	70 8.3%	60 6.6%	60 6.3%	50 5.3%	50 5.3%	358 6.7%
	図画工作	68 8.7%	70 8.3%	60 6.6%	60 6.3%	50 5.3%	50 5.3%	358 6.7%
	家 庭					60 6.3%	55 5.8%	115 2.1%
	体 育	90 11.5%	90 10.7%	90 9.9%	90 9.5%	90 9.5%	90 9.5%	540 10.1%
道徳の授業時数		34 4.3%	35 4.2%	35 3.8%	35 3.7%	35 3.7%	35 3.7%	209 3.9%
特別活動の授業時数		34 4.3%	35 4.2%	35 3.8%	35 3.7%	35 3.7%	35 3.7%	209 3.9%
総合的な学習の時間				105 11.5%	105 11.1%	110 11.6%	110 11.6%	430 8.0%
総授業時数		782	840	910	945	945	945	5367

平成 10 年 中学校学習指導要領

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	全学年
必 修 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140 14.3%	105 10.7%	105 10.7%	350 11.9%
	社 会	105 10.7%	105 10.7%	85 8.7%	295 10.0%
	数 学	105 10.7%	105 10.7%	105 10.7%	315 10.7%
	理 科	105 10.7%	105 10.7%	80 8.2%	290 9.9%
	音 楽	45 4.6%	35 3.6%	35 3.6%	115 3.9%
	美 術	45 4.6%	35 3.6%	35 3.6%	115 3.9%
	保健体育	90 9.2%	90 9.2%	90 9.2%	270 9.2%
	技術・家庭	70 7.1%	70 7.1%	35 3.6%	175 6.0%
	外国語	105 10.7%	105 10.7%	105 10.7%	315 10.7%
道徳の授業時数		35 3.6%	35 3.6%	35 3.6%	105 3.6%
特別活動の授業時数		35 3.6%	35 3.6%	35 3.6%	105 3.6%
選択教科等に充てる 授業時数		0～30 0～3.1%	50～85 5.1～8.7%	105～165 10.7～16.8%	155～280 5.3～9.5%
総合的な学習の時間 の授業時数		70～100 7.1～10.2%	70～105 7.1～10.7%	70～130 7.1～13.3%	210～335 21.4～11.4%
総授業時数		980	980	980	2940

3 総則の変遷

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

第 1 教育課程の編成

1 一般方針

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科（以下各教科という。）ならびに道徳、特別教育活動および学校行事等によって編成するものとなっている（学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 24 条第 1 項）。

各学校においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会規則等に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。

2 授業時数の配当

（1）小学校の各学年における各教科および道徳の授業時数については、次の表のように定められている（規則第 24 条の 2）。

区 分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	
教 科	国 語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
	社 会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
	算 数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
	理 科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
	音 楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	家 庭					70(2)	70(2)
	体 育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道 徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)	

（2）上掲（1）の表に示された授業時数は、年間の最低授業時数であるから、各学校においては、下記「3 特例」に示す場合を除き、この表に示す授業を下ってはならないこととなっている。

（3）上掲（1）の表において、授業時数の 1 単位時間は 45 分となっており、カッコ内の授業時数は年間授業日数を 35 週（第 1 学年については 34 週）とした場合における週当たりの平均授業時数である。

（4）各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等に授業時数を配当するに当たっては、下記の事項に注意する必要がある。

ア 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の年間の総授業時数ならびに各教科および道徳のそれぞれの年間の最高授業時数は定められていないが、これらの授業時数を定めたり、配当したりするにあたっては、児童の負担過重にならないように考慮すること。

イ 特別教育活動および学校行事等については、それらに充てる授業時数は定められていない

が、年間、学期、月または週ごとに適切な授業時数を配当するようにすることが望ましいこと。

なお、この場合、それらの実施によって、各教科および道徳に充てる授業時数が上掲（１）の表に示された最低授業時数を下らないようにすること。

ウ 各教科および道徳についての各学年の授業は、年間 35 週以上にわたって行うように計画すること。

エ 各教科および道徳についての 1 週間の時間割を作成するにあたっては、上掲（１）の表のうち、かっこ内に示した週当りの平均授業時数を参照し、季節およびその他の事情を考慮し、調和的、能率的な指導を行いうるようにすること。

オ 各教科および道徳の授業の 1 単位時間は、45 分とすることが望ましいこと。季節およびその他の事情により、授業の 1 単位時間を 45 分未満とする場合は、当該学年において、上掲（１）の表に示す授業時数を下らないようにすること。

なお、授業の 1 単位時間には、教室を移動したり、休憩したりするのに要する時間を含まないものとする。

カ 第 1 学年および第 2 学年においては、一部の各教科について、合わせて授業を行うことができることとなっている（規則第 25 条の 2 第 2 項）。この場合、目標、内容、授業時数等は、それぞれの教科に示されたものを充足するように配慮しなければならないこと。

3 特 例

（１） 私立の小学校においては、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等のほか、宗教を加えて教育課程を編成することができ、この場合は、宗教をもって道徳に代えることができることとなっている（規則第 24 条第 2 項）。また、宗教の時間と道徳の時間とを合わせて設けている小学校にあっては、宗教の授業時数をもって道徳の授業時数の一部に代えることができることとなっている（規則第 24 条の 2 別表第 1 備考第 3 号）。

（２） 複式学級において、特に必要がある場合は、各教科について所定の年間最低授業時数を変更し、または、各教科の目標の達成に支障のない範囲において各教科についての学年別の順序によらないことができることとなっている（規則第 25 条の 2 第 1 項）。なお、道徳については、年間最低授業時数を変更することはできない。

（３） 特殊学級の教育課程については、児童の実態に即応し、特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成し実施することができることとなっている（規則第 73 条の 12 第 1 項）。

（４） 非常変災、伝染病等により、臨時に授業を行わない場合で、その年間に所定の授業時数を補うことができないようなやむを得ない事情があるときは、年間の最低授業時数を下ることができることとなっている（規則第 24 条の 2 第 2 項）。

（５） 上記 2（４）の力ならびに 3 の（２）、（３）および（４）の場合は、当該小学校の設置者は、市町村立の小学校にあっては都道府県教育委員会に、私立の小学校にあっては都道府県知事に届け出なければならぬこととなっている（規則第 24 条の 2 第 2 項、第 25 条の 2 第 3 項および第 73 条の 12 第 2 項）。なお、2（４）の力ならびに 3 の（２）および（３）の場合にあっては、あらかじめ届け出なければならぬこととなっていることに特に留意する必要がある。また、国立の小学校にあっては文部大臣に届け出るものとする。

第 2 指導計画作成および指導の一般方針

1 学校においては、下記の事項に留意して、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画作成するとともに、発展的、系統的な指導を行

うことができるようにしなければならない。

(1) 各教科, 道徳, 特別教育活動および学校行事等について, 第2章以下に示すところに基き, 地域や学校の実態を考慮し, 児童の経験に即応して, 具体的な指導の目標を明確にし, 実際に指導する事項を選定し, 配列して, 効果的な指導を行うようにすること。

(2) 第2章に示す各教科の内容に関する事項は, 特に示す場合を除き, いずれの学校においても取扱うことを必要とするものである。各学校において, 特に必要と認められる場合には, 第2章に示していない事項を加えて指導することをさまたげるものではない。しかし, いたずらに指導する事項を多くしたり, 程度の高い事項を取扱ったりして, 学年別の目標や内容の趣旨を逸脱し, または児童の負担過重とならないよう慎重に配慮すること。

(3) 第2章に示す各教科の学年別の内容に掲げる事項の順序は, そのまま指導の順序を示すものではない。各学校においては, 各事項のまとめ方や順序をくふうして指導するようにすること。

(4) 保健に関する事項の指導は, 各教科, 道徳, 特別教育活動および学校行事等の教育活動全体を通じて行うものとする。

(5) 政治および宗教に関する事項の取扱については, それぞれ教育基本法第8条および第9条の規定に基き, 適切に行うように配慮しなければならないこと。

(6) 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は, その児童の心身の状況に適合するように課さなければならないこととなっている(規則第26条)。各学校においては, このような児童については特別な配慮をしなければならないこと。

2 各教科, 道徳, 特別教育活動および学校行事等の指導を能率的, 効果的にするためには, 下記の事項について留意する必要がある。

(1) 児童の発達段階や経験をよく理解すること。

(2) 学習の目標を児童にじゅうぶんはあくさせること。

(3) 児童の興味や関心を重んじ, 自主的, 自発的な学習をするように導くこと。

(4) 児童の個人差に留意して指導し, それぞれの児童の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。

(5) 学級における好ましい人間関係を育て, 教室内外の整とんや美化に努めるなど学習環境を整えるようにすること。

(6) 教科書その他の教材, 教具などについて常に研究し, その活用に努めること。また, 学校図書館の資料や視聴覚教材等については, これを精選して活用するようにすること。

(7) 指導の成果を絶えず評価し, 指導の改善に努めること。

第3 道徳教育

学校における道徳教育は, 本来, 学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって, 道徳の時間はもちろん, 各教科, 特別教育活動および学校行事等学校教育のあらゆる機会に, 道徳性を高める指導が行われなければならない。

道徳教育の目標は, 教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く。すなわち, 人間尊重の精神を一貫して失わず, この精神を, 家庭, 学校, その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし, 個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め, 進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

道徳の時間においては, 各教科, 特別教育活動および学校行事等における道徳教育と密接な関連を保ちながら, これを補充し, 深化し, 統合し, またはこれとの交流を図り, 児童の望ましい道徳的習慣,

心情，判断力を養い，社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め，道徳的実践力の向上を図るように指導するものとする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕 より

第 1 教育課程の編成

1 一般方針

中学校の教育課程は，必修教科，選択教科，道徳，特別教育活動および学校行事等によって編成するものとする事となっており，必修教科は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術・保健体育および技術・家庭の各教科，選択教科は外国語，農業，工業，商業，水産，家庭，数学，音楽および美術の各教科となっている(学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第 53 条)。

各学校においては，教育基本法，学校教育法および同法施行規則，中学校学習指導要領，教育委員会規則等に示すところに従い，地域や学校の実態を考慮し，生徒の発達段階や経験に即応して，適切な教育課程を編成するものとする。

2 授業時数の配当

(1) 中学校の各学年における必修教科および選択教科(以下「各教科」という。)，道徳ならびに特別教育活動のうちの学級活動(以下「学級活動」という。)の授業時数については，次の表のように定められている(規則第 54 条)。

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
必 修 教 科	国 語	175(5)	140(4)	175(5)
	社 会	140(4)	175(5)	140(4)
	数 学	140(4)	140(4)	105(3)
	理 科	140(4)	140(4)	140(4)
	音 楽	70(2)	70(2)	35(1)
	美 術	70(2)	35(1)	35(1)
	保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
	技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
選 択 教 科	外 国 語	105(3)	105(3)	105(3)
	農 業	70(2)	70(2)	70(2)
	工 業	70(2)	70(2)	70(2)
	商 業	70(2)	70(2)	70(2)
	水 産	70(2)	70(2)	70(2)
	家 庭	70(2)	70(2)	70(2)
	数 学			70(2)
	音 楽	35(1)	35(1)	35(1)
	美 術	35(1)	35(1)	35(1)
道 徳	35(1)	35(1)	35(1)	
特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)	

(2) 上掲(1)の表に示された授業時数は、年間の最低授業時数であるから、各学校においては、下記「4特例」に示す場合を除き、この表に示す授業時数を下ってはならないこととなっている(規則第54条)。

(3) 上掲(1)の表において、授業時数の1単位時間は50分となっており、カッコ内の授業時数は年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数である。

(4) 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等に授業時数を配当するにあたっては、下記の事項に注意する必要がある。

ア 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の年間の総授業時数ならびに各教科、道徳および特別教育活動のそれぞれの年間の最高授業時数は定められていないが、これらの授業時数を定めたり、配当したりするにあたっては、生徒の負担過重にならないように考慮すること。

イ 特別教育活動のうちの生徒会活動、クラブ活動などや学校行事等については、それらに充てる授業時数は定められていないが、年間、学期、月または週ごとに適切な授業時数を配当するようにすることが望ましいこと。

なお、この場合、それらの実施によって、各教科、道徳、および学級活動に充てる授業時数が上掲(1)の表に示された最低授業時数を下らないようにすること。

ウ 各教科、道徳および学級活動についての各学年の授業は、年間35週以上にわたって行うように計画すること。

エ 各教科、道徳および学級活動に充てる週当たり授業時数の計は、同一学年のすべての生徒について同一とすること。

オ 各教科、道徳および特別教育活動についての1週間の時間割を作成するにあたっては、上掲(1)の表のうち、カッコ内に示した週当たりの平均授業時数を参照し、季節およびその他の事情を考慮し、調和的、能率的な指導を行いうるようにすること。

カ 各教科、道徳および学級活動の授業の1単位時間は、50分とすることが望ましいこと。季節およびその他の事情により、授業の1単位時間を50分未満として授業を行う場合においても、当該学年において上掲(1)の表に示す授業時数を下らないようにすること。

なお、授業の1単位時間には、教室を移動したり、休憩したりするのに要する時間を含めないものとする。

キ 各学年における各教科、道徳および学級活動の授業時数の計は、1120単位時間を下ってはならないこととなっている。第2学年および第3学年にあっては、必修教科、選択教科、道徳および学級活動の最低授業時数をとる場合には、これらの計が1120単位時間には達しないようになっているが(規則第54条別表第2、同表備考第3号および第4号イ)、各学校においては、その実情に即応して、各教科、道徳または学級活動のうち必要と思われるものに授業時数を増して配当し、これらの計が、所定の1120単位時間以上となるようにしなければならないこと。

3 選択教科の運営

選択教科は、土地の状況ならびに生徒の進路および特性を考慮して設けるものとし(規則第53条第3項)、その際下記によるものとする。

(1) 選択教科の授業時数については、次のとおりとなっている(規則第54条別表第2および同表備考第4号)。

ア 学校は、毎学年1以上の選択教科について105単位時間以上を生徒に履修させなければならないこととなっており、このうち、少なくともいずれか1の教科の授業時数は、70単位時間以上(外国語にあっては105単位時間以上)でなければならないこととなっていること。

イ 上記アによって 70 単位時間以上履修する選択教科のほかに、農業、工業、商業、水産または家庭(以下「職業に関する教科」という。)のうち 1 以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、上掲 2 の(1)の表に示されている授業時数にかかわらず、それぞれ 35 単位時間とすることができることとなっていること。

(2) 学校は、個々の生徒について、その進路、特性等をじゅうぶん考慮し、それぞれの生徒に適した選択教科を選択させて履修させるように指導しなければならない。

(3) 選択教科のうち外国語については、英語、ドイツ語、フランス語その他の現代の外国語のうちいずれか 1 か国語を履修させることを原則とし、第 1 学年から履修させることが望ましい。

なお、進路、特性等により外国語を深く学習しようとする生徒に対しては、第 3 学年において、これを 175 単位時間以上履修させることが望ましい。

(4) 進路、特性等により数学をさらに深く学習しようとする生徒に対しては、第 3 学年において、選択教科の数学を履修させることが望ましい。

(5) 第 3 学年において、進路、特性等により職業に関する教科を学習しようとする生徒に対しては、地域や学校の実態と生徒の必要とに応じ、職業に関する教科について、140 単位時間以上履修させることが望ましい。

(6) 選択教科の音楽または美術については、生徒の進路、特性等に応じて履修できるようにすることが望ましい。

4 特 例

(1) 私立の中学校においては、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等のほか、宗教を加えて教育課程を編成することができ、この場合は、宗教をもって道徳に代えることができることとなっている(規則第 55 条で準用する第 24 条第 2 項)。また、宗教の時間と道徳の時間とをあわせて設けている中学校にあっては、宗教の授業時数をもって道徳の授業時数の一部に代えることができることとなっている(規則第 24 条の 2 別表第 1 備考第 3 号の 3 かっこ書き)。

(2) 複式学級において、特に必要がある場合は、各教科について所定の年間最低授業時数を変更し、または各教科の目標の達成に支障のない範囲において各教科についての学年別の順序によらないことができることとなっている(規則第 55 条で準用する第 25 条の 2 第 1 項)。

なお、道徳および学級活動については、年間最低授業時数を変更することはできない。

(3) 特殊学級の教育課程については、生徒の実態に即応し、特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成し、実施することができることとなっている(規則第 73 条の 12 第 1 項)。

(4) 非常変災、伝染病等により、臨時に授業を行わない場合で、その年間に所定の授業時数を補うことができないようなやむを得ない事情があるときは、年間の最低授業時数を下ることができることとなっている(規則第 55 条で準用する第 24 条の 2 第 2 項)。

(5) 上記(2)、(3)および(4)の場合は、当該中学校の設置者は、市町村の中学校にあっては都道府県教育委員会に、私立の中学校にあっては都道府県知事に届け出なければならないこととなっている(規則第 55 条で準用する第 24 条の 2 第 2 項および第 25 条の 2 第 3 項ならびに第 73 条の 12 第 2 項)。なお、(2)および(3)の場合にあっては、あらかじめ届け出なければならないことになっていることに特に留意する必要がある。また、国立の中学校にあっては、文部大臣に届け出るものとする。

第 2 指導計画作成および指導の一般方針

1 学校においては、下記の事項に留意して、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について

は、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画を作成するとともに、発展的、系統的な指導を行うことができるようにしなければならない。

(1) 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、第2章以下に示すところに基き、地域や学校の実態を考慮し、生徒の経験に即応して、具体的な指導の目標を明確にし、実際に指導する事項を選定し、配列して、効果的な指導を行うようにすること。

(2) 第2章に示す各教科(職業に関する教科を除く。)の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことを必要とするものである。各学校において特に必要と認められる場合には、第2章に示していない事項を加えて指導することをさまたげるものではない。しかし、いたずらに、指導する事項を多くしたり、程度の高い事項を取り扱ったりして、学年別の目標や内容の趣旨を逸脱し、または生徒の負担過重とならないよう慎重に配慮すること。

(3) 職業に関する教科については、下記の事項に留意して指導計画を作成し、職業生活または家庭生活に関する基礎的な知識と技能を習得させるようにするものとする。

ア 1の教科を履修させる場合においては、第2章に示された当該教科の内容を標準とすること。

イ 土地の状況や学校の事情などに即応し、第2章に示されていない内容についても指導することができること。

ウ 授業時数や土地の状況、学校の事情などに即応して、第2章に示した当該教科の内容のいずれかに重点をおいて指導することもできること。

エ 2以上の教科を履修させる場合においては、その指導する事項について相互に密接な関連を図るようにすること。

(4) 第2章に示す各教科の学年別の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、そのまま指導の順序を示すものではない。各学校においては、各事項のまとめ方や順序をくふうして指導するようにすること。

(5) 政治および宗教に関する事項の取扱については、それぞれ教育基本法第8条および第9条の規定に基き、適切に行うように配慮しなければならないこと。

(6) 生徒が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その生徒の心身の状況に適合するように課さなければならないこととなっている(規則第55条で準用する第26条)。各学校においては、このような生徒については特別な配慮をしなければならないこと。

(7) 第2章第2節社会「第3指導計画作成および学習指導の方針」の7に示す特例については、これを実施しようとする場合は、公立の中学校にあっては市町村の教育委員会に、私立の中学校にあっては都道府県知事に、国立の中学校にあっては文部大臣にあらかじめ届け出るものとする。

2 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の指導を能率的、効果的にするためには、下記の事項について留意する必要がある。

(1) 生徒の発達段階や経験をよく理解しておくこと。

(2) 学習の目標を生徒にじゅうぶんはあくさせること。

(3) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように導くこと。

(4) 生徒の個人差に留意して指導し、それぞれの生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。

(5) 学級における好ましい人間関係を育て、教室内外の整とんや美化に努めるなど学習環境を整えるようにすること。

(6) 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。また、学校図書館の資料や視聴覚教材等については、これを精選して活用するようにすること。

(7) 指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

第3 道徳教育

学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科、特別教育活動および学校行事等学校教育のあらゆる機会に、道徳性を高める指導が行われなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く。すなわち、人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造、民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

道徳の時間においては、各教科、特別教育活動および学校行事等における道徳教育と密接な関連を保ちながら、これを補充し、深化し、統合し、またはこれとの交流を図り、生徒の望ましい道徳的習慣、心情、判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道徳的実践力の向上を図るように指導するものとする。

道徳の時間における指導は、学級担任の教師が担当することを原則とする。

第 1 教育課程一般

1 学校においては、法令およびこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を旨とし、地域や学校の実態および児童の心身の発達段階と特性をじゅうぶん考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

2 第 2 章以下に示す国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科（以下「各教科」という。）、道徳ならびに特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えてもさしつかえないが、その場合には、第 2 章以下に示している各教科の各学年の目標ならびに道徳および特別活動の目標やこれらの内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となることのないようにしなければならない。

3 学校において特に必要がある場合には、数学年の児童で編成する学級について、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科についての学年別の順序によらないことができる。

4 学校においては、各教科、道徳および特別活動について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成し、発展的、系統的な指導を行なうものとする。

5 第 2 章に示す各教科の各学年の内容に掲げる事項の順序は、指導の順序を示すものではないので、学校においては、各事項のまとめ方や順序にくふうを加え、効果的な指導を行なうものとする。

6 第 2 章以下に示す各教科、道徳および特別活動の内容に関する事項の指導に当たっては、特に示す場合のほか、それぞれの目標および内容の趣旨を逸脱しない範囲内で、児童の実態を考慮して、重点のおき方に適切なくふうを加え、指導の効果を高めるように努めるものとする。

7 授業時数については、次の事項について配慮するものとする。

(1) 授業は年間 240 日以上行なうように計画し、各教科、道徳および特別活動の授業時数が適切に確保されるようにすること。

(2) 各教科および道徳の授業は、年間 35 週（第 1 学年においては 34 週）以上にわたって行なうように計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重となることのないようにすること。

(3) 特別活動については、その内容に応じ、年間、学期、月または週ごとに適切な授業時数を配当するようにすること。

(4) 各教科および道徳のそれぞれの授業の 1 単位時間は、45 分を常例とするが、40 分とすることも考慮し、学校や児童の実態に即して適切に定めること。

8 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

(1) 児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように指導すること。

(2) 教師と児童および児童相互の人間関係を深めるとともに、日常生活の基本的行動様式の指導の徹底を図ること。

(3) 教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること。

なお、学校の実態に即して視聴覚教材を適切に選択し、活用して、指導の効果を高めること。

(4) 指導の効率を高めるため、教師の特性を生かすとともに、教師の協力的な指導がなされるようにくふうすること。

(5) 指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

- (6) 学業不振の児童については、特別の配慮のもとに指導を行なうこと。
- (7) 心身に障害のある児童については、児童の実態に即した適切な指導を行なうこと。

第2 道徳教育

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行なうことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科および特別活動においても、それぞれの特質に応ずる適切な指導を行なわなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活のなかに生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

第3 体育

健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする。特に、体力の向上については、体育科の時間はもちろん、特別活動においても、じゅうぶん指導するよう配慮しなければならない。

中学校学習指導要領 文部省告示第199号〔昭和44年4月14日(1969年)告示〕
〔昭和47年4月1日(1972年)施行〕より

第1 教育課程一般

1 学校においては、法令およびこの章以下に示すところに従い、地域や学校の実態および生徒の心身の発達段階と特性をじゅうぶん考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

2 第2章以下に示す国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、農業、工業、商業、水産および家庭の各教科(以下「各教科」という。)、道徳ならびに特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えてもさしつかえないが、その場合には、第2章以下に示している各教科の各学年もしくは各分野の目標または道徳もしくは特別活動の目標やこれらの内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

3 学校において特に必要がある場合には、2以上の学年の生徒で編制する学級について、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科についての学年別の順序によらないことができる。

4 学校において特に必要がある場合には、学業不振のため通常の教育課程による学習が困難な生徒について、各教科の目標の趣旨をそこなわない範囲内で、各教科の各学年または各分野の目標および内容に関する事項の一部を欠くことができる。

5 学校においては、各教科(学校教育法施行規則第53条)に定めるその他特に必要な教科を含む。以下8において同じ。)道徳および特別活動について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成し、発展的、系統的な指導を行なうものとする。

なお、指導計画の作成に当たっては、この章ならびに第2章以下に示す各教科、道徳および特別活

動の指導計画の作成に関する事項にじゅうぶん留意するものとする。

6 第2章に示す各教科の各学年または各分野の内容に示す事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、各事項のまとめ方や順序にくふうを加え、効果的な指導を行なうものとする。

7 選択教科については、次の事項について配慮するものとする。

(1) 生徒に各学年1以上の選択教科を履修させるものとするが、その際、生徒の進路、特性等をじゅうぶん考慮し、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させること。

(2) 外国語については、英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語のうちいずれか1か国語を履修させることを原則とし、第1学年から履修させるようにすること。

(3) 農業、工業、商業、水産、家庭およびその他特に必要な教科については、主として第3学年において履修させるものとするが、地域や学校の実態および生徒の必要に応じて第1学年から履修させることができること。

8 授業時数については、次の事項について配慮するものとする。

(1) 授業は年間240日以上行なうように計画し、各教科、道徳および特別活動の授業時数が適切に確保されるようにするとともに過当たりの授業時数が生徒の負担過重とならないようにすること。

(2) 各教科および道徳の授業は、年間35週以上にわたって行なうように計画すること。

(3) 特別活動(学級指導(学校給食を除く。)、クラブ活動および学級会活動に限る。以下(4)において同じ。)の授業は、年間35週以上にわたって行なうように計画し、その他の特別活動の授業については、その内容に応じ、年間、学期または月ごとなどに適切な授業時数を配当するようにすること。

(4) 各教科、道徳および特別活動のそれぞれの授業の1単位時間は50分を常例とするが、45分とすることも考慮し、学校や生徒の実態に即して適切に定めること。

9 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

(1) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように指導すること。

(2) 個々の生徒の能力・適性等の的確な把握に努め、その伸長を図るように指導するとともに、適切な進路の指導を行なうようにすること。

(3) 教師と生徒および生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒指導の充実を図ること。

(4) 学校生活全体における言語環境を整え、生徒の言語活動が適正に行なわれるように努めること。

(5) 教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること。

なお、学校の実態に即して視聴覚教材を適切に選択し、活用して、指導の効果を高めること。

(6) 指導の効率を高めるため、教師の特性を生かすとともに、教師の協力的な指導がなされるようにくふうすること。

(7) 指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

(8) 心身に障害のある生徒については、生徒の実態に即した適切な指導を行なうこと。

第2 道徳教育

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行なうことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科および特別活動においても、それぞれの特質に応ずる適切な指導を行なわなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

第3 体 育

健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする。特に、体力の向上については、保健体育科の時間はもちろん、特別活動においても、じゅうぶん指導するよう配慮しなければならない。

小学校学習指導要領 文部省告示第 155 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 55 年 4 月 1 日（1980 年）施行〕 より

1 学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階と特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応ずる適切な指導を行わなければならない。

学校において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活の基本的行動様式をはじめとする道徳的実践の指導を徹底するよう配慮しなければならない。

3 学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康・安全の保持増進については、体育科の時間はもちろん、特別活動などにおいても十分指導するように努めるとともに、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるよう配慮しなければならない。

4 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えても差し支えないが、その場合には、第 2 章以下に示す各教科の各学年の目標並びに道徳及び特別活動の目標やこれらの内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となることのないようにしなければならない。

5 学校において特に必要がある場合には、2 以上の学年の児童で編制する学級について、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科についての学年別の順序によらないことができる。

6 授業時数については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 各教科、道徳及び特別活動(学級会活動、クラブ活動及び学級指導(学校給食に係るものを除く。))に限る。(2)において同じ。)の授業は、年間 35 週(第 1 学年については 34 週)以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重とならないようにすること。なお、その際、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めること。

(2) 各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業の 1 単位時間は、45 分を常例とするが、学校や児童の実態に即して適切に定めること。

(3) 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事の授業については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を配当するようにすること。

7 学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科、道徳及び特別活動について、相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

なお、低学年においては、合科的な指導が十分できるようにすること。

(2) 第 2 章に示す各教科の各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、各事項のまとめ方、順序及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

8 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校生活全体における言語環境を整え，児童の言語活動が適正に行われるように努めること。
- (2) 視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館を計画的に利用すること。
- (3) 学習の遅れがちな児童，心身に障害のある児童などについては，児童の実態に即した適切な指導を行うこと。
- (4) 指導の成果を絶えず評価し，指導の改善に努めること。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕 より

1 学校においては，法令及びこの章以下に示すところに従い，生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階と特性を十分に考慮して，適切な教育課程を編成するものとする。

2 学校における道德教育は，学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって，道德の時間はもちろん，各教科及び特別活動においても，それぞれの特質に応ずる適切な指導を行わなければならない。

学校において道德教育を進めるに当たっては，教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活の基本的行動様式をはじめとする道徳的実践の指導を徹底するよう配慮しなければならない。

3 学校における体育に関する指導は，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，体力の向上及び健康・安全の保持増進については，保健体育科の時間はもちろん，特別活動などにおいても十分指導するように努めるとともに，それらの指導を通して，日常生活における適切な体育的実践の活動の実践が促されるよう配慮しなければならない。

4 第 2 章以下に示す各教科，道德及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には，第 2 章以下に示していない内容を加えても差し支えないが，その場合には，第 2 章以下に示す各教科の各学年，各分野若しくは各領域の目標又は道德若しくは特別活動の目標やこれらの内容の趣旨を逸脱したり，生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

5 学校において特に必要がある場合には，2 以上の学年の生徒で編制する学級について，各教科の目標の達成に支障のない範囲内で，各教科についての学年別の順序によらないことができる。

6 選択教科については，次のとおり取り扱うものとする。

(1) 生徒に各学年 1 以上の選択教科を履修させるものとするが，その際，生徒の進路，特性などを十分考慮し，それぞれの生徒に適した選択教科を履修させること。

(2) 第 1 学年及び第 2 学年においては，外国語又は第 2 章第 10 節に示すその他特に必要な教科のうちから，第 3 学年においては，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，外国語又は第 2 章第 10 節に示すその他特に必要な教科のうちから履修させること。

(3) 外国語については，英語，ドイツ語，フランス語その他の外国語のうちいずれか 1 か国語を履修させることを原則とし，第 1 学年から履修させるようにすること。

7 授業時数については，次のとおり取り扱うものとする。

(1) 各教科，道德及び特別活動(学級会活動，クラブ活動及び学級指導(学校給食に係るものを除

く。)に限る。(2)において同じ。)の授業は、年間 35 週以上にわたって行うように計画し、過当たりの授業時数が生徒の負担過重とならないようにすること。なお、その際、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めること。

(2) 各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業の1単位時間は、50分を常例とするが、学校や生徒の実態に即して適切に定めること。

(3) 特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事の授業については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を配当するようにすること。

8 学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意を生かし全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科、道徳及び特別活動について、相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

(2) 第2章に示す各教科の各学年、各分野又は各領域の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、各事項のまとめ方、順序及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

9 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校生活全体における言語環境を整え、生徒の言語活動が適正に行われるように努めること。

(2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の能力・適性等の的確な把握(はあく)に努め、その伸長を図るように指導するとともに、計画的、組織的に進路指導を行うようにすること。

(3) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒指導の充実を図ること。

(4) 視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館を計画的に利用すること。

(5) 学習の遅れがちな生徒、心身に障害のある生徒などについては、生徒の実態に即した適切な指導を行うこと

(6) 指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

第 1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいても十分行うよう努めることとし、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第 2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動（以下「各教科等」という。）の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えても差し支えないが、その場合には、第 2 章以下に示す各教科等及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

2 第 2 章以下に示す各教科等の学年別の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

3 学校において 2 以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

4 学年の目標を 2 学年まとめて示した教科については、学校において教育効果を高めるために必要がある場合には、当該学年間において、当該教科の内容について学年別の順序によらないことができる。

第 3 授業時数等の取扱い

1 各教科等（特別活動については、学級活動（学校給食に係るものを除く。）及びクラブ活動に限る。3において同じ。）の授業は、年間 35 週（第 1 学年については 34 週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重とならないようにするものとする。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事の授業については、それらの内容に応じ、年間、学

期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、45分を常例とし、学校や児童の実態に即して適切に定めるものとする。なお、各教科等の特質に応じ、指導方法の工夫によって教育効果を高めることができる場合には、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、適切な計画の下に授業の1単位時間を弾力的に運用することができる。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(2) 学年の目標を2学年まとめて示した教科については、当該学年間を見通して地域や学校及び児童の実態に応じた効果的な指導ができるようにすること。

(3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに、教材等の精選を図り、効果的な指導ができるようにすること。

(4) 低学年においては、児童の実態等を考慮し、合科的な指導が十分できるようにすること。

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校生活全体を通して、言語に対する意識や関心を高め、言語環境を整え、児童の言語活動が適正に行われるよう努めること。

(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を重視するとともに、児童の興味や関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(3) 教師と児童及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

(4) 各教科等の指導に当たっては、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童の実態等に応じ、個に応じた指導など指導方法の工夫改善に努めること。

(5) 学校の実態等に応じ、教師の特性を生かしたり、教師の協力的な指導を行ったりするなど指導体制の工夫改善に努めること。

(6) 心身に障害のある児童などについては、児童の実態に即した適切な指導を行うこと。

(7) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

(8) 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用に努めること。

(9) 指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行うとともに、学習意欲の向上に生かすよう努めること。

(10) 地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。

中学校学習指導要領 文部省告示第25号〔平成元年3月15日(1989年)告示〕
〔平成5年4月1日(1993年)施行〕より

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、特別活動などにおいても十分行うよう努めることとし、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動（以下「各教科等」という。）の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学位においても取り扱わなければならない。学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えても差し支えないが、その場合には、第2章以下に示す各教科等及び各学年、各分野又は各領域の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

2 第2章以下に示す各教科等及び各学年、各分野又は各領域の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

3 学位において2以上の学年の生徒で編成する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

第3 必修教科及び選択教科の取扱い

必修教科及び選択教科については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 学校においては、必修教科及び選択教科のそれぞれの特質を生かし効果的な指導が行えるよう、学校や生徒の実態を考慮して、これらの教科相互の関連を図りつつその授業時数及び指導内容を適切に定め、各教科等の全体的な指導計画を作成すること。

(2) 各教科のうち授業時数の標準として下限及び上限の時数を示したのものについては、下限の時数で履修しうる内容を示しているため、当該教科の授業時数については、このことを考慮して、各学年を見通した計画の下に、適切に定めるようにすること。

(3) 各選択教科（外国語を除く。第5において同じ。）の授業時数については、年間35単位時間の範囲内で当該選択教科の目的を達成するために必要な時数を各学校において適切に定めること。

(4) 外国語の授業時数については、第2学年及び第3学年において、生徒すべてに履修させ

るものとして学校で定めた授業時数を超えて更に履修を希望する生徒に履修させる授業時数（以下この項において「選択履修に係る授業時数」という。）を設定することができること。この場合、生徒すべてに履修させるものとして学校で定めた授業時数と選択履修に係る授業時数との合計は、外国語の授業時数の範囲内となるようにすること。なお、選択履修に係る授業時数を設定した部分の取扱いについては、この章に定める外国語以外の選択教科の取扱い（第4の(1)を除く。）に準ずること。

第4 選択教科の履修の取扱い

選択教科の履修については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 生徒に履修させる選択教科の数は、第1学年及び第2学年においては1以上、第3学年においては2以上とし、生徒の特性等を十分考慮して、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させること。
- (2) 各学年における選択教科の種類は、第1学年においては外国語又は第2章第10節に示すその他特に必要な教科、第2学年においては音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語又は第2章第10節に示すその他特に必要な教科、第3学年においては第2章に示す各教科とし、これらのうちから履修させること。
- (3) 外国語については、英語、ドイツ語、フランス語又はその他の外国語のうちいずれか1か国語を履修させることを原則とし、第1学年から履修させるようにすること。

第5 授業時数等の取扱い

授業時数については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 各教科等（特別活動については、学級活動（学校給食に係るものを除く。（3）について同じ。）に限る。）の授業は年間35週以上にわたって行うように計画すること。ただし、選択教科の授業については、学校において特に必要がある場合には、適切な計画の下に35週を下回って行うことができること。いずれの場合にあっても、週当たりの授業時数が生徒の負担過重とならないようにすること。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めること。
- (2) 特別活動の授業のうち、クラブ活動については、学校や生徒の実態等を考慮して、年間を通じて計画的に行うようにすること。また、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるようにすること。
- (3) 各教科等（特別活動については、学級活動及びクラブ活動に限る。）のそれぞれの授業の1単位時間は、50分を常例とし、学校や生徒の実態に即して適切に定めること。なお、各教科等の特質に応じ、指導方法の工夫によって教育効果を高めることができる場合には、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、適切な計画の下に授業の1単位時間を弾力的に運用することができること。

第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- (2) 各教科の各学年、各分野又は各領域の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに、教材等の精選を図り、効果的な指導ができるようにすること。

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 学校生活全体を通して、言語に対する意識や関心を高め、言語環境を整え、生徒の言語活動が適正に行われるよう努めること。
 - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を重視するとともに、生徒の興味や関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
 - (3) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
 - (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通し、計画的、組織的な進路指導を行うこと。
 - (5) 各教科等の指導に当たっては、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒の実態等に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導方法の工夫改善に努めること。
 - (6) 学校の実態等に応じ、教師間の連携協力を密にするなど指導体制の工夫改善に努めること。
 - (7) 心身に障害のある生徒などについては、生徒の実態に即した適切な指導を行うこと。
 - (8) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
 - (9) 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用に努めること。
 - (10) 指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行うとともに、学習意欲の向上に生かすよう努めること。
 - (11) 地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を探めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

第 1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏（い）敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第 2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが、その場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

2 第 2 章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

3 学年の目標及び内容を 2 学年まとめて示した教科の内容は、2 学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2 学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、

いずれの学年においても指導したりするものとする。

4 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

第3 総合的な学習の時間の取扱い

1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

(1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

3 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

4 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。

5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

(2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

(3) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。

第4 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

4 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。

第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

(3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに、教材等の精選を図り、効果的な指導ができるようにすること。

(4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校生活全体を通して、言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、児童の言語活動が適正に行われるようにすること。

(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

(4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。

(5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

(6) 障害のある児童などについては、児童の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

(7) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

(8) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(9) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

(10) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

(11) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

第 1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏（い）敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第 2 必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い

1 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが、その場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

2 第 2 章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

3 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

第3 選択教科の内容等の取扱い

1 各学校においては、学校や生徒の実態を考慮し、必修教科や総合的な学習の時間などとの関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め、選択教科の指導計画を作成するものとする。

2 選択教科の内容については、第2章の各教科に示すように課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

3 生徒に履修させる選択教科の数は、第2学年においては1以上、第3学年においては2以上とし、生徒の特性等を十分考慮して、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させるものとする。

4 各学校において開設することができる選択教科の種類は、各学年とも第2章に示す各教科とする。

5 各選択教科の授業時数は、第1学年については年間30単位時間の範囲内、第2学年及び第3学年については年間70単位時間の範囲内で当該選択教科の目的を達成するために必要な時数を各学校において適切に定めるものとする。

第4 総合的な学習の時間の取扱い

1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

(1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

3 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

4 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。

5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

(2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

第5 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。ただし、1及び

3 において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間 35 週以上にわたって行うよう計画し、過当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

第 6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(2) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに、教材等の精選を図り、効果的な指導ができるようにすること。

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校生活全体を通して、言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、生徒の言語活動が適正に行われるようにすること。

(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

(4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

(5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

(7) 障害のある生徒などについては、生徒の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

(8) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。

(9) 各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や

教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

(11) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに，指導の過程や成果を評価し，指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

(12) 開かれた学校づくりを進めるため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また，中学校間や小学校，高等学校，盲学校，聾（ろう）学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

小学校、中学校の学習指導要領の一部改正等について

平成 10 年 12 月 14 日に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領は，平成 15 年 12 月 26 日に一部改正された。以下は改正前と改正後の新旧対応表である。

小学校学習指導要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 内容等の取扱いに関する共通的事項 <u>1</u> 第 2 章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。 <u>2</u> 学校において特に必要がある場合には，第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第 2 章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童の負担過重となったりすることのないようにしなければな	第 2 内容等の取扱いに関する共通的事項 <u>1</u> 第 2 章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。 学校において特に必要がある場合には，第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが，その場合には，第 2 章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

<p>らない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第3 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</u></p> <p>3 各学校においては、<u>1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め</u>、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。</p> <p><u>4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(1) 目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって</u></p>	<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第3 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 各学校においては、<u>2に示すねらいを踏まえ</u>、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって</u></p>
--	---

<p>指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。</p> <p>(4) <u>学校図書館の活用,他の学校との連携,公民館,図書館,博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携,地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 以上のほか,次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 各教科等の指導に当たっては,児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう,学校や児童の実態に応じ,個別指導やグループ別指導,繰り返し指導,<u>学習内容の習熟の程度に応じた指導,児童の興味・関心等に応じた課題学習,補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導,教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し,個に応じた指導の充実を図ること。</u></p> <p>(6)~(11) (略)</p>	<p>指導に当たるなどの指導体制,<u>地域の教材や学習環境の積極的な活用など</u>について工夫すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 以上のほか,次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 各教科等の指導に当たっては,児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう,学校や児童の実態に応じ,個別指導やグループ別指導,繰り返し指導,教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し,個に応じた指導の充実を図ること。</p> <p>(6)~(11) (略)</p>
---	---

中学校学習指導要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2 必修教科，道徳及び特別活動の内容等の取扱い</p> <p>1 第2章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，<u>第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年，各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり，生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては，次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 各教科，道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け，学習や生活において生かし，それらが総合的に働くようにすること。</u></p> <p>3 各学校においては，1及び2に示す趣</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2 必修教科，道徳及び特別活動の内容等の取扱い</p> <p>1 第2章以下に示す各教科，道徳及び特別活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが，<u>その場合には，第2章以下に示す各教科，道徳，特別活動及び各学年，各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり，生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間においては，次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p><u>旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。</u></p> <p><u>4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(1) 目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。</u></p> <p><u>(4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。</u></p> <p>第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p>	<p>3 各学校においては、<u>2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。</u></p> <p>第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p>
--	---

<p>(6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、<u>生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導</u>、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。</p> <p>(7)～(12) (略)</p>
---	--

4 各教科等の目標の変遷

< 国語 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <p>1 日常生活に必要な国語の能力を養い，思考力を伸ばし，心情を豊かにして，言語生活の向上を図る。</p> <p>2 経験を広め，知識や情報を求め，また，楽しみを得るために，正しく話を聞き文章を読む態度や技能を養う。</p> <p>3 経験したこと，感じたこと，考えたことをまとめ，また，人に伝えるために，正しくわかりやすく話をし文章に書く態度や技能を養う。</p> <p>4 聞き話し読み書く能力をいっそう確実にするために，国語に対する関心や自覚をもつようにする。</p> <p>上に掲げた国語科の目標 1 は，国語料において指導すべき総括的な目標である。目標 2 および 3 は，国語料において具体的に指導すべき聞くこと，読むこと，話すことおよび書くことの活動について，その目標を掲げたものであるが，これらの指導にあたっては，常に目標 1 の達成を目ざすとともに，目標 4 との関連を考慮して行わなければならない。</p> <p>次に示す各学年の目標は，教科の目標を根底におき，内容において示した指導すべき事項と合わせ，それぞれの学年の具体的な指導のねらいとなる。</p> <p>国語の指導は，国語科だけでなく，学校における教育活動の全体を通じて行われるものである。したがって，国語科の指導においては，他の教科，道徳，特別教育活動などにおける指導と密接に関連させて，国語の学習に関する基本的な事項を取り扱い，言語生活の向上を図るように努めなければならない。</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <p>1 生活に必要な国語の能力を高め，思考力を伸ばし，心情を豊かにして，言語生活の向上を図る。</p> <p>2 経験を広め，知識を求め，教養を高めるために，話を確実に聞き取り，文章を正確に読解し，あわせてこれらを鑑賞する態度や技能を身につけさせる。</p> <p>3 経験したこと，感じたこと，考えたことをまとめ，人に伝えるために，わかりやすく効果的に話し，正しく書写し，的確に文章に書き表わす態度や技能を身につけさせる。</p> <p>4 ことばのはたらきを理解させて，国語に対する関心や自覚を深め，国語を尊重する態度や習慣を養う。</p> <p>以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として国語科の目標をなすものである。2，3，4，について指導する場合には，常にその根底に 1 を考慮していなければならない。また，4 は，2，3 と関連づけて指導することが必要である。</p>

<p>昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校</p>	<p>昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示 生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。 このため、 1 国語で思考し創造する能力と態度を養う。 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。 3 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。 4 国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を愛護する態度を育てる。</p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示 生活に必要な国語の能力を高め、国語を尊重する態度を育てる。 このため、 1 国語によって思考し、理解し表現する能力と態度を養う。 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、考えを深め、心情を豊かにする。 3 国語による伝達を効果的にして社会生活を高める能力と態度を養う。 4 言語文化を享受し創造するための基礎的な能力と態度を育てる。 5 国語の特質を理解させ、言語感覚を豊かにし、国語を愛護してその向上を図る態度を養う。</p>
<p>昭和 52 年</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 国語を正確に理解し表現する能力を養うとともに、国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 国語を正確に理解し表現する能力を高めるとともに、国語に対する認識を深め、言語感覚を豊かにし、国語を尊重する態度を育てる。</p>
<p>平成元年</p>	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 国語を正確に理解し適切に表現する能力を育てるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 国語を正確に理解し適切に表現する能力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>
<p>平成 10 年</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。</p>

< 社会 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>1 具体的な社会生活の経験を通じて、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解させ、自主的、自律的な生活態度を養う。</p> <p>2 家庭・学校・市町村・国その他いろいろな社会集団につき、集団における人と人との相互関係や、集団と個人、集団と集団との関係について理解させ、社会生活に適応し、これを改善していく態度や能力、国際協調の精神などを養う。</p> <p>3 生産・消費・交通その他重要な社会機能やその相互の関係について基本的なことがらを理解させ、進んで社会的な協同活動に参加しようとする態度や能力を養う。</p> <p>4 人間生活が自然環境と密接な関係を持ち、それぞれの地域によって特色ある姿で営まれていることを、衣食住等の日常生活との関連において理解させ、これをもとに自然環境に対応した生活のくふうをしようとする態度、郷土や国土に対する愛情などを養う。</p> <p>5 人々の生活様式や社会的な制度・文化などのもつ意味と、それらが歴史的に形成されてきたことを考えさせ、先人の業績やすぐれた文化遺産を尊重する態度、正しい国民的自覚をもって国家や社会の発展に尽そうとする態度などを養う。</p> <p>上に掲げた社会科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、特に、社会科はわが国における民主主義の育成に対して重要な教育的役割をになう教科であるから、各学年における具体的な学習が、主として目標 2 から 5 までのいずれかにかかわる場合においても、つねにその指導の根底には目標 1 が考慮されなければならない。</p> <p>社会科は、社会生活に対する正しい理解を</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>1 自他の人格や個性を尊重することが社会生活の基本であることについての理解をいっそう深め、また民主主義の諸原則を理解させ、これを日常の生活に正しく生かしていく態度や能力を養う。</p> <p>2 人間生活と自然との関係、地域相互の関係を考えさせ、人々の生活には地域によって特色があることや、その底には共通な人間性が流れていることを理解させ、広い視野に立って、郷土や国土に対する愛情を育てる。</p> <p>3 われわれの社会生活は長い歴史的経過をたどって今日に及んでいること理解させ、歴史の発展における個人や集団の役割を考えさせ、よい伝統の継承や社会生活の進歩に対する責任感を養う。</p> <p>4 家族、村落、都市、国家その他の社会集団の機能や、それらにおける人間の相互関係、ならびにわが国の政治・経済の機構や機能を理解させるとともに、わが国が当面している諸問題に着目させ、社会生活に適応し、さらにこれを改善していこうとする積極的な態度や能力を養う。</p> <p>5 世界におけるわが国の立場を正しく理解させ、国民としての自覚を高め、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を養う。</p> <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として社会科の目標をなすものであり、主として 2、3 または 4 のいずれかにかかわる指導においても、常に 5 をあわせ考慮する必要がある、さらに、すべての指導の根底に、1 を考慮しておかなければならない。</p>

	<p>得させることによって、児童の道徳的判断力の基礎を養い、望ましい態度や心情の裏づけをしていくという役割をになっており、道徳教育について特に深い関係をもつものである。したがって、社会科の指導を通して育成される判断力が、道徳の時間において児童の道徳性についての自覚としていっそう深められ、この自覚がふたたび社会科における学習に生きてはたらくように指導することが望ましい。</p> <p>以下に示す各学年の目標は、次のような児童の発達段階に応じた社会科の特性を考慮して作成したものである。すなわち、低学年では、児童の日常生活における諸経験を整理、発展させながら、身近な社会生活をささえている人々の仕事や事物のはたらきなどに着目させ、これらの意味を正しく理解させることを通して、社会生活に対する正しい見方、考え方の基礎や集団の一員としての自主的、自律的な生活態度の芽ばえを育てることが重点であって、社会事象に対するあまり立ち入った解釈や批判をしいてもたせようとすることは適切ではない。学年が進むにつれ、ものごとを系統的に考える力や、社会事象相互の関係を追求したり、批判的に考える力などもしだいに発達してくるので、このような特性をじゅうぶん生かしながら、社会科の目標を有効に達成するように配慮したものである。</p>	
<p>昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校</p>	<p>昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示 社会生活についての正しい理解を深め、民主的な国家、社会の成員として必要な公的資質の基礎を養う。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭の役割、社会および国家のはたらきなどそれぞれの特質を具体的な社会機能と結びつけて正しく理解させ、家庭、社会および国家に対する愛情を育てるとともに、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを自覚させる。 2 さまざまな地域にみられる人間生活と自然環境との密接な関係、自然に対す 	<p>昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示 地理、歴史および政治・経済・社会などに関する学習を通して、社会生活についての理解と認識を養い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質の基礎をつちかう。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広い視野に立って、わが国土に対する認識とわが国の歴史に対する正しい理解を深め、その基礎の上に、わが国の公民としての基礎的教養をつちかうとともに個人の尊厳と人権の尊重が民主的な社会生活の基本であることを自覚させて、

	<p>る積極的なはたらきかけの重要性などについて理解させ、郷土や国土に対する愛情、国際理解の基礎などを養う。</p> <p>3 われわれの生活や日本の文化、伝統などはすべて歴史的に形成されてきたものであることを理解させ、わが国の歴史や伝統に対する理解と愛情を深め、正しい国民的自覚をもって国家や社会の発展に尽くそうとする態度を育てる。</p> <p>4 社会生活を正しく理解するための基礎的資料を活用する能力や社会現象を観察したりその意味について考える能力をのばし、正しい社会的判断力の基礎を養う。</p>	<p>国家・社会の進展に進んで寄与しようとする態度を養う。</p> <p>2 世界におけるわが国の役割を理解させて、国民としての自覚を高めるとともに、国際理解を深め、国際協調の精神を養い、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を育てる。</p> <p>3 経済・社会・文化などが急速に変化発展している日本や世界の現状に目を開かせ、さまざまな情報に対処し、確実な資料に基づいて公正に判断しようとする態度とそれに必要な能力の基礎をつちかう。</p>
昭和 52 年	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示</p> <p>社会生活についての基礎的理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示</p> <p>広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>
平成元年	<p>平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示</p> <p>社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>	<p>平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示</p> <p>広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示</p> <p>社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示</p> <p>広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p>

< 算数，数学 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理を理解させ，より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出すことができるようにする。 2 数量や図形に関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り目的に応じ，それらが的確かつ能率的に用いられるようにする。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解させ，具体的なことからや関係を，用語や記号を用いて，簡潔・明確に表わしたり考えたりすることができるようにする。 4 数量的なことがらや関係について，適切な見通しを立てたり筋道を立てて考えたりする能力を伸ばし，ものごとをいっそう自主的，合理的に処理することができるようにする。 5 数学的な考え方や処理のしかたを，進んで日常の生活に生かす態度を伸ばす。 <p>上に掲げた算数科の目標は，相互に密接な関連をもつものであり，算数科の指導においてたえず考慮すべきことがらを掲げたものであるが，特に，目標 5 は，目標 1，2，3 および 4 の指導を通して，児童の科学的な生活態度を育成することの必要を示したものである。</p> <p>次に示す各学年の目標においては，それぞれの学年で指導すべきおもな内容について，その学年としての指導のねらいを述べている。</p> <p>この各学年の目標を掲げるにあたっては，次の諸点を考慮した。</p> <p>低学年では，数量や図形に関する諸概念の理解に対して基礎となるような経験を与え，その後の学習に必要な基礎を作るようにすることを主要なねらいとした。中学年では，数量や図形についての基礎的な概念や原理を漸</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め，より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力を伸ばす。 2 数量や図形に関して，基礎的な知識の習得と，基礎的な技能の習熟を図り，それらを的確かつ能率的に活用できるようにする。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め，それらによって，数量や図形についての性質や関係を簡潔，明確に表現したり，思考を進めたりする能力を伸ばす。 4 ものごとを数学的にとらえ，その解決の見通しをつける能力を伸ばすとともに，確かな根拠から筋道を立てて考えていく能力や態度を養う。 5 数学が生活に役だつことや，数学と科学・技術との関係などを知らせ，数学を積極的に活用する態度を養う。 <p>以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として数学科の目標をなすものであるから，指導にあたっては，この点を常に考慮しなければならない。</p>

	<p>次明らかにし、数学的な考え方や処理のしかたをいかに確立していくことを主要なねらいとした。また、高学年では、中学校への発展も考え、小学校において学習した内容について一応のまとめりをつけるとともに、それらを実際の場において的確に用いることができるようにすることを主要なねらいとした。</p> <p>算数科においては、上記のことがらを考慮し、児童の学年的な発達に応じて、その内容を系統的に身につけさせるようにすることが必要である。</p>	
<p>昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校</p>	<p>昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示 日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育てる。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理を理解させ、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出すことができるようにする。 2 数量や図形に関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り、それらが的確かつ能率よく用いられるようにする。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解させ、それらを用いて、簡潔、明確に表わしたり考えたりすることができるようにする。 4 事象の考察に際して、数量的な観点から、適切な見通しをもち、筋道を立てて考えるとともに、目的に照して結果を検討し処理することができるようにする。 	<p>昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示 事象を数理的にとらえ、論理的に考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育成する。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力と態度を養う。 2 数量、図形などに関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用する能力を伸ばす。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それらによって数量、図形などについての性質や関係を簡潔、明確に表現し、思考を進める能力と態度を養う。 4 事象の考察に際して、適切な見通しをもち、論理的に思考する能力を伸ばすとともに、目的に応じて結果を検討し、処理する態度を養う。
<p>昭和 52 年</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示 数量や図形について基礎的な知識と技能を身につけ、日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考え、処理する能力と態度を育てる。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示 数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方についての能力を高めるとともに、それらを活用する態度を育てる。</p>

平成元年	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>数量や図形についての基礎的な知識と技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てるとともに、数理的な処理のよさが分かり、進んで生活に生かそうとする態度を育てる。</p>	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高めるとともに数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</p>
平成10年	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>数量や図形についての算数的活動を通して、基礎的な知識と技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てるとともに、活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活に生かそうとする態度を育てる。</p>	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさ、数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる。</p>

< 理科 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然に親しみ, その事物・現象について興味をもち, 事実を尊重し, 自然から直接学ぼうとする態度を養う。 2 自然の環境から問題を見だし, 事実に基き, 筋道を立てて考えたりくふう・処理したりする態度と技能を養う。 3 生活に関係の深い自然科学的な事実や基礎的原理を理解し, これをもとにして生活を合理化しようとする態度を養う。 4 自然と人間の生活との関係について理解を深め, 自然を愛護しようとする態度を養う。 <p>上に掲げた理科の目標は, 各項目相互に密接な関連をもつものであり, 次に示す各学年の目標は, 教科の目標の各項目それぞれについて, 学年的発展を明らかにして具体的に示したものである。なお, 各学年の目標の作成にあたっては, 次の諸点を考慮した。</p> <p>教科の目標 1 については, 低学年では, ごく身近な自然の事物・現象を見たり, 扱ったりさせることによって, 自然に親しむ態度を養うとともに, 事実に即したものの見方・考え方を育て, 主客未分化的な見方からはやく脱皮させるようにし, 学年が進むにつれて自然環境をしだいに広げ, 事物・現象の観察や処理を通して客観的なものの見方・考え方ができるようにする。目標 2 については, 低学年では自然の環境から疑問を見だし, これを解こうとしてそのしかたを考えたり, これを実際に行って確かめたりすることができるようにし, 学年が進むにつれてはっきりした問題をとらえ, これを分析したり総合したりして考察することに慣れさせ, 筋道の通った考え方でくふう・処理することができるようにする。目標 3 については, 低学年では, 自然の事物・現象についての観察を広め, その中から自然科学的な事実を意識するように</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然の事物や現象についての関心を高め, 真理を探究しようとする態度を養う。 2 自然の環境から問題をとらえ, 事実に基き, 筋道をたてて考えたり処理したりする能力を養い, また, 実験や観察に必要な機械器具を目的に応じて取り扱う技能を高める。 3 生活や産業の基礎となる自然科学的な事実や原理の理解を深め, これを活用する能力を伸ばし, さらに, 新しいものをつくり出そうとする態度を養う。 4 自然科学の進歩が生活を豊かにするのに役だつことを認識させ, 自然科学の成果や方法を生活の中に取り入れ, 生活を合理化しようとする態度を養う。 5 自然と人間生活との関係を認識させるとともに, 自然の保護利用に対する関心を高める。 <p>以上の目標の各項目は, 相互に密接な関連をもって理科の目標をなすものである。指導にあたっては, 特定の項目にのみ重点をおくことなく, 目標が全体として達成されるように考慮しなければならない。</p>

	<p>し、新しいことがらに出あったときに、これを前の経験と結びつけていけるようにする。学年が進むにつれて、多くの経験の中から自然科学的な事実や基礎的な原理を理解させ、生活に応用してこれを合理化しようとするようにする。目標4については、低学年では、飼育栽培から始め、生物を愛護するようにし、学年が進むにつれて、その気持を自然物一般に広げ、自然と人間の生活との関係を考慮し、自然の保護や利用のしかたについての関心を深め、自然科学の進歩が生活を豊かにするのに役だつことを認識させるようにする。</p>	
<p>昭和43年 小学校 ・ 昭和44年 中学校</p>	<p>昭和43年7月11日(1968年)告示 自然に親しみ、自然の事物・現象を観察、実験などによって、論理的、客観的にとらえ、自然の認識を深めるとともに、科学的な能力と態度を育てる。 このため、 1 生物と生命現象の理解を深め、生命を尊重する態度を養う。 2 自然の事物・現象を互いに関連づけて考察し、物質の性質とその変化に伴う現象やはたらきを理解させる。 3 自然の事物・現象についての原因・結果の关系的な見方、考え方や定性的、定量的な処理の能力を育てるとともに、自然を一体として考察する態度を養う。</p>	<p>昭和44年4月14日(1969年)告示 自然の事物・現象への関心を高め、それを科学的に探究させることによって、科学的に考察し処理する能力と態度を養うとともに、自然と人間生活との関係を認識させる。 このため、 1 自然の事物・現象の中に問題を見だし、それを探究する過程を通して科学の方法を習得させ、創造的な能力を育てる。 2 基本的な科学概念を理解させ、自然のしくみや、はたらきを総合的、統一的に考察する能力を養う。 3 自然の事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養い、科学的な自然観を育てる</p>
<p>昭和52年</p>	<p>昭和52年7月23日(1977年)告示 観察、実験などを通して、自然を調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、自然を愛する豊かな心情を培う。</p>	<p>昭和52年7月23日(1977年)告示 観察、実験などを通して、自然を調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、自然と人間とのかかわりについて認識させる。</p>
<p>平成元年</p>	<p>平成元年3月15日(1989年)告示 自然に親しみ、観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。</p>	<p>平成元年3月15日(1989年)告示 自然に対する関心を高め、観察、実験などを行い、科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。</p>

<p>平成 10 年</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 自然に親しみ，見通しをもって観察，実験などを行い，問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り，科学的な見方や考え方を養う。</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 自然に対する関心を高め，目的意識をもって観察，実験などを行い，科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め，科学的な見方や考え方を養う。</p>
----------------	--	--

< 生活 >

小学校学習指導要領	
平成元年	平成元年3月15日(1989年)告示 具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。
平成10年	平成10年12月14日(1998年)告示 具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

< 音楽 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う。 2 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く態度や能力を養う。 3 歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を伸ばす。 4 音楽経験を豊かにするために必要な音楽に関する知識を、鑑賞や表現の音楽活動を通して理解させる。 5 音楽経験を通して、日常生活にうるおいや豊かさをもたらす態度や習慣を養う。 <p>上に掲げた音楽科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、目標 1 は、音楽科で指導すべき総括的な目標である。したがって、各学年における具体的な学習が、主として目標 2、3 および 4 のいずれにかかる場合においても、音楽科の特性上、常に、その指導の根底には、目標 1 が考慮されなければならない。目標 2、3 および 4 は、それぞれ鑑賞力、創造的表現力および知的理解についてその目標を掲げたものであるが、各学年における具体的な学習においては、これらのねらいが有機的に結びつけられるとともに、目標 5 との関連が考慮されなければならない。</p> <p>次に示す各学年の目標は、それぞれの学年において指導すべき鑑賞と表現(歌唱、器楽および創作)の領域に即して、その学年としての指導のねらいを具体的に掲げたものであるから、教科の目標のそれぞれに対応してはいないが、実際の指導にあたっては教科のすべての目標の達成を目ざすようにする。</p> <p>また、各学年の目標は、下学年では、まず明るく楽しい学習をさせ、主として感覚的な側面に重点をおいて指導し、上学年に進むに</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽の表現や鑑賞を通して美的感覚を洗練し、情操を高め豊かな人間性を養う。 2 音楽を表現する喜びを味わせるとともに、音楽表現に必要な技術に習熟させ、音楽によって創造的な表現ができる能力を伸ばす。 3 わが国および世界のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、鑑賞する能力を高める。 4 わが国および世界の音楽文化に対する正しい理解を得させ、すぐれた音楽を継承し、わが国の音楽文化を向上させようとする基礎的な態度を養う。 5 音楽の表現や鑑賞によって得た美的情操や音楽的能力をもって音楽を生活に生かし、生活を豊かにする態度や習慣を育てる。 <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として音楽科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。</p>

	つれて、音楽を聞くこと、歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの態度や能力を伸ばし、楽譜などに対する初歩的な理解を与えて、自主的・創造的な学習ができるようにするというねらいのもとに、それぞれ示したものである。	
昭和43年 小学校 ・ 昭和44年 中学校)	<p>昭和43年7月11日(1968年)告示</p> <p>音楽性をつちかい、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く能力と態度を育てる。 2 音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める。 3 歌唱、器楽、創作などの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を育てる。 4 音楽経験を通して、生活を明るくするおいのあるものにする態度や習慣を育てる。 	<p>昭和44年4月14日(1969年)告示</p> <p>音楽の表現や鑑賞の能力を高め、鋭敏な直観力と豊かな感受性を育て、創造的で情操豊かな人間性を養う。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歌唱、器楽、創作の喜びを味わわせるとともに、それらに必要な技能に習熟させ、音楽によって創造的な表現ができる能力を伸ばす。 2 わが国および諸外国のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、音楽が鑑賞できる能力を高める。 3 音楽の諸要素について感得し理解させるとともに、楽譜に関する知識や技能を高め、自主的、創造的な音楽活動の基礎的な能力を伸ばす。 4 わが国および諸外国の音楽文化を理解させるとともに、よい音楽を生活に生かし、生活を明るく豊かにする態度や習慣を育てる。
昭和52年	<p>昭和52年7月23日(1977年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p>	<p>昭和52年7月23日(1977年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽性を高めるとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p>
平成元年	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。</p>	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を伸ばすとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。</p>
平成10年	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。</p>	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う。</p>

< 図画工作，美術 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 絵をかいたり物を作ったりする造形的な欲求や興味を満足させ，情緒の安定を図る。 2 造形活動を通して，造形感覚を発達させ，創造的表現の能力を伸ばす。 3 造形的な表現や鑑賞を通して，美的情操を養う。 4 造形的な表現を通して，技術を尊重する態度や，実践的な態度を養う。 5 造形活動を通して，造形能力を生活に生かす態度を養う。 <p>上に掲げた図画工作科の目標は，相互に密接な関連をもつものであるが，目標 1 は，図画工作科における指導の出発点となりまたその基底となるものである。したがって，各学年における具体的な学習が，主として目標 2，3 および 4 のいずれにかかる場合においても，図画工作科の特性上，常にその指導の根底には，目標 1 が考慮されなければならない。目標 2，3 および 4 は，それぞれ創造的表現力，美的情操および造形活動における実践的態度について，その目標を掲げたものであるが，各学年における具体的な学習においては，これらのねらいが有機的に結びつけられるとともに，目標 5 との関連が考慮されなければならない。</p> <p>次に示す各学年の目標は，下学年では，まず造形活動を活発に行わせて児童の欲求や興味を満足させることに重点をおいて指導し，上学年に進むにつれて，造形的な経験を豊かにし，表現や鑑賞の技能・態度を伸ばすとともに，美と用との両面にわたる造形的な秩序を理解したり，感じとったりすることができるようになることをねらいとして示したものである。</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 絵画や彫塑などの表現や鑑賞を通して，美術的な表現意欲を高め，創作の喜びを味わわせる。 2 色や形などに関する学習を通して，美的感覚を洗練し，美術的な表現能力を養う。 3 わが国および諸外国のすぐれた美術作品を鑑賞させ，自然に親しませて，美術や自然美を愛好する心情や鑑賞する力を養う。 4 美術の表現や鑑賞を通して，情操を豊かにするとともに，美術的な能力を生活に生かす態度や習慣を養う。 <p>以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として美術科の目標をなすものであるから，指導にあたっては，この点を常に考慮しなければならない。</p>
	<p>昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示</p> <p>造形活動を通して，美的情操を養うとともに，創造的表現の能力をのばし，技術を尊重</p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示</p> <p>美術の表現と鑑賞の能力を高め，情操を豊かにするとともに，創造活動の基礎的な能力</p>

<p>昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校</p>	<p>し、造形能力を生活に生かす態度を育てる。 このため、 1 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達を図る。 2 絵であらわす、彫塑であらわす、デザインをする、工作をする、鑑賞することにより、造形的に見る力や構想する力をのばす。 3 造形活動に必要な初歩的な技法を理解させるとともに、造形的に表現する技能を育てる。</p>	<p>を養う。 このため、 1 絵画および彫塑の表現を通して、美的直感力や想像力を育て、率直に表す能力や態度を養い、自己表現の喜びを味わわせる。 2 デザインおよび工芸の計画や製作を通して、用途に伴う条件をもとに構想を練り、美的にまとめる能力や態度を養い、製作する喜びを味わわせる。 3 美術の鑑賞を通して、自然や造形作品に対する審美性を豊かにし、美術文化を愛好する態度を育てる。 4 美術の表現や鑑賞を通して、美術的な能力を生活に生かす態度や習慣を育てる。</p>
<p>昭和 52 年</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 表現及び鑑賞の能力を伸ばし、造形的な創造活動の喜びを味わわせるとともに、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p>
<p>平成元年</p>	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるとともに表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。</p>	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の能力を伸ばすとともに、創造の喜びを味わわせ、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p>
<p>平成 10 年</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う。</p>

< 家庭，技術・家庭 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被服・すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識・技能を習得させ，日常生活に役だつようにする。 2 被服・食物・すまいなどに関する仕事を通して，時間や労力，物資や金銭を計画的，経済的に使用し，生活をいっそう合理的に処理することができるようにする。 3 健康でうるおいのある楽しい家庭生活にするように，被服・食物・すまいなどについて創意くふうする態度や能力を養う。 4 家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として家庭生活をよりよくしようとす実践的態度を養う。 <p>家庭科は，第 4 学年までにおける家庭生活についての経験や学習の発展に即応し，組織的，実践的な指導を行うため，第 5 学年から置かれるものである。</p> <p>上に掲げた目標は，相互に密接な関連をもつものである。目標 1 は，家庭科で指導すべき中心的なねらいであり，目標 2 および 3 は，目標 1 のねらいを具体的，重点的に示したものであって，この指導にあたっては家庭科の特性上，常にその根底において目標 4 が考慮されなければならない。</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <p>< 技術・家庭 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活に必要な基礎的技術を習得させ，創造し生産する喜びを味わわせ，近代技術に関する理解を与え，生活に処する基本的な態度を養う。 2 設計・製作などの学習経験を通して，表現・創造の能力を養い，ものごとを合理的に処理する態度を養う。 3 製作・操作などの学習経験を通して，技術と生活との密接な関連を理解させ，生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。 4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して，近代技術に対する自信を与え，協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。 <p>以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として技術・家庭科の目標をなすものである。1 は，基礎的技術について主として実践的活動を通して学習させ，必要な知識，技能，態度を身につけさせるという技術・家庭科の総括的目標であり，2，3，または 4 のいずれかにかかわる指導においても常に 1 が根底にならなければならない。</p> <p>< 農業（選択教科） ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業(林業を含む)に関する基礎的な知識と技能を習得させる。 2 農業技術の科学的な根拠を理解させ，これを実際に活用する能力を養う。 3 協同と責任を重んじる態度を養う。 <p>< 工業（選択教科） ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。 2 工業技術の科学的な根拠を理解させ，これを実際に活用する能力を養う。

		<p>3 協同と責任を重んじる態度を養う。</p> <p><商業（選択教科）></p> <p>1 商業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。</p> <p>2 事務や経営管理に関する実務を能率的に行う能力と態度を養う。</p> <p>3 経済生活を合理的に営む態度を養う。</p> <p><水産（選択教科）></p> <p>1 水産業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。</p> <p>2 水産技術の科学的な根拠を理解させ、これを実際に活用する能力を養う。</p> <p>3 協同と責任を重んじる態度を養う。</p> <p><家庭（選択教科）></p> <p>1 家庭生活に必要な衣食住，保育・看護および家庭経営について理解させ，家事その他の実務に役立つ基礎的技術を習得させる。</p> <p>2 家庭生活を合理的，能率的にし，明るく快適にする態度を養う。</p>
<p>昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校</p>	<p>昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示</p> <p>日常生活に必要な衣食住などに関する知識，技能を習得させ，それを通して家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う。</p> <p>このため，</p> <p>1 被服，食物，すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識，技能を習得させ，日常生活に役立つようにする。</p> <p>2 被服，食物，すまいなどに関する仕事を通して，生活をいっそう合理的に処理することができるようにする。</p> <p>3 被服，食物，すまいなどについて創意くふうし，家庭生活を明るく楽しくしようとする能力と態度を養う。</p> <p>4 家族の立場や役割を理解させ，家族</p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示</p> <p><技術・家庭></p> <p>生活に必要な技術を習得させ，それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う。</p> <p>このため，</p> <p>1 計画，製作，整備などに関する基礎的な技術を習得させ，その科学的な根拠を理解させるとともに，技術を実際に活用する能力を養う。</p> <p>2 家庭や社会における技術と生活との密接な関連を理解させ，生活を技術的な面からくふう改善し，明るく豊かにする能力と態度を養う。</p> <p>3 仕事を合理的，創造的に進める能力や協同・責任および安全を重んじる態度を養う。</p>

	<p>の一員として家庭生活に協力しようとする態度を養う。</p>	<p><農業（選択教科）> 農業（林業を含む。）の生産や経営に関する基礎的な知識と技術を習得させ、農業に対する関心を高め、職業生活に必要な能力と態度を養う。</p> <p><工業（選択教科）> 製作や操作に関する基礎的な技術を習得させ、工業に対する関心を高め、職業生活に必要な能力と態度を養う。</p> <p><商業（選択教科）> 商業や事務に関する基礎的、実務的な知識と技術を習得させ、日常生活や職業生活に必要な実務を能率的、合理的に処理する能力と態度を養う。</p> <p><水産（選択教科）> 漁業生産や食品製造に関する基礎的な知識と技術を習得させ、水産業に対する関心を高め、職業生活に必要な能力と態度を養う。</p> <p><家庭（選択教科）> 衣食住保育など家庭生活に関する基礎的な知識と技術を習得させ、家庭生活を合理的にし、明るく快適にする能力と態度を養う。</p>
昭和 52 年	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示 日常生活に必要な衣食住などに関する実践的な活動を通して、基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示 生活に必要な技術を習得させ、それを通して家庭や社会における生活と技術との関係を理解させるとともに、工夫し創造する能力及び実践的な態度を育てる。</p>
平成元年	<p>平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示 衣食住などに関する実践的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を探め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる</p>	<p>平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示 生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかわりについて理解を探め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示 衣食住などに関する実践的・体験的な活動</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示 生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を</p>

	<p>を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。</p>	<p>通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。</p>
--	---	---

< 体育，保健体育 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種の運動を適切に行わせることによって、基礎的な運動能力を養い、心身の健全な発達を促し、活動力を高める。 2 各種の運動に親しませ、運動のしかたや技能を身につけ、生活を豊かにする態度を育てる。 3 運動やゲームを通して、公正な態度を育て、進んで約束やきまりを守り、互に協力して自己の責任を果すなどの社会生活に必要な態度を養う。 4 健康・安全に留意して運動を行う態度や能力を養い、さらに保健の初歩的知識を理解させ、健康な生活を営む態度や能力を育てる。 <p>上に掲げた目標は、相互に密接な関連をもつものである。目標 2，3 および 4 は、主として運動を中心とする具体的な学習を通して達成されるものであるが、目標 1 は、これらの目標を目ざして継続的な学習を行うことによって、はじめて達成しうるものであるから、目標 2，3 および 4 の指導の根底には、常に目標 1 が考慮されなければならない。</p> <p>なお、目標 4 については、各学年を通じて、各種の運動の実践にあたって必要な健康・安全に関する態度や能力の育成に努めるとともに、特に、第 5 学年以上において、健康な生活を営むために必要な保健に関する初歩的な知識を得させることを目ざしている。</p> <p>次に示す各学年の目標は、児童の発達段階に応じ、上記の目標を達成するために必要なことがらを具体的に示したものである。</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身の発達について理解させるとともに、各種の運動を適切に行わせることによって、心身の健全な発達を促し、活動力を高める。 2 合理的な練習によって、各種の運動技能を高めるとともに、生活における運動の意味を理解させ、生活を健全にし豊かにする態度や能力を養う。 3 運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度を養い、進んで規則を守り、互に協力して責任を果すなどの社会生活に必要な態度や能力を向上させる。 4 個人生活や社会生活における健康・安全について理解させ、自己や他人を病気や傷害から守り、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。 <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として保健体育科の目標をなすものであるから、指導にあたってはこの点を常に考慮しなければならない。</p>
昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校	<p>昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示</p> <p>適切な運動の経験や心身の健康についての理解を通して、健康の増進と体力の向上を図るとともに、健康で安全な生活を営む態度を育てる。</p> <p>このため、</p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示</p> <p>心身の健康についての理解と合理的な運動の実験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、心身ともに健康な生活を営む態度を養う。</p> <p>このため、</p>

	<p>1 運動を適切に行なわせることによって、強健な身体を育成し、体力の向上を図る。</p> <p>2 運動のしかたや技能を習得させ、運動に親しむ習慣を育て、生活を健全にし明るくする態度を養う。</p> <p>3 運動やゲームを通して、情緒(じょうちよ)を安定させ、公正な態度を育成し、進んでいきまりを守り、互いに協力して自己の責任を果たすなどの社会生活に必要な能力と態度を養う。</p> <p>4 健康・安全に留意して運動を行なう能力と態度を養い、さらに、健康の保持増進についての初歩的知識を習得させ、健康で安全な生活を営むために必要な能力と態度を養う。</p>	<p>1 心身の発達や運動の特性について理解させるとともに、各種の運動を適切に行わせることによって、強健な心身を養い、体力の向上を図る。</p> <p>2 生活における運動の意味を理解させるとともに、運動の合理的な実践を通して、各種の運動技能を習得させ、公正、責任、協力などの態度を養い、生活を健全にし豊かにする能力や態度を養う。</p> <p>3 個人生活における健康・安全について理解させるとともに、国民の健康についての基礎的知識を習得させ、健康で安全な生活を営むための能力や態度を養う。</p>
昭和 52 年	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示</p> <p>適切な運動の経験を通して運動に親しませるとともに、身近な生活における健康・安全について理解させ、健康の増進及び体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示</p> <p>運動の合理的な実践を通して運動に親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</p>
平成元年	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示</p> <p>適切な運動の経験と身近な生活における健康・安全についての理解を通して、運動に親しませるとともに健康の増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。</p>	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示</p> <p>運動の合理的な実践と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ習慣を育てるとともに健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示</p> <p>心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。</p>	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示</p> <p>心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</p>

< 外国語 >

中学校学習指導要領	
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国語の音声に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う。 2 外国語の基本的な語法に慣れさせ、読む能力および書く能力の基礎を養う。 3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民の日常生活、風俗習慣、もの の見方などについて基礎的な理解を得させる。 <p>以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として外国語科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない</p>
昭和 44 年	<p>昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示</p> <p>外国語を理解し表現する能力の基礎を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国語の音声および基本的な語法に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う。 2 外国語の文字および基本的な語法に慣れさせ、読む能力および書く能力基礎を養う。 3 外国語を通して、外国の人々の生活やもの見方について基礎的な理解を得させる。
昭和 52 年	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示</p> <p>外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養うとともに、言語に対する関心を深め、外国の人々の生活やもの見方などについて基礎的な理解を得させる。</p>
平成元年	<p>平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示</p> <p>外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。</p>
平成 10 年	<p>平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示</p> <p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。</p>

* 昭和 33 年、昭和 44 年の学習指導要領では、外国語は選択教科である。

< 道徳 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>人間尊重の精神を一貫して失わず，この精神を，家庭，学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。</p> <p>以上の目標を達成するため，道徳の時間においては，次の具体的な目標のもとに指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活の基本的な行動様式を理解し，これを身につけるように導く。 2 道徳的心情を高め，正邪善悪を判断する能力を養うように導く。 3 個性の伸長を助け，創造的な生活態度を確立するように導く。 4 民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めるように導く。 	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>人間尊重の精神を一貫して失わず，この精神を，家庭，学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。</p>
昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校	<p>昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示</p> <p>道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活のなかに生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら，計画的，発展的な指導を通して，これを補充し，深化し，統合して，児童の道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度と実践意欲の向上を図るものとする。</p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示</p> <p>道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら，計画的，発展的な指導を通して，これを補充し，深化し，統合して，人間性についての理解を深めるとともに，道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度における自律性の確立と実践意欲の向上を図るものとする。</p>
昭和 52 年	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示</p> <p>道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。</p>	<p>昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示</p> <p>道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。</p>

	<p>すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通してこれを補充、深化、統合し、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図ることによって、道徳的实践力を育成するものとする。</p>	<p>すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通してこれを補充、深化、統合し、生徒の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図ることによって、人間の生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成するものとする。</p>
平成元年	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的实践意欲と態度の向上を図ることを通して、道徳的实践力を育成するものとする。</p>	<p>平成元年3月15日(1989年)告示</p> <p>道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏〔い〕敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、生徒の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的实践意欲と態度の向上を図ることを通して、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成するものとする。</p>
平成10年	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を</p>	<p>平成10年12月14日(1998年)告示</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りな</p>

	<p>図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚を深め，道徳的実践力を育成するものとする。</p>	<p>がら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め，道徳的実践力を育成するものとする。</p>
--	---	---

< 特別活動 >

	小学校学習指導要領	中学校学習指導要領
昭和 33 年	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>< 特別教育活動 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の自発的, 自治的な活動を通して, 自主的な生活態度を養い, 社会性の育成を図る。 2 所属する集団の運営に積極的に参加し, その向上発展に尽すことができるようにする。 3 実践活動を通して, 個性の伸長を図り, 心身ともに健康な生活ができるようにする。 <p>< 学校行事等 ></p> <p>学校行事等は, 各教科, 道徳および特別教育活動のほかに, これらとあいまって小学校教育の目標を達成するために, 学校が計画し実施する教育活動とし, 児童の心身の健全な発達を図り, あわせて学校生活の充実と発展に資する。</p>	<p>昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示</p> <p>< 特別教育活動 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の自発的・自治的な活動を通して, 楽しく規律正しい学校生活を築き, 自主的な生活態度や公民としての資質を育てる。 2 健全な趣味や豊かな教養を養い, 余暇を活用する態度を育て, 個性の伸長を助ける。 3 心身の健康の助長を図るとともに, 将来の進路を選択する能力を養う。 <p>< 学校行事等 ></p> <p>学校行事等は, 各教科, 道徳および特別教育活動のほかに, これらとあいまって中学校教育の目標を達成するために, 学校が計画し実施する教育活動とし, 生徒の心身の健全な発達を図り, あわせて学校生活の充実・発展に資する。</p>
昭和 43 年 小学校 ・ 昭和 44 年 中学校	<p>昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示</p> <p>< 特別活動 ></p> <p>望ましい集団活動を通して, 心身の調和的な発達を図るとともに, 個性を伸長し, 協力してよりよい生活を築こうとする実践的態度を育てる。</p> <p>< 学校行事 ></p> <p>学校生活に秩序と変化を与える教育活動によって, 児童の心身の健全な発達を図り, あわせて学校生活の充実と発展に資する。</p> <p>このため,</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行事に積極的に参加させ, 日常の学習成果の総合的な発展を図るとともに, 学校生活を明るく豊かなものとする。 (2) 集団への所属感を深めさせるとともに, 集団行動における望ましい態度を育てる。 <p>< 学級指導 ></p>	<p>昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示</p> <p>教師と生徒および生徒相互の人間的な接触を基盤とし, 望ましい集団活動を通して豊かな充実した学校生活を経験させ, もって人格の調和的な発達を図り, 健全な社会生活を営む上に必要な資質の基礎を養う。</p> <p>このため,</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自律的, 自主的な生活態度を養うとともに, 公民としての資質, 特に社会連帯の精神と自治的な能力の育成を図る。 2 心身の健全な発達を助長するとともに, 現在および将来の生活において自己を正しく生かす能力を養い, 勤労を尊重する態度を育てる。 3 集団の一員としての役割を自覚させ, 他の成員と協調し友情を深めて, 楽しく豊かな共同生活を築く態度を育て, 集団の向上発展に尽くす能力を養う。 4 健全な趣味や豊かな教養を育て, 余暇を善用する態度を養うとともに, 能

	学級における好ましい人間関係を育てるとともに、児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図る。	力・適性等の発見と伸長を助ける。
昭和 52 年	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
平成元年	平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。	平成元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め自己を生かす能力を養う。
平成 10 年	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

5 各教科の評価の観点等の変遷

1. 各教科の評価の観点（小学校）

<国語>

昭和23年 (学籍簿)	聞く 話す 読む 書く 作る				
昭和30年 (指導要録)	言語への関心 意欲 知識 聞く・話す 読解 作文 書写				
昭和36年	聞く 話す 読む 作文 書写				
昭和46年	聞くこと 話すこと 読むこと 作文 書写				
昭和55年	言語に関する知識・理解 表現の能力 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>作文 話す</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>読む 聞く</td> </tr> </table> 書写 国語に関する関心・態度	}	作文 話す	}	読む 聞く
}	作文 話す				
}	読む 聞く				
平成3年	国語への関心・意欲・態度 表現の能力 理解の能力 言語についての知識・理解・技能				
平成13年	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能				

<社会>

昭和23年 (学籍簿)	理解 態度 技能
昭和30年 (指導要録)	社会的な関心 思考 知識・技能 道徳的な判断
昭和36年	社会事象への関心 社会事象についての思考 知識・理解 社会的道徳的な判断
昭和46年	知識・理解 観察力や資料活用 の能力 社会的思考・判断
昭和55年	知識・理解 観察・資料活用 の能力 社会的思考・判断 社会的事象に対する関心・態度
平成3年	社会的事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断 観察・資料活用 の技能・表現 社会的事象についての知識・理解
平成13年	社会的事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断 観察・資料活用 の技能・表現 社会的事象についての知識・理解

<算数>

昭和23年 (学籍簿)	理解 態度 技能
昭和30年 (指導要録)	数量への関心 態度 数量的な洞察 理論的な思考 計算・測定の技能
昭和36年	数量への関心 数学的な考え方 用語記号などの理解 計算などの技能
昭和46年	知識・理解 技能 数学的な考え方
昭和55年	知識・理解 技能 数学的な考え方 数量・図形に対する関心・態度
平成3年	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての表現・処理 数量や図形についての知識・理解
平成13年	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての表現・処理 数量や図形についての知識・理解

< 理科 >

昭和 23 年 (学籍簿)	理解 態度 能力
昭和 30 年 (指導要録)	自然への関心 理論的な思考 実験・観察の技能 知識・理解
昭和 36 年	自然の事象への 関心 科学的な思考 実験・観察の技能 知識・理解 自然の愛護
昭和 46 年	知識・理解 観察・実験の能力 科学的思考
昭和 55 年	知識・理解 観察・実験の技能 科学的思考 自然に関する 心・態度
平成 3 年	自然事象への関 心・意欲・態度 科学的な思考 観察・実験の技 能・表現 自然事象につい ての知識・理解
平成 13 年	自然事象への関 心・意欲・態度 科学的な思考 観察・実験の技 能・表現 自然事象につい ての知識・理解

< 生活 >

昭和 23 年 (学籍簿)	
昭和 30 年 (指導要録)	
昭和 36 年	
昭和 46 年	
昭和 55 年	
平成 3 年	生活への関心・ 意欲・態度 活動や体験につ いての思考・表 現 身近な環境や自 分についての気 付き
平成 13 年	生活への関心・ 意欲・態度 活動や体験につ いての思考・表 現 身近な環境や自 分についての気 付き

< 音楽 >

昭和 23 年 (学籍簿)	鑑賞 表現 理解
昭和 30 年 (指導要録)	表現 } 歌唱 器楽 創作 鑑賞 理解
昭和 36 年	鑑賞する 歌を歌う 楽器を演奏する 旋律を作る
昭和 46 年	基礎 鑑賞 歌唱 器楽 創作
昭和 55 年	表現の能力 } 歌唱 器楽 即興表現 鑑賞の能力 音楽に対する関 心・態度
平成 3 年	音楽への関心・ 意欲・態度 音楽的な感受や 表現の工夫 表現の技能 鑑賞の能力
平成 13 年	音楽への関心・ 意欲・態度 音楽的な感受や 表現の工夫 表現の技能 鑑賞の能力

< 図画工作 >

昭和 23 年 (学籍簿)	鑑賞 表現 理解
昭和 30 年 (指導要録)	表現 〔 描画 工作 図案 〕 鑑賞 理解
昭和 36 年	絵をかく・版画を 作る 彫塑を作る デザインをする ものを作る 鑑賞する
昭和 46 年	絵画 彫塑 デザイン 工作 鑑賞
昭和 55 年	表現の能力 〔 絵・彫塑 デザイン・工 作 〕 鑑賞の能力 造形に対する関 心・態度
平成 3 年	造形への関心・意 欲・態度 発想や構想の能 力 創造的な技能 鑑賞の能力
平成 13 年	造形への関心・意 欲・態度 発想や構想の能 力 創造的な技能 鑑賞の能力

< 家庭 >

昭和 23 年 (学籍簿)	理解 態度 技能
昭和 30 年 (指導要録)	技能 理解 実践的な態度
昭和 36 年	技能 知識・理解 実践的な態度
昭和 46 年	技能 知識・理解 実践的な態度
昭和 55 年	知識・理解 技能 家庭生活に対す る関心・態度
平成 3 年	家庭生活への関 心・意欲・態度 生活を創意工夫 する能力 生活の技能 家庭生活につい ての知識・理解
平成 13 年	家庭生活への関 心・意欲・態度 生活を創意工夫 する能力 生活の技能 家庭生活につい ての知識・理解

< 体育 >

昭和 23 年 (学籍簿)	理解 態度 技能 習慣
昭和 30 年 (指導要録)	健康安全への関 心 運動の技能 理解 協力的な態度
昭和 36 年	健康・安全への関 心 運動の技能 公正協力責任な どの態度
昭和 46 年	運動の技能 実践的な態度 健康・安全につい ての知識・理解
昭和 55 年	運動の技能 保健に関する知 識・理解 運動・保健に関す る関心・態度
平成 3 年	運動や健康・安全 への関心・意欲・ 態度 運動や健康・安全 についての思 考・判断 運動の技能 運動・安全につい ての知識・理解
平成 13 年	運動や健康・安全 への関心・意欲・ 態度 運動や健康・安全 についての思 考・判断 運動の技能 運動・安全につい ての知識・理解

2. 各教科の評価の観点（中学校）

<国語>

昭和 24 年	理解しながら早く読む能力 文学の理解と鑑賞 書く事によって効果的に自己を表現する能力 話す事によって効果的に自己を表現する能力
昭和 30 年	言語への関心意識 聞く・話す 読解 作文 書写
昭和 36 年	聞く 話す 読む 作文 書写 国語への関心・意識
昭和 46 年	聞くこと 話すこと 読むこと 作文 書写 ことばに関する知識
昭和 55 年	表現の能力 表現（書写）の能力 理解の能力 言語に関する知識 国語に対する関心・態度
平成 3 年	国語への関心・意欲・態度 表現の能力 理解の能力 言語についての知識・理解・技能
平成 13 年	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能

<社会>

昭和 24 年	歴史，地理，経済，政治，社会等の基礎的な諸概念の知識と理解 問題解決法を用いる能力，批判的な思考をなしうる能力 他人の必要と権利との尊重，公民的技能の習得
昭和 30 年	社会への関心 思考 知識 技能 道徳的な判断
昭和 36 年	社会事象への関心 社会事象についての思考 知識・理解 技能 社会的道徳的な判断
昭和 46 年	知識・理解 資料活用能力 社会的思考・判断
昭和 55 年	知識・理解 資料活用能力 社会的思考・判断 社会的事象に対する関心・態度
平成 3 年	社会的事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断 資料活用能力・表現 社会的事象についての知識・理解
平成 13 年	社会的事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断 資料活用能力・表現 社会的事象についての知識・理解

<数学>

昭和 24 年	関数を理解してそれを問題解決に応用する能力 計算測定の技能 実際場面において正確に数学的な技能を使用する習慣
昭和 30 年	数学への関心 数学的な洞察 論理的な思考 技能 数学の応用・創意
昭和 36 年	数量への関心 知識・理解 技能 直感的な見通し 論理的な思考
昭和 46 年	知識・理解 技能 数学的な考え方
昭和 55 年	知識・理解 技能 数学的な考え方 数学に対する関心・態度
平成 3 年	数学への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数学的な表現・処理 数量，図形などについての知識・理解
平成 13 年	数学への関心・意欲・態度 数学的な見方や考え方 数学的な表現・処理 数量，図形などについての知識・理解

< 理科 >

昭和 24 年	科学的諸概念の理解 問題解決法を用いる能力 批判的な思考をなしうる能力 創造的能力(二、三の生徒はもっている場合がある)実際場面において科学的な知識を使用する習慣
昭和 30 年	自然への関心 論理的な思考 実験観察の技能 知識・理解 原理の応用・創意
昭和 36 年	自然の事象への関心 科学的な思考 実験観察の技能 知識・理解 応用・創意
昭和 46 年	知識・理解 観察・実験の能力 科学的思考
昭和 55 年	知識・理解 観察・実験の技能 科学的な思考 自然に対する関心・態度
平成 3 年	自然事象への関心・意欲・態度 科学的な思考 観察・実験の技能・表現 自然事象についての知識・理解
平成 13 年	自然事象への関心・意欲・態度 科学的な思考 観察・実験の技能・表現 自然事象についての知識・理解

< 音楽 >

昭和 24 年	音楽の知的理解 音楽の鑑賞 音楽の創作 演奏(歌唱, 器楽)
昭和 30 年	表現 [歌唱 器楽 創作] 鑑賞 理解
昭和 36 年	歌を歌う 楽器を演奏する 創作する 鑑賞する 知識・理解 音楽への関心・態度
昭和 46 年	基礎 歌唱 器楽 創作 鑑賞
昭和 55 年	表現の能力 鑑賞の能力 音楽に対する関心・態度
平成 3 年	音楽への関心・意欲・態度 音楽的な感受や表現の工夫 表現の技能 鑑賞の能力
平成 13 年	音楽への関心・意欲・態度 音楽的な感受や表現の工夫 表現の技能 鑑賞の能力

< 美術 >

昭和 24 年*	美の鑑賞 基礎技術の理解 創造的な表現
昭和 30 年*	表現 [描画, 工作, 図案] 鑑賞 理解
昭和 36 年	絵をかく 彫塑を作る デザインをする 鑑賞する 美術への関心・態度
昭和 46 年	絵画 彫塑 デザイン 工芸 鑑賞
昭和 55 年	表現の能力 鑑賞の能力 美術に対する関心・態度
平成 3 年	美術への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力
平成 13 年	美術への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力

* 教科名は図画工作

< 保健体育 >

昭和 24 年 *	健康と衛生の諸概念の理解 健康上、衛生上必要な事項を実行する習慣 身体の運動機能向上の程度 運動競技への参加
昭和 30 年	健康安全への関心 運動の技能 理解 協力的な態度
昭和 36 年	健康・安全への関心 運動の技能 公正・協力・責任などの態度 知識・理解
昭和 46 年	運動の技能 実践的な態度 知識・理解
昭和 55 年	運動の技能 知識・理解 運動・保健に対する関心・態度
平成 3 年	運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 運動や健康・安全についての知識・理解
平成 13 年	運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 運動や健康・安全についての知識・理解

* 教科名は体育

< 技術・家庭 >

昭和 24 年 *	(家庭) 近代的、民主的 社会における家庭 の位置の理解 家庭生活の理想 とそれへの望まし い態度 家庭生活におけ る実技
昭和 30 年 **	(職業) 実技 技術的な知識 社会的経済的理 解
昭和 30 年 **	技能 知識・理解 能力 態度・習慣
昭和 36 年	知識・理解 技能 表現・創造 態度
昭和 46 年	技能 知識・理解 くふう創造
昭和 55 年	技能 知識・理解 生活や技術に対 する関心・態度
平成 3 年	生活や技術への 関心・意欲・態度 生活を創意工夫 する能力 生活の技能 生活や技術につ いての知識・理解
平成 13 年	生活や技術への 関心・意欲・態度 生活を工夫し創 造する能力 生活の技能 生活や技術につ いての知識・理解

* 教科名は家庭，職業

** 教科名は職業・家庭

< 外国語 >

昭和 24 年	理解しながら読む能 力 話す技能 書く事によって自己 を表現する能力 話された言語を理解 する技能
昭和 30 年 *	外国語への興味・関 心 聞く，話す 読解 書き方
昭和 36 年 *	聞く 話す 読む 書く 外国語への関心・態 度
昭和 46 年 *	聞くこと 話すこと 読むこと 書くこと
昭和 55 年	聞くこと 話すこと 読むこと 書くこと 外国に対する関心・ 態度
平成 3 年	コミュニケーション への関心・意欲・態 度 表現の能力 理解の能力 言語や文化につい ての知識・理解
平成 13 年	コミュニケーション への関心・意欲・態 度 表現の能力 理解の能力 言語や文化につい ての知識・理解

* 選択教科

< 職業（農工商水家） >

昭和 23 年 (学籍簿)	
昭和 30 年 (指導要領)	
昭和 36 年*	知識・理解 技術 態度
昭和 46 年*	技能 知識・理解 態度
昭和 55 年	
平成 3 年	
平成 13 年	

* 選択教科

3. 行動の記録の評価項目の変遷

昭和 23 年 小学校学籍簿 「行動の記録」	昭和 24 年 生徒指導要録 「個人的，社会的，公 民的発達記録」	昭和 30 年 児童・生徒指導要録 「行動の記録」	昭和 36 年 児童・生徒指導要録 「行動および性格の記録」
A 1 ひとと親しむ 2 ひとを尊敬する 3 ひとの立場を受入れる 4 ひとと協力する 5 仕事を熱心にする 6 責任を重んずる 7 持久力がある 8 計画工夫する 9 自制心がある 10 自分で判断する 11 正義感がある 12 正しく批判する 13 安定感がある 14 指導力がある 15 態度が明るい 16 礼儀が正しい 17 きまりを理解して守る 18 探究心がある 19 美への関心をもつ 20 衛生に注意する 21 勤労を喜ぶ 22 物を大事にする 23 (その他)	行動特徴 社会性 幸福感あるいは明朗性 成功性 判断力 安定感 情緒安定度 自信 親切と礼儀 尊敬の態度 協調の習慣 指導能力 責任ある態度 寛容の態度 独立の性質 正直な性質 余暇の善用 創造性	自主性 正義感 責任感 根気強さ 健康安全の習慣 礼儀 協調性 指導性 公共心 判断の傾向 公正さ 慎重さ 合理性 客観性 情緒の傾向 情緒の安定 審美感 明朗性	基本的な生活習慣 自主性 責任感 根気強さ 自省心 向上心 公正さ 指導性 協調性 同情心 公共心 積極性 情緒の安定

昭和 46 年 児童・生徒指導要録 「行動および性格の記録」		昭和 55 年 児童・生徒指導要録 「行動及び性格の記録」	平成 3 年 児童・生徒指導要録 「行動の状況」		平成 13 年 児童・生徒指導要録 「行動の記録」	
小学校	中学校		小学校	中学校	小学校	中学校
健康・安全の習慣 礼儀	基本的な生活習慣	基本的な生活習慣	基本的な生活習慣 明朗・快活	基本的な生活習慣 明朗・快活	基本的な生活習慣 健康・体力の向上	基本的な生活習慣 健康・体力の向上
自主性	自主性	自主性	自主性・根気強さ	自主・自律	自主・自律	自主・自律
責任感	責任感	責任感	責任感	向上心 責任感	責任感	責任感
根気強さ	根気強さ	勤労意欲・根気強さ				
創意くふう	創意くふう	創意工夫	創意工夫 思いやり	創意工夫 思いやり	創意工夫 思いやり・協力	創意工夫 思いやり・協力
情緒の安定 協力性	情緒の安定 寛容	情緒の安定 寛容・協力性	協力性	寛容・協力性		
	指導性		自然愛護	自然愛護	生命尊重・自然愛護	生命尊重・自然愛護
	協力性		勤労・奉仕	勤労・奉仕	勤労・奉仕	勤労・奉仕
公正さ	公正さ	公正	公共・公平	公共・公平	公正・公平	公正・公平
公共心	公共心	公共心	公共心	公共心	公共心・公德心	公共心・公德心

4 . 特別活動の評価の内容の変遷

昭和 55 年		平成 3 年		平成 13 年	
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
活動の意欲 集団への寄与	活動の意欲 集団への寄与	学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事	学級活動 生徒会活動 クラブ活動 学校行事	学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事	学級活動 生徒会活動 学校行事

各教科等の変遷（昭和 22 年～平成 13 年）

〔教育課程審議会の答申に示された各教科等の改善の方針，各教科等の目標，評価の観点とその趣旨等〕

1 国 語

学習指導要領（試案）	昭和 22 年 12 月 20 日（1947 年）発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 国語の目標

学習指導要領 国語編（試案）〔昭和 22 年 12 月 20 日（1947 年）発行〕より

国語科学習指導の目標は、児童・生徒に対して、聞くこと、話すこと、読むこと、つづることによって、あらゆる環境におけることばのつかいかたに熟達させるような経験を与えることである。

ところが、これまで、国語科学習指導は、せまい教室内の技術として研究せられることが多く、きゅうくつな読解と、形式にとらわれた作文に終始したきらいがある。今後は、ことばを広い社会的手段として用いるような、要求と能力をやしなうことにつとめなければならない。それを具体化すると次のようになる。

- 一 表現意欲を盛んにし、かっばつな言語活動をすることによって、社会生活を円滑にしようとする要求と能力とを発達させること。
- 二 自分を社会に適應させ、個性を伸ばし、また、他人を動かす手段として、効果的に、話したり、書いたりしようとする要求と能力とを発達させること。
- 三 知識を求めるため、娯楽のため、豊かな文学を味わうためというような、いろいろなばあいに応ずる読書のしかたを、身につけようとする要求と能力とを発達させること。
- 四 正しく美しいことばを用いることによって、社会生活を向上させようとする要求と能力とを発達させること。

いわば国語学習指導は、小学校・中学校を通じて、聞くこと、話すこと、読むこと、つづること、この四つの言語活動を眼目とし、次のような能力の発達をはかることになる。

- 一 人の話をよく聞くようにする。
 - (一) 注意して、よく人の話を聞きわけ。
 - (二) いうべき時と、聞くべき時の区別をわきまえる。
 - (三) 話の要点をとらえる。
- 二 相手によくわかるように、はっきりとものをいう。
 - (一) 発音、語調などに気をつける。
 - (二) なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける。
 - (三) 口ごもること、語尾のあいまいなことをなおす。
 - (四) 正しく、しかもわかりよいことばをつかう。
 - (五) 表情や身ぶりを考える。
 - (六) 敬讓語を身につける。

- (七) ことばづかいや、いいまわしに気をつける。
- (八) その場にふさわしい話題をえらぶ。
- (九) おおぜいの前でも、話ができるようにする。
- 三 すらすらと読んだり書いたりできるようにする。
 - (一) 語いを豊かにする。
 - (二) 生活に必要な文字(ひらがな・かたかな・漢字・ローマ字)や、かなづかいになれさせる。
 - (三) 必要や興味に応じて、いろいろな形の文章が書けるようにする。
 - (四) 鉛筆・ペン・毛筆などをつかって、正しく美しくはやく書けるようにする。
 - (五) 音読や黙読がよくでき、また、正しくはやく読めるようにする。
 - (六) 語法は、児童・生徒の身近な話や文章に即して、事実として、具体的に習得する。
 - (七) 文学は、国語教科書・作文・読み物などによって学習し、生活に真と美とを見いだす力を与える。
 - (八) 新聞・雑誌・読み物などをよく読み、紙芝居・映画・演劇・ラジオ放送などを、よく見わけ、聞きわけ。
 - (九) 読書衛生をよく守る。
- 四 児童・生徒の言語活動を、次のような表現によって多種多様にのばしていく。
 - (一) 童謡・童詩・叙情詩・叙事詩・和歌・俳句など。
 - (二) 手紙・日記・記録・報告・研究・随筆など。
 - (三) 童話・ぐう話・伝説・伝記・小説など。
 - (四) 脚本・ラジオ台本・シナリオ・よびかけ・詩劇・謡曲・狂言など。
- 五 国語学習によって、おのずから、次のような能力の向上も予想される。
 - (一) 注意ぶかく、事物やできごとを観察する。
 - (二) 観察したことを、書きとめたり、発表したりする。
 - (三) ことがらを、よく見通したり、まとめたり、分解したりする。
 - (四) 自然や人生に対して新鮮な感覚をもつ。
 - (五) 想像や情緒を豊かにする。
 - (六) 愛情をふかめて、他人とよく協力しあう。
 - (七) 宗教的情操を豊かにして、つねに正しく強く生きる。
 - (八) 美的意識を育て、文学の世界を味わう。
 - (九) 個性的・独創的精神をやしなう。
 - (十) 品性を高め、教養を身につける。

2 国語の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和23年11月12日(1948年)〕より

聞く
話す
読む
書く
作る

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日(1949年)〕より

理解しながら早く読む能力
文学の理解と鑑賞
書く事によって効果的に自己を表現する能力
話すことによって効果的に自己を表現する能力

小学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 12 月 15 日（1951 年）発行
中学校 高等学校 学習指導要領（試案）	昭和 26 年 10 月 1 日（1951 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 国語の目標

小学校学習指導要領 国語編（試案）（改訂版）〔昭和 26 年 12 月 15 日（1951 年）発行〕より

第三節 国語科学習指導の一般目標は何か

一 ことばはどんな役割をもっているか

国語教育についての、これまでの考え方からすれば、話しことばは、家庭や社会で自然に学ばれるから、学校では、その誤りをただし、特に方言やなまりのきょう正をすればよいとされ、一方、読み書きは、学校で特に、系統的に指導する必要があるとされてきたようであった。このような考え方からすれば、学校における国語の学習指導は、非常に狭い範囲のものになってくる。

そこで、国語学習指導の目標を考える場合には、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの四つの言語活動が、社会生活をしていく上に、どれだけ必要であるか、また、それらは、人間の成長発達にとってどんな意義をもつものであるかということをよく考えた上で、国語学習指導の目標を考えていかななくてはならない。つまり、国語学習指導の目標をたてる場合には、ことばはどんな役割をもっているかということから、考えてみなければならない。

ことばはどんな役割をもっているかということについて、大きく分けて、だいたい、次の三つのことをあげることができる。

- 1 ことばは、互に意志を通じ合うのに、どうしてもなければならぬもので、社会生活をしていく上に、欠くことのできないものである。
- 2 ことばは、思想や感情と深い関係のあるもので、考えを進める上に、欠くことのできないものである。
- 3 ことばは、いっさいの学問や技術を学んでいく上に、仲立ちとなるものであって、文化を受け継いだり、創造したりしていく上に、欠くことのできないものである。

ことばの役割をこのように考えてみると、ことばは、人間生活にとって、まったく、広くて、しかも深い意義をもつものであることがわかる。

次に、このようなことばに対する考え方から、国語科学習指導の一般目標について述べてみよう。

二 国語科学習指導の一般目標は何か

以上のような役割をもったことばを効果的に使用するための習慣と態度を養い、技能と能力をみがき、知識を深め、理解と鑑賞の力とを増し、国語に対する理想を高めることが、国語学習指導の目標である。

- 1 自分に必要な知識を求めたり、情報を得ていくために、他人の話に耳を傾ける習慣と態度を養い、技能と能力をみがく。

聞くことは、やさしいようでむずかしい。それは聞くことが、精神の集中を必要とする積極的な活動だからである。聞くことの指導、わけでも、聞く態度の指導は、今までの教育でも相当行われてきたが、どうしたら聞くことがじょうずになるかという、聞く技術の指導の方面は、割合に行われなかった。これは、聞くことの意義と、価値とが徹底せず、なんのために聞くのか、その目標が

はっきりしなかったからである。児童は、ほかの人々のことばをすなおに聞いて、理解し、その人の意見や立場がわからなければならない。また、ほかの人々の意見や立場をそのまま認めて、意見の相違を普通のこととするような態度がもたれなければならない。同時に批判的に聞くような態度がもたれることが望ましい。

2 自分の意志を伝えて他人を動かすために、生き生きとした話をしようとする習慣と態度を養い、技能と能力をみがく。

何のために話しているのか、あるいは何を話しているのかなどについて、いっこうに要領を得ないような話し方は、社会生活にとって妨げとなるばかりでなく、正しく思考する態度にも合わない。これからの話し方は、簡単めいりようでしかかも、効果的でなければならない。

3 知識を求めたり、情報を得たりするため、経験を広めるため、娯楽と鑑賞のために広く読書しようとする習慣と態度を養い、技能と能力をみがく。

今までの国語教育では、読むことの目標があまりに狭すぎた。それは文学の鑑賞か、知識を求めることか、あるいは、人格の修養であった。それらのことはもちろんたいせつであるが、これからの読むことでは、知識というほどのものでなくて、単に情報をうるための読みということも、考えられていなければならない。ごくわずかの材料を詳しく読むことも必要であるが、広く読んだり、たくさんの書物の中から、自分に必要な書物を早く見いだしたり、また、その書物の中から、自分の必要な項目を早くさがしだしたりするような技術も、大いに必要である。

4 自分の考えをまとめたり、他人に訴えたりするために、はっきりと、正しく、わかりやすく、独創的に書こうとする習慣と態度を養い、技能と能力をみがく。

これは、書くこと一般の目標で、したがって作文の目標であり、また書き方の目標でもある。作文は、話すことと同じように、はっきりと、筋道が立ち、またわかりやすく文法的にも正しくなければならない。書き方には、正しく、わかりやすく、そうして美しいということが必要である。従来は、書き方の目標として「美しい」とか「力がある」とかということばかりが考えられていた。もちろんこれは誤りではないが、これからは、相手によくわかるということを中心とし、表現効果の一つとして、美ということをも考えていくべきである。

以上のように、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの習慣と態度を養い、技能と能力をみがくためには、ことばについての知識や理解を高めることはいうまでもなく、また鑑賞の力を養うことが必要である。

そこで国語学習指導の目標は、さきにも述べたように、ことばを効果的に使用するための習慣と態度を養い、技能と能力をみがき、知識を深め、理解と鑑賞の力を増し、国語に対する理想を高めることであって、そこに、文法指導の正しい位置づけが得られ、またそこから、文学指導の真の意義も考えられてくる。

このような国語の学習と、その正しい指導とによって、国民の言語生活が改善せられ、言語文化が向上していくことが期待されるのである。

また、ことばは社会生活の中のあらゆる面で使われるものであるから、国語を正しく効果的に使用していく習慣と態度を養い、技能と能力をみがき、知識を深め、理解と鑑賞の力を増し、国語に対する理想を高めていくという国語学習指導の目標を達成することは、それ自身すでに、民主社会に適合した人間を形成することである。特に、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの正しい習慣と態度を養うことは、児童の人格をみがき、品性を高める上に役だつものである。その上、よい文学作品に触れることは、美的、道徳的情操と正しい判断力を増し、人生や社会に対する経験を広め、明るく健全な人格をつくることができるであろう。

また、国語科がこの目標を達成するためには、そこに、読み物や話題の内容が問題になってくるのではあるが、それは当然、教育全般の目標に応じて選ばなければならない。したがって、国語学習指導の目標をたて、計画を進めていく場合には、常に、国語科は全体の教育の一環であることと、民主的な社会に望ましい人間を形成する必要に立っているということとを考慮していなければならない。

第四節 小学校における国語科学習指導の目標は何か

小学校における国語科学習指導の目標は、小学校の児童に、ことばを効果的に使用できる能力を身につけさせることであって、一口にいえば、ことばの力を伸ばすことである。したがって、小学校における国語科学習指導の目標は、国語科学習指導の一般目標に示されたもののうち、その基礎的なものが児童の発達段階のなかに具体化されたものである。

これを聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの四つの言語活動に分けて、さらに、具体的に設定してみると、次のようになる。

〔聞くこと〕

- 1 日常の話をすなおに、正しく聞き取ることができる。
- 2 相手の立場を尊重し、作法を守って、常に、相手が話しやすいような態度で聞くことができる。
- 3 相手の話を聞くことによって、自分の語いを広げ、表現力を高め、また、さまざまな知識を求めたり、情報を得たりすることができる。

〔話すこと〕

- 4 標準的なことばづかひや、正しいいまわしで、礼儀正しく話すことができる。
- 5 話し合い・討論・会議などに参加して、自分の意見を述べるができる。
- 6 生活経験・観察・読書などについての報告や発表ができる。
- 7 やさしい文学的作品的発表や、劇をすることができる。

〔読むこと〕

- 8 読むことに興味が増し、さまざまな読み物を自主的に読み抜く態度や習慣を身につけることができる。
- 9 知識を求めたり、情報を得たり、楽しんだりするために、書物・雑誌・児童新聞・辞書・参考書などを活用し、図書館を利用することができる。
- 10 読むことによって、語いを増し、表現力を高め、また、はっきりとした考え方ができる。
- 11 日常生活に必要な文字を読むことができる。

〔書くこと〕

- 12 さまざまな形式の実用的作文や創作的作文をつくることができる。
- 13 文集や学級・学校新聞の編集ができる。
- 14 共通的な筆順で、正しく、読みやすく、効果的に書くととができる。
- 15 日常生活に必要な文字を書くことができる。

以上述べた標準は、児童の発達段階に応じて、さらに、各学年の特殊目標として具体化されなければならない。なお、ここで述べた目標は、次の第二章の「国語科の内容」や第三章の中の「国語能力表」および各学年の指導目標と密接なつながりのあるものであるから、それらと関連させてみるのがたいせつである。

三 小学校・中学校・高等学校における国語学習指導の一般目標は何か

〔国語学習指導の目標を決める前に、国語は社会においてどのように働くか、国語を学習することはわれわれにとってどんな意義があるかを見きわめなければならない。〕

今までは、国語は家庭や社会で自然に学ばれるもので、学校では生徒の言語の誤りを正し、特に話しことばにおける方言やなまりを正せばよい、ただ、読み書きの仕事は高い知的活動であるから、学校の系統的な学習指導は読み方と書き方と作文とに向けられなければならないと考えられていた。しかし、この考え方では、学校の国語教育の領域は非常に狭くなってしまふ。

われわれは、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことが、社会生活をしていく上にどれだけ必要か、人間の成長発達にとってどんな意義があるかを考えて、これを学習する目標を立てていかなければならない。

言語はどんな役割を持つかということについて、次の三つのことがあげられる。

- (一) 言語は、互いに意思を通じ合うのに必要で、社会生活には欠くことのできないものである。
- (二) 言語は、思想や感情と深い関係を持ち、考えを進める上に欠くことのできないものである。
- (三) 言語は、どんな学問や技術を学んでいくのにも媒介をなすものであって、この意味で文化の獲得創造に欠くことのできないものである。

言語は、人間生活にとってこのように深く広い意義を持っているから、ある程度までは家庭や社会で自然に習得されていく。それゆえ、これまでいつも、日常生活に必要な国語を理解し、使用する能力をつけることが、国語教育の第一の目標とされてきた。これからの日常生活は、ますます文化的になり、生活と文化とを切り離すことができなくなっていく。文化は言語を媒介として創造され獲得されるのであるから、これからの生活では、言語の学習が必要になる。たとえば、ジャーナリズムは文学を大衆の日常生活のものとするに役だっているが、これからは、どんな人にも生活を明るく豊かにする文学を理解し、鑑賞する能力が必要である。

〔このような性格を持った国語を正しく効果的に使っていくようにすることが、国語学習指導の仕事である。〕

新しい教育では、すべての教科について、習慣・態度・技術・能力などということがいわれているが、国語科においてもやはり同様である。国語のほうで本質的なことは、ことばを使っていく技術であり、能力である。従来はあまりに、ことばや文字についての知識・理解の方面に重きが置かれていた。聞くこと、話すこと、読むこと、書くことは、みな一種の技術であって、技術として学習され、指導されなければならない。それは、精神的にして同時に身体的な習慣・態度であるから、特に、小学校低学年の発達段階では運動感覚的および視覚的、聴覚的な訓練も必要である。そしてことばを使う習慣・態度・技術・能力を正しく設定して行くために、ことばに対する鑑賞力を増し、知識や理解を深めなければならない。これからの国語教育では、こうした習慣・態度・技術・能力・鑑賞・知識・理解の一面に偏することなく、常にその全体を目がけて、言語生活の理想を高めていかなければならない。

〔国語学習指導の目標を、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことに分けて言えば、次のようになる。〕

- (一) 社会生活上自分に必要な情報や知識を得るために、他人の話に耳を傾ける習慣と態度を養い、技術と能力とをみがくこと。

聞くことはやさしいようであるが、むずかしい。聞くことは精神の集中を必要とする積極的な活動である。聞くことの指導、ことに、聞く態度の指導は、今までの教育でも相当行われた。学校に入学する児童は、家庭でかつてに話していたときとは違って、まず聞く態度の指導監督を受けたものであった。

これに反して、どうしたら聞くことがよくできるか、聞く技術の指導のほうは割合に行われなかった。これは、聞くことの意義・価値に徹底せず、聞くことの学習指導の目標がはっきりしていなかったからである。生徒は他人の話に耳を傾けて理解し、その人の立場を知るように指導されなければならない。また、他の人々の立場に寛大さを持ち、意見の相違があるのは当然であると考えるようにする。同時に、ほかの方面から聞いたことや読んだことを比較して批判的に聞くようにしなければならない。

(二) 自分の意思を伝えて他人を動かすために、いきいきとした話をしようとする習慣と態度を養い、技術と能力をみがくこと。

何のために話をしているのか、何を話しているのか、要領を得ないような話し方は、社会生活にとって妨げとなるばかりでなく、正しく思考する態度にも合わない。話し方は、簡単めいりょう、効果的でなければならない。そのような話し方の習慣・態度を養い、技術と能力をみがくことが、国語教育の大事なねらいである。

(三) 情報や知識を得るため、経験を広め教養を高めるため、娯楽と鑑賞のために、広く読書しようとする習慣と態度を養い、技術と能力をみがくこと。

日常生活では、ある問題について考えるための素材として情報を得て行く読みが重大である。また、教養や娯楽のための読書も、適切な指導を必要とする。ごくわずかの資料を詳しく読むことも必要であるが、広く読む、さらに、たくさんの書物の中から自分に必要な書物を早く見いだすというような技術も必要である。

(四) 自分の考えをまとめたり、他人に訴えたりするために、はっきりと、正しく、わかりやすく、しかも独創的に書こうとする習慣と態度を養い、技術と能力をみがくこと。

これは書くこと全体の目標で、したがって作文の目標であり、また、習字の目標でもある。作文は、話し方と同様、はっきりと、筋道が立ち、また、わかりやすく、文法的にも正しくなければならない。習字では、正しく、わかりやすく、そして美しいということが必要である。従来、習字は美しいとかが力があるとかということが主であったが、これからは、相手によくわかるということをもととして、表現効果の一つとして美ということをも考えていくべきであろう。

〔これらの諸目標を一つにまとめて言えば、ことばを効果的に使用する習慣と態度を養い、技術と能力をみがくことであって、そのためにことばについての鑑賞力と知識と理解を増し、言語生活の理想を高めなければならない。〕

右に、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの指導についてそれぞれの指導の目標を説明したが、これは、これらのことが別々に学習されなければならないというわけではない。聞く、話す、読む、書くは、言語を記号として使用するところの全体としての言語活動の各部分である。

したがって、国語学習指導の目標は、言語の使用をより正しく、より効果的にすることであるといつてよい。そこに文法教育の正しい位置づけが得られ、また文学教育の真の意義も考えられてくる。このような国語の学習とその適切な指導とによって、広く言語の習慣が改善され、わが言語文化が高められることが期待される。

〔国語の学習指導は、全体の教育の一環として、民主的な社会を作り、国際的理解と親善を増し、国民道徳を高めることに寄与するよう、常に心がけていなければならない。〕

国語の学習指導の目標は、直接的には、国語を正しく効果的に使っていく習慣と態度を養い、技術と能力をみがき、鑑賞力と知識と理解を増し、理想を高めていくことであるが、国語科がこの目標を達成するには、生徒は実際に何かについて話し、何かについて聞き、何かについて書き、何かについて読むのでなければならない。そこに、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの題材がでてくるが、それは当然、教育全般の目標に応じて選ばれなければならない。この場合、国語科としては、特に、道徳教

育・民主教育・国際的理解親善に寄与することを心がけるべきである。

ことばは社会関係の中で使われるものであるから、国語学習指導の直接の目標である、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの正しい習慣と態度の設定は、それ自身ですでに道德教育である。そしてそれは民主的な社会を作る基礎をなすものである。その上、われわれは、よい文学作品に触れることによって、道德や社会への理解と判断を増し、国際的関心を高めることができるであろう。

国語の学習指導の計画を立て、具体的目標を設定する場合には、常に、国語科は全体の教育の一環であることと、われわれが今、民主的な社会を作り、国際的理解と親善を増し、国民道德を高める必要に立っていることを考慮していなければならない。

四 中学校・高等学校の国語学習指導の目標は何か

(一) 中学校は義務教育の完成の段階であるから、国民として日常生活に必要な言語を理解し、使用する能力ができて、高い言語文化を享受する基礎ができなければならない。この点から考えて、次のようなことを目指して行くのが適当であると考え。

- 1 改まった場合のあいさつや紹介ができる。
- 2 筋のとあった興味のある報告ができる。
- 3 原稿を見ないでも簡単な形式ばらない話をする事ができる。
- 4 会議に参加して、責任が果せる。
- 5 電話やマイクロフォンなどが使用できる。
- 6 会話を興味深くじょうずに進めることができる。
- 7 劇や映画のよしあしがわかる。
- 8 ラジオの番組から価値のあるものを選んで鑑賞することができる。
- 9 必要な新聞や雑誌が読める。
- 10 現代文学を読んで楽しむ。
- 11 やさしい文語文や漢文体の文章を読むことができる。
- 12 読書の習慣を身につける。
- 13 辞書や参考書の利用ができる。
- 14 目的に応じて、よい本を選び出すことができる。
- 15 目録や索引の使い方がわかり、図書館を利用することができる。
- 16 当用漢字別表の漢字の読み書きが完全にできる。その他の日常必要な当用漢字が読める。
- 17 実用的な手紙や社交的な手紙が書ける。
- 18 簡単な詩や論文や物語を作ることができる。
- 19 文集や学校新聞などが作れる。
- 20 履歴書や届書などが書ける。
- 21 硬筆や毛筆で整った字が書ける。
- 22 口語のきまりがわかる。
- 23 余暇を利用して、聞いたり、話したり、読んだり、書いたりすることを楽しむ。

(二) 高等学校では、中学校よりもいっそう言語の能力が付き、より高い言語文化を享受することができる必要がある。そこで前掲のものはさらに高い程度において成し遂げなければならないが、その上に、新しい目標も加えられる。

- 1 まとまった意見の発表ができる。
- 2 いろいろな会で司会ができる。
- 3 形式の整った話をする事ができる。

- 4 劇や映画やラジオの鑑賞や批評ができる。
- 5 論文・論説を読んで理解する。
- 6 文語文や漢文がある程度まで読める。
- 7 古典の現代的意義がわかる。
- 8 現代文学の鑑賞や批評ができる。
- 9 翻訳された世界文学を楽しむ。
- 10 新聞や雑誌を理解して読むことができ、事実と宣伝とを区別することができる。
- 11 いろいろの読書技術、たとえば、深く読む、ざっと読む、情報を得る、だいたいを知る、楽しみのために読書するなどの技術を身につける。
- 12 当用漢字が完全に読める。当用漢字表中の重要な漢字が正しく書ける。
- 13 目的に応じて手紙や実用的な書類が書ける。
- 14 創作したり、論文を書いたりすることができる。
- 15 それぞれの場合に応じた文章表現ができる。
- 16 文語のきまりのあらましがわかる。
- 17 国語の変遷のあらましがわかる。
- 18 国語生活に対する理想を高め、国語・国字に関心を持つ。

(三) 以上の、中学校および高等学校の国語学習指導の目標は、ごく一般的なものであって、学校のおかれている地域社会の必要と、学習者個人個人の発達の違いとを考慮して具体的なものにして行かなければならない。特に高等学校では、生徒の必要と能力と興味とに応じて、これらの目標のうちのあるものをいっそう詳しく学習するコースも考えられる。

2 国語の評価の観点とその趣旨

小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）〕より
 <小学校>

言語への関心・意識	(小・中) ことばに対する積極的な関心，ことばを正しく使おうとする意欲，使っていることばに関しての自覚など。
聞く，話す	
読解	(小・中・高) 読解には鑑賞，批判を含む。
作文	
書写	(小・中) 文字を思い起こして正しく書く能力，文字を効果的に書写する能力など。

< 中学校 >

言語への関心・意識	(小・中) ことばに対する積極的な関心，ことばを正しく使おうとする意欲，使っていることばに関しての自覚など。
聞く，話す	
読解	(小・中・高) 読解には鑑賞，批判を含む。
作文	
書写	(小・中) 文字を思い起こして正しく書く能力，文字を効果的に書写する能力など。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された国語の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

< 小学校 >

国語の学習指導については、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことのすべてにわたり、学年の児童発達段階に応じ、発展的・系統的な取扱について研究し、その充実強化を図ること。そのため、国語科の指導時間数を、現行より増加すること。

国語学習の全般、特に読解力の学習については、他教科における学習との関連をじゅうぶんに考慮し、内容の精選充実を図り、基礎的学習を重視すること。

作文能力の一般的水準を高めるために、適当な措置を講じ、その充実強化を図ること。

教育漢字の学年配当およびがたかな学習の強化については、さらに研究を進め、その実現を図るとともに、文字学習の徹底を期すること。

なお、表記法の統一は、学習指導の上からも、重要な問題であるから、その解決に努めること。

毛筆習字の学習は、だいたい現行どおりとし、その指導時間数および内容については、国語科の指導目標に照らしてその程度を示すこと。

ローマ字学習は、国語学習の一環として、第 4 学年以上について、すべての児童に対し、文字・語および簡単な文章の読み書きを行うこと。

なお、単独のローマ字教科書は使用しないで国語教科書の中でこれを取り扱うこと。

また、ローマ字学習は、中学校においても継続させることが望ましいこと。

< 中学校 >

国語教育の趣旨、学習領域、程度等を明確にし、かたよりのない学習が行われるようにすること。教材ならびに学習活動を精選し基礎的本質的な学習に力を注ぐようにすること。

読解力をいっそう高め、文章を正確に理解させるように努めること。

ことばを尊重する意識を高め、正確な表現力を養い、特に作文および書写の指導を充実すること。

毛筆習字については、現行どおり国語科の中において取り扱うこととするが、その範囲、程度を明らかにすること。

ローマ字学習については、将来慎重に研究すること。

2 国語の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 日常生活に必要な国語の能力を養い，思考力を伸ばし，心情を豊かにして，言語生活の向上を図る。
- 2 経験を広め，知識や情報を求め，また，楽しみを得るために，正しく話を聞き文章を読む態度や技能を養う。
- 3 経験したこと，感じたこと，考えたことをまとめ，また，人に伝えるために，正しくわかりやすく話をし文章に書く態度や技能を養う。
- 4 聞き話し読み書く能力をいっそう確実にするために，国語に対する関心や自覚をもつようにする。

上に掲げた国語科の目標 1 は，国語料において指導すべき総括的な目標である。目標 2 および 3 は，国語料において具体的に指導すべき聞くこと，読むこと，話すことおよび書くことの活動について，その目標を掲げたものであるが，これらの指導にあたっては，常に目標 1 の達成を目ざすとともに，目標 4 との関連を考慮して行わなければならない。

次に示す各学年の目標は，教科の目標を根底におき，内容において示した指導すべき事項と合わせ，それぞれの学年の具体的な指導のねらいとなる。

国語の指導は，国語科だけでなく，学校における教育活動の全体を通じて行われるものである。したがって，国語科の指導においては，他の教科，道徳，特別教育活動などにおける指導と密接に関連させて，国語の学習に関する基本的な事項を取り扱い，言語生活の向上を図るように努めなければならない。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 生活に必要な国語の能力を高め，思考力を伸ばし，心情を豊かにして，言語生活の向上を図る。
- 2 経験を広め，知識を求め，教養を高めるために，話を確実に聞き取り，文章を正確に読解し，あわせてこれらを鑑賞する態度や技能を身につけさせる。
- 3 経験したこと，感じたこと，考えたことをまとめ，人に伝えるために，わかりやすく効果的に話し，正しく書写し，的確に文章に書き表わす態度や技能を身につけさせる。
- 4 ことばのはたらきを理解させて，国語に対する関心や自覚を深め，国語を尊重する態度や習慣を養う。

以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として国語科の目標をなすものである。2，3，4，について指導する場合には，常にその根底に 1 を考慮していなければならない。また，4 は，2，3 と関連づけて指導することが必要である。

3 国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和36年2月13日（1961年）〕より

<小学校>

聞く	正しく話を聞く態度や技能を身につけている。
話す	正しくわかりやすく話をする態度や技能を身につけている。
読む	正しく文章を読む態度や技能を身につけている。
作文	正しくわかりやすく文章に書く態度や技能を身につけている。
書写	文章を正しく書く態度や技能を身につけている。

<中学校>

聞く	話を確実に聞き取る態度や技能を身につけている。
話す	わかりやすく効果的に話す態度や技能を身につけている。
読む	文章を性格に読解し、鑑賞することができる。
作文	的確に文章に書き表すことができる。
書写	文字を正しく書くとともに、美しく速く書くこともできる。
国語への関心・意識	ことばのきまりがわかり、国語に対する関心や意識をもって国語の表現や理解をしようとする。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された国語の改善の方針

小学校の教育課程の改善について (答申) [昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)] より

(目標)

- 1 目標については、国語科教育の中核は、生活に必要な国語の能力を養うものであることを明確にするとともに、国語の教育が国民性を育成するうえで欠くことのできないものであることを考えて、これを定めること。

国語科教育の中核は、生活に必要な国語を正確に理解し、適切に表現する能力を養うものであることを目標に明記し、国語の能力を養うにとがわが国の国民性の育成を図ることになるものであることを明らかにする。

- 2 内容については、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことのすべての領域にわたって基本的事項を精選し、基礎的なことについていっそう発展的、系統的な学習ができるようにして、国語の能力の充実を図ること。

その場合、低学年の読み書き能力の充実を図るとともに、高学年では、中学校との関連がいっそう密接になるようにすること。

(1) 国語科の各領域 (聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと) を通じ、その内容について、基本的事項を精選して、指導の徹底を図り、基礎的なことについて、児童の発達段階に応じていっそう発展的な学習ができるようにする。

(2) 低学年の読み書き能力の充実を図るため、その内容をくふうするとともに、高学年については、中学校との関連が円滑になるように、その内容をくふうする。

(聞くこと、話すこと)

- 3 聞くこと、話すことの学習については、おおむね現行の趣旨によるにとし、その習慣や態度の育成について、学校の教育活動全体のなかでもさらに徹底して行なわれるようにすること。

(1) 聞く、話すという言語活動は、言語生活上の基本であり、言語能力育成の点からも重要であるので、今後も現行どおり国語科において取り扱うにととする。

(2) 聞くこと、話すことにおける習慣や態度の育成については、国語科だけでなく、学校の教育活動全体を通じても行なわれるようにする。

(読むこと)

- 4 読むことの学習については、読書指導が計画的、組織的に行なわれるようにし、読解指導についての内容の精選、充実、指導の徹底とあいまって、読むこと的能力が向上するようにすること。

- (1) 読むことへの能力は、読解指導と読書指導とが、両者それぞれ関連しながら片寄なく指導されるときに、真に身につくものである。このため、読書指導が計画的、組織的に行なわれるようにする。
- (2) 読解を主とした指導については、さらに教材を精選して、読解力の向上を図る。

(作文)

- 5 書くことのうち作文の学習については、文章を書く基礎的能力を確実に養うようにし、作文の指導がさらに徹底して行なわれるように措置すること。
 - (1) 作文の指導については、文章を正確に書くという点にとくに力を注ぎ、文章表現力の基礎を確実に養うとともに、児童に文章を書く意欲をも助長するようにする。
 - (2) 作文の指導がいっそう計画的に行なわれるようにし、指導時数などについても考慮する。

(書写)

- 6 書くことのうち毛筆を使用する書写の学習については、中学年からすべての児童に履修させることとする。
 - (1) 毛筆を使用する書写の学習については、国語科教育の一環として、中学年からすべての児童に履修させることとし、その指導は、字形を正しく認識し、文字を正確に整えて書くとともに、文字に対する意識を深めることを主眼とする。
 - (2) その指導時数については、国語科の各学年の授業時数全体のうえから調和のとれたものであるようにする。

(漢字学習)

- 7 漢字の読み書き能力を高めるため、低学年から現行より多くの漢字が学習できるように措置するとともに、他教科で学習する語句や漢字との関連、中学校における漢字学習との関連などについても配慮すること。
 - (1) 各学年で学習する漢字の字数の幅を広げるとともに、高学年では当用漢字別表以外の当用漢字についてもある程度学習できるようにする。
 - (2) 他教科独自の学習語句に使用される漢字についても、可能なかぎり、該当学年で学習できるように考慮する。

(ローマ字)

- 8 現行のようなローマ字教育については、これを行わないにとすること。

現行のようなローマ字教育については、これを行わないこととするにすが、日常ふれる程度の簡単なローマ字による国語の表記については、これを特定の学年において適宜指導することとする。

中学校の教育課程の改善について(答申)[昭和43年6月6日(1968年)]より

1 目標について

目標については、国民生活の基礎としての国語の能力を高め、思考力を伸ばし、心情を豊かにすることを明らかにし、特に、表現の力を向上させること、言語文化に対する理解を深めることおよび国語を尊重する態度を養うことを重視すること。その際、国語がわが国の文化の発展および国民性の形成に欠くことのできないものであることをじゅうぶんに考慮すること。

2 内容について

- (1) 内容については、現行の聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと(作文および書写)およびことばに関する事項(ことばのきまりなど)について、小学校との関連を密にするとともに、それぞれの基本的事項を精選し、その習熟を図ること。

その際、特に読むことおよび書くことの指導を重視し、理解と表現の力をいっそう高めるようにする

こと。

(2) 聞くこと、話すことについては、基礎的な技能や態度を身につけることに重点をおき読むことおよび書くことともよく関連を図り、指導を効果的にするようにすること。

(3) 読むことについては、次の点に留意すること。

ア 教材については、文学作品や記録・解説・論説などを用いることとし、その選定の観点をできるだけ明確にすること。

選定の観点としては、たとえば、思考力を伸ばす、心情を豊かにする、表現の力を養う、文化を理解する、国語の特質について理解するなどが考えられる。

イ 古典（古文および漢文）については、古典に対する関心を深め、それを理解する基礎を養うようにし、基本的な教材を精選するようにすること。

なお、教材としては、原文、書き下し文、現代語訳などを用いることを考慮すること。

ウ 読書指導についても考慮すること。

(4) 作文については、その指導の徹底を期するため、構想、表現などに関する基礎的な能力を身につけることに重点をおき、指導を計画的にし、文章を書くことの機会を多くするようにすること。

(5) 書写については、硬筆および毛筆で文字を書くことの技能や態度を養い、文字に対する意識を深めるため、各学年における内容を明確にすること。

(6) 漢字の読み書きについては、小学校における漢字の指導と密接な関連を図り、当用漢字別表の漢字にじゅうぶん習熟させるとともに、別表外の当用漢字についても学習させるようにし、そのうち、ある程度の字数については書けるようにすること。

(7) ことばに関する事項（ことばのきまりなど）については、具体的な活動を通して指導するとともに、精選した事項について、ある程度まとまった知識を得させる指導もできるようにすること。

2 国語の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い、国語を尊重する態度を育てる。

このため、

- 1 国語で思考し創造する能力と態度を養う。
- 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、心情を豊かにする。
- 3 国語による伝達の役割を自覚して、社会生活を高める能力と態度を養う。
- 4 国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を愛護する態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

生活に必要な国語の能力を高め、国語を尊重する態度を育てる。

このため、

- 1 国語によって思考し、理解し表現する能力と態度を養う。
- 2 国語による理解と表現を通して、知識を身につけ、考えを深め、心情を豊かにする。
- 3 国語による伝達を効果的にして社会生活を高める能力と態度を養う。

- 4 言語文化を享受し創造するための基礎的な能力と態度を育てる。
- 5 国語の特質を理解させ、言語感覚を豊かにし、国語を愛護してその向上を図る態度を養う。

3 国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和46年2月27日（1971年）〕より

<小学校>

聞くこと	話を正確に聞き取る能力や態度を身につけている。
話すこと	わかりやすく効果的に話す能力や態度を身につけている。
読むこと	文章を的確に読む能力や態度を身につけている。
作文	文章を適切に書く能力や態度を身につけている。
書写	文字を正しく整えて書く能力や態度を身につけている。

<中学校>

聞くこと	話を正確に聞き取る能力や態度を身につけている。
話すこと	わかりやすく効果的に話す能力や態度を身につけている。
読むこと	文章を的確に解読し、鑑賞する能力や態度を身につけている。
作文	文章を適切に書く能力や態度を身につけている。
書写	文字を正しく整えて書く能力や態度を身につけている。
ことばに関する知識	国語の理解や表現を的確にするためのことばに関する知識を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された国語の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，児童生徒の発達段階に応じて，内容を基本的な事項に精選するとともに，言語の教育としての立場を一層明確にし，表現力を高めるようにする。

その際，小学校及び中学校においては，国語力を養うための基礎となる言語に関する事項が系統的に指導できるようにし，高等学校においては，それが発展的に指導されるようにする。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 内容を整理し，表現力を一層高めるため，現行の 3 領域（聞くこと・話すこと読むこと及び書くこと）を「表現」及び「理解」の 2 領域に改め，それに「言語事項（発音，文字に関する事項，文法的な事項など）」を加えて内容を校正する。

(イ) 「表現」の領域の内容は，文字言語及び音声言語による表現力を養うための基本的な事項を取り上げて構成し，特に文章による表現力を高めることに重点を置く。また，音声言語による表現力を養うための内容は，的確な話し方の指導に重点を置いて整理する。

(ウ) 「理解」領域の内容は，理解力を養うための基本的な事項を取り上げて構成し，文章の叙述に即して内容を読み取る能力を高めることに重点を置き，その能力が児童の読書力を高めることに発展するよう配慮する。

(エ) 「言語事項」の内容は，「表現」及び「理解」の各領域の内容の指導の際に必要とされる基礎的な言語に関する事項を取り上げて構成する。この「言語事項」は，原則として「表現」及び「理解」の各領域での学習を通して指導するものとする。

（中学校）

(ア) 内容は，小学校と同様の趣旨により，「表現」及び「理解」の 2 領域と「言語事項」によって構成する。

(イ) 「表現」の領域の内容としては，主として話し方，作文，書写など，表現力を養うための基本的な事項を取り上げて構成し，特に文章による表現力を高めることに重点を置く。

(ウ) 「理解」の領域の内容は，主として聞き方，読解，鑑賞など，理解力を養うための基本的な事項を取り上げて構成し，特に読解力を高めることに重点を置くが，この領域の指導が生徒の読解力を養うことに役立つようにも配慮する。

(I) 「言語事項」の内容は、現行の「ことばに関する事項」をもとに、文法、語句、文字、音声など、言語に関する事項を整理して構成する。この「言語事項」は、「表現」及び「理解」の各領域の学習を通して指導するとともに、ある程度まとまった知識を得させて表現及び理解に役立たせるようにする。

2 国語の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 155 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 55 年 4 月 1 日（1980 年）施行〕より

国語を正確に理解し表現する能力を養うとともに、国語に対する関心を深め、言語感覚を養い、国語を尊重する態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

国語を正確に理解し表現する能力を高めるとともに、国語に対する認識を深め、言語感覚を豊かにし、国語を尊重する態度を育てる。

3 国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
< 小学校 >

言語に関する知識・理解		表現及び理解の能力の基礎となる発音、文字、文法的事項等に習熟している。
表現の能力	作文	表現しようとする内容を的確に文章に書いたり、話したりすることができる。
	話す	
理解の能力	読む	文章や話の内容を的確に読んだり、聞いたりすることができる。
	聞く	
書写		文字を正しく整えて書くことができる。
国語に対する関心・態度		国語に対して関心をもち、国語を尊重し、的確に表現したり、理解したりしようとする。

< 中学校 >

表現の能力	考えを的確に表現することができる。
表現（書写）の能力	文字を正しく美しく速く書くことができる。
理解の能力	話や文章の内容を的確に理解することができる。
言語に関する知識	文法・語句・語彙などの国語に関する知識を身につけている。
国語に対する関心・ 態度	国語に対する関心を持ち、進んで表現し、読書に親しむ態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された国語の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，言語の教育としての立場を一層重視しながら，国語に対する関心を高め，国語を尊重する態度を育てるようにする観点から，音声言語と文字言語にかかわる表現及び理解の内容について，児童生徒の発達段階に応じた基礎的・基本的な事項を取り上げて構成する。その際，特に，情報化などの社会の変化に対応するため，目的や意図に応じて適切に表現する能力と相手の立場や考え方を的確に理解する能力を養い，思考力や想像力及び言語感覚を育てるようにする。

小学校及び中学校においては，国語の力の基礎となる言語に関する事項について学校段階等に応じその内容の重点化を図る。また，高等学校においては，生徒の能力・適性等に応じた指導を充実するため，科目を増やし履修の幅を拡大する。

教材については，児童生徒の心身の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して取り上げるようにし，表現力と理解力とを偏りなく育てるとともに，人間，社会，自然などについて考えを深め道徳性を養うことにも資するよう配慮する。その際，特に，自然や美しいものに感動することなど情操を豊かにすること，たくましく生きる態度を育てること，論理的思考力を育てること，我が国の文化と伝統に対する関心や理解を深めること，国際理解を深め国際協調の精神を養うことなどに役立つものを選ぶよう配慮する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)

(ア) 「表現」の領域については，話すことや書くことの活動を十分に行い，適切に表現する能力を育てるため，内容の示し方を改める。また，作文については，その指導時数を増やし，それを明示する。

(イ) 「理解」の領域については，聞くことに関する指導を重視するとともに文章の叙述に即して内容を正確に読み取る能力を育てるため，内容の示し方を改める。また，この領域の指導が読書力の育成に資するよう配慮する。

(ウ) [言語事項]の内容については，基礎的な国語の力を養うため，次のように改善する。

[ア] 言語に関する事項については，指導の適時性や系統性などを考慮し，学年ごとの指導事項の示し方を改めることとし，特に低学年において，話し方や読み書きの基礎を養うための指導内容を

重点的に取り上げるようにする。

[イ] 漢字の学年別配当については、児童の学習負担や発達段階などを考慮し、漢字の指導系適切に行われるようその字種・字数を見直し、また、その取扱いが弾力的にできるようにする。

[ウ] 書写については、文字を正確に書く力を付けるため、内容の示し方を改めることとし、特に毛筆による書写について、その指導時数を増やしそれを明示する。

(中学校)

(ア) 「表現」の領域については、表現活動を十分に行うとともに、考えを論理的に話したり書いたりする能力を高めるため、内容の示し方を改める。

(イ) 「理解」の領域については、聞くことに関する能力を高めるとともに、特に文章の展開に即して内容を的確に読み取ったり的確に要約したりする能力を伸ばすため、内容の示し方を改める。なお、この領域の指導が読書への興味・関心や読書力を育てることに資するよう配慮する。また、古典の指導については、古文や漢文に親しませ、これを理する基礎を養うことを重視する。

(ウ) [言語事項]については、基礎的な国語の力を高めるため、小学校の内容との関連を図りつつ、内容の明確化・重点化を図る。また、書写については、これを[言語事項]に位置付け、文字を正しく整えて書くことができるよう内容を重点化するとともに、指導時数を増やすようにする。

(エ) 第3学年における選択教科としての「国語」においては、生徒の特性等に応じ、課題学習、総合的な学習、表現力を高める学習など発展的、応用的な学習活動等が多様に展開できるようにする。

2 国語の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号〔平成元年3月15日(1989年)告示
平成4年4月1日(1992年)施行〕より

国語を正確に理解し適切に表現する能力を育てるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第25号〔平成元年3月15日(1989年)告示
平成5年4月1日(1993年)施行〕より

国語を正確に理解し適切に表現する能力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

3 国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成3年3月20日（1991年）〕より

< 小学校 >

国語への関心・意欲・態度	国語に対する関心をもち，国語を尊重し，進んで表現したり理解したりしようとする。
表現の能力	自分の考えを豊かにして，目的をもって話したり，自分の考えを順序よく的確に文章に書いたりする。
理解の能力	話し手や聞き手の立場や考えをとらえ，話や文章を叙述に即して正確に理解する。
言語についての知識・理解・技能	表現及び理解の能力の基礎となる発音，文字，語句，文・文章等について理解し，習熟している。書写では，文字を正しく整えて書く。

< 中学校 >

国語への関心・意欲・態度	国語に対する関心を深め，国語を尊重し，進んで表現したり理解したりしようとする。
表現の能力	自分の考えを豊かにしたり深めたりして，目的や場面に応じ，筋道を立てて話したり文章に書いたりする。
理解の能力	話し手や書き手の立場や考えをとらえ，話や文章の構成や展開に即して的確に理解する。
言語についての知識・理解・技能	表現と理解に役立てるための音声，語句，語彙，文法，漢字等について理解し，知識を身に付けている。書写では，文字を正しく整えて速く書く。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された国語の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

(ア) 小学校，中学校及び高等学校を通じて，言語の教育としての立場を重視し，国語に対する関心を高め国語を尊重する態度を育てるとともに，豊かな言語感覚を養い，互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することに重点を置いて内容の改善を図る。特に，文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであった指導の在り方を改め，自分の考えをもち，論理的に意見を述べる能力，目的や場面などに応じて適切に表現する能力，目的に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度を育てることを重視する。

そのため，現行の「表現」及び「理解」の各領域と〔言語事項〕の構成を改め，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」及び「読むこと」の領域と〔言語事項〕から内容を構成するとともに，実践的な指導の充実を図る観点からも，説明や話し合いをすること，記録や報告をまとめることなどの言語活動例を示すようにする。その際，各領域の指導が調和的に行われるよう，各学校段階の特質等に応じてそれらの指導時数の目安を示すことを考慮する。

(イ) 教材は，児童生徒の心身の発達段階を考慮し，各領域にふさわしいものを調和的に取り上げ，文学的な文章に偏らないようにする。また，広く我が国の言語文化に親しみ，ものの見方や考え方を豊かにするような教材を取り上げるように配慮する。

(ウ) 古典に関する指導については，我が国の文化と伝統を尊重し，生涯にわたって古典に親しむ態度の育成を重視する。

(エ) 小学校及び中学校における漢字の指導については，現在，中学校修了までに学年別漢字配当表の漢字（1006 字）を使い慣れ，常用漢字の大体を読むこととされている。確実に漢字の力を育成するために，児童生徒の学習負担の実態に配慮し，読みの指導は基本的に現行どおりとしつつ，書きの指導については上の学年までに確実に書けるようにする。すなわち，学年ごとに配当されている漢字の書きについては，当該学年では漸次文や文章の中で書くようにし，上の学年までに確実に習得し文や文章の作成に当たって十分使用できるよう時間をかけて指導することとする。

また，学年別漢字配当表に示す漢字の学年ごとの取扱いを一層弾力化する。

(オ) 書写の指導については，文字を正しく整えて生活に役立つ書写の力を育成するため指導の在り方の改善を図る。

イ 改善の具体的事項

(小学校)

日常生活に必要な話す・聞く、書く、読むなどの基礎的な内容を繰り返し学習し確実に言語能力を育成することを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 「話すこと・聞くこと」の領域では、目的や場面に応じて、自分の考えをもって相手に分かるように話したり相手の話の要点を聞いたりする能力の育成を重視する。そのため、簡単なスピーチや説明をすること、話し合いをすることなどの言語活動例を示す。

「書くこと」の領域では、相手や目的に応じて、必要な事柄を集めたり選択したりして内容や文章を構成する能力の育成を重視する。そのため、手紙を書くこと、記録や報告をまとめることなどの言語活動例を示す。「読むこと」の領域では、目的や意図に応じて、要点や要旨などを読み取る能力や読書に親しむ態度の育成を重視する。そのため、読み聞かせや読書紹介、学校図書館を利用して調べることなどの言語活動例を示す。

(イ) 児童の発達段階や中学校との関連に十分配慮しつつ、学校や児童の実態に応じて重点的に指導できるよう、目標や内容を2学年まとめて示すようにする。

(ウ) 現在、どの学年でも指導することになっている指導事項について全体として精選し、例えば、段落分けの指導は第3・4学年で、人物の気持ちの読み取りの指導は第5・6学年で重点的に取り扱うようにするなど、児童の発達段階に応じ重点的な指導が行われるようにする。

(エ) 文字、表記、語句、文章構成、言葉遣いなどの〔言語事項〕については、基礎的な言語能力を養うとともに、児童の発達段階に応じ重点的な指導が行われるよう、中学校の内容との関連を図りつつ、基礎的な文字や表記、音声言語、簡単な文や文章の組立てや構成などについての内容の指導を重視する。

(オ) 古典に親しむ態度を育成するため、親しみやすい文語調の文章について音読を中心に指導することとする。

(中学校)

社会生活に必要な言語能力を確実に育成することを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 「話すこと・聞くこと」の領域では、目的や方向に沿って効果的に話したり、相手の意図を理解しながら聞いたりする能力の育成を重視する。そのため、説明や討論などの言語活動例を示す。

「書くこと」の領域では、相手や目的に応じて効果的な文章を書くことのできる能力の育成を重視する。そのため、通信文を書くこと、記録や報告をまとめること、資料を作成することなどの言語活動例を示す。「読むこと」の領域では、目的や意図にのびて的確に読み取る能力や進んで読書に親しむ態度の育成を重視する。そのため、学校図書館を活用して様々な形態の文章を読み自分の考え方を深めるなどの言語活動例を示す。

(イ) 学校や生徒の実態に応じて重点的に指導できるよう、目標や内容を、例えば、第1学年と第2・3学年にまとめて示すようにする。

(ウ) 現在、どの学年でも指導することになっている指導事項について全体として精選し、例えば、主題や要旨を読み取る指導は第1学年で、相手や目的に応じて叙述を工夫する指導は第2・3学年で重点的に取り扱うようにするなど、学校や生徒の実態に応じ重点的な指導が行われるようにする。

(エ) 〔言語事項〕については、基礎的な言語能力を高めるため、小学校の内容との関連を図りつつ、各領域の学習に役立つよう語句や語彙、文や文章の組立てや構成などについての内容の指導を重視する。

(オ) 古典の指導については、古典に親しませることに重点を置く。その際、言葉のきまりについては、細部にわたることなく教材に即して必要な範囲で指導することにとどめる。また、文学史について

は扱わない。

2 国語の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力及び言語感覚を養い，国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし，国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

3 国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

国語への関心・意欲・態度	国語に対する関心をもち，国語を尊重し，進んで表現したり理解したりするとともに，伝え合おうとする。
話す・聞く能力	自分の考えを豊かにして，相手や目的に応じ，筋道を立てて話したり的確に聞き取ったりする。
書く能力	自分の考えを豊かにして，相手や目的に応じ，筋道を立てて文章に書く。
読む能力	目的に応じて読み取ったり読書に親しんだりする。
言語についての知識・理解・技能	表現及び理解の能力の基礎となる発音，文字，語句，文・文章等について理解し，習熟している。書写では，文字を正しく整えて書く。

< 中学校 >

国語への関心・意欲・態度	国語に対する関心を深め，国語を尊重し，進んで表現したり理解したりするとともに，伝え合おうとする。
話す・聞く能力	自分の考えを豊かにしたり深めたりして，目的や場面に応じ，筋道を立てて話したり的確に聞き取ったりする。
書く能力	自分の考えを豊かにしたり深めたりして，相手や目的に応じ，筋道を立てて適切に文章に書く。
読む能力	目的に応じて様々な文章を的確に読み取ったり読書に親しんだりする。
言語についての知識・理解・技能	表現と理解に役立てるための音声，語句，語彙，文法，漢字等について理解し，知識を身にて付けている。書写では，文字を正しく整えて速く書く。

2 社 会

学習指導要領（試案）	昭和 22 年 5 月 5 日（1947 年）発行
小学校学習指導要領（補説）	昭和 23 年 9 月 15 日（1948 年）発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 社会の目標

学習指導要領 社会科編（一）〔昭和 22 年 5 月 5 日（1947 年）発行〕より

社会科の目標は、暫定的ではあるが、一応教育の一般目標に基づいて、次のように考えられるであろう。小学校の六箇年に対しては、各学年ごとに、これに基づく学年の目標を示し、中学に対しては、各単元ごとに、これに基づく単元の目標を示すことにした。教師は、よくこれらを通読し、その意味を適確に理解するように努められたい。

- 一 生徒が、人間としての自覚を深めて人格を發展させるように導き、社会連帯性の意識を強めて、共同生活の進歩に貢献するとともに、礼儀正しい社会人として行動するように導くこと。
- 二 生徒に各種の社会、すなわち家庭・学校及び種々の団体について、その構成員の役割と相互の依存関係とを理解させ、自己の地位と責任とを自覚させること。
- 三 社会生活において事象を合理的に判断するとともに、社会の秩序や法を尊重して行動する態度を養い、更に政治的な諸問題に対して宣伝の意味を理解し、自分で種々の情報を集めて、科学的総合的な自分の考えを立て、正義・公正・寛容・友愛の精神をもって、共同の福祉を増進する関心と能力とを發展させること。
- 四 生産・消費・交通・運輸等の自然的・社会的条件を理解させること。
- 五 生徒が日常接触する自然的並びに社会的環境について、科学的に観察する能力を養うこと。
- 六 世界の自然的環境及び文化は、地域によってさまざまに異なるものであること、並びに各地の人間生活は、その文化的条件のもとに自然に適應しながら営まれていることを理解させること。
- 七 各地域・各階層・各職域の人々の生活の特質を理解させ、国内融和と国際親善に貢献する素地を養うこと。
- 八 各地の資源・自然美及び人工美の価値を知って、これを愛護するとともに、進んでこれを開発し、創造する能力を養うこと。
- 九 社会生活が常に發展するものであることを知り、過去の事績を背景として現代の特質を理解し、将来の方向を見わたす能力を養うこと。
- 十 各種の職業についてその社会生活に対する意義を十分理解し、他人の職業を尊重する態度を強め、自己の職業の選択を正しく行い、能率の高い職業活動のできる能力を養うこと。
- 十一 社会生活における勤労の価値を理解するとともに、勤労によって産業の発展に寄与する能力、及び勤労を尊ぶ態度を養うこと。
- 十二 自分の健康を保ち、これを増進するために必要な知識を学び、それに基づいて健康に留意す

る習慣と態度とを養い、更に社会一般の保健に関心を持ち、一般の健康状態を向上させる態度を作り上げること。

十三 宗教の社会生活における意義を理解すること。

十四 娯楽や運動の自然的並びに社会的背景を知って、これらの発達を理解すること。

十五 ある主題について、討議して学習を進め、人々に会って知識を得る習慣を作り、社会生活に関して、自分で調査し、資料を集め、記録・地図・写真統計等を利用し、またこれを自分で作製する能力を養うこと。

小学校社会科学習指導要領 補説〔昭和23年9月15日（1948年）発行〕より

社会科の主要目標を一言でいえば、できるだけりっぱな公民的資質を発展させることであります。これをもう少し具体的にいうと、児童たちが、(一)自分たちの住んでいる世界に正しく適応できるように、(二)その世界の中で望ましい人間関係を実現していけるように、(三)自分たちの属する共同社会を進歩向上させ、文化の発展に寄与することができるように、児童たちにその住んでいる世界を理解させることであります。そして、そのような理解に達することは、結局社会的に目が開かれるということであるともいえます。

児童たちが社会的に目を開くためには、社会の根本的諸機能と、それらの機能が相互に関係しあって作っている社会生活全体を、人間らしい生活をいとなみたいという人間の根本的欲求、すなわち人間性に関係させて深く理解しなければなりません。なかでも、社会生活を成立させ発展させている重要な条件として、(一)人と人との間の相互依存関係、(二)人間と自然環境との間の相互依存関係、(三)個人と社会制度や施設との間の相互依存関係、を理解することが肝要であります。

しかし、りっぱな公民的資質ということは、その目が社会的に開かれているということ以上のものを含んでいます。すなわちそのほかに、人々の幸福に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもっていることが肝要です。それは政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反ばつする心です。人間性及び民主主義を信頼する心です。人類にはいろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだということを確信する心です。このような信念のみが公民的資質に推進力を与えるものです。

社会的に目が開かれていることは、民主社会を建設し維持するのに欠くことのできない条件です。しかし社会的に目のあいていること、社会的な関心をもっていることは、さらに、よい共同生活をするのに不可欠なさまざまな技能や習慣や態度と結合していなければなりません。すなわちその時々事態に応じて適切に処理すること、建設的に協力すること、他人の権利を尊重すること、疑わしい意見や正しくない意見とたたかうことなど、総じて民主的社会の有為な公民として必要な数多くの特性を身につけていなくてはなりません。

社会科は右に述べたような公民的資質の発展を目標とするのでありますから、それが小学校教育の教科課程の中で占める位置はおのずから明らかであります。

学校教育法第十八条によれば、初等普通教育を児童に与えるためには、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければなりません。

一、学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同・自主および自律の精神を養うこと。

二、郷土および国家の現状と伝統について、正しい理解をもつように導き、進んで国際協調の精神を養うこと。

三、日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

- 四，日常生活に必要な国語を正しく理解し，使用する能力を養うこと。
- 五，日常生活に必要な数量的な関係を正しく理解し，処理する能力を養うこと。
- 六，日常生活における自然現象を科学的に観察し，処理する能力を養うこと。
- 七，健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い，心身の調和的な発達を図ること。
- 八，生活を明かるく豊かにする音楽・美術・文芸等について，基礎的な理解と技能を養うこと。

これによりますと，小学校教育の目標は有為な社会形成者を作ること，すなわち社会の中での生活を，幸福に，能率的にいとむのに必要な諸種の理解・態度・能力を養うことにあるということが出来ます。これと前に述べた社会科の目標とを比較してみますと，社会科が小学校の教育目標達成のために重要な位置を占め，そしてすべての教科の主要目標とかたくむすびついていることは明らかです。

2 社会の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）〕より

理解
態度
技能

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）〕より

歴史，地理，経済，政治，社会等の基礎的な諸概念の知識と理解
問題解決法を用いる能力批判的な思考をなしうる能力
他人の必要と権利との尊重
公民的技能の習得

教育課程審議会答申	昭和 28 年 8 月 7 日 (1953 年)
小学校学習指導要領 (試案)	昭和 26 年 7 月 10 日 (1951 年) 発行
中学校高等学校学習指導要領 (試案)	昭和 26 年 12 月 5 日 (1951 年) 発行
小学校学習指導要領 (改訂版)	昭和 30 年 12 月 15 日 (1950 年) 発行
中学校学習指導要領 (改訂版)	昭和 31 年 2 月 20 日 (1951 年) 発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日 (1955 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

社会科の改善に関する答申〔昭和 28 年 8 月 7 日 (1953 年)〕より

一般的事項

(1) 社会科は、戦後わが国の教育の目的に大きな変革がもたらされたことに伴い、自主的民主的な国民の形成を目ざす一つの教科として小・中・高等学校を通じて設けられたものである。それは種々な学習活動を通して児童・生徒に地理や歴史などの知識や理解を与えることはもちろんである。しかし単にこれらの知識や理解を与えるだけにとどまらず、これを通して児童・生徒に民主的社会を築ける正しい人間関係のあり方を考えさせ、児童・生徒が狭い国家主義から脱却した広い見地に立つ民主的社会人として、道徳的に成長することに寄与することを大きなねらいとしているものである。

したがって、これがよく行われている学校においては、その学習によってかなりの効果をあげつつあることに注目しなければならない。そこでは、児童・生徒は、基本的知識や理解においてもあまり欠けていないのみならず、自分で物事を考え、判断しようとする態度や、友だちと協力する態度をはじめ、民主主義の基本的諸要素がしだいに育成されつつある。

(2) しかしながら一方、社会科の指導は学校によっては必ずしもうまくいっていない点のあることは卒直に認めなければならない。

たとえば児童・生徒が、地理や歴史について、きわめてあたり前の事実をしらなかつたり、雑然として物しりになるにすぎなかつたり、教師はその指導において、児童・生徒の自主的活動を重んずべき意味をとり違えて形式に流れ、むずかしい宿題を課していたずらに父兄に過重な負担をかける場合もあり、旧来の指導法のままにとどまって教科書にある知識の注入に偏しすぎ、民主的社会における道徳の理解や、道徳的判断力の養成がじゅうぶんに行われていない場合もある。

(3) 元来、社会科は、わが国における民主主義の育成に対して、重要な教育的役割をになうものであり、その基本的なねらいは正しいのであるから、今後もこれを育てていきたい。しかし、その学習が、どの学校でも効果をあげるためには、現在の学習指導要領を改訂し、指導計画に思い切った改善を加え、前述のような指導法の誤りを正して、社会科教育を着実なものにすることが必要である。

なお、適切な教師の養成と現職教育、学級児童生徒数の適正化、学校の施設、資材の充実等についても、じゅうぶんな考慮を払うことが必要である。

(4) 社会科の改善にあたって力を注ぐべき面の一つは、基本的人権の尊重を中心とする民主的道徳の育成である。学校教育において、このような道徳教育を重視することの必要なことは論をまたない。とはいえ道徳教育は、社会科だけが行うもののように考えることは誤りであって、これは学校教育全体の責任である。しかし社会科が道徳教育に対して、責任をもつべき主要な面を明確に考え、道徳教育

に確実に寄与するように、その指導計画および指導法に改善を加えることは、重要なことである。

社会科では、民主的社会における道德生活のあり方の理解や、道德的判斷力を、児童・生徒の発達に応じて育成することに力を注ぐべきである。そしてこれを有効に行うための指導計画および指導法は一律のものではなく、小・中・高等学校の段階によって、その重点のおき方に特色があつてよいものとする。

- (5) 社会科においては、児童・生徒に、地理や歴史の基本的知識や理解、特に地誌や年代史に関する知識や理解を身につけさせることを軽視してはならない。しかし、過去の教育のように、多くの地理的および歴史的事実を、ただ記憶させることに主力が注がれる教育になってはならない。またこれらの知識や理解の程度や内容については、児童生徒の発達を考慮して、まず義務教育9か年を通しての一貫した計画のもとに、その完成を旨とすべきであろう。

なお高等学校における地理・歴史教育の問題については、必修科目や選択科目などのある教育課程の性格からみて、小・中学校の場合と違った面が含まれているのでその点特に注意する必要がある。

- (6) 社会科の分野では、地理や歴史とならんで、政治・経済・社会などの方面が時代とともにますます重要になってきている。したがって、すべての段階の教育において、この方面の教育がおろそかにされないように注意することが必要である。

学校の段階による改善事項

1 小学校の社会科について

小学校の教師の中には、まだ社会科が具体的につかめずに悩んでいるものが少なくないことを見のがしてはならない。したがって小学校社会科教育改善の第一歩は、その指導計画参考案として、具体的なものを示すことである。またこれに際しては、理論や理想に走りすぎることなく、社会科の目標達成を旨としながらどの教師にも取り扱ひやすく、かつ、中学校の社会科指導計画ともよく関連した計画を考えるほうが实际的であろう。

道德教育について

小学校における道德教育は、その教育計画全般にわたって、児童の身近な具体的問題を中心とした実際の生活指導と重点がおかれるべきであろう。しかし社会科が特に受け持つべき道德的理解や判斷力の育成を軽視してはならない。このことは、各教師も一応はわかっているのであるが、その指導をどのように具体化すべきか、また指導の学年的発展がどうあるべきかについて困惑しているものが多い。

小学校においては、各教師が、まず民主的社会における道德教育の理念をはっきりつかみ、それに基づく道德的価値が、社会科の学習活動を通して児童の心情に訴えて理解されるような指導が望ましい。これがためには、各教師は、学年の発達段階に応じて、児童の日常生活における道德的判斷の基準とたるような価値のある行動や態度を考え、社会科における具体的事象の学習を通して、その行動や態度の重要であることが、おのずから児童に理解されるような指導も必要である。また小学校の段階においては、このような指導がある特定の時間や特定の期間にまとめてなされることは、効果が少ないと考える。

しかし現状に抽いて、学校によってはこのような指導がうまくいっていないこともあるから学年の発達段階に即した道德教育の指導法や各学年それぞれの社会科学習内容に則した道德教育上の力点を示唆するような資料を提供することが望ましい。

地理・歴史教育について

- (1) 社会科を、地理や歴史などに分化して計画するのがよいか否かは、児童の発達と学習効果との関係から研究されるべき問題であるが、小学校下学年の社会科は地理や歴史などに分化しないで組織したほうがよいと考える。また、この年令の児童はまだ見聞も浅く、具体的事実もあまりしっていないから、精選された重要な具体的事象をしっかりとらせることにもっと重点をおき、そこから歴

史的考え方や地理的見方を芽ばえさせるように導くべきであろう。

- (2) 上学年についても、地理や歴史が毎週まったく別科目として教えられる計画は望ましくないが、地理や歴史について、もう少し系統だった知識や理解が身につくような指導計画を考える必要がある。

たとえば、日本や世界のいろいろな地域の人々の生活のしかた（衣食住の様式）に関する学習を取り入れて、その差異をするとともに、その底に流れている人類に共通な人間性を理解することがたいせつである。またこのような学習を通して地誌的理解の基礎を養うことも必要である。歴史については、わが国各時代のような概略がつかめるように、その指導計画をくふうすることが望ましい。ただしこの方面の学習については、この年令の児童の発達および中学校で学習すべき内容との関連を考えて、あまり高い要求をしてはならない。

2 中学校の社会科について

中学校の社会科は、小学校の基礎に立ってこれをいっそう発展させるように計画されなければならない。したがって小学校社会科の改善に基いて中学校の社会科も改善し、義務教育を通して一貫性を持たせることが必要である。

道徳教育について

道徳教育について基本的立場は、小学校の場合と同じである。したがって中学校社会科の各単元計画において、それぞれ道徳教育面がいっそうよく行われるように考慮することが望ましい。

しかし一方、この年令の生徒は、青年前期の心理的発達の特性を表わしてくるとともに、義務教育の最終段階であることから考えて、民主的社会における道徳生活について、特に深く考える機会を与える計画を研究することが望ましい。それがためには、たとえば現行の第三学年の「民主主義」の単元内容の中でも、前述のような指導が行われるように、その指導計画をくふうすることも、一方法であろう。

地理・歴史教育について

- (1) 中学校社会科の単元系列については、ある期間継続的に地理・歴史その他政治・経済・社会などの分野に、それぞれ重点をおく方法も考えられる。この場合の地理や歴史教育は、狭い国家主義を背景とするものであってはならないことはもちろん、地理的あるいは歴史的知識や理解だけを与えればよいものでもなくそれぞれ広い分野をおおい、かつ生徒の自主的活動を取り入れた指導法とあいまって、社会科の目標達成を旨とするものでなければならない。

- (2) さらに次のことも研究することを望む。

(イ) 現在の指導計画では、多くの学校においては、日本史にわずかな時間が配分され、この中で多くのことが教えこまれている。日本史について生徒が深く考え、さらに世界的視野も養うためにはこれを社会科の指導計画にまとめて組み入れて、現在よりも多くの学習時間を与えることが望ましい。またこのためには、現在の日本史の内容を精選するとともに日本史の分野だけにとどまらずある程度の世界史的内容を取り入れること。

(ロ) 右の学習指導に際しては、人間生活全般に関する豊かな内容を考え、日本人の感情や思想等に関する面も取り入れるように考慮すること。特にその際、科学的、世界史的立場を堅持することが必要である。

また現行の四つの時代区分（原始・古代・封建・近代）は、時代区分の一例であって、これが固定的なもののような誤解を与えないように注意すること。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 社会科編（試案）〔昭和26年7月10日（1951年）発行〕より

前章に述べた社会科の目的を達成するためには、次のような目標によって指導を行うのが望ましいであろう。

一、自己および他人の人格、したがって個性を重んずべきことを理解させ、自主的自律的な生活態度を養う。

二、家庭・学校・市町村・国その他いろいろな社会集団につき、集団内における人と人との相互関係や、集団と個人、集団と集団との関係について理解させ、集団生活への適応とその改善に役立つ態度や能力を養う。

三、生産・消費・交通・通信・生命財産の保全・厚生慰安・教育・文化・政治等の根本的な社会機能が、相互にどんな関係をもっているか、それらの諸機能はどんなふうにも生まれ、人間生活にとってどんな意味をもっているかについて理解させ、社会的な協同活動に積極的に参加する態度や能力を養う。

四、人間生活が自然環境と密接な関連をもっていることを理解させ、自然環境に適応し、それを利用する態度や能力を養う。

五、社会的な制度・施設・慣習などのありさまと、その発達について理解させ、これに適応し、これを改善していく態度や能力を養う。

学習指導の実際にあたっては、これらの根本的目標をさらに具体化し、活用しやすいものにしていかなくてはならないことはいうまでもない。あとに示す学年目標も、これらの目標を、各学年の児童の経験の発達に応じて具体化してつくったものである。しかし教師は、いかに具体化した目標をもっているも、絶えずこれらの根本的目標を念頭に置き、学習の方向を誤らぬようにすることがたいせつである。

上記の根本的目標は、社会科の指導に関するすべてのねらいを包含したものである。すなわち理解・態度・能力に関するねらいがすべてこの中に含まれているといつてよい。

しかしながら、これだけでは、後にあげる学年の目標と合わせて、理解に関する目標をとらえることは比較的容易であるとしても、態度および能力に関して社会科でねらっているものを、具体的にとらえることは困難であろう。もともと、理解・態度・能力の三者は切り離すことのできないものであるが、教師の指導の周密を期するためには、社会科でねらっている態度や能力を特に取り出して、もっと具体的に考えてみる必要がある。

もちろん社会科で養いたいと考える望ましい態度や能力、特に態度は、単に社会科のみでねらわれるべきものではなく、他のすべての教科の学習の際においても、またそのほかの、学校生活におけるあらゆる機会、あらゆる場面においても、養うことのできるものである。けれども社会科は、人間生活・社会生活に対する正しい理解を得させることによって、これらの態度の裏づけをし、たえず統一のある生活態度を進展させるという使命をになっている点で、道徳教育に関する特別な使命を負っているといつてことができる。

社会科で養おうとする態度は、いうまでもなく民主的な社会生活における人人の道徳的なありかたにほかならない。したがって、それを究明することは、同時に社会科における道徳教育の観点を明確にすることにもなるであろう。

社会科では次のような観念に立って、望ましい生活態度を育成しようとする。

第一に、豊かで重厚な人間性を育てることである。そのためには次の諸点が主たるねらいになるであろう。

人格の尊厳を理解し，自他の権利を尊重すること。
人間的な欲求を積極的に充足しようとする事。
自由を愛好し，したがって他人の自由を尊重すること。
個性を重んじ，寛容な態度で人に接すること。
いなる場合にも最善を尽し，決して希望を失わないこと。
純粹で豊かな愛情を生活にしみわたらせること。
平和を愛し，真理探究の意欲をもつこと。
普遍的人間性の立場に立ちながら民族的なほこりもつこと。

第二の観点は，統-のある生活態度を形成することである。そのためには下に掲げる諸点が主たるねらいになるであろう。

絶えずじぶんの考えを検討し深くつきつめ，純粹で統一のあるものにしようとする事。
自発性に富み，自主独立の精神をもつこと。
無条件に既成のものにとられることをしない批判的態度を確立すること。
自律的で言ったり行ったりすることに一貫性があること。
強固な信念をもって考え，かつ行動すること。
絶えず自己を向上発展させるため，謙虚に他に求める態度をとること。

第三に，上の観点を根底として，清新で明るい社会生活を営む態度を養うことである。そのためには次の諸点がおもなねらいとなるであろう。

建設的な意欲をもって協力すること。
社会連帯の意識に基き，強固な責任感をもつこと。
正義に対する鋭敏な感覚をもつこと。
法や規則をじぶんたちのものとして尊重するとともに，合法的なやり方でそれを改善する努力をはらうこと。
民主的生活に必要な礼儀を守り，尊敬や感謝の念をもつこと。
勤労を尊び，社会に寄与するに足る健康を保持すること。
慰安と休養とを正しく活用すること。
生活に潤いを与える美的情操をもつこと。

いうまでもないことではあるが，ここにあげた諸点は，主要な観点も細部の諸点も，互に関連し合い，重なり合っていて，その性格上個々別々に切り離して児童の身につけていくということのできないものである。児童の生活を通じて，なかんずく生活上直面する問題の解決を通じて，総合的に身につけさせるのでなければ，決して正しく実現することのできない事からである。その意味において，以上の観点につき，その主眼とするところに若干の説明を加えてみるのも有意義なことであろう。

まず第一に強調すべきことは，人間的であるということが大きな価値をもつということである。人がそれぞれ個性をもち，人間としての当然の欲求を充足して，自己の幸福を追求しようとすることは，あくまでも正しいことである。

人間性を無視したわくをつくって，それを抑圧しゆがめ，表裏のある暗い生活態度をつくりだすことこそ，責めらるべきである。自己を積極的に主張しようとする態度は，個人にとっても，社会にとっても，あらゆる進歩向上のかぎだといわなくてはならない。

もちろん，そのような自己の主張も，それが共同生活を傷つけ破壊するという場合には，その限りにおいて，みずから進んで欲求を制御することが必要になってくる。その意味においては，自己を完全に統御するという事，すなわち自主的自律的な統一のある生活態度を確立するということが，何より

も重大である。もちろんそのためには、自他に対する批判的態度がじゅうぶん身につけていなければならぬことはいうまでもない。

このような自主的態度を確立しているということは、民主的な社会を形成する人間の備えるべき根本的な条件である。自主的な人間にしてはじめて、形式的なわくにとらわれず、あらゆる要素を弾力的に活用し、使いこなすということができる。たとえば、規則を守るということについても、規則のための規則というような、とらわれた立場に立つことなく、真に規則のもつ精神を生かして、本来の目的を達することができるのである。

しかし、さきにも触れたように、上に述べてきたような態度の形成は、自主的な問題解決を通じて、はじめて行なわれることである。したがって、そのような問題解決を正しく行うことのできる力は、すでに道徳的に大きな価値をもっているといわなくてはならない。これまでしばしば述べてきた、実践的なものと知的なものとの切り離し難い自然な結びつきということも、この点について考えれば明確に理解されるであろう。

そこで第四の観点である創造的な問題解決に必要な力を養うことがたいせつになってくる。そのためには次のような諸点がおもなねらいとなるであろう。

あくまでも真実を追求してやまないこと。

広い視野で問題をとらえ、その核心をつくことにより、能率的で有意義な解決をはかる力をもつこと。

ものごとを具体的総合的に考え、現実を生き生きととらえること。

科学的知性を備え、客観的、合理的な判断をすること。

仕事に没入しながらも、たえず独断偏執や形式化を排除すること。

事態の急変に正しく対処することのできる沈着機敏な思考と決断の力をもつこと。

困難に屈しない強じんな意志と持久力をもつこと。

つねに積極的な態度を持し、ゆたかな実践力をもつこと。

次に以上のような観点到にささえられたものとして、社会科ではどのような能力を養おうとしているかということについて、さらに具体的に述べてみたい。

先にもいったように、能力を理解や態度から切り離して考えることは、本来不可能なことであるが、教師の指導上の便宜のために、一応これを取り出して考えてみることにする。

第一に、問題を客観的、合理的に解決する能力を養わなくてはならない。そのためには、上述した問題解決に必要な力を養う観点を根底として、次の諸点がおもなねらいになるであろう。

問題の所在を明確につかむ能力。

問題解決の計画を周密にたてる能力。

必要なかぎり広い範囲の資料を集め、これを総合的に駆使して問題解決に資する能力。

これに関して、たとえば次のような具体的な能力が養われなくてはならないであろう。

参考書利用の能力 必要な参考書を捜したり、目次、索引などによって参考書の中の必要な箇所を捜す能力などを含む、統計をとったり、統計を読んだりする能力、地図や歴史年表をつくらしたり、利用したりする能力、見学や面接によって必要な知識を獲得し、その要点をメモにとる能力など。

資料の正確不正確、調査方法の適否などを検討し、客観的、合理的に研究する能力。

第二に、集団生活を民主的に営むための基礎的能力を養わなくてはならない。

これに属するものとして次のようなものが考えられる。

協同して計画をたてる能力。

討議を建設的に進める能力。

討議の座長をつとめる能力。

適切なリーダーや代表者を選ぶ能力。

規則をつくったり改善したりする能力。

第三に、生活を豊かにかつ能率的にするために、社会の諸施設を愛護し、有効に利用する能力を養わなくてはならない。たとえば、交通・通信・保健・文化・産業その他に関する現代の進歩した施設を活用できるような能力を養わなくてはならない。

教師は以上述べたような態度や能力を、社会科の学習のどのような機会と場面とにおいて養うことができるかということ、つづさに研究するとともに、それらが、各学年の児童の発達に応じて、どの程度まで養われうるものであるかということをも研究して、むりのない、しかも周到な指導を行わなくてはならない。しかも真の成果をあげることは、短時日によく期待しえないのであるから、あくまでもあせらず、根気よく児童の成長を助けることこそ、教師に与えられた任務である。

中学校高等学校学習指導要領 社会科編 中等社会科とその指導法（試案）〔昭和 26 年 12 月 5 日（1951 年）発行）より

中等社会科の目標

学校教育という立場から、教科としての社会科を組織するためには、何よりもまず社会科の教育目標を設定し、すべての計画や指導は、これに基づいて行われなければならない。戦後の日本の教育において、最もたいせつなことの一つは民主的社会における正しい人間関係を理解させ、有能な民主的社会人として必要な態度・能力・技能等を身につけさせることである。そこで中等社会科学習指導要領改訂委員会においては、中等社会科の一般目標を次のように考えることとした。

一般目標

理解

1. 民主主義がわれわれの生活の幸福にどのような意味をもっているかの理解。
2. 民主主義を現代のわが国の政治的・経済的・社会的活動に具体化することが、どんなに重要であるかの理解。
3. 現代の政治的・経済的・社会的問題がどのような歴史的背景をもって今日に及んでいるかの理解。
4. われわれの社会生活が、自然環境とどのような関係をもって営まれているかの理解。
5. 各地の文化、たとえば言語・宗教・芸術・風習・衣食住の様式などにはいろいろの違いがあるが、その底には共通な人間性が横たわっていることの理解。
6. 各地の人々の相互依存関係がどんなに重要であるかの理解。

態度

1. 人種・国籍・信条・性別・社会的身分などのいかにかわらず、他人の権利や業績を尊敬する態度。
2. 社会の一員として自己の責任を自覚し、義務を果たすとともに、自分の権利が尊重されることを主張する態度。
3. 自分と反対の見解や、他人の意見に対して、広い心をもって接する態度。
4. 人々と協力して、社会生活上の種々の問題解決に、みずから進んで参加する態度。
5. 真理を追及し、正義の実現に努力する態度。
6. 外国の文化を尊重するとともに、わが国の文化をいっそう発展させようとする態度。

7. 生活を計画的に営み、日常の行動において、礼儀を正しくする態度。

能力・技能

1. 書籍・雑誌・パンフレットなどから、あるいは観察・調査・面接などによって、適切な資料を見出す能力・技能。
2. 資料を科学的に処理し、正しい結論を得る能力と技能。
3. 地図・統計資料・グラフ・絵画などを解釈したり、作ったりする能力と技能。
4. 社会生活上の種々の問題を見出し、社会生活をよりよくする計画を立てる能力。
5. 人々といろいろな問題について討議したり、自分の考えをはっきり発表する能力。

〔注〕目標をこのように理解・態度・能力・技能などに分けると、かえって不完全なものになる。なぜならば、これらはたがいに密接に関連しており、別々に考えるべきものではないからである。しかし、このように分けたほうがわかりやすいので、便宜上この方法を採用することにした。

ところで、現在の中等社会科の教育課程では、中学校においては一般社会科の形で課され、これとは別に日本史が課されてもよいことになっているし、高等学校第2学年以上の社会科は、日本史・世界史・人文地理・時事問題に分かれている。このような諸科目が存在する意義については次章に譲ることとしても、ここで注意しなければならないことは、これらの諸科目の計画および指導においても、常に社会科の一般目標の達成を目ざさなければならないことである。しかしながら、これらの分化した社会科においては、そのおもに取り扱う分野にもそれぞれ特殊性があるので、その計画や指導にあたって、特に重点をおくべき点を明らかにした特殊目標を設定したほうが便利である。これらに関して改訂委員会において設定したものは次のようである。

中学校日本史の特殊目標

1. 日本の社会は概括的にみて、原始社会・古代社会・封建社会を経て近代社会へと発展し、それぞれの社会は本質的に相違することを理解すること。
2. それぞれの社会における人々の生活、生活上の問題解決を理解することを通じて、今日のわれわれの問題解決に資すること。
3. それぞれの社会における政治・経済・文化生活は、たがいに密接な関係をもっていることを理解し、これを総合して考える能力を育てること。
4. 日本の社会の発展を常に世界史の背景のもとに理解するとともに、日本の特殊性を考え、現在の社会問題を世界史的にはあくする能力を養うこと。
5. 生徒の身近かな生活環境の中に存する歴史の姿を通じて、日本社会発展の姿を理解すること。
6. 文化遺産を正しく評価し、これを尊重し、積極的に親しもうとする態度・趣味を養うこと。
7. 社会の進歩に貢献した先人の業績などを通じて、積極的に社会の発展に協力したり、他人から尊敬されるような人格を築きあげる態度・習慣を養うこと。
8. 郷土および国に対して深い愛情と尊敬をもつとともに、世界各国の人々と友好的に交際する態度・能力を養うこと。

小学校学習指導要領 社会科編（改訂版）〔昭和30年12月15日（1955年）発行〕より

小学校社会科の目標

前章で述べた小学校社会科の意義を実現するためには、次のような目標によって指導を行うことがたいせつである。

1. 自己および他人の人格やそれぞれの個性を重んずべきことを理解させ、自主的自律的な生活態度を養う。

2 家庭・学校・市町村・国その他いろいろな社会集団につき，集団内における人と人との相互関係や，集団と個人，集団と集団との関係について理解させ，集団生活への適応とその改善に役立つ態度や能力，ならびに国際協調の精神などを養う。

3 生産・消費・交通・通信・生命財産の保全・厚生慰安・教育・文化・政治などの社会機能の働きや，その相互の関係について基本的なことがらを理解させ，社会的な協同活動に積極的に参加する態度や能力を養う。

4 人間生活が自然環境と密接な関係をもって営まれていることを理解させ，自然環境に適応し，それを利用する態度や能力を養う。

5 社会的な制度・施設・慣習などのありさまと，その発達について理解させ，これに適応し，これを改善していく態度や能力を養う。

学習指導の実際にあたっては，これらの根本的な目標をさらに具体化し，活用しやすいものにしていかななくてはならないことはいうまでもない。次章に示す各学年の目標なども，これらの目標がそれぞれの学年の児童の発達段階によって，どのように発展していくべきかを考えて作成したものである。しかし教師はいかに具体化した目標をもっているとしても絶えずこれらの根本的な目標を念頭におき，学習の方向を誤らぬようにすることがたいせつである。

社会科の目標と児童の望ましい生活態度

(社会科における道徳教育の観点)

上記の根本的な目標では，特に理解，態度，能力などに区別せず，社会科の指導に関するすべてのねらいを総括的に表現している。これは，もともと指導のねらいとしての理解，態度，能力などを機械的に切り離して考えることはできないものであり，この三者を明確に区別して表現することが，かえって学習の方向を誤る危険があるからである。しかし，これだけでは，次章の各学年の目標と合わせて理解に関する目標をとらえることは比較的容易であるとしても，態度および能力に関して社会科でねらっているものを具体的にとらえることは困難であろう。そこで教師の指導の周密を期するためには，社会科でねらっている態度や能力を特に取り出して，もっと具体的に考えてみる必要がある。

もちろん社会科で養いたいと考える望ましい態度や能力，特に態度は単に社会科の学習だけで達成できるというよりは，他のすべての教科の学習の際においても，またそのほかの学校生活におけるあらゆる機会，あらゆる場面においても，絶えずその指導に留意しなければならないものが多い。けれども社会科は，社会生活に対する正しい理解を得させることによって，児童の正しい判断力の基礎を養い，望ましい態度や心情の裏づけをしていくという使命をになっている点で，道徳教育について特別な地位を占めている。

社会科で養おうとする態度は，いうまでもなく民主的な社会生活における人々の道徳的なありかたにほかならない。したがって，それを究明することは，同時に社会科における道徳教育の観点を明確にすることにもなるであろう。

社会科では次のような観念にたって，望ましい生活態度を育成しようとする。

第一に，人間尊重の精神と豊かな心情をつねに日常生活の上に具体的に表現していこうとする生活態度を育てることである。そのために次のような諸点が主たるねらいになるであろう。

生命，自由，幸福追求などに関する自他の権利を尊重すること。

人格の尊厳を理解し，他人の立場を尊重すること。

個性を重んじ，寛容な態度で人に接し，信頼と友愛の念を深めること。

いかなる場合にも最善を尽し，決して希望を失わないこと。

自然やすぐれた芸術に親しむ機会を多くもち，純粋な豊かな愛情を生活にしみわたらせること。

平和を愛し、真理探求の意欲をもつこと。

人種・国籍・生活様式の違いなどに基く偏見をなくすように努めること。

民族的誇りをもち、郷土や国土を愛し、よりよくしようとする意欲をもつこと。

第二の観点は、自主的で統一のある生活態度を形成することである。そのためには次のような諸点が主たるねらいになるであろう。

絶えず自分の考えを検討し深くつきつめ、無条件に既成のものにとられることをしない批判的態度を確立すること。

信念をもって行動し、志した仕事を最後までやりとげる勇気をもつこと。

自律的で言ったり行ったりすることに一貫性があること。

絶えず自己を向上発展させるため、謙虚に他に求める態度をとること。

みずからを慎しみ、良心に恥じない言動をするように努めること。

第三に、上の観点を根底として、清新で明るい社会生活を営むために必要な生活態度を養うことである。そのためには次の諸点が主たるねらいになるであろう。

自己の主張をはっきり述べるとともに、他人の意見もよく聞き、建設的な意欲をもって協力すること。

集団の一員としての義務と責任にめざめ、各人の長所を生かして仕事をする事。

いろいろなきまりや規則を自分たちのものとして尊重するとともに、民主的な方法でそれを改善する努力をはらうこと。

正義に対する鋭敏な感覚をもち、周囲の誘惑に負けない強い意志をもつこと。

民主的な生活に必要な礼儀を守り、尊敬、感謝、いたわりの念などをもつこと。

勤労を尊び、職業の意義を考え、社会に寄与するに足る健康を保持すること。

社会に尽した先人に学ぶとともに、現在の社会の制度や施設のじょうずな活用とその改善についてくふうすること。

生活に潤いを与える方法や、余暇を有効に活用する方法などについて考え、喜びや悲しみを人々とわかち合つて暮すようにつとめること。

いうまでもないことであるが、ここにあげた諸点は、主要な観点も細部の諸点も、互に関連し合い、重なり合っていて、その性格上個々別々に切り離して児童の身につけていくということのできないものである。児童の具体的な生活経験を中心とした学習を通じて、総合的に身につけさせるのでなければ、決して正しく実現することのできないことがらである。その意味において、以上の観点につき、その主眼とするところに若干の説明を加えてみるのも有意義なことであろう。

まず第一に強調すべきことは、集団生活において各人が人間尊重の精神をもち合うことが、何よりもたいせつであるということである。ひとりひとりの生命の何物にもかえがたい尊さを認め、人間としての当然の欲求を充足して幸福を追求しようとすることは、個人にとっても、社会にとっても、あらゆる進歩向上のかぎだといわなくてはならない。人間性を無視したわくをつくって、児童に表裏のある生活態度をつくりだすことは、決して道徳教育の本旨ではない。

もちろん、積極的な自己主張も、それが集団生活を傷つけ破壊するという場合には、みずから進んでこれを制御し、全体の福祉を考えなければならない。その意味においては、自己を完全に統御しようということ、すなわち自主的で統一のある生活態度を確立するということが何よりも重大である。

このような自主的態度を確立しているということは、民主的な社会を形成する人間の備えるべき根本的な条件である。自主的な人間にしてはじめて、形式的なわくにとられず、あらゆる要素を弾力的に活用し、使いこなすということができる。たとえば、規則を守るということについても、規則のための

規則というようなとらわれた立場にたつことなく、真に規則のもつ精神を生かして、本来の目的を達することができるのである。

しかし、さきにも触れたように、上述のような態度は、児童がみずからの主活の中に具体的な問題を発見し、その解決を自主的に考えていこうとする態度を基礎として、はじめて有効に養うことができるのである。したがって、そのような問題解決を正しく行うことのできる力は、それ自体がすでに道徳的に大きな価値をもつものであって、教育上これを重視しなければならない。

そこで、第四の観点である創造的に問題解決を行う場合に必要な力を養うことがたいせつになってくる。そのためには、次のような諸点が主たるねらいとなるであろう。

あくまでも真実を追求してやまないこと。

広い視野で問題をとらえ、その核心をつくことにより、能率的で有意義な解決をはかる力をもつこと。

物事を具体的総合的に考え、現実を生き生きととらえること。

科学的知性を備え、客観的、合理的な判断をすること。

仕事に没入しながらも、絶えず独断偏執や形式化を排除すること。

困難に屈しない強じんな意志と豊かな実践力をもつこと。

社会科の目標と児童の能力

次に、以上のような生活態度とともに、社会科ではどのような能力を養おうとしているかについて具体的に述べてみたい。

さきにもいったように、能力を理解や態度から切り離して考えることは本来不可能なことであるが、教師の指導上の便宜のために、一応これを取り出して考えてみることにする。

第一に、問題を客観的、合理的に解決する能力を養わなくてはならない。そのためには、上述した問題解決に必要な力を養う観点を根底として、次の諸点がおもなねらいになるであろう。

問題の所在を明確につかむ能力。

問題解決の計画を周密にたてる能力。

必要なかぎり広い範囲の資料を集め、これを総合的に駆使して問題解決に資する能力。

これに関して、たとえば次のような具体的な能力が養われなくてはならないであろう。

教科書その他の参考書を利用する能力 - - 必要な参考書を捜したり、目次、索引などによって参考書の中の必要な箇所を捜す能力などを含む - - 、統計をとったり、統計を読んだりする能力、地図や歴史年表をつくったり、利用したりする能力、見学や面接によって必要な知識を獲得しその要点をメモにとる能力など。

資料の正確不正確、調査方法、結論の適否などを検討し、確かめる能力。

第二に、集団生活を民主的に営むための基礎的能力を養わなくてはならない。これに属するものとして次のようなものが考えられる。

協同して計画をたてる能力。

討議を建設的に進める能力。

討議の座長をつとめる能力。

適切なリーダーや代表者を選ぶ能力。

規則をつくったり、改善したりする能力。

第三に、生活を豊かにかつ能率的にするために、社会の諸施設や資源を愛護利用し、文化財をたいせつにする能力を養わなくてはならない。

たとえば、交通、通信、保健、文化、産業その他に関する現代の進歩した施設を活用できるような能

力を養わなくてはならない。

教師は、以上述べたような能力や態度を、社会科の学習のどのような機会と場面において養うことができるか、また養うべきかについて、次章の各学年の目標や他の教科の学習指導要領などを参考にして、具体的に研究し、児童の発達段階に応じた無理のない、しかも周到な指導を行う必要がある。しかも、これらの面で真の効果をあげることは、短時日によく期待しえないのであるから、あくまでもあせらず、根気よく児童の成長を助けることが肝要である。

中学校学習指導要領 社会科編（改訂版）〔昭和31年2月20日（1950年）発行〕より

1. 中学校社会科の位置

中学校の社会科は、中等普通教育の目的を実現するために、小学校における社会科教育の諸目標をいっそうじゅうぶんに達成し、国家および社会の形成者として必要な資質を養うことを目標としている。小学校の社会科では、学校教育法に示された次の三つの目標の達成に主として努めてきた。

- (1) 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- (2) 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- (3) 日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

上の三つの目標は、本質的に関連しているものであり、明確に切り離して考えることはできない。小学校の社会科では、児童の発達段階を考え、これら二つの目標に含まれている領域が、本来密接に結びついている性格に従って、児童にとって具体的な事象を重視して学習を進めていく傾向が強かった。

中学校では、生徒の発達段階を考え、地理・歴史・政治・経済・社会などの分野に関する知識・技能・態度などについて、全体としての人間活動の姿との関連やその表現された種々の面に関連させながらも、小学校のときよりも、ある程度系統だてて身につけさせていく必要がある。

道徳教育については、中学校全体の教育計画の中で、その目標が達成されるように考慮されているけれども、道徳的知見の啓発という点については、社会科が特に量要な任務を担当している。なお学校教育法に掲げられている中学校における職業についての教育目標については、職業・家庭科において、その達成について特に目ざしているが、社会科においても、近代社会の形成に伴う職業の社会的意義や労働関係の問題などについて、基本的理解を深めなければならない。

2. 目標

小学校社会科の目標をなおもじゅうぶんに達成して、その学習成果のいっそうの充実と発展を図りたいという見地から、学校教育法における前掲の目標と関連づけて、中学校社会科の目標を掲げ、あわせて小学校学習指導要領社会科編に示された小学校社会科の目標との関連を明らかにした。

1. 国家・地方公共団体、その他さまざまな社会集団における人間の相互関係についての理解を深め、これらの集団の機構や機能について、小学校よりも、より広い見地から、系統だてて理解させる。そして歴史的背景や世界的視野の裏付けのもとに、現代日本において、政治・経済・社会・国際関係などにおいて、どのような問題があるかについて目を開かせ、日常生活を通して民主主義を現代のわが国の政治的、経済的、社会的活動に具体的に生かしていく能力や態度を養う。

小学校の社会科では、いろいろな社会機能がどのように営まれて、相互にどんな関係をもち、人間生活にどんな関係をもっているかということについて初歩的な理解をさせ、協同活動に積極的に参加する態度や能力を養うことを一つの目標としている。小学校で児童は、理解できる範囲内において、その経験をもととし、具体的な事例の学習を通して、人間の相互関係や、社会や国家の機構・機能などについても、それらのごくあらましを理解してきた。中学校の社会

科においても、このように生徒の経験や具体的事例についての配慮は必要である。

また、政治・経済・社会の分野における専門的知識や複雑な現実の諸問題については、中学校の段階としてむずかしいものがあるから、その内容については注意する必要がある。

2. 日本の各時代の概念を明確につかませ、歴史の発展過程を総合的に理解させ、国家の伝統と文化について、正しい理解をもたせる。また、日本の歴史ばかりでなく、世界史的な内容も通して、日本史に関するものを主体としながらも、それとの関連において世界史の流れをとらえ、結果においては、その時代系列のあらましがつかめるようにする。そして現代のわが国における政治的、経済的、社会的な諸問題が、どのような歴史的背景をもっているかを理解し、国家の伝統と課題について、歴史的考察力を養う。さらにまた、歴史は、人間の自然環境に対するはたらきかけや、社会をよくしていこうとする人々のたゆまない努力によって発展するものであること、歴史的発展には地域や民族によって特殊性があること、また各時代・各社会の人々の活動には共通な人間性が見られることなどについても理解させ、それによって、社会生活の発達に対する自己の責任感や、人間相互の関係における協調の精神を養う。

小学校の社会科では、制度・施設・慣習などのありさまと、その発達について理解させ、これに適応し、これを改善していく態度や能力を養うことを一つの目標としている。小学校で児童は、理解に容易な事象や、人物の学習を通して、わが国の政治のしかたや人々の生活が、昔と今とは異なっていることや、各時代のありさまのあらましについて理解し、それぞれの時代が特色をもって今日に及んでいることに気づいてきた。中学校の社会科においても、いろいろな事象についての歴史的考察を深め、それによって積極的に生活に生かしていこうとする態度を養っていくことはたいせつである。

また、高度の歴史的知識や、世界史の多様な時代概念などのようなものには、中学生に理解させるのにふさわしくないものがあるから、歴史的内容を精選したり、学術的用語の使用に注意をはらうことは、非常にたいせつなことである。

3. 政治的、経済的、社会的、国際的観点を小学校よりも強化して、日本や世界の各地域の生活の特色を、他地域との比較・関連において明確につかませ、その地域の生産その他の諸事象が相互に関連性をもつことや、各地域が日本や世界の中で占めている地位について理解させる。なお世界の中でも、特にアジア＝太平洋地域における諸問題についての関心を深めること、これからのわが国では国民が自然環境に対して積極的に働きかけること、国際的協調に対して努力することなどがたいせつであることについても、理解を深める。そして、地域相互間の関係、人間と自然との関係を考察し、人々の生活は土地によって特色があるが、その底には共通な人間性が流れていることを理解して、わが国が当面している問題について地理的に考察する態度や能力を養い、国家や郷土に対する愛情を育てる。

小学校の社会科では、人間生活が自然環境と密接な関連をもっていることを理解させ、自然環境に適応し、それを利用する態度や能力を養うことを、一つの目標としている。小学校で児童は、衣服・食物・住居や産業・自然環境について、その経験や理解に容易な具体的事象・人物を通じて、わが国や世界の代表的な諸地域の特色について大きくつかみ、また、人々の生活が自然環境と関係をもっていることや、郷土やわが国の生活は遠く離れた土地や外国の人々の生活と密接に結び合っていることなどについても着目するようになってきた。中学校の社会科においても、生徒の経験や具体的な事例を通じて、地理的な考え方・事実・特色・術語などに関する教養を高めていこうとする配慮はたいせつである。

また、複雑な世界事情や、国際関係・地理的環境・政治・経済・地図投影などに関する高度

の地理学的知識については，中学生に理解させるのにふさわしくないものがあるから，その内容については精選する必要がある。

4. 小学校よりもさらに広く深い領域を学習させることにより，民主主義の諸原則についての理解をいっそう深め，それがわれわれの幸福にどのような関係をもっているかについて理解させ，これを実際の生活に生かしていく態度を養う。また，それぞれの具体的事象についての学習を通して，国を愛する心情や他国や他国民を敬愛する態度を養う。

小学校の社会科では，自分および他人の人格や個性を重んずること，また人と人との相互関係，集団と個人，集団と集団との関係について理解させ，自主的，自律的な生活態度を基に，また集団生活への適応とその改善に役だつ態度や能力を養うことを目標としている。小学校で児童は，その身近な問題を中心とした実際的な生活指導を中心とする具体的事象の学習を通して道徳的心情を育て，よい習慣を養い，特に民主社会における生活のあり方の理解や，道徳的判断力を育ててきた。中学校の社会科においても，このような指導はもちろん重要である。

また，中学校は，生徒が青年前期の特性を表わしてくる時期であるという点も考えて，道徳的な問題などについて深く考えさせるような配慮をすることが望ましい。しかし，この際，抽象的，観念的な理論に陥るようなことを避けて，身近な生活上の問題などを通して，個人の価値や，人生の問題について考えさせていくことがたいせつである。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より
<小学校>

社会的な関心	（小）つねに集団への積極的な参加・適応を考えようとする。社会諸事象に積極的な関心を持ち，進んで問題を発見しようとするなど。
思考	（小）問題の追求にあたって，自主的に創意くふうし，各種の観点から問題を考える。
知識，技能	
道徳的な判断	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

<中学校>

社会への関心	（中・高）社会の諸事象ならびにその歴史的背景，自然環境との関係などに積極的な関心を持ち，みずから進んで問題を発見しようとする。
思考	（中・高）問題の追求にあたって，自主的に創意くふうし，広い社会的視野から，客観的に批判的に問題を考える。
知識	
技能	
道徳的な判断	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

<小学校>

社会科の目標・内容については、「道徳」との関連を考慮し、学年の児童発達段階に即して発展的・効果的な指導が行われるよう再検討を加えること。

低学年の内容は、特に「道徳」との関連をじゅうぶん考慮し、その取扱方について細心のくふうをずること。

中学年は、高学年への移行的段階として、児童の発達段階および社会科の全体構造の上からみて、再検討を加えること。

高学年においては、地理、歴史について基礎的な理解を得させるため、その内容、指導方法を再検討すること。

<中学校>

社会科を地理、歴史、政治・経済・社会の三分野に分けて学習させる立場をとること。ただし総合的に取り扱う立場なども認めること。

この場合、分野とは教育的区分であって、理論的、学問的体系を意味しないこと。

義務教育としての一貫性を考慮し、小学校社会科との関連を密にし、内容を精選し、むだな重複を省いて学習効果をあげること。

内容の学年別配当を明らかにし、学習にいつそうの系統性をもたせること。

歴史学習においては、国民としての自覚と責任感をつちかうとともに、民族的偏見を避け、世界におけるわが国の立場を正しく理解させることにいつそう留意すること。

近代史の取扱を再検討し、地理的分野や政治経済社会分野とのむだな重複をさけ、指導内容を精選すること。

道徳教育については、「道徳」の時間の指導との関連を密にし、その進展に資するよう配慮すること。

学習指導要領の作成にあたっては、目標、内容を精選して指導の重点を明確に示し、基本的事項の指導が徹底するようにすること。

ただし、その取扱にはゆとりをじゅうぶん認め、内容をいつそう豊富にすることなどにつき裁量の余地を認めること。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 具体的な社会生活の経験を通じて、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解させ、自主的、自律的な生活態度を養う。
- 2 家庭・学校・市町村・国その他いろいろな社会集団につき、集団における人と人との相互関係や、集団と個人、集団と集団との関係について理解させ、社会生活に適応し、これを改善していく態度や能力、国際協調の精神などを養う。
- 3 生産・消費・交通その他重要な社会機能やその相互の関係について基本的なことがらを理解させ、進んで社会的な協同活動に参加しようとする態度や能力を養う。
- 4 人間生活が自然環境と密接な関係をもち、それぞれの地域によって特色ある姿で営まれていることを、衣食住等の日常生活との関連において理解させ、これをもとに自然環境に対応した生活のくふうをしようとする態度、郷土や国土に対する愛情などを養う。
- 5 人々の生活様式や社会的な制度・文化などのもつ意味と、それらが歴史的に形成されてきたことを考えさせ、先人の業績やすぐれた文化遺産を尊重する態度、正しい国民的自覚をもって国家や社会の発展に尽そうとする態度などを養う。

上に掲げた社会科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、特に、社会科はわが国における民主主義の育成に対して重要な教育的役割をになう教科であるから、各学年における具体的な学習が、主として目標 2 から 5 までのいずれかにかかわる場合においても、つねにその指導の根底には目標 1 が考慮されなければならない。

社会科は、社会生活に対する正しい理解を得させることによって、児童の道徳的判断力の基礎を養い、望ましい態度や心情の裏づけをしていくという役割をになっており、道徳教育について特に深い関係をもつものである。したがって、社会科の指導を通して育成される判断力が、道徳の時間において児童の道徳性についての自覚としていっそう深められ、この自覚がふたたび社会科における学習に生きてはたらくように指導することが望ましい。

以下に示す各学年の目標は、次のような児童の発達段階に応じた社会科の特性を考慮して作成したものである。すなわち、低学年では、児童の日常生活における諸経験を整理、発展させながら、身近な社会生活をささえている人々の仕事や事物のはたらきなどに着目させ、これらの意味を正しく理解させることを通して、社会生活に対する正しい見方、考え方の基礎や集団の一員としての自主的、自律的な生活態度の芽ばえを育てることが重点であって、社会事象に対するあまり立ち入った解釈や批判をしいてもたせようとするのは適切ではない。学年が進むにつれ、ものごとを系統的に考える力や、社会事象相互の関係を追求したり、批判的に考える力などもしだいに発達してくるので、このような特性をじゅうぶん生かしながら、社会科の目標を有効に達成するように配慮したものである。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 自他の人格や個性を尊重することが社会生活の基本であることについての理解をいっそう深め、また民主主義の諸原則を理解させ、これを日常の生活に正しく生かしていく態度や能力を養う。
- 2 人間生活と自然との関係、地域相互の関係を考えさせ、人々の生活には地域によって特色があ

ることや、その底には共通な人間性が流れていることを理解させ、広い視野に立って、郷土や国土に対する愛情を育てる。

3 われわれの社会生活は長い歴史的経過をたどって今日に及んでいること理解させ、歴史の発展における個人や集団の役割を考えさせ、よい伝統の継承や社会生活の進歩に対する責任感を養う。

4 家族、村落、都市、国家その他の社会集団の機能や、それらにおける人間の相互関係、ならびにわが国の政治・経済の機構や機能を理解させるとともに、わが国が当面している諸問題に着目させ、社会生活に適応し、さらにこれを改善していこうとする積極的な態度や能力を養う。

5 世界におけるわが国の立場を正しく理解させ、国民としての自覚を高め、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として社会科の目標をなすものであり、主として2、3または4のいずれかにかかわる指導においても、常に5をあわせ考慮する必要がある、さらに、すべての指導の根底に、1を考慮しておかなければならない。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和36年2月13日（1961年）〕より

<小学校>

社会事象への関心	社会の諸事象について積極的な興味・関心をもち、進んで問題を発見したり、集団生活への参加・適応に努めようとしたりする。
社会事象についての思考	社会の諸事象をなりたたせている諸要因や諸条件に目を開き、その社会的意味や事象相互の関連などをよく考えることができる。
知識・理解	社会生活についての基礎的な知識・理解をもち、資料の作成・利用のしかたなども身につけている。
社会的道徳的な判断	社会生活についての正しい理解を基礎として、集団生活における自他のあり方について適切な判断ができる。

<中学校>

社会事象への関心	社会の諸事象ならびにその歴史的背景、地理的諸条件などに積極的な興味・関心をもち、みずから進んで問題を発見しようとする。
社会事象についての思考	社会の諸事象について、それを成り立たせている諸要因や諸条件の関連、事象相互の関連などをとらえることができ、さらに、広い視野から総合的に問題を考えようとする。
知識・理解	地理的分野、歴史的分野または政治・経済・社会的分野に関する基礎的な知識を身につけている。
技能	地図、統計、グラフ、年表などを正確に作成し利用することができ、また、観察、調査、見学などを適切に行なうことができる。
社会的道徳的な判断	社会に関する正しい理解を基礎として、民主的な社会やそこにおける人間のあり方について適切な判断ができる。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

小学校の教育課程の改善について (答申) [昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)] より

(目標)

- 1 目標については、民主的な国家、社会における公民的資質の基礎を養うこの教科の基本的性格が正しくはあくされるように、その表現を明確にするにと。

目標については、いわゆる地理的、歴史的、公民的内容に関する学習を通じて、民主的な国家、社会における公民的資質の基礎を養う社会科の基本的性格が明確になるようにする。

(内容の精選)

- 2 内容については、基本的事項を精選するとともに、児童の発達段階に応じ、じゅうぶん理解しうる内容を効果的に組織すること。

(1) 基本的事項の精選にあたっては、時代とともに変化し複雑化する社会環境のなかで、社会についての基本的なことがらを考えたり理解したりする場合に必要な能力 (たとえば、観察したことを適切に整理し、秩序だてて考えたり表現したりする力など) の育成をとくに重視する。

(2) 家庭、社会および国家についての正しい理解や愛情を育てるため内容や、国際理解の基礎を養うための内容を、児童の発達段階に応じて効果的に組織する。この際、やや程度が高すぎると思われるもの (たとえば、5 年の産業に関する内容の一部など) や、取り扱いの程度が必ずしも明確でないもの (たとえば、4 年の大むかしの人の暮らしなど) 等について改善を加える。

(低学年の社会科)

- 3 低学年の社会科については、社会の一員として生活している児童に、身近な社会生活の意味を正しく理解させ、社会生活に関する基礎的な能力や態度を育てていく基本的なねらいが効果的に達成できるようにするにと。

低学年の内容のうち、具体的に欠け、教師の説明を中心にした学習に流れやすいもの (たとえば、学級生活と個人の関係を示したものなど) の取り扱いについて検討を加えるとともに、児童の生活に即した具体的な社会の要請 (たとえば、安全に関する認識や公民としての意識のめばえを育てるにとなど) 等についてもじゅうぶん配慮して改善を図り、児童の発達段階を考慮して、他教科、道徳等とも関連させて、効果的な指導ができるようにする。

(中、高学年の社会科)

- 4 中学年における地域社会の内容や高学年における国家や世界などの内容についても、学年相互の関連や中学校との関連などにじゅうぶん配慮しながら、その充実と改善を図ること。

中学年から高学年にかけての地域社会，国家，世界に関連した地理的，歴史的内容については，それぞれの学年段階の児童の関心や能力等からみて適切な内容を精選し，その学年配当を調整して，学年相互の関連や中学校との関連がいつそう図れるようにする。このため，たとえば，

ア 歴史に関する学習については，人物や神話，伝承等のとりあげ方などにもくふうを加え，全体としてその充実を図る。

イ 高度な産業立地の問題を学習させたり（５年），世界の国々をいたずらに数多くられつ的に学習させたりする（６年）ような傾向を是正する。

ウ 地域社会の行政的しくみ（３，４年）や，国の政治や経済（５，６年）等の内容について，いつそう基礎的なものの精選を図る。

（他教科との関連）

5 他教科等とくに道徳，国語，理科との関連について，じゅうぶんに配慮すること。

(1) 社会科と道徳との関連は，すべての学年を通じてきわめて密接なものであるので，この点にじゅうぶん配慮して内容を組織する。

(2) 国土や国民文化についての理解や愛情を養うにとについては，国語科の内容との効果的な関連を図るようにし，また，方位，季節，気候等に関する理科の内容との関連についてもじゅうぶんに配慮する。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 43 年 6 月 6 日（1968 年）〕より

1 目標について

(1) 目標については，地理，歴史および政治・経済・社会などに関する学習を通じて，民主的な国家・社会の形成者として必要な資質をつちかうことを究極の目的とするこの教科の基本的性格が正しく把(は)握されるように，その表現を明確にすること。その際，経済・社会・文化などが急速に変化発展していることおよび世界におけるわが国の地位に著しい変化がみられることをじゅうぶんに考慮すること。

(2) 各分野の目標については，地理的分野ではわが国土に対する認識を，歴史的分野ではわが国の歴史に対する正しい理解を，政治・経済・社会的分野ではわが国の公民としての基礎的教養を，それぞれつちかうことを中核とするとともに，国際理解を深め，国際協調の精神を養うことにじゅうぶん留意すること。

なお，各分野固有の性格やねらいが的確に把握されるように，その表現を具体的かつ明確にするとともに，各分野相互の関連や教材としてのまとまりについても，じゅうぶんに考慮すること。

2 内容について

(1) 内容については，義務教育 9 か年の社会科教育の全体を見通し，さらに，高等学校社会科との関連を考慮したうえで，中学校で取り上げる内容の性格やねらいを明確にするとともに，現行の各項目を整理，統合して，精選と集約化を図ること。

(2) 各分野の内容については，特に次の点に留意して改善すること。

ア 地理的分野

(ア) 世界に広く地理上の知識を求めて，地理的な見方・考え方の基礎をつちかい，わが国土に対する総合的な認識を養うこと。

(イ) 地誌の学習に重点をおいて，日本や世界の諸地域の変化発展についての理解を深めること。そのため，現行の内容の五つの大項目（郷土，日本の諸地域，全体としての日本，世界の諸地域，全体としての世界）を四つの大項目（たとえば，身近な地域，日本とその諸地域，世界と

その諸地域，世界の中の日本）に要約すること。

(ウ) 地理に関する学習の基礎としての地図学習，野外の観察と調査，統計資料の処理・解釈等の指導を充実して，学習の効率化を図るとともに，基礎的能力，特に地理的に考察する力を養うこと。

イ 歴史的分野

(ア) 世界の歴史を背景に，広い視野に立ってわが国の歴史を学習させるとともに，特に，日本の歴史の特色および江戸時代から昭和にかけての過程の取り扱いにいっそうのくふうを加えて，わが国の歴史に対する正しい理解を得させ，それに基づく国民としての自覚と誇りをもたせるようにすること。

(イ) 歴史学習における基礎的なことがらを正樹に理解し，基本的な事項について歴史的に考察しようとする態度とそれに必要な思考力の基礎をつちかうこと。そのため，現行の内容に示されている各項目を整理，統合して内容を再構成すること。

(ウ) 歴史年表，歴史地図その他の諸資料をいっそう適切に利用するなどして，学習の効率化を図るとともに，基礎的能力を養うこと。

ウ 政治・経済・社会的分野

(ア) 国家・社会の形成者として必要な政治・経済・社会などに関する基礎的教養をつちかうとともに，国民主権のもとにおける公民のあり方，特に自由と責任，権利と義務についての正しい認識を養うこと。

(イ) 地理的分野，歴史的分野の学習の基礎の上に立ち，積極的な学習ができるように，生徒の発達段階にふさわしい内容を精選して，分野の内容のまとまりを図ること。そのため，現行の内容に示されている六つの大項目（近代社会と民主主義，民主政治の組織と運営，産業・経済の構造と機能，現代の社会生活と文化，世界と日本，現代の諸問題）を整理，統合して四つ程度の大項目（たとえば，家族生活と職業，社会生活，経済と生活，政治と生活）に要約すること。

なお，内容の構成にあたっては，国際的視野に立った取り扱いもできるようにじゅうぶん配慮すること。

(ウ) 統計その他の諸資料を活用する指導を充実して，確実な知識を身につけ，事実を正確にとらえて公正に判断しようとする態度とそれに必要な基礎的能力を養うこと。

(I) この分野の名称は，公民的分野と改称すること。

(3) 第二次世界大戦後における重要な事項については，その大きな流れは歴史的分野において概観し，そのおもな内容は主として公民的分野において，わが国を中心に扱うこと。

(4) 各分野の学年配当については，3分野の密接な関連のもとに，社会科全体としての学習成果をいっそう高めるため，原則として，第1，第2学年を通じて地理的分野，歴史的分野を並行して学習させ，第3学年において歴史的分野および公民的分野を学習させるようにすること。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第268号〔昭和43年7月11日（1968年）告示〕
〔昭和46年4月1日（1971年）施行〕より

社会生活についての正しい理解を深め，民主的な国家，社会の成員として必要な公民的資質の基礎を養う。

このため、

- 1 家庭の役割、社会および国家のはたらきなどそれぞれの特質を具体的な社会機能と結びつけて正しく理解させ、家庭、社会および国家に対する愛情を育てるとともに、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを自覚させる。
- 2 さまざまな地域にみられる人間生活と自然環境との密接な関係、自然に対する積極的なはたらきかけの重要性などについて理解させ、郷土や国土に対する愛情、国際理解の基礎などを養う。
- 3 われわれの生活や日本の文化、伝統などはすべて歴史的に形成されてきたものであることを理解させ、わが国の歴史や伝統に対する理解と愛情を深め、正しい国民的自覚をもって国家や社会の発展に尽くそうとする態度を育てる。
- 4 社会生活を正しく理解するための基礎的資料を活用する能力や社会事象を観察したりその意味について考える能力をのばし、正しい社会的判断力の基礎を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

地理、歴史および政治・経済・社会などに関する学習を通して、社会生活についての理解と認識を養い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質の基礎をつちかう。

このため、

- 1 広い視野に立って、わが国土に対する認識とわが国の歴史に対する正しい理解を深め、その基礎の上に、わが国の公民としての基礎的教養をつちかうとともに個人の尊厳と人権の尊重が民主的な社会生活の基本であることを自覚させて、国家・社会の進展に進んで寄与しようとする態度を養う。
- 2 世界におけるわが国の役割を理解させて、国民としての自覚を高めるとともに、国際理解を深め、国際協調の精神を養い、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度を育てる。
- 3 経済・社会・文化などが急速に変化発展している日本や世界の現状に目を開かせ、さまざまな情報に対処し、確実な資料に基づいて公正に判断しようとする態度とそれに必要な能力の基礎をつちかう。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和46年2月27日（1971年）〕より

< 小学校 >

知識・理解	家庭，社会，国家などの一員として必要な社会事象に関する基礎的な知識を身につけている。
観察力や資料活用 の能力	目的に応じた的確な観察ができ，地図，統計，グラフ，図表，年表等各種の資料を活用することができる。
社会的思考・判断	社会的事象について関心をもち，それらの意味を考え，適切に判断することができるとともに，社会の一員としての自覚をもって責任を果たそうとする。

< 中学校 >

知識・理解	家庭，社会，国家などの一員として必要な社会事象に関する基本的な知識を身につけている。
資料活用 の能力	さまざまな情報や各種の資料の中から確実なものを選択し活用することができる。
社会的思考・判断	社会事象について関心をもち，的確に考察し，公正に判断することができるとともに，社会の一員としての自覚をもって責任を果たそうとする。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，社会生活の意義を広い視野から考える能力や，国家・社会の一員としての自覚をもちその発展に寄与する態度などの基礎を培うことに留意して，内容を精選する。

その際，人間尊重の立場を基本とし，環境や資源の重要性についての正しい知識を育てること，国際理解を深めることなどについても，それぞれの学校段階の特質を配慮して改善を行う。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 低学年の内容は，学校という新しい集団での生活のしかた，学校・家庭等身近な社会生活を成り立たせている人々の働きなどについての具体的な学習を通して，児童が集団の一員として生活している事実，そのために必要な事柄などを明確に理解できるようにする。内容の構成に当たっては，単に従来のように知識を中心とした学習に偏らないように配慮し，身近な事物や環境を具体的に観察し，表現する学習活動が十分行われるようにし，また，実際の指導において他の教科との合科的な指導が従来以上に行われやすいように配慮する。

(イ) 中学年の内容は，最近の地域社会の変ぼうや地域社会相互の関係の複雑化等を考慮し，第 3 学年では市（町，村），第 4 学年では県（都，道，府）というように各々の学年の学習の範囲を行政区分により限定することを改め，両学年を通じて，例えば，人々の自然への働きかけ，産業と交通の関係などの具体的な学習のねらいに即して，市や県を関連的に取り上げるようにする。内容の構成に当たっては，他の地域との比較考察も効果的に取り入れるようにし，地理的・歴史的な考え方の基礎が十分養えるように配慮する。

(ウ) 高学年においては，中学校との関連にも配慮し，次のように改める。

[ア] 第 5 学年の内容は，各種の産業を網羅的に取り上げることを改め，第 3 学年及び第 4 学年の地域学習の基礎の上に地理的な環境としての国土の特色や資源の重要性についての理解を得させるようにする。

[イ] 第 6 学年の歴史的学習については，各時代についての歴史的な事項を網羅的に取り扱うことを改め，我が国の伝統を尊重する立場から，歴史上の人物の働きや文化遺産などを重点的に取り上げ，現在の自分たちの生活の歴史的な背景に関心をもたせ，歴史と伝統を大切にすることを育て

るようにする。

また、政治に関する学習については、そのしくみを詳しく取り扱うことを改め、日常生活の具体的な問題に関連させて政治の働きを取り上げたり、日本と国際社会との結びつきについて考えさせたりする。日本国憲法については、その基本的な理念について指導が行われるようにする。

なお、現行の「特色ある気候的条件のもとで生活している世界の人々の様子」についての内容は、削除する。

(中学校)

- (ア) 内容は現行どおり地理的分野、歴史的分野の基礎の上に公民的分野を学習する構成とするが、特に地理的分野と歴史的分野の内容の構成に当たっては、第1学年及び第2学年の生徒の発達段階に十分配慮する。なお、その履修については、第1学年及び第2学年で地理的分野と歴史的分野を並行して履修させ、第3学年で公民的分野を履修させる。
- (イ) 地理的分野の内容は、日本の国土に対する広い視野に立った認識が一層深められるよう現行の「日本とその諸地域」及び「世界とその諸地域」を中心として再構成する。これらの内容については、取り扱う観点(項目)を集約するなどして重点化し、特に、「世界とその諸地域」については学習する地域を日本との関係などを考慮して重点化して指導できるようにする。なお、現行の「身近な地域」及び「世界の中の日本」はより効果的な指導ができるように整理する。
- (ウ) 歴史的分野においては、日本の歴史の流れを中心として、日本人の生活の展開を政治や社会の動きとの関連のもとに学習させるようにする。その背景をなす世界的な内容については、日本史的な内容との関係を考慮して重点化し、特に近代以前の内容は集約する。また、現行の「両大戦間の世界と日本」に関する内容については、生徒が理解しやすいように整理するとともに、第二次世界大戦後についても、公民的分野との関連を図って日本の歴史の流れが大観できる程度に整理する。内容の構成に当たっては、細かな時期区分にこだわらずに、大きく時代の特色を理解させるように配慮する。
- (エ) 公民的分野に。においては、社会と人間のかかわりについての見方や考え方の基礎を養うことを中心として、現行の4つの大項目(家族生活、社会生活、経済生活及び国民生活と政治)を、2つないし3つの大項目に再構成する。その際、高等学校の共通必修科目との関連にも留意し、抽象的、理論的な取扱いに陥りがちなもの、例えば現行の「法の支配」などは、その基本的な意味を理解させることに主眼を置き、また、網羅的かつ高度な取扱いとなりがちなもの、例えば「日本経済の現状と課題」などは、その要点を理解させる程度に改める。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 155 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 55 年 4 月 1 日（1980 年）施行〕より

社会生活についての基礎的理解を図り，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て，民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

広い視野に立って，我が国の国土と歴史に対する理解を深め，公民としての基礎的教養を培い，民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
< 小学校 >

知識・理解	社会の一員として必要な社会的事象に関する基礎的な知識を身につけている。
観察・資料活用 の能力	的確な観察と基礎的な資料の活用ができる。
社会的思考・判断	社会的事象のもつ意味を考え，適切に判断することができる。
社会的事象に 対する関心・態度	社会的事象に関心をもち，それを意欲的に調べようとするとともに，社会の一員として自覚をもって責任を果たそうとする。

< 中学校 >

知識・理解	社会的事象に関する基本的な知識を身につけ，その意義を理解している。
資料活用 の能力	各種の資料に親しみ，それらを効果的に活用することができる。
社会的思考・判断	社会的事象のもつ意味を多角的に考察し，その意義を公正に判断することができる。
社会的事象に 対する関心・態度	社会的事象について関心をもち，その理解を通してよりよい社会を考えようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 62 年 12 月 24 日（1987 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，国際化の進展などの社会の変化や児童生徒の発達段階を考慮し，民主的で平和的，文化的な国家・社会の発展に努め，人類の福祉と国際社会の平和に貢献できる日本人として必要な資質を養うことを一層重視するとともに，総合的な学習から次第に専門的，系統的な学習へ発展するよう内容の再構成を行う。

その際，我が国の文化と伝統及び世界と日本とのかかわりについて理解を深め，世界の中の日本人としての自覚と責任感を涵養するよう配慮する。また，小学校，中学校及び高等学校を通じて学習内容が重複したり，知識中心の学習に偏ったりしないよう留意しつつ，内容の精選を行うとともに各学校段階間の内容の関連を図るよう配慮する。

小学校においては，生活科との関連や国際化，産業構造の変化などの社会の変化を考慮して内容の改善を図る。

中学校においては，国際化，情報化などの社会の変化を考慮して内容の改善を図るとともに，生徒の特性等に応じ主体的な学習が展開できるよう配慮する。

高等学校においては，生徒の発達段階や科目の専門性を考慮し，また，国際社会に生きる日本人として必要な資質を養うことを重視する観点等から，中学校の社会科における学習との関連を考慮して内容の発展充実を図るため，社会科を再編成して地歴科及び公民科の二つの教科を設ける。

なお，学習指導要領における内容の示し方については，学習の実態などに配慮し，教科のねらいを一層有効に達成することができるよう内容の程度，範囲及びその取扱いが明確になるようにする。

イ 改善の具体的事項

（小学校）（社会）

(ア) 生活科との関連を考慮して，中学年の地域学習については，地域の人々と自分とのかかわりや地域の人々の協力の様子などを取り上げるとともに，博物館や郷土資料館等の活用を図るなど具体的な活動や体験が一層充実するようにする。また，高学年については，身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察（見学）や調査を行い，それに基づく表現活動などが一層充実するようにする。

(イ) 地域社会における生産活動や消費生活，健康で安全な生活などの内容については，地域社会の変化を考慮し，その取扱いを改善する。その際，地域社会の生活が広く国内の他地域や外国ともつながりがあることに気付かせるようにする。

また、地域社会の発展を願う態度を育成するという観点から、地域社会における年中行事や地域社会の発展に貢献した歴史上の人物などを取り上げるようにする。その際、必要に応じ、我が国や外国の歴史とのかかわりにも気付かせるようにする。

(ウ) 産業構造の変化などの社会の変化に対応するという観点から、運輸、通信などの第三次産業の内容の充実を図る。

(エ) 人物や文化遺産を中心とした歴史学習を徹底するため、通史的な取扱いにならないよう内容の示し方を改める。また、特に明治維新以降について、我が国の近代化に尽くした人物のはたらきを中心に内容の精選を図る。

(オ) 内容の重複を避け効果的に指導を進めるようにする観点から、第4学年の地方公共団体の政治のはたらきについての内容（市町村や都道府県の計画的な事業）は、第6学年の国民の日常生活にみられる政治のはたらきを含めて取り扱うようにする。

(カ) 国際社会に生きる日本人としての自覚などを涵養する観点から、児童の発達段階に応じて国旗及び国歌の意義について理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにする。

（中学校）（社会）

(ア) 地理的分野、歴史的分野及び公民的分野について、各分野相互の関連に配慮しつつ、基礎的・基本的な内容の指導の一層の充実を図るため、その内容の精選を行うとともに、次のように改善を図る。

[ア] 地理的分野については、国際化などの社会の変化に対応して、広い視野に立った日本の国土の認識が一層深められるよう配慮して、内容の改善を図る。その際、世界の諸地域については、生徒の発達段階や学習の適時性に配慮して、自然や人々の生活を中心に内容を構成する。また、日本の諸地域については、各地域の特色を世界との関連を含め地域相互の結び付きに留意してとらえることができるよう内容を構成する。

[イ] 歴史的分野については、我が国の歴史を、世界の歴史を背景に学習させるという趣旨が一層生かされるよう内容を構成する。その際、身近な地域の学習を充実させるとともに、日本人の生活や生活に根ざした文化の展開を、政治や社会の動きなどと関連付けて学習できるようにする。また、歴史上の人物の果たした役割や生き方などについて、時代的背景などと関連付けて学習させるよう配慮する。

[ウ] 公民的分野については、国際化、情報化などの社会の変化を踏まえるとともに、生徒の発達段階に配慮し、社会観や異文化に対する見方などの基礎の形成に留意して内容を構成するとともに、国際理解や消費者教育などにかかわる内容の充実を図る。また、社会集団、政治、経済、国際関係などに関する内容の精選を行い、分野全体としての学習の一層のまとまりをもたせるようにする。

(イ) 国際社会に生きる日本人としての自覚などを涵養する観点から、国旗及び国歌の意義について理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにする。

(ウ) 生徒がその特性等に応じて主体的な学習を展開できるよう、各分野に教育的配慮のもとに適切な課題を設けて行う学習を導入する。

(エ) 第3学年における授業時数の弾力的運用については、教科の内容を一層定着させるため、各分野の内容について補充や深化を行うなどにより学習の充実を図る。なお、授業時数の弾力的運用は各分野を通じて行うものとする。

(オ) 第3学年における選択教科としての「社会」においては、生徒の特性等に応じ、各学校において選択教科にふさわしい発展的、応用的な学習活動等を工夫するものとし、例えば、分野間あるいは他教科に関連した内容等に関する自由研究的な学習、見学・調査活動、作業的な学習など、多様な学習活動が展開できるようにする。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

社会生活についての理解を図り，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て，国際社会に生きる民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

広い視野に立って，我が国の国土と歴史に対する理解を深め，公民としての基礎的教養を培い，国際社会に生きる民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

< 小学校 >

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的事象に関心をもち，それを意欲的に調べることを通して，社会の一員として自覚をもって責任を果たそうとする。
社会的な思考・判 断	社会的事象から課題を見だし，社会的事象のもつ意味を考え，適切に判断する。
観察・資料活用の 技能・表現	的確な観察や基礎的な資料の活用を行うとともに，その成果を具体的に表現する。
社会的事象につ いての知識・理解	社会的事象についてその特色や相互の関連を具体的に理解している。

< 中学校 >

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的事象に関心をもち，それを意欲的に追究することを通して，よりよい社会を考えるとともに，自覚をもって責任を果たそうとする。
社会的な思考・判 断	社会的事象から課題を見だし，多面的・多角的に考察して，社会の変化に的確に対応し，公正に判断する。
資料活用の技 能・表現	平素から各種の資料に親しみ，効果的に選択し活用するとともに，それらに基づいて資料を適切に作成するなど，その成果を幅広く表現する。
社会的事象につ いての知識・理解	社会的事象の意義や特徴，相互の関連を理解し，その知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された社会の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

(ア) 小学校，中学校及び高等学校を通じて，日本や世界の諸事象に関心をもって多面的に考察し，公正に判断する能力や態度，我が国の国土や歴史に対する理解と愛情，国際協力・国際協調の精神など，日本人としての自覚をもち，国際社会の中で主体的に生きる資質や能力を育成することを重視して内容の改善を図る。

(イ) 児童生徒の発達段階を踏まえ，各学校段階の特色を一層明確にして内容の重点化を図る。また，網羅的で知識偏重の学習にならないようにするとともに，社会の変化に自ら対応する能力や態度を育成する観点から，基礎的・基本的な内容に厳選し，学び方や調べ方の学習，作業的，体験的な学習や問題解決的な学習など児童生徒の主体的な学習を一層重視する。

イ 改善の具体的事項

(小学校（社会）)

各学校が地域の実態を生かすとともに，児童が地域社会や我が国の産業，国土，歴史などに対する理解と愛情を一層深め，興味・関心をもって楽しく学習に取り組めるようにすることを重視して，次のような改善を図る。

(ア) 第 3 学年及び第 4 学年においては，現在，地域に関する内容の学習を行い，第 3 学年では市町村，第 4 学年では都道府県までを中心に扱っているが，これについて，次のような改善を図り，各学校で地域に密着した学習が一層弾力的に展開できるようにし，児童が地域社会への理解を一層深めるようにする。

a 目標及び内容を 2 学年まとめて示し，地域に関する学習が一層弾力的に行えるようにする。

b 地域の公共施設の利用や人々の諸活動に関する内容と市町村の様子に関する内容，地域の生産活動と消費生活に関する内容，第 3 学年の地域の移り変わりや第 4 学年の地域の先人の開発などの努力に関する内容を，それぞれ集約，統合する。

c 現行の第 4 学年の地域における現在の開発に関する内容は，政治の働きとかかわりが深いことから，第 6 学年に移行し，国民の日常生活に見られる政治の働きに関する内容に含めて取り扱うようにする。また，現行の第 4 学年の我が国の国土の様子に関する内容は第 5 学年に移行する。

(イ) 第 5 学年においては，我が国の産業や国土に関する内容の学習を行っているが，学習が各種の資料や調査を通して一層具体的に展開できるよう，次のような改善を図る。

- a 我が国の農業や水産業についての学習で取り上げる具体的な事例を一層選択できるようにするとともに、貿易の特色や運輸の働きについての内容は、農業や工業に関する学習の中で関連付けて扱うようにする。
 - b 国土の様子に関する内容において、児童にとって抽象的な学習になりがちな人口や資源の分布などに関する事項は、中学校へ移行統合する。
 - c 現行の第5学年の伝統的な技術を生かした工業に関する内容は、自分たちの住んでいる都道府県についての理解を一層深めるようにする観点から、第4学年に移行し、都道府県の産業に関する学習の中で扱うようにする。
- (ウ) 第6学年の歴史学習については、我が国の今日までの歴史に対する興味・関心と愛情を深めるようにするため、人物の働きや代表的な文化遺産を中心にした歴史学習を一層徹底する。また、取り上げる歴史的事象を一層精選して扱えるようにし、いわゆる通史にならないようにする。
- (I) 第6学年の我が国の政治の働きや国際理解に関する内容については、学習が具体的な事例を基に行われるよう、取り扱う範囲を明確にし、学習内容を一層精選する。

(中学校(社会))

地理的分野、歴史的分野、公民的分野で構成されている現行の基本的枠組みは維持しながら、知識偏重の学習にならないよう留意し、広い視野に立って我が国の国土や歴史、社会生活を成り立たせている政治や経済などに関する理解を深めるとともに、生徒の特性等に応じて主体的な学習が展開できるようにすることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 各分野においては、それぞれの特質と相互の関連に留意し、次のような改善を図る。

- a 地理的分野については、日本と世界の諸地域学習の内容を再構成し、日本や世界に関する基礎的な内容をしっかり身に付けることができるようにするとともに、国土の特色を世界と比較して大きくとらえ、また、幾つかの地域の事例を通して地域的特色を明らかにする視点や方法などを学ぶことができるようにする。
 - b 歴史的分野については、事項を精選して重点化を図り、例えば、古代、中世、近世、近現代のように時代区分を大きくとって内容を再構成し、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に理解できるようにするとともに、歴史についての学び方や調べ方を身に付け、多面的な見方ができるようにする。また、先人が築いてきた文化と伝統を尊重する態度を養い、我が国の歴史に対する理解と愛情を深めるようにする。
 - c 公民的分野については、生徒の発達段階に配慮して、国民主権や国民生活と福祉など政治や経済等に関する基礎的・基本的な内容を具体的事例を通して重点的に学ぶことにより、政治や経済の見方や考え方の基礎と公正に判断する能力と態度を一層養うことができるようにする。その際、例えば、他教科との関連を考慮して現代の社会生活の内容の一部を削除し、国際政治や国際経済の中の高度な学習になりがちな内容については、高等学校公民科へ移行統合する。
- (イ) 地理的分野の日本と世界の結び付き、歴史的分野の現代の日本と世界、公民的分野の国際社会に関する内容については相互に関連が深いことから、これらを連携させ、現代社会の成り立ちや国際社会の変容を身近な社会生活と関連付けてとらえることができるようにする。

2 社会の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

社会生活についての理解を図り，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て，国際社会に生きる民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

広い視野に立って，社会に対する関心を高め，諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め，公民としての基礎的教養を培い，国際社会に生きる民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

3 社会の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕 より

< 小学校 >

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的事象に関心をもち，それを意欲的に調べることを通して，社会の一員として自覚をもって責任を果たそうとする。
社会的な思考・判断	社会的事象から学習の問題を見いだして追求・解決し，社会的事象の意味を考え，適切に判断する。
観察・資料活用の 技能・表現	社会的事象を的確に観察，調査したり，各種の資料を効果的に活用したりするとともに，調べたことを表現する。
社会的事象についての知識・理解	社会的事象の様子や働き，特色及び相互の関連を具体的に理解している。

< 中学校 >

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的事象に対する関心を高め，それを意欲的に追究し，よりよい社会を考え自覚をもって責任を果たそうとする。
社会的な思考・判断	社会的事象から課題を見だし，社会的事象の意義や特色，相互の関連を多面的・多角的に考察し，社会の変化を踏まえ公正に判断する。
資料活用の技能・表現	平素から各種の資料に親しみ，社会的事象に関する有用な情報を適切に選択して活用するとともに，追究し考察した過程や結果を適切に表現する。
社会的事象についての知識・理解	社会的事象の意義や特色，相互の関連を理解し，その知識を身に付けている。

3 算数, 数学

学習指導要領(試案)	昭和22年5月15日(1974年)
小学校学籍簿	昭和23年11月12日(1948年)
生徒指導要録	昭和24年8月25日(1949年)

1 算数, 数学の目標

学習指導要領 算数科数学科編(試案)[昭和22年5月15日(1974年)発行]より

小学校における算数科, 中学校における数学科の目的は, 日常の色々な現象に即して, 数・量・形の観念を明らかにし, 現象を考察処理する能力と, 科学的な生活態度を養うことである。

この目的を具体的に考えてみると, 次のようなことがあえられる。

1. 数と物とを対応させる能力を養い, 数える技能の向上をはかること。
2. 数系統を明らかにし, 数の基本的な性質の理解を深めること。
3. 四則計算の意味を理解し, それらの相互関係を明らかにすること。
4. 計算の能力を養い, その技能の向上をはかること。
5. 比の観念を明らかにし, その使用に習熟させること。
6. 極限の観念を明らかにし, その理解を深めること。
7. 数学で取り扱う基礎的な量の理解を深めるとともに, その測定に習熟させ, 測定技術の向上をはかること。
8. 数学で取り扱う基礎的な量に関する計算に習熟させ, また, それらの単位の間にある相互関係を明らかにすること。
9. 色々なことがらを, グラフや表などに表わしたり, またグラや表などに表わされたものを, 理解する能力を養うこと。
10. 量の間にある関係を函数として考えたり, それを図にかいたりする能力を養うこと。
11. 函数関係を, 言葉や式で簡潔に表わしたり, また, 言葉や式で表わされた函数関係を, 理解する能力を養うこと。
12. 問題の構成を明らかにし, 簡単に計算したり, 式によって計算したりする能力を養う。
13. 数や量の大きさを, 場合に応じて, 直観的に評価する能力を養い, 概数・近似値・測定値の取り扱いに習熟させ, 正確度とその制約に関する理解を深めること。
14. 社会現象に対する関心を深め, 統計的事実を理解したり, 使用したりする能力を養うこと。
15. 物の概略の形をとらえたり, また, 物の形や構造を図や言葉に表わしたり, 模型に作ったりする能力を養うこと。
16. 幾何図形の基礎的性質を直観的にとらえる能力を養うこと。
17. 物のはたらきを明らかにし, 力に関する理解を深めること。
18. 数学的な言葉の理解を深め, その使用に習熟させること。
19. 文化財・生産財として, 数学がどんな位置を占めているかということについての知識と理解を

深めること。

20. 他の分野を研究したり，数学を更に研究したりする場合に必要な基礎的な数学知識を与えること。

2 算数，数学の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）〕より

理解
態度
技能

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）〕より

関係を理解してそれを問題解決に応用する能力
計算測定 of 技能
実際場面において正確に数学的な技能を使用する習慣

小学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 12 月 5 日（1951 年）発行
中学校高等学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 11 月 25 日（1951 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 算数，数学の目標

小学校学習指導要領 算数科編（試案）〔昭和 26 年 12 月 5 日（1951 年）発行〕より

・算数科の一般目標

算数科の一般目標として，どんなものをあげることができるか。

- 1．算数は，われわれの生活に，どのように役だつか。
- 2．算数は，教育の一般目標を達成するのに，どのように役だつか。
- 3．算数科の一般目標として，どんなものが考えられるか。

1．算数とわれわれの生活

算数は，われわれの生活に，どのように役だつか。

人類の長い経験と努力によって現在の文化が作られてきたことは，ここに改めて言うまでもないことである。この文化の中でも，算数の発生は古く，その発展に従って，生活の改善に必要な考え方を生み出し，また，その考え方で処理するのに必要な，すぐれた用具としての役目を果してきた。

このような算数の生いたちを考えていくと，今までと同様に，現在も，また将来も，おとなの生活に役だつとともに，こどもの生活にも必要であることはすくなくすることができる。本節では，算数の基礎的な事からについて，その発展の筋道を明らかにするとともに，算数がわれわれの生活に，どのように役だつかを述べることにする。

われわれは今日，命数法・記数法・計算・測定などを用いているが，その便利さになれすぎてしまっている。そのために，何が，どんなときに，どのように便利であるかということに，ほとんど注意しなくなっているといってもよいであろう。このように，算数が日常の生活にしみこんで生活化されたのは，先人の長い間のくふうのおかげであるといえることができる。

教師は，命数法・記数法・計算・測定・図形・用語などについての指導をするときに，これらのものが，どんなにすぐれたものであり，われわれの生活にどのような関係があるかを知っていることが必要である。それは，これらのことがらを学習すると，生活がどのように改善されるか，また，数量的な処理がどのように進歩するかが，はっきりわかるからである。

これがわかって，はじめて，算数の本質や価値が明らかにされるといえる。また，学習指導の方法は，これによって，有効適切なものとなるであろう。

(1) 命数法や記数法は，われわれの生活に，どのように役だつか。

(a) 命数法や記数法の組立とその進歩について

命数法とは，数に名まえをつける方法のことであり，数詞の組立といってよい。記数法とは，数を記録する方法のことである。現在，われわれが用いているような，便利な命数法や記数法が，大昔からあったのではない。現在，われわれが用いている方法と，大昔に用いられていた方法とを比べてみると，現在の方法が，どんなに便利であるかが明らかになってくる。

有史以前の数詞が，どんなものであったかは，明らかでない。しかし，未開人が今日用いている数詞

を調べてみると、およその見当をつけることができる。次にあげるのは、今日、グリーンランド人が用いているといわれる数詞の組立方を書いたものである。かっこの中にあるのは、その意味を示したものである。

ひとつ、 ふたつ、 みっつ、 よっつ
片手が終わった(5), 片手とひとつ(6),
片手とふたつ(7), 片手とみっつ(8),
片手とよっつ(9), 両手が終わった(10)
ここまでくると、足の指に移っていく。
両手と片足のひとつ(11),
両手と片足のふたつ(12),
両手と片足(15),
両手と片足とひとつ(16),
ひとりの人が終わった(20)

これは、命数法の一例であるが、大昔の人たちは、手近にあるものの名まえを、数詞として用いていたように想像される。

このような命数法では、すくなくとも、多くのものの個数を数えるのに、不便であったに違いない。この不便さは、いくつかずつにくぎって数える方法が考え出されて、はじめて解決された。前の例にあげたように、人間の両手両足を用いて数えていく場合に、片手の指を使い終わったとき、つまり、5まで数えたとき、これを一くぎりにして数える方法が考えだされた。さらに、両手の指が終わったとき、つまり10まで数えたとき、これを一くぎりにして数える方法が考えだされた。

このように、いくつかずつにくぎって数える方法を、五進法とか、十進法と呼んでいるわけである。現在も、未開人の中には、五進法と十進法をまぜて用いているものがあるといわれているが、われわれは、十進法を用いている。

さて、われわれが現在用いている数詞は、次のように、できあがっているといえる。

「いち」「に」「さん」「し」「ご」「ろく」「しち」「はち」「く」「じゅう」として、これを一くぎりにし、「じゅうといち」のことを「じゅう」と「いち」の間にある「と」をはぶいて、これを「じゅういち」といっている。

このようにして、「じゅうに」「じゅうさん」として、「じゅう」が二つのことを「にじゅう」としている。これから先も同じように、「にじゅういち」「にじゅうに」としていく。「じゅう」が三つのことを「さんじゅう」,「じゅう」が四つのことを「しじゅう」としていき、「じゅう」が「とお」のことを、つまり「じゅうじゅう」のことを「ひゃく」として、「じゅう」の次のくぎりとしている。

このあとは、「じゅうひゃく」のことを「せん」,「じゅうせん」のことを「まん」として、前のくぎりの10倍を、その次の大きいくぎりとしている。

これが、現在用いている十進法による命数法である。この方法は、次のようにやさしくまとめることができる。すなわち「いち」から「く」までの9個の数詞と、「じゅう」,「ひゃく」,「せん」,「まん」の位をあらわすことばに、よせ算やかけ算で数詞を組み合わせていくと、どんな大きな数でも、となえることができるようになっていくといえる。

$$\text{にじゅう} = (\text{じゅう}) \times 2$$

$$\text{じゅうご} = (\text{じゅう}) + (\text{ご})$$

$$\text{にじゅうご} = (\text{じゅう}) \times 2 + (\text{ご})$$

このようにして、比較的少ないことばで、非常に多くの数詞を組み立てることができ、となえること

ができるところに十進法よさを認めることができる。

次に、記数法について考えてみよう。

ごくわずかな個数しか数えることができなかった大昔では、その個数を忘れないようにするのに、なわ結びや小石などを用いていた。大昔に、このような方法で数を忘れないように記録したであろうということは、現在でも未開人が、これらの方法を用いていることから想像することができる。この方法は、数えたものの個数を、そのまま、なわの結び目や小石に置きかえたというまでのことであって、数を記録するためのじょうずな方法であるとはいえない。

人類が進歩して、多くのものを数えたり、大きい数を取り扱ったりする必要が起ってくると、前に述べたような、小石やなわの結び目などを使っていたのでは、間に合わなくなる。そこで、昔の人たちは、大きな数を記録するのに、いろいろな方法をくふうしたのである。

そのいくつかの方法を、例としてあげてみよう。

エジプトでは、次のような記号を考え出して、数を書き表わしていた。

269 を @@ 

これは、 \textcircled{D} が 10 個で \textcircled{A} (10)、 \textcircled{A} が 10 個で \textcircled{S} (100) と決めて書き表わしているのである。

また、ローマでは、次のような記号を使って、数を書き表わしていた。

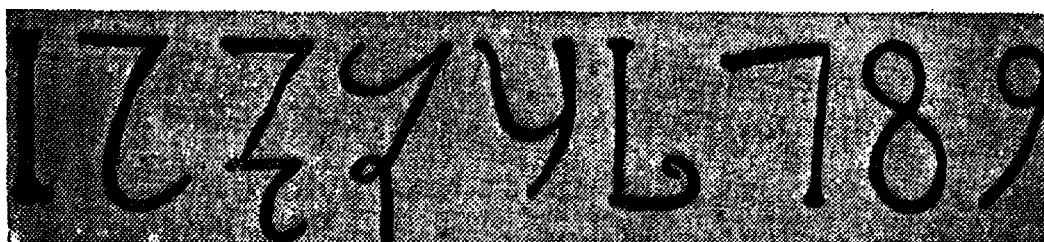
3768 を MMMDCCLXVIII

これは、1 が 5 個で V (5)、1 が 10 個で X (10) とし、X が 5 個で L (50)、X が 10 個で C (100) とし、C が 5 個で D (500)、C が 10 個で M (1000) と決めて書き表わしているのである。

これらの方法は、前の説明でわかるように、数えるときのくぎりごとに、新しい記号が用いられている。これらの方法は、数を記録しておくのに、小石やなわの結び目を使うのに比べて、やさしく記録しておくことができるという便利さをもった進んだ方法であるといえる。したがって、数を記録する場合に、今日われわれが用いている方法に比べて、記号が多かったり、記録する場所を広くとったりするだけで、さほど不便な方法であるとはいえない。

しかし、記録してある数を用いて、計算をすることになると不便である。よせ算やひき算をするときの不便さは、さほどでないにしても、かけ算やわり算になると、非常に不便さが目だってくる。

今日、われわれが用いている数を記録する方法は、インド人によって考え出されたもので、世界各国で用いられている。



これは「いち」から「く」までを表わす 9 個の数字、1、2、3、4、5、6、7、8、9 と、空位を示す記号「0」とを用いて、数を書き表わす方法である。つまり、右から左へ、順次に一、十、百、千、万、
、の位に、それぞれ、0 から 9 までの十個の数字を書いて、数を書き表わすのである。

このようなきまりに従えば、どんな大きな数でも、0 から 9 までの十個の数字だけで書き表わすことができ、ことさらに、くぎりを示す記号を必要としない。したがって、数を記録する場合にきわめて便利である。このように便利になったのは空位を示す記号として、0 が見いだされたからであり、これによって、位取りがやさしくできるようになったからである。

(b) 十進法が考え出されて、個数がどんなに多くなっても、たやすく数えられるようになった

ものの個数を数えるとは、数えようとするものに、数詞を順次に一つ一つあてはめていき、最後のものに与えられた数詞によって、そのものの個数を表わす手続である。

数えるときに、十進法を用いると、あてはめる数詞が規則正しいので、簡単に数えることができる。

すなわち、ものを数える場合には、まず、10 個ずつのグループにまとめる。このようにすると、10 個ずつのグループがいくつあるか、そのときの端数がいくつあるかで、簡単に数えることができる。

次に、この 10 個ずつのグループがたくさんできた場合に、さらに 10 個ずつまとめていくと、どれも、100 個のグループになる。これによって、100 個のグループがいくつあるか、10 個のグループがいくつあるか、その端数はいくつあるかで、個数を知ることができるのである。このように、今までと同じような手続を続けていくと、どんな大きな数でも、容易にその個数を知ることができる。

この数え方は、数詞を順次にものにあてはめていく数え方に比べて、次のような便利さが考えられる。

() 10 個までのものを数えるだけで、すますことができる。

() 10 個数えるごとに、数える仕事が一段落する。したがって、数え始めてから、数え終るまで、ずっと注意を集中し続けなくてもよい。

() 数え違いがあったような気がして、数えなおす場合でも、10 個だけを数えなおす手数ですますことができる。つまり、初めから、すっかり数えなおさないですますことができる。

このようなわけで、十進法による数え方が考え出されたおかげで、ものの個数がいかに多くなっても、あまりむずかしい操作をしないで、気楽な気持ちで、数えることができるようになった。

(c) 記数法が進歩して、どんな大きな数でも、かんたんに記録ができ、また、かんたんに数の大きさを比べることができるようになった

ものの個数を記録するには、前に述べたように、ものを 10 個ずつまとめる方法で数えていき、端数がなければ 0、端数があれば、その個数を数字で順次に、左に書き並べて行く。

この記数法では、0, 1, 2, , 9 までの 10 個の数字の書いてある位置によって、その大きさが違う。これは、左のほうに順次に、1, 10, 100, 1000, を単位にして書き表わされているからである。

したがって、どんな大きな数でも、0, 1, 2, , 9 の 10 個の数字と、規則正しい単位の大きさをもとにすることによって、書き表わすことができる。

一万五千三百二十五のように、漢字で数を書くと、万、千、百、十の単位の大きさを示すことが必要となる。ローマやエジプトで用いられた方法でも、これと同じように、各位の大きさを示す記号が必要であった。これと比べてみると、位取りの原理に従っての数字による記数法は、どんなに便利なものであるかがわかる。

位取りの原理を用いての数字による記数法は、数を記録するのに簡単で便利であるだけでない。これを、いくつかの場合をあげて、説明してみよう。

数の大きさの程度は、「何けたの数」というように、数を、位取りの原理に従って書き表わした数字の個数によって表わすことができる。また、これによって、数の大きさを、やさしく比べることもできる。この方法を述べると次のようになる。

() 数字の個数に違いのあるときには、数字の個数の多いほうの数が、個数の少ないほうの数より

も大きい。

() 数字の個数が同じであるときには、はじめの数字の大小で、二数の大小がきまる。はじめの数字が等しい場合には、次の数字の大小できまる。これも等しい場合には、第三の数字というようにして、比べることができる。

たとえば、5324 と 10281、580269 と 580517 とは、次のようにしてやさしく大小をくらべることができる。

5324(数字が4個)

10281(数字が5個)

10281のほうが大きい。

580269・580517 (両方とも、5, 8, 0まで同じ)

百の位の2, 5を比べると5のほうが大きい。したがって、580517のほうが大きい。

このほかに、位取りの原理による記数法は、四則計算、特に、かけ算やわり算をするのに、最もすぐれたものである。これについては、あとで述べることにする。

なお、数を読んだり記録したりするのに、わが国で古くから用いられている用語がある。すなわち、それは、「いち」「じゅう」「ひゃく」「せん」であり、この次の位に「まん」という新しい用語が用いられ、「じゅうまん」「ひゃくまん」「せんまん」が用いられている。これは、位取り記数法に比べて、前に述べたように不便なこともあるが、10000000を千万と書くことができることを考えると、便利な場合もある。

(d) 命数法や記数法が進歩して、数を他の人々にやさしく伝えることができるようになった

数のとなえ方や書き方が、規則正しく簡単で、しかも、書き表わされている数が読みやすく、それが表わしている数の大きさも、すぐ知ることができるので、数を、他人にやさしく伝えることができるようになった。特に、どんな大きな数を書くにも、わずか10個の数字ですますことができるので、近代の通信機関を利用して、ある数値を他人に伝える場合でも、簡単に、しかも速く伝えることができるわけである。

とにかく、位取りの原理さえわかれば、どんな大きな数でも、やさしく取り扱うことができるといえる。

今日位取りの原理を用いての十進法による命数法や記数法が、世界中どこでも用いられるようになったのは、今までに述べてきた便利さがあるからである。

(e) 命数法や記数法は、こどもの必要にこたえるものである。

こどもたちは、学校に入学する前から数えることが必要な実際の場に直面している。これは、幼稚園のこどもなどをみれば明らかなことである。したがって、このような点から考えてみると、こどもたちは、数える必要を感じているといえる。こどもたちが、数える必要を感じてくると、もっと多くても数えることができるようになりたいとか、数を記録したり読んだりすることができるようになりたいとか、いろいろと考えてくる。また、こどもたちは、困難な場に直面して、このような必要を感じずとも考えられる。このような意味から、命数法や記数法の指導は、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

(2) 計算は、われわれの生活に、どのように役立つか。

(a) 計算の意味とその進歩

計算が、社会科やその他の教科の学習に必要であり、また、こどもたちの日常生活にも必要であることは、いうまでもない。その計算をうまく指導するには、計算の組立と、そのよさをじゅうぶん知っていることが必要である。

計算はものの個数を数える一つの方法であり、直接数える方法を改善したものである。言い換えると、直接数える手数をできるだけ少なくして、その数えたものを用い、機械的な操作によって、結果を求める手続である。

実際の生活で、いくつかのグループのものの個数から、全体の個数を知ることが必要になる場合がある。これを簡単にする手続が加える計算であり、場合によってはかける計算である。また、一つのグループを、いくつかのグループに分けることが必要になる場合がある。これを簡単にする手続がひく計算であり、わる計算である。

大昔の人々は、計算をするのに、指や小石などを用いたであろう。また、数が小さいとか、簡単なものである場合には、暗算を用いたこともある。

しかし、数が大きくなってくると、このような方法だけでは、その目的を達することができなくなる。

そこで、計算の能率をあげようとして考えだされたのがそろばんである。そろばんは、ずっと昔から使われていたといわれている。ロンドンの大英博物館に保存されているものは、ローマ人が使ったもので、そろばんの中では、世界で最も古いものであるといわれている。

そろばんによる計算の特長は、よせ算やひき算が速くできるところにある。西洋では、筆算が盛んに使われるようになるとともに、そろばんは、そのかげをひそめていった。

わが国では、明治の初めに、西洋の算法を取り入れるまで、主として、そろばんによる計算が行われていた。それは、位取り記数法がなかったため、筆算が進歩しなかったためであると考えられる。しかし、筆算が使われるようになった今日でも、そろばんは用いられ、その長所を発揮している。

最近、さらに進んだ計算機が発明され、かけ算、わり算も楽にできるようになってきている。

西洋で、位取りの原理を用いた記数法が使われ、それによる四則計算の方法や形式がくふうされ、完成されたのは、だいたい15世紀のころであったといわれている。

そこで、この位取り記数法の原理を用いたこの計算の方法を、具体的な例によって述べてみよう。

記数法が進歩したために、0, 1, 2, ..., 9の10個の数字を用いて、どんな大きな数でも書き表わすことができることは、前に説明したとおりである。それは、ものを順次に、10個ずつのグループにまとめていき、1, 10, 100, ... などにまとめたグループの個数を、順次に左のほうに書きならべていく方法である。

たとえば、47人と38人の二つのグループがあるときに、合計が何人になるかを知りたいことがある。この場合に、よせ算を知らないものは、一方が47人であるから、その数をもとにして、他のグループの人数をひとりずつ数えだしていくであろう。もっと幼稚な方法をとるとすれば、二つのグループを一つにまとめ、47人と38人であったことを、全く用いないで、初めからひとりずつ数えていくであろう。

この二つの数は、それぞれ、10が四つと1が七つ、10が三つと1が八つからできていると考えられる。したがって、それをあわせたときの10個のグループと、あとの個数を求める方法が計算であるといえる。

ここで、個数を数えるときと同じように、10個のグループにまとめることを考える。すなわち、7と8では10以上になる。そこで、10個のグループを作ると、10個のグループが一つと残りが5個になる。10個のグループの個数は、一の位の計算で出てきた1個と、それにもとからあった4個と3個とをあわせて、8個になる。このようにして、人数の合計が85になることがわかる。

$$\begin{array}{r} 47 \\ +38 \\ \hline 85 \end{array}$$

この計算の方法を、形式にまとめたものが、右に書いたようなよせ算の筆算形式である。

(b) 肉体的な労力をできるだけ用いないで、個数を知ることができるようになった

計算を用いると、直接ものについて1個ずつ数えるよりも、肉体的な労力を節約することができる。これを、具体的な例によって説明してみよう。

() 各学年の人数は、次のようであるとする。

178, 175, 176, 178, 175, 179

この学校のこどもの合計は、まず、よせ算で求めることができる。しかし、かけ算を合わせ用いると、ずっと計算の手続が簡単になる。

すなわち、 $175 \times 6 + (3 + 1 + 3 + 4)$ あるいは $170 \times 6 + (8 + 5 + 6 + 8 + 5 + 9)$ として、計算することができるからである。

() 次の表は、身長についての平均を求めるために作ったものである。手続が、どんなに簡単になるかを示すために、cmを単位にして、身長を表わしたものをを用いた。

身長	人員	150との差	差×人員
161 cm	1	11 cm	11 cm
160	2	10	20
159	0	9	0
:	:	:	:
:	:	:	:
:	:	:	:
151	4	1	4
150	6	0	0
149	5	- 1	- 5
:	:	:	:
:	:	:	:
:	:	:	:
142	1	- 8	- 8
合計	144		過～不足 146

$$\text{平均} = 150 + \frac{146}{144} = \text{約 } 151$$

約 151cm

そこで、この表を用いて、150を平均とみなし、これを修正する方法によって、平均を計算する。

このような方法を使えば、大きな数をそのまま取り扱って計算する必要がなく、ほとんど、暗算でできるくらいの計算になってしまう。

() 次に 178×367 の計算について考えてみよう。

かけ算を用いて、下にあるような結果が得られたとする。

$\begin{array}{r} 178 \\ \times 367 \\ \hline 1246 \\ 1068 \\ 534 \\ \hline 65326 \end{array}$	$\begin{array}{r} 178 \\ \times 367 \\ \hline 1146 \\ 1068 \\ 534 \\ \hline 65226 \end{array}$
--	--

この二つの計算で、どちらが正しいか確かめる方法を考えてみよう。

まず、初めから、計算をしなおしてみる方法が考えられる。また両方の部分積を比べ、 178×7 の部分積に違いのあることがわかり、これを確かめてみる方法も考えられる。この二つの確かめる方法を比べてみると、計算の過程が明らかに示されているときには、後者の確かめ方のほうが、どんなに確かめるための労力を節約することができるかは明らかである。

() 一箱に、みかんが178個ずつ入れてある。それが367箱あったら、みかんの総数はどれだけになるかを調べることにについて考えてみよう。

これを、1個ずつ数えて、65326個あるとしたものと、65226個であるとしたものがあった場合に、どちらが合っているか、また、どちらも違っているかもしれないなどと考えられる。そこで、これを調べるには、どんな方法を用いたらよいだろうか問題になる。

もし、かけ算を知らないとすれば、もう一度初めから数えなおしてみるよりしかたがないだろう。また、かけ算を知っているとすれば、正しい総数を知るのに、簡単に確かめることができるわけである。

(c) 精神的な労力をできるだけ用いないで、個数を知ることができるようになった

計算は、ものについて直接数えるかわりに、機械的操作を用いる方法であることは、前に述べたとおりである。計算の原理が理解でき、その理解の上になった九九を記憶しておれば、ものに即して直接数えなくとも、その個数を知ることができる。

この方法は、ものに即して数える方法と比べて、ずっと、精神的な労力を節約することができるといえる。

(d) 計算の使い方が理解でき、また、式を用いることができれば、計算に用いられている思考や資料を、他人に伝えることができたり、また、反省したりすることができる

数量を使って、ものごとを処理するとき、式やことばを用いて、結論を導いた方法や、その過程を表わすことができる。これと同時に、結論を導くために用いた資料も表わすことができる。したがって、その式やことばを見れば、結論を導くのに用いた自分の思考や資料を反省したり、また、場合によっては誤りを正したり、方法を改善したりすることができる。また、自分が結論を導くために用いた方法や資料を、他人にわかりやすく伝えることもできるわけである。

(e) 計算は、こどもの必要にこたえるものである

ものの個数を知るのに、一々数えていくことは、手間のかかることである。手間がかかるということは、それだけ肉体的にほねのおれることであり、精神的にもずっと緊張し続けていかなければならないという点から考えて、労力を要することである。

このようなことは、子どもといえども望むはずはない。したがって、結果が簡単に求められるという計算は、当然、こどもの必要にこたえるものであるといえることができる。

また、子どもは、自分の考えの筋道をうまくたてていたり、その考え方を、もっとよいものにしたいと思っている。また、他人の結論そのものだけでなく、その結論を導くのに用いた方法や資料についても、知りたいと思っている。このような面を考えても、計算や式やことばで言い表わすことは、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

(3) 量の測定は、われわれの生活に、どのように役だつか。

(a) 量の測定の意味

測定は、量の大きさを、数で表わすための操作であるといえる。

ものの個数を数えることも、量の大きさををはかる測定の一つの方法であり、最も素朴な方法の一つである。出席人数や欠席人数は、出席や欠席について測定した値であるといえる。今日では、長さや重さなどの量を測定するために、進んだ道具や方法があるが、これらの道具や方法は、大昔からあったのではない。人類が生活の必要から、それを満たすために、いろいろと、測定する道具や方法を進歩させ

てきたのである。

人類がまだ、野生の植物や動物に依存して、生活ができた時代には、量を考えたり、また、量を測定したりすることは、あまり必要がなかったと思われる。

その後、物をたくわえておいて、あとで使ったり、また、食物を栽培したり飼育したりなどして、生活をしなければならなくなった。このようになると、いきおい、生活のための計画をたてることの必要に迫られ、量を測定することが行われるようになったと想像される。

しかし、初めのうちは、自分で決めたいれ物を使って穀量をはかったり、また手足など身体の一部の長さをもとにして、いろいろなものの長さをはかったりして、必要を満たすことができたようである。これらのことは、つか、ひろ、フートなどのことばから想像することができる。つまり、自分で選んだものを単位にして、その何倍あるか、また、その長さのいくつ分にあたるかというようなことがわかればよかったのである。

しかし、このように、めいめいが、そのときどきに都合のよいものを単位にして、量の大きさを表わすのでは、その量の大きさを、だれにもわかるように表わすことができない。そこで、この不便を取り除くために、単位にとる大きさをきっちりと決め、この単位を使えば、だれでも、量の大きさを同じようにとらえることができるようにくふうしたのである。これが、今日、われわれの社会で用いられている主要な測定単位であるといえる。しかし、いつもこのような測定単位を用いなければならないというのではなく、場合によっては、身近にある適当なものを単位として量の大きさを表わすことも、測定の方法として重要な点であるといえる。つまりこれは、そのもとになっている大きさがわかっておれば、きわめて手軽であり、場合によっては、これでじゅうぶん測定のねらいを達することができるからである。

(b) 単位が統一され、量の大きさを他人に正しく伝えることができるようになった

人類は、初め、ものの個数を言い表わすのに、「たくさん」とか「すこし」とかいうことばを用いていたが、測定をする必要がおきた場合にも、その結果を表わすのに、このようなことばを用いたであろうと考えられる。

暑さ寒さを言い表わす場合でも、初めは「きょうはきのうよりもすこし暑い。」とか、「昨日よりも暑さがひどい。」とか、また、「この二、三日、ずいぶん寒い。」とかいうように、自分の感じで言い表わす以外には、表わす方法がなかったと考えられる。もちろん、現在でも、このような言い表わし方を用いる場合もあるが、温度計や湿度計が発明されて、「きのうは 26°であったが、きょうは 30°だ。暑いわけだ。」とか、「どうも蒸し暑いと思ったら、湿度が 80%もある。」というように、暑さ寒さを、できるだけ客観的にとらえようとして、言い表わすことができるようになった。

さて、量の大きさは、これを表わすための単位と、その単位ではかったときの数値で言い表わすことができる。しかも、この単位をきめておけば、数値は、おのずからきまってくるはずである。測定で最もたいせつなのは、単位である。

しかし、このような単位は、ずっと昔から統一されていたわけではなかった。わが国でも、江戸のころは、地域によってその単位が違ったり、また、仕事によって、単位の大きさが同じでない場合があったようである。十五世紀ごろのローマ帝国の末期には、長さの違ったピア(ローマのフート)という単位が、200 種もあったといわれている。これでは布 100 ピアで金額がいくらといっても、長さが客観的になっていないから、その布の価値も、客観的にならない。したがって、布などを売買する場合には、いろいろ困難な点が多かったろうと想像される。

ところが、交易が盛んになり、生産物が商品化されてくると、品物を取り引きするために、共通の大きさを単位にとることが必要になってくる。

さらに、この交易が世界的になってくると、どの国とでも簡単に取引できるようにするために、いわゆる国際的な単位の必要が考えられる。1875年に万国度量衡条約をつくり、世界共通の単位として、メートル法が採用されたのは、前に述べた必要にこたえたものであるといえる。

さて、このように、測定単位が国際的に統一されると、測定した人に関係なく、同じ数値で表わすことができる。したがって、単位の大きさが国際的に決められているから、この単位を使っているいろいろな量を表わすと、地球上のどこの国の人にも、量の大きさをまちがいに伝えることができるようになったといえるわけである。

このように、国際的な単位が生れたことは、国際貿易や、分業による生産方式に大きな影響を与えただけでなく、地球上の人々が互いに協力していくことができるようになったところに、その真の意義を見いだすことができる。

(c) 測定が進歩して、量の大きさを、手軽に知ることができるようになった

昔の人は、土地の広さを知ろうとするときに、まわりの長さをはかる方法として、歩測を用いたといわれる。歩測によって、詳しくはかろうとすると、一步の歩幅が、きまった長さになるようにくふうをしなければならない。また歩幅を一定にするためには、相当に練習もしなければならなくなる。

われわれは、このような場合に、巻尺を用いて測定をしている。巻尺を用いて測定するには、全く測定する技術がいないというわけではないが、その技術は、詳しく歩測するための技術にくらべて、ずっとやさしいといえる。

したがって、現在では、巻尺を用いることによって、土地などの長さを手軽に測定できるようになったといえる。

また、重さをはかる場合でも、ずっと以前には、もっばらさおばかりを用いていた。さおばかりを用いるのでは、はかろうとするものの重さによって、おもりをつるす位置を決めなければならない。その位置を簡単に決めることができるようになるためには、相当の練習が必要である。ところが、ぜんまいを用いたばかりでは、ただ、物をつるしたり、台の上へのせたりするだけで、重さを測定することができる。したがって、ぜんまいを使ったばかりを用いることによって、重さを手軽に測定できるようになったといえることができる。

このほか、とけいを用いると、時刻や時間が簡単Kわかるということも、前に述べたことと同様に、測定がきわめて手軽になってきているといえることができる。

(d) 測定が進歩して、量の大きさを、いっそう詳しく知ることができるようになった

量の大きさを、必要に応じて、いっそうくわしくはかることができるようになった。これは、計器の進歩によるものである。

手軽に秒の十分の一まではかることができるストップ・ウォッチ、短時間で体温を知ることのできる体温計、薬品などの調合に、その微量を測るために使われるてんびんなども、その例である。

このように、すぐれた計器を考案して、いろいろな量をいっそう詳しく測定できるようになったとともに、その詳しい測定値を、数に書き表わすことも、できるようになった。

米の量を表わす場合に、最近まで、ます目による表わし方がよく用いられていた。しかし、これは、たとえば1升ますに一ぱいの米といっても、米の入れ方で、その量が多かったり少なかったりする。したがって、この表わし方では米の量を詳しく表わすことはできない。そこで最近では、米の量を重さで表わすようになってきた。しかし、まずは、必要な米のおよその量を知るのに便利であるから、家庭では今でも、これを用いて、米の量を測定している。

この例から考えても、人々は社会生活が正しくできるように、計器をうまく利用して、測定値を必要に応じて詳しく知ろうと努力していることがわかる。

(e) 測定は、こどもの必要にこたえるものである

量の大きさを測定しても、測る人ごとに測定値が違ふようでは、こどもたちといえども喜ばないところである。

このようなことでは、たとえば、めいめい、一つの物の部分を受け持ち、これを作って、一つの物を組み立てようとしても、組み立てることができないからである。

また、こどもたちは、測定の手続が手軽であることも望んでいるところである。このように考えると、測定単位がだれにもわかるようなもので、取扱が簡単であることと、測定の手続が手軽であるということは、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

(4) 図形は、われわれの生活に、どのように役だつか。

(a) 物の形や構造を表わすのに、図形が用いられる。また、図形を見ると、実物を見るような感じをうけるので、図形を用いると、物の形や構造を、やさしく他人に伝えることができる

遠方にある物や、簡単に見ることができない物を、見ることができたときに、見たままを、図にかきとめておくことがある。このようにしておけば、あとで必要になった場合に、その図を見さえすれば、実際の物を前にしていると同じように、ある程度のことは調べることができる。

とにかく、現存していない物でも、これを、かき残された図で調べたり、外国の様子を図や写真で調べたりすることができるのは、図形が、物の形や構造を示すのにすぐれているからである。また、これから作ろうとする物の設計図をかくと、それが実際にできあがったときの様子を、やさしく想像することができて便利である。また、このような便利な図形が考えられるので、これから作ろうとする物についても、図の上で、いろいろとくふうすることができる。

また、このような図形は、図をかいた人だけに役だつばかりではない。これを用いて、自分の考えを他人に伝え、他人の参考になるように役だてることもできる。これは、図形が前に述べたような特質もっているからである。

建築家の設計図や、研究者の報告書の説明図などは、このような場合に用いられたよい例であるといえる。

(b) 量の大きさについての関係を、図形で示すと、視覚に訴えて考えることができる。したがって、図形は、考えを進める上に有用なものである

前に述べたように、設計図が、形や構造を示すことのできるのは、直線や曲線、平面や曲面などによって長さ・面積・体積・角度などの量の大きさの関係を示すことができるからである。しかも、この図によって、自分の考えを進めていくことができることは、前に述べたとおりである。

このような設計図などとは別に、数量についての関係を示すのに用いられる重要な図がある。

統計的な数値を、図で表わす場合が考えられる。普通、グラフと呼ばれるものはこれにあたる。

棒の長さで量の大きさを表わし、それらの量の大小を比べやすくする棒グラフ、円で全体の大きさ、扇形で部分の大きさを表わし、それらの量の割合を比べやすくする円グラフ、これと同じような考えで用いられる帯グラフ、正方形グラフ、また、量の大きさの変化をわかりやすくする折れ線グラフなどがこれである。

このほかに、文章の筋道や、概念の関係などを、わかりやすくするための図もある。このような図を用いると、ただ頭の中で考えるよりも、やさしく考えを進めていくことができる。

問題解決の場合に、図を用いることがある。これは、今述べたような理由によるものである。

(c) 位置の関係や、連結の様子は、図形で示すことができる。図形は、位置を示したり、道案内をしたりするのに有用なものである

なれない場所を歩くときに、最も役だつのは地図である。土地の様子がわからないときに、これを図

で示してもらおうと、非常にわかりやすくなる。

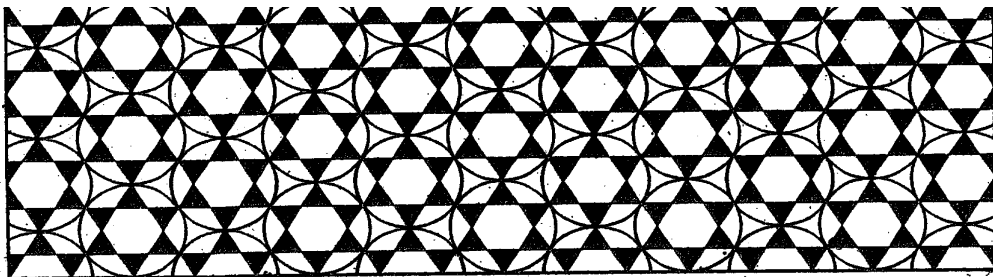
したがって、地図を用いると、位置や道順、方向や距離などを、簡単に知ることができる。これは、地図が、実際の土地の様子を縮めてかいた図であるからである。つまり、どの長さをとっても、実際の長さを同じ割合で縮めてあるからである。

大きな建物や広い複雑な土地は、現地で見ても、なかなか全体の見とおしがつかないものである。このような場合に、縮図や地図を用いると、現地で実際に見るよりも、かえって、わかりやすくなることがある。

また、道案内をする場合に、ことばだけにするよりも、案内図を用いるほうがよくわかる。これは、図を用いると、道などの連結の様子を示すことができるからである。

(d) 図形は、いろいろなもののデザインをするにも役だつ。

普通に用いられている図形は、整ったものが多い。これをうまく配列すると、いろいろの美しい模様を、作ることができる。



基礎になる図形のかき方や性質についての知識をもっておれば、複雑な物の形や構造を取り扱うにも、また、数量関係を図に表わして、それを研究するにも便利である。また、美しい模様のデザインをするにも役だつ。

(e) 図形は、こどもの必要にこたえるものである

こどもは、いろいろな物を手分けして作ったりすることがある。このような場合に、その物の形や大きさを、お互に話し合って協力することが必要になる。この場合に、図形を用いるとき、自分の考えをやさしく示すことができるし、また、自分の考えている案を他人にやさしく伝えることができる。このようなことを考えると、図形は、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

また、友だちに自分の家までの道順を話したり、また、へやに、いろいろなものを配置する必要が起る。このようなときにも、こどもは図形の必要を感じる。このような点から考えても、図形は、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

(5) 用語や記号は、われわれの生活に、どのように役だつか。

(a) 用語や記号の意味

ものごとを、はっきり言い表わすには、そのときに用いることばの内容が、すでに、きっちりと社会で認められているか、さもなれば、その意味を、きっちりと決めておかなければならない。

算数は、数量的な事ごを、正確に、的確に、しかも能率的に処理することを目的としている。したがって、算数で用いられる重要なことばの内容が、きっちりと定められていなかったら、その目的を達することができない。つまり、ことばの内容があいまいであったのでは、事ごを正確に、しかも的確に表わすことができなくなるとともに、処理することもできなくなる。

まして、理解するのに、ほねがおれるようなことでは、処理の能率があがらないのは、当然のことである。

したがって、重要なことばは、特にまちがいの起らないように、その意味がきっちりと決められていることが必要である。この意味のきっちりと決められていることばを、用語といっている。

用語を、こどもの場合も成人の場合も、同じにしたのでは、かえってわからなくなることがある。たとえば、長方形と直方体を、低学年では、いずれも長四角とよび、正方形と立方体を、いずれも、ましかくと呼んでいる。

低学年のこどもには、このように用いても、不便を感じないのである。いわば、低学年のこどもは、正方形と立方体とを区別して考えねばならないまでに、図形についての分析を必要としないからである。学年が進んでくると、平面と立体とが区別できるようになる。言い換えると、平面図形と立体図形とに分析して考えるまでに、こどもが発達してくるのである。

いわば、厚みが問題ではなくて、その表面の形だけをとらえていけばよい場合に当面したり、また、その厚みも考に入れて、物の形をとらえていけばよい場合にも当面したりするのである。ここではじめて、ましかくということばの意味内容を、立方体と正方形とに分析して考えることが必要になり、また、それを表わすことばも必要となるのである。

このように用語は、成人の使用しているままに用いるというよりも、成人が使用しているように導くことがたいせつである。すなわち、ふじゅうぶんながらも、こどもながらにじゅうぶん分析した内容をもとにして、それを表わすことばを、用語としたいものである。

このように、こどもの知能の発達に従い、成人から見て、ふじゅうぶんなところを修正し続けていき、だんだんに成人が用いる用語に導くのであるから、その過程に用いられることばも、ここでは用語ということにする。

記号についても、用語と同じようなことがいえる。記号の場合には、用語の場合と違って、用いるものは同じであるが、その記号の示す意味内容に差異が認められる。等号 = にしても加法の記号 + にしても、初めは、ことばの代用として用いていく。そのうちに、ことはの意味がきっちりと限定されてくるに従って、その記号の意味も、きっちりとしたものになってくる。

(b) 用語や記号を用いて、ものごとを表わすと、物事をきっちり記録しておくこともできるし、他人にまちがいなく伝えることもできる

次のような若い教師の学級日誌があった。

学年共同で、計算練習のプリントを作る。

部数 142 を注文した。

桃組 45 名、かつら組 45 名、たちばな組 46 名で、どの学級も 2 部ずつひかえをおくから、 $45 + 45 + 46 + 2 \times 3 = 142$ となる。

1 部 40 円、140 部代の請求(2 部おまけ)

生徒ひとりの負担は 41.18 円

$$40 \text{ 円} \times 140 = 14 \times 400 = 5600 \text{ 円}$$

$$5600 \text{ 円} \div (45 \times 3 + 1) = 41.176 \text{ 円} \dots \dots 41.18 \text{ 円}$$

桃組とかつら組の負担は、1853 円ずつ、($41.18 \text{ 円} \times 45 = 1853.1 \text{ 円}$)

たちばな組の負担は、1894 円($41.18 \text{ 円} \times 46 = 1853.1 \text{ 円} + 41.18 \text{ 円} = 1894.28 \text{ 円}$)

$$1853 \text{ 円} + 1853 \text{ 円} + 1894 \text{ 円} = 5600 \text{ 円}$$

41.18 円は端数があり、集金がめんどうであるから、円以下の端数は切り上げて、42 円ずつ集める。残金は、学級費の中にくり込むことにした。

この計算は、生徒たちに請求書を見せ、いっしょに計算しながら、個人の負担額と、学級の負担額をきめた。こうして、生徒の当番が集金して、印刷屋に代金を支払い、受取書をもったのである。

この記録で、適当な用語や記号を用いていなかったら、これによって、家庭に、この会計の様子を正しく伝えることができない。用語や記号を正しく用いて、考えの筋道を表わしてこそ、このねらい

を達することができるのである。

この例を見ても、用語や記号を正しく用いると、ものごとを、きっちり記録しておくことができるし、また、他人に対しても、その様子を、まちがいなく伝えることができる。

(c) 用語を用いると、自分のもっている考えを整理することかできる。また、ものごとを厳密に考えることができる

一般に、用語は具体的なものから抽象化し、一般化したものである。たとえば、正方形という用語について考えてみよう。

正方形の大きいもの、小さいもの、また、その表面にいろいろな色がついているもの、水平においてあるもの、水平面に垂直な平面の中にあるものなど、これらから一般化して出てきたものが、正方形という用語である。したがって、用語は、こうした種々の具体的な事実にくらげられているので、いろいろなものを整理することができるわけである。いわば、用語を指導するときに用いられた具体的な事実から、その他の具体的な事実に対して、正方形という用語を用いることができ、これで、具体的なものを整理することができるのである。

また、用語を用いようとするとき、ものごとに対して厳密に考えることが必要になる。たとえば、正方形という用語を用いようとするとき、その四角の辺がまっすぐであるとみることができるか、頂点の角が、どれも直角であるとみることができるか、辺の長さはどれも、同じであるとみることができるかを考えなければならなくなってくる。いわば、こうしたことから、用語の意味が、きっちりと決められてくるにつれて、だんだんに、ものごとを正確に考えなければならなくなってくる。

(d) 用語や記号は、こどもの必要にこたえるものである

こどもは成長するにつれて、いろいろな事実と直面するのであるが、これを整理していかないと、これにうまく対処していくことができない。二つのグループをあわせて数えるにしても、増加したとき、違いがわかっているときなどと、多くの事実と直面する。これを、一つ一つ違ったものと考えていたのでは、こどもといえども、やりきれるものではない。これを、すべて、よせるという用語や、+という記号によってまとめることができ、これらのものを簡単に処理することができるのである。

また、こどもは、協力して仕事をしていかねばならない。そのときに、意味内容のはっきりと決まった用語や記号がなかったのでは、お互いの考えを、まちがいなく伝えることができないので、協力することが困難になる。

このようなことを考えると、用語や記号を正しく使うようにすることは、こどもの必要にこたえるものであるといえる。

この節のむすび

人類は、生活を合理化しつつ、よりよい生活を常に求めてきた。その一面として、数量関係をとらえ、これを正確に、的確に、能率的に処理しようと努力してきたといえる。したがって、このような必要から、これまでに述べてきたような、命数法や記数法・計算・測定・図形・用語や記号などに対して、改善を加え続け、今日のようなすぐれた方法や原理を生みだしてきた。その結果、数量関係をやさしく、手軽に、必要に応じて処理できるようになったのである。

算数が、以上のように、人類の進歩に伴って生れてきたものであってみれば、今日のこどもにとっても、必要なものであり、また、役だつものであるといえる。

こどもは、これまでの人類の進歩を受けつぎ、更にこの向上に貢献していく使命を持っている。つまり、こどもが環境にはたらきかけて、自己を更新していくとともに、われわれの現在の思考や行為を改善していくべき使命をも、になっているのである。

算数科は、このような必要にこたえようとするものである。

したがって、このような意味から、こどもは、算数を必要とするだろうし、さらに改善の必要を見だし、改善し続けていくであろう。

このように、こどもが、思考や行為を改善していくようにするにはどうしたらよいか。それには、こどもが、人類の進歩に尽してきた努力や、算数がはたしてきた貢献を知り、数量的な処理の方法を、具体的な生活をとおして理解し、さらに生活の処理に、これを適用する能力を伸ばすことが必要になるであろう。また、これと同時に、自己の生活を改善し、社会の進歩に協力する態度を伸ばしていくことも必要になるであろう。

2. 算数と教育の一般目標

算数は、教育の一般目標を達成するのに、どのように役だつか。

算数の指導は、小学校教育全般の中で、どんな役割を果たすのであろうか。どの教科も、それぞれの性格に従って、その目標を達成しようとするが、常に教育全般の目標を忘れずに、互に協力してこそ、教育の一般目標を達成することができるといえる。

本節では、教育の一般目標が、算数とどんな関係にあるかを述べてみよう。そうして、とれをとおして、教育の一般目標を達成するのに、算数はどのように役だつかも、明らかにしてみよう。

(1) 算数は、教育の一般目標とどのような関係にあるか。

(a) 一般編に示してある教育の一般目標は、社会の理想を示している。そうして、その社会の必要とその社会に生活しているこどもの必要とが結びついたねらいを示している

社会は、その理想に従って、こどもの生活に必要なものを選び、これをこどもの具体的な生活をとおして計画的に、能率的に指導しようとしている。そのために、こどもの本性を尊重しながら、こどもひとりひとりの行動や考え方の、望ましい方向を見だし、その方向に修正し、新しい人間を形成して、社会を改善しようとするのである。このようなことをねらって書かれたものが、教育の一般目標である。

(b) 算数は、こどもの生活に有用なものである

こどもは、社会の歴史の中に生きてきたものである。しかも、その中で生きていこうとしている。その社会の中には、数が非常によく用いられている。これをうまく処理していくことができないようでは、社会で生きていくことができない。このような意味から、算数を用いないでは、こどもは、社会にうまく適合していくこともできず、また、うまく個人生活をしていくこともできない。

このように考えてみると、算数は、こどもにとって、きわめて有用なものであるといえる。言い換えると、こどもの個人生活にも、社会生活にも、数を用いることが必要になってくる。この必要にこたえられるように、数をうまく用いることができるようになると、それだけ、こどもは、社会における責任を果たすことができるのである。

(c) 算数は、他の教科と、手をたずさえて、教育の一般目標を達成するのに欠くことのできない独自の目標をもっている

人間は、どんな生活をするにも、数量関係をうまく処理することが必要になる。しかも、その処理が科学的であり、技術的であり、能率的であることが、近代的な処理の一つの性格である。算数はこの性格を実現していくために、なくてはならないものである。

しかも算数は、本来、鋭い刃物のようなものであって、良い目的を達成するためにも、悪い目的を達成するためにも使われるものである。したがって、このように考えてみると、算数は、どこまでも、生活の改善向上のために使用する人間の善意と結びつけるようにしなければならない。そのためには、他の教科と手をたずさえて、常によりよい目的を実現するために使っていくように、指導されなければならないといえる。

このようなことが考慮されて、はじめて社会改善と個人生活の向上に対し、算数がすぐれた道具となることができ、教育の一般目標が達成されるのである。



(2) 算数は、個人生活をよりよいものにしていくのに、どのように役だつか。

個人生活を充実するには、日常生活に必要な、基礎的な知識・理解・能力・態度を身につけて、生活を改善していくために必要な問題を解決し、環境にはたらきかけていく能力を伸ばすことがたいせつである。

しかも、このようなことができるようになるためには、数えたり、計算したり、測ったりするようないわゆる、数量関係を処理する能力を伸ばすことがたいせつである。

算数が、数量的に物事を、正確に、的確に、能率的に処理する能力を伸ばすものであってみれば、個人生活を向上させる上にも、欠くことのできない重要なものである。

これを具体的に説明するために、一般編にあげてある、いくつかの項目について、算数がどんなに役だつかを述べてみよう。

(a) 物事を自主的に学ぼうとする意欲と、正しい態度を養うのに役だつ

たとえば、自分の計算の結果と、友だちの計算の結果とがちがっている場合に、この二つの計算をよく調べて、自分の計算がはっきりと誤りであることが認められないかぎり、他人の意見を受け入れるわけにはいかない。

算数は、判断の自主性を性格としてもっている。したがって、算数を用いると、自主的な判断ができやすい。

(b) 物事を正確に処理せずにはいられない、鋭い道徳的感情を養うのに役だつ

文明が進むにつれて、集団の成員の協力が必要になり、めいめいの行動や思考が、正確で能率的であることが、今までよりもいっそう重要なことになってきている。そのために、数量関係を処理していくときに、これを機械的にし、単純化して、できるだけ労力を節約することが必要になった。特に、最近、社会のどの機構も組織的で、計画的になり、しかも、数量的に運営されるようになってきている。したがって、その機構のうちのたれかが、不正確な処理をしたり、能率のあがらない方法を用いて処理したりすると、その影響は、機構全体に及んでくるのである。

このような点から考えると、不正確であったり、能率があがらなかつたりすることは、簡単な金銭の支払いや、つり銭を渡すことに至るまで、近代社会では道徳的でないといえることができる。すなわち、もらうお金、支払うお金、おつりなどについての処理が正しくでき、しかも、その処理が速くできるということは、他人に迷惑をかけないという点から考えて必要欠くことのできないことである。したがって、計算が正しく、しかも速くできるようになることは、近代の社会における道徳的な感情のあらわれであるといえることができる。

算数で、よく売買についての経験を取り扱うことがある。これは、単に知識を得させるというだけではじゅうぶんであるといえない。正しく計算をしたり、正しく測定をしたり、また、適当な機会に、その正しい計算や測定をしないではいられない感情が、行為に表われるようになるまで指導することがたいせつである。

計算や測定は一般に、経済的な道徳的な感情をうらづけるもののうち、重要なものの一つである。したがって、計算や測定が、正しくしかも能率的にできるということが、道徳的感情を高めていく第一歩であるといえる。

数量を正確に、的確に、能率的に処理する方法や技術を指導するとともに、近代の生活が、数量的な判断を特に必要としていることについての指導もまた重要である。

このように考えてくると、算数科は、他教科と協力しながら、他人の不正確や非能率がなおざりにできないばかりか、進んで、正確に能率的に処理せずにはいられない道徳的感情を養う使命をもっているといえる。

したがって、算数は、鋭い道徳的感情の基礎を養うのに、役だてることができるといえる。

(c) 物事をはっきり言い表わしたり、書き表わしたり、また、人の話を聞いたりするのに役だつ

物事を、筋道をたてて考えたり、それを、他人によくわかるように説明したり、また、他人の話を聞いて、その真意を正しく理解したりすることが、われわれの個人生活にとって重要なことであることは言うまでもない。

前節で述べたように、量の大きさをはっきり表わすために、人々は命数法や記数法、測定法などを考え出したのであった。また、表現を正確にするために、用語や記号をきめ、その意味内容もきっちりと決めたのである。

近代の社会では、いっさいのことが、正確に、的確に、能率的に処理されなければならないので、できるだけ、物事を数量的な角度から考察して、その内容を明らかにしようとしている。

物事を、数量的に筋道を立てて、はっきり考え、これを正確に、的確に、能率的に処理することは、算数のもっている本来の使命であるといえる。この意味から、算数は、物事をはっきり言い表わしたり、書き表わしたり、また、人の話を聞いて判断したりするのに役だつものであるといえる。

(3) 算数は、家庭生活および社会生活を、よりよいものにしていくのに、どのように役だつか。

子どもが、家庭や社会で生活するときに起ってくる問題を理解したり、処理したり、発展させたりしていく上に必要なものとして、いろいろなものをとりあげることができる。社会制度や組織についての理解、そこに起る問題を処理する能力、お互に個性を尊重したり協力したりして、家庭や社会の秩序を保持したり、社会を健全に発展させようとする努力、また、その一員としての責任を果そうとする努力などは、どれも重要なものである。

こうした家庭生活や社会生活の中には、その中から数量関係を見だし、これを正確にとらえて、能率的に処理することの必要なものがある。これを具体的に説明するために、一般編にあげてある、いくつかの項目について、算数が、どんなに役だつかを述べてみよう。

(a) 家庭生活や社会生活を能率的に営むのに役だつ

家庭生活や社会生活に関係して、数量的処理を必要とする場合の多いことは、常に経験しているところである。

たとえば、家計について考えてみると、衣・食・住・文化……の費用、税などを計画的に処理することは、家計の根本であって、これがうまくいくか、いかないかは、仕事の能率に直接に関係してくるものである。また、仕事の計画を四季により、月により、日によってたてることも必要なことであって、これもまた、仕事の能率に直接に関係をもっているものであるといえる。

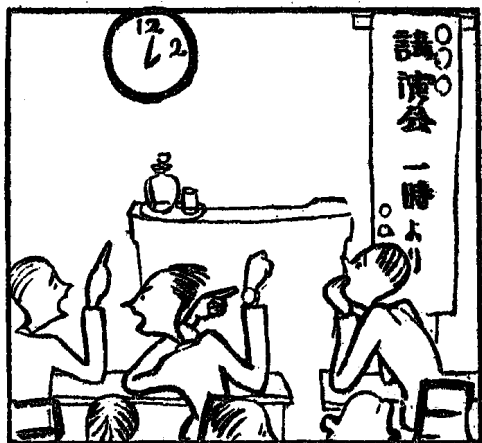
このように、家庭や社会に関係のある問題を、数的な資料を考察することによって、それを概括的につかみ、あるいは、正しく処理することによって、社会生活や家庭生活を能率的にしていくことができる。

(b) 家庭や社会の秩序を立てるのに役立つ

家庭や社会の秩序を立てるものとして、いろいろと考えられるが、時間や金銭の問題は、特にたいせつである。いかに他の条件がそなわっていても、経済的な面を抜きにしては、生活できない。また、時間的な計画を無視しては、やはり生活はうまくできない。この二つがうまく処理されて、はじめて、社会の秩序を保っていくことができるといえる。

また、家庭や社会の秩序のうらづけをしているものには信用があるが、これも、時間や金銭の正しい取扱に基くものであるといえる。

たとえば、時間についての処理が正しくできないために、約束の時刻が守れなかったとすれば、これによって、社会の秩序の基礎は乱れ、他人に迷惑をかけるばかりでなく、社会的な信用をおとすことになる。



算数では、金銭に関する計算や、金銭の処理に必要な、銀行の手續や売買の手續として、収支勘定、勘定書、領収書などについて、指導することになっている。また、時間については、時刻表、時間を使った計画のたて方などについても指導することになっている。これらはともに、前に述べた理由から、社会の秩序をささえる基盤のうちの重要なものの一つである。

(c) 有能な指導者、ものわがりのよい協力者となるのに役立つ

有能な指導者に必要な性格として、次のようなものを、あげることができる。

- () 物事を概括して、全体的な見とおしをつけることができる。
- () 物事を綿密に観察して、周到な計画をたてることができる。
- () 自主的に判断ができる。
- () 判断の理由が、協力者によく理解されるようにすることができる。

たとえば、ある団体が、ハイキングに行くために、リーダーを選んだとしよう。リーダーは、目的地、道順、キロ程、時間、時刻、費用、団員の体力等を考慮して、計画をたてなければならない。そうして、これをみんなに示して、相談しなければならない。この際に、できるだけ、数量的な資料を示して自分たちの判断の根拠を明らかにするとともに、これを理解してもらうことが必要である。この場合に、示された側の者もまた、リーダーの判断の根拠を詳しく検討して、自分で納得のいくまで話し合ったり、必要に応じて、その計画を修正したりすべきである。

このように、リーダーも団員もともに、確かな資料を用い、その計画についてじゅうぶん納得し合わなかったら、団員全体の調和もとれないだろうし、建設的に、積極的に、お互に協力し合うことも

できないであろう。

このように、確かな数的な資料をもとにして、自主的に物事を考えたり、自主的に他人の意見を取り入れたりするために、算数は重要なものであるといえる。

物事を数量的に精細に観察して処理することは、きわめて重要なことではあるが、不必要に精細に処理する必要はない。目的に応じたくわしさで、資料を処理することが重要である。これこそ、算数本来のねらいであるといえる。

このような意味から考えると、必要に応じて、物事を概括的にみることも、重要なことであるといえる。

概数をとったり、概算をしたりして、全体の見とおしをもつことができることは、うまく、物事の本質をつかみ、それをうまく表現して、利用する上に、たいせつなことである。

これもまた、指導者にも、協力者にも必要な能力といえることができる。

(4) 算数は、経済生活および職業生活をよりよいものにしていくのに、どのように役だつか。

経済生活や職業生活を改善していくことは、わが国で最も重要なことのひとつである。言い換えると、生産や消費の面において、数量関係をとらえ、これを正確に、的確に、しかも能率があるように処理することが要求されている。

たとえば、品物の計量、金銭の勘定、製品の規格の正しさ、期限の厳守などがそれである。

また、経済生活をじょうずに営むには、需給の様子や物価などを概観することが重要である。

このような数量関係を正しくとらえ、これを正確にしかも能率のあがるように処理する方法や態度を養うのに、算数を役だてることができる。

これを具体的に説明するために、一般編にあげてあるいくつかの項目について、算数科が、どんなに役だつかを述べてみよう。

(a) 経済生活に必要な知識を広くするのに役だつ

経済生活に関係した事からのうちで、子どもが当面するものとして買い物・お使い・学校の費用・貯金・子ども銀行などがある。また、間接的ではあるが、店の売上げ・損益・銀行・郵便局・税・予算など、多くの事から接する機会が考えられる。

算数科は社会科などと手をつないで、貨幣・金銭勘定・収支決算・勘定書・貯金のしかたなどの意味や取扱方について、指導しようとしている。このような点から、算数は、経済生活に必要な知識を広めるのに役だつものであるといえる。

(b) 経済生活を良心的に営む態度を伸ばすのに役だつ

算数では計算をしたら、これをいつも確かめるように導こうとしている。これらは、金銭勘定をしたり、個数を数えたり、測定したりするとき、なくてはならない心構えであり、いつも、やさしく確かめることができるように、処理する態度を伸ばしていくことが重要である。

測定をする場合に、計器が不正確であったのでは、何の役にも立たない。したがって、測定をする場合には、正しい計器を用いることが、まずたいせつである。また、計器の構造とはたらきについての知識をもち、計器を用いる場合には、必ず、計器のくるいの有無を確かめ、もし、くるっているようであったら、これを修正して用いるような態度が身につけていることもたいせつである。

このような傾向を常に伸ばしていくと、売買するときに、正しい計器で測定しないではいられない気持ちを養うことができる。

お金の勘定を正確にすることは言うまでもなく、前に述べたように、品物の量を正しく測定することも、経済生活を良心的に営むための基本的な事からである。

このような点から考えて、算数は、経済生活を良心的に営む態度を伸ばすのに役だつといえる。

(c) 予算を立てて、消費生活をご計画的に営むのに役立つ

こども個人の小づかいにしても学級会計にしても、予算を立てることが必要である。全体の収支の関係から、各費目の支出予定を考えるには、算数は欠くことのできないものであるといえる。また、学校の運動部、図書部、新聞部、科学部などの各部が、月々、どんな支出を必要とするか、また、どれだけの支出を必要とするかなどについての計画が考慮されていなかったら、これらの各部の運営を、うまくしていくことはできない。

また、帳簿の記載、収支計算などを正確にしておかなかつたら、帳簿の上の金高と、現金とが、きちんとあわないだろう。これでは、帳簿を消費生活に役立てていくことにはならない。

したがって、算数は、前に述べたようなことが起らぬように、予算をたて、消費生活を計画的に営むようにしていくのに役立つといえる。

この節のむすび

算数が、教育の一般目標に対して、どのように役だつかについて述べてきた。

算数は、生活の各分野を、数量的な立場から考察し、これを、正確に、的確に、能率的に処理するためのものであり、個人生活とともに、社会全般の改善向上をはかることをねらっている。

すなわち、算数は、数量関係をうまく処理するための、すぐれた道具であるばかりでなく、物の見方や考え方を伸ばしてくれるものでもある。しかし、これは、算数科だけでなく、他教科との関連協力によって、はじめて、できることである。教育の一般目標を達成することも、このようにしてはじめてできるといえる。

われわれは、算数をじゅうぶん使いこなせるようにするとともに、これを善用して、個人生活の向上はいうまでもなく、人類の進歩と社会正義のために貢献していこうとする態度を伸ばさなければならない。この後者の望ましい態度が伸ばされて、はじめて、算数は、社会において役だつものであるということがいえることを忘れてはならない。

3. 算数科の一般目標

算数科の一般目標として、どんなものが考えられるか。

第1節では、算数が、われわれの生活に有用であるとともに、こどもの必要にこたえるものであることを述べた。

第2節では、教育は、社会の理想を実現して、人類の進歩をはかるための、重要な社会機能であること、算数はその中であって、教育に欠くことのできないものであること、伸びようとするこどもの数量的な必要を満たすものであることなどを、個人・社会・経済の生活の面から述べた。

本節では、前の二つの節を受けて、算数科の一般目標の意義とその内容について述べよう。

(1) 算数科の一般目標は、どんな意義をもっているか。

教育が、社会の理想を実現するために企画されるものであるから、その理想は、どんなところにあるかを、めいりように示さなければならない。これが何であるかを示したものが、教育基本法にある教育の目的であり、一般編にある教育の一般目標である。

さて、これらの教育の目的や教育の一般目標を実現しようとして、こどもの具体的な生活を分析したり、おとなの社会生活を考察したりして、それらの生活に必要なのものの中から、数量的な処理に関するものをとりだし、これを、こどもの成長発達を考慮してまとめたものが算数科である。

算数科は、教育の一般目標の中で、主として、どんな分野を担当しているか、また、その学習は、どんな点をねらいとして進めたらよいかを示したものが、算数科の一般目標である。

次に、その内容を述べてみよう。

(2) 算数科の一般目標として、どんなものをあげることができるか。

(1) 算数を、学校内外の社会生活において、有効に用いるのに役立つ、豊かな経験を持たせるとともに、物事を、数量関係から見て、考察処理する能力を伸ばし、算数を用いて、めいめいの思考や行為を改善し続けてやまない傾向を伸ばす。

(a) 一般社会人の生活、特に経済生活をしていくのに必要な数的資料として、どんな種類のものがあるか、また、これをどこから手に入れることができるかなどの知識を広めるとともに、その資料を利用する能力や傾向を伸ばす。

(b) 日常生活を、数量関係から見て分析したり、総合したりして、筋道をたて、問題をとらえる能力や傾向を伸ばすとともに、これを解決する能力を伸ばす。

(c) 社会・理科・図画工作などの算数以外の分野において、数量関係を見抜き、それが、巧みに処理できることから、算数が、どんなに大きな貢献をしているかを知り、数量関係を生かして用いる能力や傾向を伸ばす。

(d) 書物を読んだり、実務を処理したりするときに、よく出会う数量関係についての用語や記号の理解を深めるとともに、これらの用語や記号を用いて、正しく考えたり、まちがいを他人に伝えたりする能力や傾向を伸ばす。

(e) もののねうち、長さなどの測定の発達、その測定の社会的意義、実測の手続についての理解を深め、計器の使用に必要な技能を伸ばすとともに、正確な計器を正しく用いる能力や傾向を伸ばす。

(f) 算数は、数量関係をいっそう正確に、気楽に、能率のあがるように、しかも的確に考察処理するのに有用であることの理解を伸ばすとともに、算数を生活の向上に生かして用いる能力や傾向を伸ばす。

(2) 数学的な内容についての理解を伸ばし、これを用いて数量関係を考察または処理する能力を伸ばすとともに、さらに、数量関係をいっそう手ぎわよく処理しようとして、くふうする傾向を伸ばす。

(a) 位取りの原理についての理解を深め、これが、計算や記録するのに、簡単で能率をあげるのに役立つことの理解を深める。

(b) 必要に応じて、正しく、しかも、適当な速さで計算ができるようにする。

(c) 必要に応じて概数をとったり、概算をしたり、また、近似値を用いる能力を伸ばすとともに、その正確さと、それに対する制約についての理解を深める。

(d) 数量的な用語や記号についての理解を伸ばすとともに、これを正しく用いる能力を伸ばす。

(e) 数量関係をはっきり示すためにいろいろな方法を用いたり、その方法をくふうしたりする能力を伸ばす。

(f) 図形の性質や物の形の概略を、直観的にとらえる能力を伸ばすとともに、物の形や構造を、図やことばで表わしたり、模型に作ったりする能力を伸ばす。

(g) 数的な資料を、表やグラフにまとめたり、表やグラフで示されたことを理解したりする能力を伸ばすとともに、表やグラフを有効に用いる能力を伸ばす。

(h) 数量関係を、いっそう手ぎわよく考察処理しようとして、くふうし続ける傾向を伸ばす。

この章のまとめ

この章は、算数とわれわれの生活、および算数と教育の一般目標の二つの面を考察し、これに基づいて、算数科の一般目標を明らかにした。これを要約すると、次のようになる。

(1) 算数とわれわれの生活

(1) 人類は、生活の必要から、個数を数える方法や数を記録する方法を進歩させてきた。

- (2) 十進数の原理が使われるようになって、どんな大きな個数でも、簡単に数えることができるようになった。
- (3) 十進法による記数法が使われるようになって、簡単に数を記録したり、簡単に数の大きさを比べたりすることができるようになった。
- (4) 十進法による数え方や記録の方法は、数を他人に伝えるのに便利である。
- (5) 十進法による記数法は簡単なので、計算もそれによって簡単にできる。
- (6) 計算を用いると、数えるという肉体的精神的な労力を節約することができる。
- (7) 社会で使われる測定の単位が統一されているので、この単位を用いると、他人に正しく量の大きさを伝えることができる。
- (8) 生活の必要から、いろいろな測定器具が発明されてきたので、それを用いると、手軽にしかも詳しく量の大きさを知ることができるようになった。
- (9) 図形を用いると、物の形や構造をやさしく他人に伝えることができる。
- (10) 図形は、自分の考えを進める上に有用なものである。
- (11) 用語や記号は、記録したり、考えを整理したり、また、物事を他人に伝えたりするのに簡単で便利である。

(2) 算数と教育の一般目標

- (1) 教育の一般目標は、新しい人間の形成と、それによって社会を改善していくところにある。
- (2) 算数を用いないでは、日常生活をうまくして、社会に適合していくことができない。
- (3) 算数は、その処理の性格が科学的であり、技術的であり、能率的である、また、この性格を、子どもたちに明らかにすることがたいせつである。
- (4) 算数は、自主的に学習しようとする態度を養うのに役立つ。
- (5) 算数的処理をとおして、鋭い道徳的感情を養うことが必要である。
- (6) 算数は、家庭生活や社会生活を計画的にしかも能率的にするのに大いに役立つものである。
- (7) 算数は、社会のきまりを正しくするのに役立つものである。
- (8) 算数は、経済的な生活に必要な知識を広めたり、生活を良心的に営む態度を伸ばしたりするのに役立つものである。
- (9) 予算を立てて、消費生活を計画的に営むのに役立つものである。

(3) 算数科の一般目標

- (1) 生活に起る問題を、必要に応じて、自由自在に解決できる能力を伸ばすことがたいせつである。
- (2) 数量的処理をとおして、いつも生活をよりよいものにしていこうとする態度を身につけることがたいせつである。
- (3) 数学的な内容についての理解を成立させないと、数量を日常生活にうまく使っていくことができない。
- (4) 数量的な内容についてのよさを明らかにすることがたいせつである。

中学校高等学校学習指導要領数学科編（試案）〔昭和26年11月25日（1951年）発行〕より

§1. 数学科の一般目標

数学科は、他の教科や特別教育活動とともに手を携えて、教育の目的の達成をねらうものである。したがって、数学科の一般目標は、教育基本法・学校教育法および一般篇に示された教育の一般目標に基づき、数学科のいろいろな特徴を考慮して定めなければならない。次にあげる一般目標は、このような立

場から考えられたもので、中学校・高等学校をとおして、数学科として常にねらうべき方向を示したものである。

数学科の一般目標

1. 数学の有用性と美しさを知って、真理を愛し、これを求めていく態度を養う。
2. 明るく正しい生活をするために、数学が果している役割の大きいことを知り、正義に基いて自分の行為を律していく態度を養う。
3. 労力や時間などを節約したり活用したりする上に、数学が果している役割の大きいことを知り、これを勤労に生かしていく態度を養う。
4. 自主的に考えたり行ったりする上に、数学が果している役割の大きいことを知り、数学を用いて自主的に考えたり行ったりする態度を養う。
5. 数学がどのようにして生れてきたかを理解し、その意義を知る。
6. 数学についての基礎となる概念や原則を理解する。
7. 数量的な処理によって、自分の行為や思考をいっそう正確に、的確に、しかも能率をあげるようにする能力を養う。
8. 自分の行為や思考をいっそう正確に、的確に、しかも能率をあげるようにすることが、どんなに重要なものであるかを知り、これを日常生活に生かしていく習慣を養う。
9. 社会で有為な人間となるための資質として、数学についてのいろいろな能力が重要なものであることを知り、数学を生かして社会に貢献していく習慣と能力とを養う。
10. 職業生活をしていくための資質として、数学についてのいろいろな能力が重要なものであることを知り、いろいろな職業の分野で、数学を生かして用いていく習慣と能力を養う。

以下これらの目標の意図しているところを、例を用いて説明してみよう。

1. 数学の有用性と美しさを知って、真理を愛し、これを求めていく態度を養う。

中学校の生徒が、日常に用いている、数によるいろいろなものの表わし方やその場合に用いられる十進数の意義について、研究することになったとしよう。この場合に、生徒は、新聞・雑誌・日常の会話・商店の店頭などから、いろいろな数を用いている実例を集めてくるであろう。そして、「そのような場合に数を用いなかったら、どんなに不便になるか」、また、「普通に用いているような十進法の書き方をしないで、ローマ記数法やその他の複雑な記数法を用いたら、どんな不便なことになるか」、などと研究していくであろう。このような研究をとおして、現在用いている十進法による数の書き方が、簡潔で、しかもきわめて計算に便利であり、しかも、大きさがすぐわかるようにくふうされていることや、数を用いているいろいろなものの大きさや順序を表わすと、他人にその大きさや順序を、きわめて具体的に、しかも明確に伝えることができることが明らかにされるであろう。

すなわち、生徒は、数およびその十進法による表わし方について、その有用性や美しさを知ることになる。このようにして、そのよさがわかってくると、生徒は、また、自分でいろいろな判断をする場合にも、数で表わした資料を用いて、自分の考えを正しく具体的にできるよう努めていくようになる。

このように、数学におけるいろいろな原理や法則について、ただ、それが正しいものであることを理解するにとどまらず、さらに、これをいろいろな有意義な場面に使いこなしていくことによって、数学の有用性やその構造の美しさを感じ、さらに進んで、そのような真理を追求していくようになる。

この目標の意図するところは、このような働きを旨とする人間の育成にある。

2. 明るく正しい生活をするために、数学が果している役割の大きいことを知り、正義に基いて自分の行為を律していく態度を養う。

品物や土地などを売買するときには、売り手にも買い手にも、その取引が公正に行われていることが、はっきり認められていなくてはならない。両者の間で品物の大きさを測り、目の前で計算をして取引の相談が行われるのは数量的、客観的な表現をとおして、両者が納得しつつ公正な取引をしようとするためである。したがって、このことが正しく行われるには、両者ともに、量の大きさを正確に測るにはどうしたらよいか、この測定値から総量や金額を正確に計算するにはどうしたらよいか、というような数学的な事柄についての理解や能力をもっていることがたいせつである。また、そのようなことがなぜ公正を期する上にたいせつであるかを知って、この正しいやり方を進んで行う態度をもつことが必要である。生徒は、日常生活における測定の役割などを研究してその意義を知るようになれば、これを用いて明るく正しい生活を営んでいく意欲をもつことになろう。このように、数学的内容を、ただ単に数学の内部における関係として理解するだけにとどまらず、これが正義と深い関係をもっていることを知って、進んで、これを明るく正しい生活を高めていくために用いていくように指導するのが、数学科のひとつのねらいである。

3．労力や時間などを節約したり活用したりする上に、数学が果している役割の大きいことを知り、これを勤労に生かしていく態度を養う。

生徒が、労力・時間・おかねなどを節約・利用して、毎日の生活のよりよいプランをたてようとして研究を始めたとしよう。この計画が実行可能なもので、しかも目的にかなったものとなるためには、これまでの実際の行き方に基き、これをさらに改善したものであること、目的に応じた用途についての目安が数量的にはっきりしていることが必要になる。そのためには、これまでに使った品物やおかね・時間などについての数量的な記録を、目的にかなうように整理したり、その整理の結果から一般的な傾向をみつけたり、これをある基準に照らして反省したりすることが必要になる。また、この反省から得た結論に基いて、現在自分の責任で使ってよいことになっている品物・おかね・時間などを配分することも必要になる。これらのことを遂行するには、品物の量・おかね・時間についての正確な計算や、グラフや表による明確で具体的な表現がくふうされなくてはならない。このような研究をとおして、生徒は、時間や労力などを節約したり、活用したりする上に、数量を用いることがどんなにたいせつなことであるかを知るであろう。こうしてわかったことが、これらを用いて進んで勤労していくもとになるのである。

4．自主的に考えたり行ったりする上に、数学が果している役割の大きいことを知り、数学を用いて自主的に考えたり、行ったりする態度を養う。

自主的に思考したり行ったりするということは「自分独自の立場から自分の力で判断する」ということとともに、また「その判断を他人にも納得してもらえる」ということが必要である。すなわち、わがままかかって判断をし、行為をすることではなく、自分としての考えを、だれにも筋道のとったものとして認められるようにうち立て、これに基いて行為することである。たとえば、人口問題や経済問題についてある判断を下す場合に、これが現実を無視したものであったり、自分だけにつごうのよいかってな判断であって、他人には、その考え方がさっぱりわからないというのでは、自主的な判断とはいえない。したがって、このような問題に対して、自主的でしかも社会的な判断を下す場合には、客観的な資料を集め、この資料からだれにも認められるような推論の過程を経て、結論を導かなくてはならない。そのためには、その資料を解釈し、可能な解決の見とおしをつける健全な考え方とともに、正確な計算や、だれにもはっきりわかるような一般的な傾向や結論の表わし方が必要になる。すなわち、数学的な考え方や表現のしかたのもつ客観性が、この場合の大きな助けになる。この目標の意図するところは、このような数学の働きを明らかにして、積極的に数学を用いることによって、自分独自の立場からの考

えをだれにも納得できるように進めていくような人間を育成しようというところにある。

5. 数学がどのようにして生れてきたかを理解し、その意義を知る。

今まで説明してきた態度には、いつも数学が、われわれの生活に対して、どのような貢献をしているか、その意義を知ることが根底となっている。この意義を知ることが、これらの数学的な概念やくふうがどのような必要から生れてきたかを理解していくことによって、はじめて完全なものになる。たとえば、現在、測定の単位は、法律によって定められ、これを乱すものに対しては罰則を設けて、正しい測定を保護している。このことは、測定の単位がどのようにして生れてきたか、どのようにしてほしいによりよいものになってきたかを、社会の発展やそれに伴う社会の必要の変化から考えていって、はじめてよく納得のいくものである。測定の単位は、量の大きさを明確に人に伝えるためにつくり出された。そして、社会の経済関係が、簡単で、接触する範囲が限られた時代には、不正確ではあるが、だれにもだいたい同じ大きさで、手近にある自然物や身のまわりのものの大きさをそのまま単位として用いた。しかも、それで、さしてふつごうはなかった。しかし、接触する範囲が広くなり、経済関係が複雑になるにつれて、単位がまちまちなことや、その大きさが人と時とで違うことがしだいに不便と混乱を起すようになった。そこで、しだいに単位の制度を統一し、標準化するようになった。さらに、この単位を必要とする機会が多くなり、大きさの異なる単位の間での関係を処理する機会が多くなるにつれて、単位間の関係が計算につごうのよいものにする必要になってきた。今日も、この進歩の途上にあり、すべての改善が終了したわけではない。このようなことを実際の研究をとおして理解していくことによって、今日法律によって単位を定めている必要も、また、この法律を守りつつ、さらによりよい単位制を創造していく必要も、生徒によく理解されるであろう。また、さらによりよいものを生み出していく心構えも、心の中にもつようになるであろう。

6. 数学についての基礎となる概念や原則を理解する。

これまでに述べた態度に基いて、実際に行動していくときには、それに伴う能力がなくては不可能である。また、これまでに述べたような数学の意義を知るには、そのもとになっている数学的な概念や原則の理解がなくてはならない。

百分率が自主的な計画を立てるために必要なものであることを知ったり、また、実際に百分率を用いて自主的に計画を立てたりするためには、百分率の意味、百分率と小数との関係、小数の乗除についての基本的な理解が必要である。基本的な理解を伴わないで、計算やグラフ、表の作り方などの形式的表面的なことのみに学習したのでは、生徒は、これをまねて型を覚えるだけに終って、創造的にものを考えていく人間にはならない。

7. 数量的な処理によって、自分の行為や思考をいっそう正確に、的確に、しかも能率をあげるようにする能力を養う。

友人に面会の約束をする場合について考えてみよう。この約束を友人にはっきりと伝えるためには、ばく然と「君のところへいくよ」といったのでは目的を達しない。どうしても時刻を指定する必要がある。そして、この時刻を正しく守るには友人のところまで行くのにかかる時間を的確に見積り、正しく計算して、自分の家を出る時刻を定めなければならない。

このように、数学的な方法を用いていくことは、物事を明確にしたり、正確に扱ったり、能率のあがるようにしたりすることに役立つものである。数学的な能力といわれるものは、ただ単に与えられた計算問題や事実問題を教師の期待した計算を用いて解くところにあるのではなく、目的をもって、実際の問題の処理に用いることをさすのである。すなわち、6. でいった基本的な概念や原則に対する理解が、物事を明確にしたり、正確に扱ったり、能率よく処理したりする目的のもとに、実際の場面に適用され

るように指導していくことが、この目標のねらっているところである。

8. 自分の行為や思考をいっそう正確に、的確に、しかも能率のあがるようにすることが、どんなに重要なものであるかを知り、これを日常生活に生かしていく態度を養う。

7. で述べた能力は、そのようにすることの意義を自覚して、ひとつの習慣的なものにまで高められなければならない。たとえば、税金を正しく納めることは、市民としての重要な義務の一つである。そして、税金を正しく納めるためには、自分の収入や支出について、明確に数量を用いて記録したり、正確にこれらの資料から計算したりする能力を身につけるとともに、そのようにすることが、自分の義務を社会の人たちに明確にしていくことであることを知って、これを実行していく習慣が身につけていなくてはならない。いいかえると、7. の能力を伸ばしていく過程が、生徒にとって自覚的に行われていくこと、そして、これがひとつの習慣となるまで高められていくことが必要である。これが、この目標の意図するところである。

9. 社会で有為な人間となるための資質として、数学についてのいろいろな能力が重要なものであることを知り、数学を生かして社会に貢献していく習慣と能力を養う。

新聞・雑誌、その他の出版物、ポスターなどに用いられているグラフの社会的用途を研究し、自分たちは、これらをどのように用いていくかを問題として研究を始めたとしてもよい。このような研究には、他人がいろいろなグラフを用いて下した結論を批判したり、各種の型のグラフの特徴を調べ、どんな場合に、どんなグラフを用いたらよいかを研究したりすることが必要になる。こうしたことから、どのような型のグラフからは、どんな結論が得られるかなどが明らかになる。また、グラフが自分の意見を正確に決めていくのにどのように役だつか、意見を明確に人に伝えるのにどのように役だつかも明らかになる。したがって、グラフを用いて、自分の意見を正しく決めたり、自分の意見を明確に主張したり、他人の意見を正しく受け入れて、これをその立場に立って批判したりすることができるようになる。このように、自・他の意見を確立し、理解し、批判して、よりよいものを生み出していくことは、社会人として必要な資質であり、そのためには、数学についてのいろいろな能力が必要になる。このように、数学的な諸能力が社会人としての資質の上にもつ意義を知り、これを生かしてよりよい社会人として、生活していくようにすることを旨とするのが、この目標の意図するところである。

10. 職業生活をしていくための資質として、数学についてのいろいろな能力が重要なものであることを知り、いろいろな職業の分野で、数学を生かして用いていく習慣と能力を養う。

百分率や簡単な公式を理解したり、これを用いていく能力を身につけたりすることは、現代のように、数量的、科学的にくふうして生産の能率をあげている世の中では、どんな職業につくにも必要なことである。また、現代のように経済的な考慮が各職業に必要なようになってきた世の中では、どの職業につくにしても、おかねの働きを知って、これを有効に生かしていく能力は欠くことのできないものである。すなわち、貯金・保険・投資・融資などの数量的な研究をとおして、そのために必要な数学を応用する能力と知識とを高めることが必要になる。このように、どんな職業につくにも必要となる数学についての理解や能力があり、どんな職業につくにも親しんでいかななくてはならない数学の応用面がある。このような数学についてのいろいろな能力が、各種の職業に役だつものであることを知り、また、これをいろいろな職業分野に役だてようとして、新しい意味を発見していくようにすることが、この目標の意図するところである。

以上は、各目標に対する内容の説明であるが、これらのうちのあるものは、重複している面もあるし、また、そのおのおのを、それひとつだけ他から切り離して考えても意味のないことである。いいかえると、この10条の目標は、全体として一体となっはじめて、数学科の一般目標を構成しているもので

ある。

< 中学校 >

§ 1 . 中学校数学科の一般目標

中学校数学科の一般目標は，第一章にあげた中学校・高等学校の数学科の一般目標を具体化したものでなければならないことはいうまでもない。この具体化を考えるにあたって，考慮すべきことは，次の二点である。

- (1) 小学校における算数科を，どのように受け継いでいくか。
- (2) 小学校における算数科と，どんな違った面をもたせていくか。

この二つの問題については，次のように考えられる。

1 . 小学校との連絡

中学校は，小学校と同じく，義務教育であることから考えて，小学校での指導がそのまま受け継がれ，これをいっそう強力に推し進めていくべきであることは，当然のことである。

小学校の算数科では，後にあげる一般目標によってもわかるように，ただ単に，算数の技能を発達させることだけをねらっていない。算数の技能をわけがわかって用いつつ，これによって，自分の生活を高めていくことをねらっている。すなわち，算数科の一般目標は，生活を高めていくのに数学を有効に用いていくようにする面と，この際に，数学的な内容を，わけがわかってじょうずに用いていくようにする面とからあげられている。

このような考え方は，中学校の数学科の指導においても，そのまま受け継がなければならない。中学校は，義務教育として，国民の全部が受けるものであるから，その指導は，国民の全部の人に有意義であることを目指すべきである。こうして考えるときは，中学校での指導においてもただ単に，ある職業，ある方面の研究のために必要な数学についての技能を指導するというよりも，一般の人がほんとうに自分の生活を高めていくのに数学が用いられるようにするということをねらうべきである。すなわち，数学科の一般目標は，やはり，小学校のように二つの面から考えていくことが必要と認められる。

2 . 小学校との相違

しかしながら，中学校は，小学校よりも，いっそう発達した面をもつことも当然である。この発達していく面としては，次の二つの点が考えられる。

(a) 小学校で指導されている数学的な内容は，主として，社会の人たちのだれもが普通に用いているものである。この数学を，小学校の児童が自分たちの力でつくりあげていくことが小学校の算数科である。中学校としては，これをさらに発展させ，社会の一部の人たちは普通に用いているが，一般には用いられていないもので，しかも，もっとよりよい生活をめざそうとするときには，一般の人たちが普通に用いていかななくてはならなくなるような数学的内容を，生徒が自分たちの力でつくり上げていくことをねらうのである。

(b) こどもは，小学生から中学生になるにつれて，いっそう広い範囲に問題をもち，また，いっそう筋道のたつようにものを考え組織的な問題解決や，論理的な思考が，しだいにできるようになってくる。したがって，問題を数学を用いて解決していくことや，数学的な内容を論理的に考えることが，この時期にうんと伸ばすことができる。そして，こうしたことを伸ばすことが，(a)で説明したねらいを達成していくのに有用であることは明らかである。したがって，中学校の数学科では，こうした面にも大きなねらいをおかなくてはならない。

3 . 結 び

以上のことから考えると、中学校の数学科の一般目標は、

- (a) 数学を用いて問題を解決していく能力や態度を伸ばす面と、そとに用いられる数学的な概念や原則を理解し、これを手ぎわよく適用していく技能を伸ばす面とから考えられる。
- (b) 小学校における数学的内容を、中学生の程度に、さらに発展させたものとして、数・四則・公式・方程式・測定・近似・表・グラフ・図表示・図形および実務が考えられる。
- (c) 数学を用いて問題を解決していく際に、中学校として特に指導を要する面としては、問題を分析する面、基礎とすべき事から資料についての知識、数量的に問題を処理していく面、その結果をとおしての反省の面が考えられる。こうしたことから一般目標をあげてみると、次のようになる。

中学校数学科の一般目標

A 数学を手ぎわよく用いていく際の数学についての理解および能力

1. 数および簡単な式の意味を理解し、これらが、簡潔で能率のよいものであることを知る。
2. 数量的な思考をするのに必要な用語や記号を理解する。
3. 計算を、正確にしかも能率のあがるようにする能力を養う。
4. 公式で示されている数量的な関係を説明したり、また、公式を用いて数量的な関係を表わしたりする能力を養う。
5. 測定の意味と方法を理解し、測定を手ぎわよく、正確に、しかも能率のあがるようにする能力を養う。
6. 信頼できる概数や近似値をとったり、また、示された資料に、どの程度の誤差があるかを見積ったりする能力を養う。
7. 数量的な資料を示すのに、表やグラフの形式を用いると、簡潔で、しかも具体的であることを知り、表やグラフを用いて、実際的にしかも簡潔に表現する能力を養う。
8. 方程式の意味を理解し、簡単な方程式を解く能力を養う。
9. 簡単な幾何図形の性質を理解し、これを具体的な場に適用する能力を養う。
10. 簡単な幾何図形は、直観的な明確さをもっていることを知り、簡単な縮図を読んだり、書いたりする能力を養う。
11. 得られた結果を、いろいろな方法で検証する能力を養う。
12. 将来を予測するのに、数量的な判断が有効であることを知る。
13. 一般的な実務に関係して、数量的な処理をするのに必要な、用語や基本的な概念を理解する。

B 数学を用いて問題を解決していく面での能力や態度

14. 数量的な処理によって、経験した事から分析したり、また日常生活に起る自分の問題や論議している事からについて研究したりする能力を養う。
15. じょうずに経済生活をしていこうとして、(たとえば、ものをうまく消費したり、生産したり、また、流通させたりしていこうとして)数量的な処理をするのに必要な事からには、どんな種類のものがあり、また、それがどんなところにあるかなどについての知識を身につける。
16. 個人的な問題や社会的な問題を処理するのに必要な、信頼できる資料を求めたり、利用したりする能力を養う。
17. 問題を見とおして、数量的な関係の適切な処理の方法を定めたり、結果の見当をつけたりする能力を養うとともに、これに基いて問題を処理する能力を養う。
18. 数量的な面からみて、正確で、的確で、能率のあがる、しかも筋道のとった考え方で、その数量的な関係を処理していく能力を養う。

19. 的確で、しかも能率のあがる数量的な取扱いをすることが、自分たちの生活に大きな貢献をすることを知る。

20. 数量的な処理が、科学や他の分野に大きな貢献をしていることを知る。

21. 数量的な処理が、社会の人たちの協力を推進したり、また、労力をいっそう節約したりする上に、大きな貢献をしていることを知る。

2 算数、数学の評価の観点とその趣旨

小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より
<小学校>

数量への関心、態度	（小）数量に積極的な関心を持ち、好んで数量を用いて問題を処理しようとする。数量的処理においてたえず創意くふうをしようとする。
数量的な洞察	（小・中・高）数量や数量的関係を直観的には握したり、明確に見通しをつけたりする。
論理的な思考	
計算・測定の技能	

* 観点の趣旨については、一部しか示されていない。

<中学校>

数学への関心	（中・高）数学の意義を理解し、数学に積極的に関心を持つ。
数学的な洞察	（中・高）数量や数量的関係を直観的には握したり、明確に見通しをつけたりする。
論理的な思考	
技能	
数学の応用・創意	

* 観点の趣旨については、一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された算数，数学の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について（答申）〔昭和 33 年 3 月 15 日（1958 年）〕より

< 小学校 >

算数の基礎能力をいつそう向上させるために，小数・分数の四則を小学校で一応完成するなど，その内容の充実整備を図り，また，その基礎的な知識・技能の習熟，概念・原理の理解についても，じゅうぶんな指導が行われるようにすること，そのため，算数科の指導時間数を現行よりも増加すること。

生活経験や他教科との関連を考慮するとともに，各学年における目標を明確にし，かつ，内容の系統化を図ること。

特に，計量や図形については，実測その他具体的な操作による指導を強化し，数量や図形についての具体的理解をいつそう深めるようにすること。

< 中学校 >

小学校算数科の内容の再編成の上に立っていつそう系統性をもたせ，内容の充実をはかること。

基本的理解や技能がじゅうぶんに身につくようにするとともに実測，実習等を重視し，実践的な活用能力を高めること。

生徒の能力の特性に応ずる学習および高学年においては生徒の進路の差に応ずる学習ができるようにすること。

2 算数，数学の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理を理解させ，より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出すことができるようにする。
- 2 数量や図形に関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り目的に応じ，それらが的確かつ能率的に用いられるようにする。
- 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解させ，具体的なことがらや関係を，用語や記号を用いて，簡潔・明確に表わしたり考えたりすることができるようにする。

4 数量的なことがらや関係について，適切な見通しを立てたり筋道を立てて考えたりする能力を伸ばし，ものごとをいっそう自主的，合理的に処理することができるようにする。

5 数学的な考え方や処理のしかたを，進んで日常生活に生かす態度を伸ばす。

上に掲げた算数科の目標は，相互に密接な関連をもつものであり，算数科の指導においてたえず考慮すべきことがらを掲げたものであるが，特に，目標5は，目標1，2，3および4の指導を通して，児童の科学的な生活態度を育成することの必要を示したものである。

次に示す各学年の目標においては，それぞれの学年で指導すべきおもな内容について，その学年としての指導のねらいを述べている。

この各学年の目標を掲げるにあたっては，次の諸点を考慮した。

低学年では，数量や図形に関する諸概念の理解に対して基礎となるような経験を与え，その後の学習に必要な基礎を作るようにすることを主要なねらいとした。中学年では，数量や図形についての基礎的な概念や原理を漸次明らかにし，数学的な考え方や処理のしかたをしだいに確立していくことを主要なねらいとした。また，高学年では，中学校への発展も考え，小学校において学習した内容について一応のまとめりをつけるとともに，それらを実際の場において的確に用いることができるようにすることを主要なねらいとした。

算数科においては，上記のことがらを考慮し，児童の学年的な発達に応じて，その内容を系統的に身につけさせるようにすることが必要である。

中学校学習指導要領 文部省告示第81号〔昭和33年10月1日（1958年）告示〕
〔昭和33年10月1日（1958年）施行〕より

1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め，より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力を伸ばす。

2 数量や図形に関して，基礎的な知識の習得と，基礎的な技能の習熟を図り，それらを的確かつ能率的に活用できるようにする。

3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め，それらによって，数量や図形についての性質や関係を簡潔，明確に表現したり，思考を進めたりする能力を伸ばす。

4 ものごとを数学的にとらえ，その解決の見通しをつける能力を伸ばすとともに，確かな根拠から筋道を立てて考えていく能力や態度を養う。

5 数学が生活に役だつことや，数学と科学・技術との関係などを知らせ，数学を積極的に活用する態度を養う。

以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として数学科の目標をなすものであるから，指導にあたっては，この点を常に考慮しなければならない。

3 算数，数学の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和 36 年 2 月 13 日（1961 年）〕より

< 小学校 >

数量への関心	数量や図形に積極的な興味・関心をもち，進んで数量を用いて事がらを表現したり問題を処理したりしようとする。数量の適用やその処理において，創意くふうする態度がある。
数学的な考え方	位取りの原理などをよく理解し，それをもとにして計算の方法を考え出すなど，数学的な考え方がよくできる。数量関係の複雑な問題について，よく解決の方向を見通し，すじ道の通った判断ができ，手順のよい計算の方法などを見つけ出すことができる。
用語・記号などの理解	算数における用語や記号の意味をよく理解し，的確に用いることができる。特に数量や図形について基礎となる概念については，単にその用語を知っているにとどまらず，その意味を明確にとらえている。
計算などの技能	形式的な計算や測定などがよくできる。

< 中学校 >

数量への関心	数量や図形に積極的な興味・関心をもち，進んで問題を数量的に処理しようとする。数量的な処理において，たえず創意くふうしようとする。
知識・理解	数量や図形に関する概念や原理，法則，用語，記号などを理解している。
技能	式を計算したり，方程式を解したり，グラフをかいたりすることなどが正確に速くできる。
直観・見通し	数量や図形や数量的な関係を直接的にはあくしたり，明確に見通しをつけることができる。
論理的な思考	数量的な関係を，論理的に筋道を立てて考えることができる。

教育課程審議会答申	昭和42年10月30日(1967年)
教育課程審議会答申	昭和43年6月6日(1968年)
小学校学習指導要領	昭和43年7月11日(1968年)告示 昭和46年4月1日(1971年)施行
中学校学習指導要領	昭和44年4月14日(1969年)告示 昭和47年4月1日(1972年)施行
児童・生徒指導要録	昭和46年2月27日(1971年)通知

1 教育課程審議会の答申に示された算数，数学の改善の方針

小学校の教育課程の改善について(答申)[昭和42年10月30日(1967年)]より

(目標)

1 目標については，数量や図形に関する基礎的な処理力を育成することは，現行どおり重視すべき基本的なことであるが，現行の数学教育の発展を考慮して，数学的な考え方がいっそう育成されるようにすること。

(1) 目標については，大きく改める必要はないが，現在，諸外国で進められている「数学教育の現代化」の動向をも考慮し，数学的な考え方がいっそう育成されるようにする。

(2) 数学的な考え方の育成は，現行でも重要なねらいとしているものであるが，「2 内容」でのべる新しい概念の導入ともあいまって，このことがいっそう徹底するようにする。

(内容)

2 内容については，基本的事項を精選して，数量や図形に関する概念や原理の指導がいっそう徹底するようにするにと。

この場合，新しい概念を導入するにとも必要であるが，小学校の段階として無理のないように配慮すること。

(1) 内容については，基本的事項を精選して指導の徹底が図れるようにする。その際，技能的な内容の一部，たとえば，「けた数の多い数についての四則計算」や，「帯分数をまじえた分数の計算」などについて，その軽減を図る。

(2) 新しく導入する概念としては，たとえば，集合，関数，確率などが考えられる。これらについては，単に形式的に内容として加えるにとをさけ，数量や図形の概念の理解，数量関係の考察等に際して，それらの観点に着目した指導が行なわれるような方向を考慮する。

(学年配当の調整および中学校との関連)

3 児童の実態や指導の能率を考慮し，内容の一部について，その学年配当を調整するとともに，中学校との関連を図ること。

(1) 最近の児童の実態や指導の能率を考慮して，内容の一部について，その学年配当を改める。

たとえば，

ア 乗法九九は，いちおう，第2学年でまとめて指導するにととする。

イ 正方形，長方形などの基本的な図形の指導を低学年からはじめるようにする。

(2) 中学校との関連については，同じ系統の内容についての指導がいっそう適切に行なわれるように

する。このため、たとえば、「分数の四則計算についての小学校でのまとめ方」などについて、その取り扱いを考える。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和43年6月6日（1968年）〕より

1 目標について

目標については、現代における数学や数学教育の発展を考慮して、数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則をじゅうぶんに理解できるようにし、数学的な考え方がいっそう育成されるようにするとともに、それが積極的に活用されるように明確にすること。

2 内容について

(1) 内容については、時代の進展や生徒の実態に即応して、新しい概念を取り入れ、また、新しい見方にたつなどして質的な改善を図ること。

新しく取り入れる概念としては、たとえば、集合、確率、不等式などが考えられるが、これらを取り入れるにあたっては、生徒の理解に無理のないようにするとともに、単に形式的な内容の指導に陥らないようにすること。また、関数の概念についても、いっそう明確にして指導ができるようにすること。

(2) 基本的事項について、いっそう系統的な学習ができるように精選、集約化を図ること。たとえば、現行の計量の内容については、精選するとともに、他の内容との関連で整理、統合すること。また、式の計算については、中学校における学習に必要な最小限にとどめ、その習熟を図るようにすること。

(3) 生徒の発達段階や小学校との一貫性および高等学校との関連を考慮して、内容の学年配当について、いっそうの合理化を図ること。

たとえば、第1、第2学年における一元一次方程式は第1学年で指導できるようにし、第2、第3学年における連立二元一次方程式はそのいずれかの学年の内容とすること。

また、図形の内容については、生徒がいっそうよく理解できるように学年配当を考慮すること。

(4) 生徒の能力差に応じた指導ができるように配慮すること。

2 算数、数学の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第268号〔昭和43年7月11日（1968年）告示〕
〔昭和46年4月1日（1971年）施行〕より

日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育てる。

このため、

1 数量や図形に関する基礎的な概念や原理を理解させ、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出すことができるようにする。

2 数量や図形に関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り、それらが的確かつ能率よく用いられるようにする。

3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解させ、それらを用いて、簡潔、明確に表わしたり考えたりすることができるようにする。

4 事象の考察に際して、数量的な観点から、適切な見通しをもち、筋道を立てて考えるとともに、

目的に照して結果を検討し処理することができるようにする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

事象を数理的にとらえ，論理的に考え，統合的，発展的に考察し，処理する能力と態度を育成する。
このため，

- 1 数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め，より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力と態度を養う。
- 2 数量，図形などに関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り，それらを的確かつ能率的に活用する能力を伸ばす。
- 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め，それらによって数量，図形などについての性質や関係を簡潔，明確に表現し，思考を進める能力と態度を養う。
- 4 事象の考察に際して，適切な見通しをもち，論理的に思考する能力を伸ばすとともに，目的に応じて結果を検討し，処理する態度を養う。

3 算数，数学の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

< 小学校 >

知識・理解	数量や図形に関する基礎的な概念や原理，用語・記号などを理解している。
技能	計算したり，測定したり，図形やグラフをかいたりよんだりできる。
数学的な考え方	位取りの原理，計算法則などをもとにして計算のしかたを見い出したり，関数的な考え方，統計的な考え方などができる。また，適切な見通しをもち，筋道の通った判断や説明ができる。

< 中学校 >

知識・理解	数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則，用語・記号などを理解している。
技能	数・式を計算したり，方程式や不等式を解いたり，グラフや図形をかいたりよんだりできる。
数学的な考え方	数の構造をとらえたり，関数的な考え方，統計的な考え方などができる。また，直観・見通し，論理的な思考ができる。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された算数，数学の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校相互の関連や児童生徒の発達段階を考慮し，内容の程度，分量及び取扱いが一層適切になるよう基本的な事項に精選する。なお，新しく取り入れられた内容については，その指導の経験にかんがみ，本来の趣旨が達成されるよう個々の内容のねらいや取扱いの程度を明確にし，また，小学校，中学校及び高等学校を通じて繰り返し発展的に取り扱われている内容については，不必要な重複や深入りを避け，指導の効果が上がるように改善する。

その際，小学校及び中学校においては，基礎的な知識の習得や基礎的な技能の習熟を重視し，併せて数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力と態度の育成が，児童生徒の発達段階に応じてより効果的に行われるようにする。また，高等学校においては，基本的な概念が十分に理解され，数学的な見方や考え方が一層育成されるようにする。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 領域区分については現行どおりとするが，「数量関係」の領域の内容については，関数，式表示及び統計に細分しないようにする。

(イ) 低学年の内容については，指導の効果を一層高めるため，次のように改める。

[ア] 基礎的な計算が一層確実にできるようにするため，数や量の概念を理解させる上に必要な内容を重視する。

[イ] 図形の内容を理解させるために，具体物から図形を抽象する過程を重視し，図形に対する関心と親しみをもたせるような操作的な活動が一層充実して行われるようにする。

(ウ) 現行の第 4 学年の内容の取扱いにおいて示されている集合に関する用語及び記号は，削除する。なお，小学校における集合については，実際の指導において形式的に取り扱われた傾向があるので，数量や図形のもつ意味を明確にする際に，集合に着目させるなどして，集合の観点に立った見方や考え方が児童の発達に即して無理なく育成し得るように配慮する。

(エ) 現行の内容のうち，小学校及び中学校相互に関連しているものについては，その一貫性を図り，指導体系を考慮して，次のように改める。

[ア] 「数と計算」の内容のうち，「結合，交換，分配法則がなりたつことを調べること」は削除し，「負の数」は取り扱わない。

[イ] 「図形」の内容のうち、図形の包摂関係については、相互関係を扱う程度に改め、立体図形の計量及び回転体に関する内容は、削除する。

[ウ] 「数量関係」の内容のうち、「場合の数」と関連させて取り扱う「確からしさ」は、削除する。

(ウ) 用語及び記号については、内容の改善に関連して整理し、児童の負担過重にならないようにする。
(中学校)

(ア) 現行の5領域のうち、「集合・論理」は領域として設けないで、この領域の内容は、他の領域のいろいろな内容と関連して適宜取り扱うこととする。

(イ) 現行の内容のうち、中学校段階で発展性や応用場面が考えられないもの、実際の指導において内容の取扱いが行き過ぎがちなもの、また、中学校及び高等学校にまたがる内容で、高等学校において集約して指導する方が適切なものなどは削除又は軽減する。

[ア] 「数の集合のもつ構造」については、「正の数・負の数」など数の拡張や計算と関連して取り扱う必要のあるものだけにとどめる。また、「不等式」は第2学年から取り扱い、「連立二元一次不等式」は削除する。

[イ] 「関数の意味」についての一般的な取扱いは、第1学年から第3学年に移し、第1学年では比例・反比例など身近にある具体的な関数を、第2学年では一次関数を、第3学年では簡単な二次関数を中心に扱う。なお、「 $y = ax^3$ 」及び「逆関数」は、削除する。

[ウ] 「図形」の領域の内容については、小学校、中学校及び高等学校相互の関連を十分考慮して整理する。

その際、第1学年では、操作的な活動や直感的な取扱いを中心とし、その内容は「空間図形」を主として、それに小学校から移される立体図形に関する内容をも含める。第2学年及び第3学年では、論証的な取扱いを中心とし、「三角形の合同、相似」や「三平方の定理」を主な内容とする。また、「合同変換、相似変換の意味」や「図形の位相的な見方」は削除し、これらの内容のねらいである図形の見方に関する基本的な考えは、それぞれ関連する図形の内容の中に含める。

[エ] 「確率・統計」の領域の内容については、現行の第1学年から第3学年までの内容を、第2学年及び第3学年に集約する。その際、「順列と組み合わせの考え方」や「期待値の意味」は削除し、「散布度」や「相関の見方」は、その程度や取扱いを平易にし、「標準偏差」は取り扱わない。また、「標本調査」については、統計的な見方を育成するということをねらいとしてその取扱いを改める。

(ウ) 用語及び記号については、小学校と同様の趣旨により、改める。

2 算数、数学の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第155号 $\left\{ \begin{array}{l} \text{昭和52年7月23日(1977年)告示} \\ \text{昭和55年4月1日(1980年)施行} \end{array} \right\}$ より

数量や図形について基礎的な知識と技能を身につけ、日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考え、処理する能力と態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め，数学的な表現や処理の仕方についての能力を高めるとともに，それらを活用する態度を育てる。

3 算数，数学の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
< 小学校 >

知識・理解	数の概念及び計算の意味を理解している。また，基本的な数量及び図形についての概念及び関係を理解している。
技能	数の計算をしたり，量の測定や求積をしたりすることができる。また，基本的な図形をかいたり，数量関係を処理したりすることができる。
数学的な考え方	知識や技能の習得を通して，数学的な考え方の基礎を身につけ，論理的に思考することができる。
数量・図形に対する関心・態度	数量や図形の数学的な扱い方，それらの性質・関係がもっている簡潔さや統一性などの美しさに関心をもっている。また，論理的に思考することのよさを認めている。

< 中学校 >

知識・理解	数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則を理解している。
技能	数量，図形などに関する数学的な表現や処理の仕方についての基礎的な技能を身につけている。
数学的な考え方	数量や図形の間関係などを的確にとらえるとともに，数学的な推論の方法を身につけ，論理的に考えることができる。
数学に対する関心・態度	数学的な事象に関心をもち，進んで数学的に考察し処理しようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された算数，数学の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校・中学校及び高等学校を通じて，情報化などの社会の変化に対応し，論理的な思考力や直観力の育成を重視する観点から，様々な事象を考察する際に，見通しをもち，筋道を立てて考え，数理的に処理する能力と態度の育成を一層充実するようにする。また，基本的な概念及び原理・法則の理解と基礎的な技能の習熟を図るとともに，その過程を通して，それらを十分に活用できるようにし，事象の考察に有用であることが分かるようにする。そのため，各学校段階相互の関連を考慮し，内容の程度や分量が一層適切になるよう内容を配分するなど内容の構成を改善する。特に，高等学校においては生徒の能力・適性や進路等に応じて，適切な選択履修が可能となるよう科目の再構成を行う。

その際，思考の過程を一層重視するために児童生徒の発達段階に応じた具体的な操作や思考実験などの活動ができるようにするとともに，数理的な考察処理の簡潔さ，明瞭さ，的確さなどの良さが分かるようにし，算数，数学を意欲的に学習しようとする態度を育てるよう配慮する。

なお，児童生徒の発達段階に応じ，コンピュータ等にかかわる指導が適切に行われるよう配慮する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)(算数)

(ア) 数量や図形については，およその大きさや形をとらえ，それらに基づいて適切な判断ができるようになるため，次のように改善する。

[ア] 数量や図形についての具体的な操作や実験・実測などの活動を一層重視し，それらに対する感覚を豊かにする。

[イ] 数量や図形についての適切な見積りができるようにする。その際，概数，概算，概測などに関する内容との関連に配慮する。

(イ) 低学年については，基礎的な内容の理解の徹底を図り，数量や図形に親しみをもたせるようになるため，次のように改善する。

[ア] 日常生活における様々な経験との関連を十分配慮するとともに，具体物やその操作から数量や図形を抽象する過程を一層重視する。

[イ] 「量と測定」及び「図形」の領域では，指導の重点を一層明確にする。

[ウ] 数や計算については，その範囲の示し方を一層明確にする。

(ウ) 各領域の内容については，一層の集約を図り，学年間の配分を適正にするため，次のように改善

する。

[ア] 「数と計算」の領域では、第5学年及び第6学年にわたる分数の剰除に関する内容を第6学年にまとめる。

[イ] 「量と測定」の領域では、第1学年から第3学年にわたる時刻及び時間に関する内容を再編成する。

[ウ] 「図形」の領域では、第2学年及び第4学年で扱われているものの位置を表す内容を第4学年に集約する。

[エ] 「数量関係」の領域では、数量の関係を式に表すこと及び式の意味やはたらきについての理解を一層深めるよう、式の表示に関する内容を再構成する。

(I) 中学校との指導の一貫性を一層図るため、次のように改善する。

[ア] 整数については、最小公倍数及び最大公約数を加える。

[イ] 体積については、円柱、円すいなど簡単な立体図形を加える。

[ウ] 比例及び反比例については、その内容を軽減するとともに、取り扱う程度を明確にする。

[エ] 四則計算の可能性及び数が不確定な事象の起こる程度を表す内容は、中学校へ移す。

(中学校)(数学)

(ア) 思考力の育成を一層重視する観点から、現行の4領域のうち、「関数」と「確率・統計」を統合して「数量関係」に改め、3領域(数と式、図形、数量関係)で構成する。各領域の内容については、一層の精選・集約を図るため、次のように改善する。

[ア] 「数と式」の領域では、整数の性質及び連立不等式については軽減し、文字を用いた式については充実する。

[イ] 「図形」の領域では、図形の計量については軽減し、論証については充実する。

[ウ] 「数量関係」の領域では、2乗に反比例する関数、集合と関数及び標本における平均値や比率については軽減し、数学的な考え方を特に重視する。

(イ) 小学校との指導の一貫性を一層図るため、次のように改善する

[ア] 最小公倍数及び最大公約数については軽減し、円柱、円すいなどの立体図形については軽減するとともに集約する。

[イ] 正の数・負の数及び確率については内容を充実し、比例及び反比例については内容を充実するとともに重点化する。

(ウ) 思考の過程を重視するとともに数学の有用性についての理解を一層深めるため、次のように改善する。

[ア] 各領域の内容を総合したり、日常の事象と関連付けたりした適切な課題による学習を通して思考活動が一層活発に行うことができるようにする。

[イ] 図形についての操作や作図を重視し、これらを通して図形に対する直観的な見方や考え方と論理的に推論することとの関連付けを図り、論証の意義をより明確に理解できるようにする。

(I) 数の表現、方程式、関数、統計処理、近似値などの内容に関連付けてコンピュータ等を効果的に用いるとともに、各領域の指導においてコンピュータ等を活用することについて配慮する。

(オ) 第3学年における選択教科としての「数学」においては、生徒の特性等に応じ、課題学習、作業・実験・調査など発展的、応用的に学習活動等が多様に展開できるようにする。

2 算数，数学の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

数量や図形についての基礎的な知識と技能を身に付け，日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てるとともに，数理的な処理のよさが分かり，進んで生活に生かそうとする態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を求め，数学的な表現や処理の仕方を習得し，事象を数理的に考察する能力を高めるとともに数学的な見方や考え方のよさを知り，それらを進んで活用する態度を育てる。

3 算数，数学の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学校部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

< 小学校 >

算数への関心・意欲・態度	数理的な事象に関心をもつとともに，数理的な処理のよさが分かり，日常の事象の考察に進んで生かそうとする。
数学的な考え方	数量や図形についての基礎的な知識と技能の習得や活用を通して，数学的な考え方の基礎を身に付け，見通しをもち筋道を立てて考える。
数量や図形についての表現・処理	数量や図形についての表現や処理にかかわる技能を身に付けている。
数量や図形についての知識・理解	数量や図形についての概念，性質などについて理解している。

< 中学校 >

数学への関心・意欲・態度	数学的な事象に関心をもつとともに，数学的な見方や考え方のよさを知り，それらを事象の考察に進んで活用しようとする。
数学的な考え方	数量，図形などについての基礎的な知識と技能の習得や活用を通して，数学的な見方や考え方を身に付け，事象を数学的にとらえて論理的に考察する。
数学的な表現・処理	数量，図形などに関する数学的な表現・処理の仕方や推論の方法を身に付けている。
数量，図形などについての知識・理解	数量，図形などに関する基本的な概念や原理・法則などについて理解し，知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された算数，数学の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

(ア) 小学校，中学校及び高等学校を通じ，数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能を習得し，それを基にして多面的にもものを見る力や論理的に考える力など創造性の基礎を培うとともに，事象を数理的に考察し，処理することのよさを知り，自ら進んでそれらを活用しようとする態度を一層育てるようにする。

(イ) そのために，実生活における様々な事象との関連を考慮しつつ，ゆとりをもって自ら課題を見つけ，主体的に問題を解決する活動を通して，学ぶことの楽しさや充実感を味わいながら学習を進めることができるようにすることを重視して，内容の改善を図る。

イ 改善の具体的事項

(小学校（算数）)

教育内容を厳選し，児童がゆとりをもって学ぶことの楽しさを味わいながら数量や図形についての作業的・体験的な活動など算数的活動に取り組み，数量や図形についての意味を理解し，考える力を高め，それらを活用していけるようにする。特に，小学校での教育が以後の学習の基礎となることから，基礎的・基本的な知識と技能については繰り返し学習し確実に身に付けられるようにする。

領域構成については，現行どおり「数と計算」，「量と測定」，「図形」及び「数量関係」とする。「数と計算」の内容は，小学校算数の中心となるものであり，一層重点を置いて指導するようにする。また，学年配当に当たっては，低学年では特に「数と計算」の内容を重点的に扱い，学年が上がるにつれて次第に「量と測定」，「図形」及び「数量関係」の内容を増やしていくようにする。

(ア) 「数と計算」の領域では，数と計算の意味を理解すること，数の大きさへの感覚を豊かにすること，計算の結果への見通しをもつことについての指導に重点を置き，例えば，桁数の多い整数や小数の計算，帯分数を含む複雑な分数の計算など，計算の内容の範囲や程度を軽減したり，小数や分数の導入を上級の学年へ移行したり，不等号の式の内容などを削除したりする。

(イ) 「量と測定」の領域では，量の単位の意味を理解すること，量の大きさへの感覚を豊かにすること，基本的な図形の面積や体積を求めることについての指導に重点を置き，例えば，柱体と錐体の表面積の内容などを中学校へ移行統合したり，台形と多角形の面積，取扱いが行き過ぎになりがちな単位の換算の内容などを削除したりする。

(ウ) 「図形」の領域では，ものの形の特徴をとらえて図形の分類をすること，基本的な図形の作図や構

成をすることについての指導に重点を置き，例えば，図形の合同，図形の対称，縮図や拡大図，錐体などの立体図形の内容などを中学校へ移行統合したり，正多角形の内容などを削除したりする。

- (I) 「数量関係」の領域では，目的に応じて資料を分類整理すること，数量の関係を基本的な表やグラフに表現して調べることについての指導に重点を置き，例えば，文字式，比例や反比例の式，物事の起こり得る場合の調べ方の内容などを中学校へ移行統合したり，度数分布の内容，取扱いが行き過ぎになりがちな比の値の内容を削除したりする。

(中学校(数学))

生徒がゆとりをもって，数量や図形などに関する基礎的・基本的な知識を確実に理解できるようにするとともに，自ら課題を見つけ考える問題解決的な学習を積極的に進めることができるようにする。

領域構成については，現行どおり「数と式」，「図形」及び「数量関係」とする。

- (ア) 「数と式」の領域では，文字を用いて考えることの必要性についての理解を深めたり，式の意味を積極的に読み取り自分なりに説明したりすることなどの基礎的・基本的な能力や態度の育成に重点を置き，例えば，文字を用いた式の計算については軽減を図るとともに，一元一次不等式や二次方程式の解の公式の内容などについては，高等学校へ移行統合する。

- (イ) 「図形」の領域では，自ら課題を見だし，解決するために，根拠を明らかにし，筋道を立てて説明する表現力や論理的な思考力の育成を重視して，図形の証明に関する内容に重点を置く。このため，例えば，証明に関する学習がゆとりをもってできるように，図形の相似の内容を上の学年へ移行したり，複雑な思考を要する接線と弦がつくる角など円の性質に関する内容の一部，また，三角形の重心の内容などについては高等学校へ移行統合したりするとともに，取扱いが行き過ぎになりがちな立方体の切断の内容などを削除する。

- (ウ) 「数量関係」の領域では，物事の変化をとらえる手だてや考え方及び不確定な事象の起こる程度について正しく判断できる力などの基本的な知識や能力を身に付けることに重点を置き，例えば，資料の整理に関する内容，いろいろな事象と関数の内容及び標本調査の内容などを高等学校へ移行統合して扱うとともに，2進法など数の表現に関する内容を削除する。

- (I) 生徒が自ら課題を見つけ，主体的に問題を解決していく活動を通して数学的な見方や考え方をさらに深めていくことができるよう，課題学習を一層活発に行うようにする。

2 算数，数学の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第175号 } 平成10年12月14日(1998年)告示
平成14年4月1日(2002年)施行 より

数量や図形についての算数的活動を通して，基礎的な知識と技能を身に付け，日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てるとともに，活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き，進んで生活に生かそうとする態度を育てる

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め，数学的な表現や処理の仕方を習得し，事象を数理的に考察する能力を高めるとともに，数学的活動の楽しさ，数学的な見方や考え方のよさを知り，それらを進んで活用する態度を育てる。

3 算数，数学の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

算数への関心・意欲・態度	数理的な事象に関心をもつとともに，活動の楽しさや数理的な処理のよさに気がつき，日常の事象の考察に進んで生かそうとする。
数学的な考え方	算数的活動を通して，数学的な考え方の基礎を身に付け，見通しをもち筋道を立てて考える。
数量や図形についての表現・処理	数量や図形についての表現や処理にかかわる技能を身に付けている。
数量や図形についての知識・理解	数量や図形についての豊かな感覚をもち，それらの意味，性質などについて理解している。

< 中学校 >

数学への関心・意欲・態度	数学的な事象に関心をもつとともに，数学的活動の楽しさ，数学的な見方や考え方のよさを知り，それらを事象の考察に進んで活用しようとする。
数学的な見方や考え方	数学的活動を通して，数学的な見方や考え方を身に付け，事象を数学的にとらえ，論理的に考えるとともに思考の過程を振り返り考えを深める。
数学的な処理・表現	事象を数量，図形などで数学的に表現し処理する仕方や推論の方法を身に付けている。
数量，図形などについての知識・理解	数量，図形などに関する基礎的な概念や原理・法則などについて理解し，知識を身に付けている。

4 理 科

学習指導要領（試案）	昭和 22 年 5 月 26 日（1947 年）発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 理科の目標

学習指導要領 理科編（試案）〔昭和 22 年 5 月 26 日（1947 年）発行〕より

理科の指導目標は

すべての人が合理的な生活を営み、いっそうよい生活ができるように、児童・生徒の環境にある問題について次の三点を身につけるようにすること、

1. 物ごとを科学的に見たり考えたり取り扱ったりする能力。
2. 科学の原理と応用に関する知識。
3. 眞理を見出し進んで新しいものを作り出す態度。

であり、この目標はさらに次の通りに分けられる。

1. 自然に親しみ科学的な作品に興味を持つ態度。
2. 自然界の物と現象とを観察する能力。
3. すじ道の通った考え方をする能力。
4. 機械や器具を使う能力。
5. 生きものをかわいがり育てる態度。
6. 健康を保つ習慣
7. ねばり強く、助けあい、自ら進んで科学的な仕事や研究をする習慣。
8. 眞理にしたがい、進んで未知のものを探ろうとする態度。
9. やさしい科学の本を読む能力。
10. 身のまわりの物ごととの間の関係や性質を知るための科学の主な原理と応用に関する知識。
11. 自然の調和、美しさ、恵みを知ること。
12. 科学者の仕事の尊さを知ること。
13. 更に進んだ理科学習への準備と職業上必要なものの準備。

2 理科の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和23年11月12日（1948年）〕より

理解
態度
能力

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日（1949年）〕より

科学的諸概念の理解
問題解決法を用いる能力批判的な思考をなしうる能力
創造的能力（二，三の生徒はもっている場合がある）
実際場面において科学的な知識を使用する習慣

小学校学習指導要領（試案）	昭和 27 年 2 月 20 日（1952 年）発行
中学校高等学校学習指導要領（試案）	昭和 27 年 3 月 20 日（1952 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 理科の目標

小学校学習指導要領 理科編（試案）〔昭和 27 年 2 月 20 日（1952 年）発行〕より

前節において述べた理科の立場や科学の本質から、さらにいっそう整理して理科の目標を詳しく述べれば、次のようなものが強調される。

- (1) 自然の環境についての興味を拓げる。
- (2) 科学的合理的なしかたで、日常生活の責任や仕事を処理することができる。
- (3) 生命を尊重し、健康で安全な生活を行う。
- (4) 自然科学の近代生活に対する貢献や使命を理解する。
- (5) 自然の美しさ、調和や恩恵を知る。
- (6) 科学的方法を会得して、それを自然の環境に起る問題を解決するのに役立たせる。
- (7) 基礎になる科学の理法を見だし、これをわきまえて、新しく当面したことを理解したり、新しいものを作り出したりすることができる。

以下、それぞれについて説明を加えよう。

(1) 自然の環境についての興味を拓げる

生活を豊かな楽しいものにするためには、いろいろな知識を必要とする。このような知識を獲得する第一歩は、物事について興味をもつことから始まる。

理科で扱う範囲は、自然の環境を中心にした方面である。こどもの自然についての興味は、きわめて身近なものから漸次発展して、直接には見聞のとどかない範囲にまで広がっていく。しかし、このような興味の拡大は、放っておいてもできあがるものではない。そこで、自然のいろいろな環境に興味を広めるようにはからなければならない。

(2) 科学的合理的なしかたで日常生活の責任や仕事を処理することができる

わたくしたちが毎日の生活を送るためにはいろいろな仕事や責任を果していかななくてはならない。それには、毎日の生活の責任や仕事、その責任や仕事の性質や筋道によく合っていることが必要である。

このような筋道に合うためには、それらをよく見きわめ、筋道に従って事を処理していくことがたいせつである。

理科では、このような物事の真実な姿をとらえ、それに合うしかたを学ぶのである。理科の指導によって、このような科学的・合理的なしかたを学ぶことによって、日常生活の責任や仕事を正しく処理することができるように導くことができる。

(3) 生命を尊重し、健康で安全な生活を行う

人々のもつ望みの第一のものは健康でありたいことであろう。こどもの時もおとなになってからも、健康で安全な生活を営みうるように学習をすることは、理科の重要なねらいでなければならない。健康で安全な生活は、個人の生活ばかりでなく社会全体の生活がそうであるように考慮するこ

とはいうまでもない。

健康で安全な生活ということの根本を考えれば、これは人の生命を尊重することである。すべての人々が健康で安全に生活できるようになるのは、単に保健衛生上の知識や技術が普及しただけではなるものではなく、人々の考え方の根底に、人の生命を尊重する精神がつけかわれていなければならない。

人の生命を尊重する精神は、その根底において、広く生物の生命を尊重する精神とつながるものである。いずれの生物にとっても、その生命はただ一つ、かけがえのないものである。わたくしたちは、身のまわりのいろいろな生物がいわれもなく生命をふみにじられている姿をよく見かけるのであるが、このような生命を軽んずる態度が、ひいては人の生命をもふみにじるにいたるおそれのあるものではなからうかと思う。理科においては、生命のあるものを扱うことがしばしばある。このような機会に、真に生命を尊重する態度、生物を愛育する態度を養わなければならない。

(4) 自然科学の近代生活に対する貢献や使命を理解する

人間の長い歴史の間の努力によって生まれた自然科学の成果が、子どもたちの環境や生活にしみこんでいる。科学は人間の生活を、ますます豊かなものにしてくれる。このような科学の貢献を理解することによって、子どもたちは、人類の歩んできた努力のあとを知ることができる。そして、人間の科学的な態度が人類の発展と繁栄のためにいかにたいせつなものであり、正しいものであったかを理解することができる。子どもたちは、この科学をますます発展させることの必要性を知ることができる。

科学は人類の発展と平和のために使われなくてはならない。

このような使命を、すべての子どもたちが身につけることによって、科学をますます発展させ、人類永遠の繁栄のために努力するようにしなくてはならない。

(5) 自然の美しさ、調和や恩恵を知る

昔から、自然は母なる大地と呼ばれている。わたくしたちの生命も生活も、自然から起り、自然によって支えられている。

理科では自然の姿を正しくつかみとるのであるから、自然のわたくしたちに与えてくれるものを合理的に正しく見、正しく味うようにして、自然を愛し、自然の恩恵や調和を知るように努力しなくてはならない。

(6) 科学的方法を会得してそれを自然の環境に起る問題を解決するのに役立たせる

科学の発展の原動力は、科学的な思考や処理の方法である。科学的態度や科学的方法が確立されて、近代科学がすばらしい発展をとげた。しかし、このような科学的方法は、科学者だけのものではない。すべての人間が、この方法を会得することによって、社会は発展するのである。

この人類のみがもちうる方法を、子どもたちがじゅうぶん会得することによって、子どもたちは自分の当面する問題を正しく解決することができるようになり、生活をいっそうよりよいものにすることができる。

科学的な方法は、天然の環境の問題を解決することばかりでなく、広く人工的な環境の問題にまで及ぼすことによって、人間の生活のうち、自然の理法を根底にもつ問題を正しく解決するようにはからなくてはならない。理科の学習は、このような問題の解決を中心として展開する。

物事や自然の現象に含まれる理は、このような問題解決に科学的な方法を正しく適用する時に使われるものなのである。

(7) 基礎になる科学の理法を見だし、これをわきまえて、新しく当面したことを理解したり、新しいものを作り出したりすることができる

科学の成果の教えるところによれば、複雑な自然の現象や物事の間にはいくつかの基礎的な理法があることがわかる。このような理法を理解すれば、いろいろな当面する問題を解決することができたり、新しいものを生み出したりすることができることがわかる。

小学校の子どもたちにも、このような基礎的な科学の理法を、子どもたちの能力に応じて理解させることができる。

日常生活を科学的・合理的に処理するには、自然の理法をわきまえていなくてはならない。この理法をわきまえるには、子どもが直接に自然現象にぶつかって、その中から理法を見いだすことから出発すべきである。このようにして身についた理法は、次に現われた問題の解決に適用されるようになる。また、さらに進んでその理法を活用して新しいものを作ったり、新しい方法を考え出したりすることができるように導かれなくてはならない。

中学校・高等学校 学習指導要領 理科編（試案）〔昭和 27 年 3 月 20 日（1952 年）発行〕より

中学校・高等学校理科の性格

中等学校の理科は、中学校においては、理科として分化せずに課し、高等学校においては、物理・化学・生物・地学の 4 科目のうち、1 つ以上を生徒の選択によって課することになっている。

中学校の理科は、自然の事物現象や人体に関する科学的な諸問題を、生徒の将来を見通して取り扱うように組織されている。その個々の内容は、おおむね物理学・化学・生物学・地学に含まれるものであるが、それらの組織や取扱においては独自の特徴をもっていることに注意すべきであろう。小学校の理科も同様の趣旨によって組織されているが、中学校の理科では個々の事物現象の理解にとどまらず、それらの間の関係や、生活や産業とのつながりを取り扱うことが強調される。

高等学校に至ってはじめて理科は 4 科目に分化される。生徒はそれまでにすでに 9 年間理科を学習してきており、その経験から各生徒は興味と能力の方向を自覚し始めるであろう。また、この年代の生徒は、問題の論理的、系統的な解決を求めようとする傾向が強くなるものである。教科が次第に分化されていくのは当然のことであるが、問題は分化する時期と方法とであり、現在の理科の教育課程では、この時期を高等学校に求め、生徒の選択による方法をとるべきものと考えているのである。

中学校・高等学校理科の内容上の特色は、後にしるすそれらの目標に表現されている。以前は物理学・化学・生物学・地学などの学問的な体系によって、それらの知識や技術を獲得することが理科のおもな目標になっていたといえよう。現在、多少その範囲と意義が異なったとはいえ、これの必要さは少しも減じてはいない。しかし、それだけでじゅうぶんであるとはいえないのである。むしろ、学校教育で多くのものを蓄積し、それだけによって将来を生活していくことを目ざすよりも、学校を卒業し社会へ出てからも、よき社会人・職業人・家庭人としてみずからを向上させ、常に科学的な判断と行動ができ、生活を豊かにしていくことができる人をつくることこそ最もたいせつな教育の目標ではないだろうか。このように、生徒を科学的に好ましい方向に方向づけていくということがねらいであるならば、理科教育の目標は、知識・技術の獲得ということに加えて、自然の事物現象についての基礎的な関係・原理・法則の理解、科学的な態度・習慣、自然の美しさの調和を感得すること、科学的方法をよく認識すること、よりよい社会や生活への理想をもつことなどを含み、しかもそれら相互に有機的な関連をもつものでなければならない。すなわち、理科教育の目標は、非常に広範で、かつ機能的であるということができる。

このような教育の目標は、科学の学問的体系のみから導き出すことは不可能であって、そこには、生徒の必要と社会の必要とが考慮されなければならない。この二つの必要は、もともと対立するものではないと同時に、また分けられない面も多いが、一応この二つの観点をとってみよう。

生徒の生活は、これを個人的、家庭的、社会的、経済的に分けて考えてみることもできるから、理科教育の関係する面でも生徒の必要をこれに従って分けて考えてみよう。

個人生活においては、健康を維持増進し、自信をもって行動し、自然の調和と法則性を感得し、人生観を確立したいという欲求がある。なかでも周囲の自然に疑問と興味とを持ち、これを探究しようとする欲求が強い。

家庭および社会生活においては、生活様式を科学的に改善し、成人として待遇され、家庭および社会の一員として責任ある行動をとりたいという欲求がある。また、性について多くの疑問をいただき、これについて正しい知識を得たいと希望する。

経済的・職業的生活については、職業を正しく選択するための基礎知識を得、日常の経済問題について正しい理解と批判力を持ち、成人とともに経済生活・職業生活を営む自信を得たいと欲求する。

一方、社会が生徒に望むものは、教育基本法・学校教育法などに示されているが、理科教育の担当する部面を明らかにしておこう。理科教育については、生徒が一般的教養として自然科学を理解し、自然と人生との関係を感じると共に、広く他人の意見を取り入れ、他人に協力し、勤労を尊び、事物を正しく観察し、事実に基いて理論を考え、簡単な実験操作を体得し、忍耐強く行動し、常に新しいものを創造しようとする能力・態度を養うことが必要とされているのである。

次に述べる中学校理科・高等学校物理・化学・生物・地学の目標は、以上のような立場から設定されたものである。

中学校 理科の目標

1. われわれの生活を改善するのに役立つような、科学的な事実や原理に関する知識を得る。
2. 人と自然界との関係を理解し、さらに人は他の人々、いろいろな生物、自然力の恩恵を受けていることを理解する。
3. 人体や、個人および公衆衛生についての基礎的な知識や理解を得、健康的な習慣を形成しようとする気持ちを起し、さらにその実現に努める。
4. 自然の事物や現象を観察し、実際のものごとから直接に知識を得る能力を養う。
5. 自然の偉大さ、美しさおよび調和を感じ得る。
6. 自然科学の業績について、社会に貢献するものと有害なものとを明らかに区別し、さらにすべての人類に最大の福祉をもたらすように科学を用いなければならないという責任感をもつ。
7. 科学の原理や法則を日常生活に応用する能力を高める。
8. 一定の目的のために原料や自然力を効果的に、また安全に使う能力を高める。
9. 科学的な態度とはどのようなものであるかを理解する。たとえば、いろいろな事実に基いて一応の結論が得られても、偏見を捨ててさらに多くの事実を探求し、じゅうぶんな証拠が得られるまでは判定をさしひかえる。さらに、こうして得られた結論でも別な事実にあてはめてみて深く吟味する。
10. 問題を解決するために、科学的な方法を用いる能力を高める。
11. 現代の産業および商業生活において、科学に関する知識や科学的な習慣が重要であることを認識し、またそれらを習得して職業の選択に役立たせる。
12. 正確に観察し、測定し、記録する習慣を形成する。
13. 道具をたくみに使いこなしたり、機械その他、科学的に作られたものを正しく取り扱ったりする技能や習慣を養う。
14. 人類の福祉に対する科学者の貢献と、科学がどのようにして現在の文明を築くのに役だったかを理解する。

- 15. 科学のいろいろな分野における専門家を尊敬する態度を養う。
- 16. 他の人と協力して科学上の問題を解決しようとする心がまえをもつ。

2 理科の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）〕より

< 小学校 >

自然への関心	（小・中・高）自然の事物現象に積極的な興味関心を持ち，みずから進んで問題を発見しようとする。
論理的な思考	
実験観察の技能	（小・中・高）実証的な態度をもって，実験観察を企画し，これを正しく処理していく技能。
知識，理解	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

< 中学校 >

自然への関心	（小・中・高）自然の事物現象に積極的な興味関心を持ち，みずから進んで問題を発見しようとする。
論理的な思考	
実験観察の技能	（小・中・高）実証的な態度をもって，実験観察を企画し，これを正しく処理していく技能。
知識・理解	
原理の応用・創意	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された理科の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

<小学校>

目標をいつそう明確にするとともに、学年の児童発達段階に応じ、他教科との関連をじゅうぶんに考慮して、その内容をいつそう精選し基礎的次ものを学習させるようにすること。

観察・実験の指導をいつそう重視し、科学的な見方、考え方をつちかうよう、特に留意すること。

低学年においては、特に自然観察を重んじ、自然現象や製作物に対する児童の興味や関心を養い、また、自然愛護の態度を養成するよういつそうくふうすること。

高学年においては、児童の発達段階に応じ、自然現象についての原理的理解を与えるとともに、科学的態度や能力の基礎をつちかうこと。

理科の学習指導にあたっては、特別教育活動や地域の事情との関連についてもじゅうぶん考慮を払うこと。

教員については理科の全領域にわたって、その学力の向上を図ること。

施設・設備の整備充実と、その適切な運営を図ること。

<中学校>

内容を精選し、基本的事項がじゅうぶん指導できるようにするとともに実験、観察の指導をいつそう重視し、科学技術振興の基礎となる知識、技能、態度を身につけるようにすること。

内容に系統性をもたせ、2分野、たとえば「物理、化学的内容を主とするもの」と「生物、地学的内容を主とするもの」を設け、物理、化学的内容の学習に今までより重点をおくこと。

2 理科の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)施行〕より

1 自然に親しみ、その事物・現象について興味をもち、事実を尊重し、自然から直接学ぼうとする態度を養う。

2 自然の環境から問題を見だし、事実に基き、筋道を立てて考えたりくふう・処理したりする態度と技能を養う。

3 生活に関係の深い自然科学的な事実や基礎的原理を理解し、これをもとにして生活を合理化しようとする態度を養う。

4 自然と人間の生活との関係について理解を深め、自然を愛護しようとする態度を養う。

上に掲げた理科の目標は、各項目相互に密接な関連をもつものであり、次に示す各学年の目標は、教科の目標の各項目それぞれについて、学年的発展を明らかにして具体的に示したものである。なお、各学年の目標の作成にあたっては、次の諸点を考慮した。

教科の目標1については、低学年では、ごく身近な自然の事物・現象を見たり、扱ったりさせることによって、自然に親しむ態度を養うとともに、事実即したものの見方・考え方を育て、主客未分化的な見方からはやく脱皮させるようにし、学年が進むにつれて自然環境をしだいに広げ、事物・現象の観察や処理を通して客観的なものの見方・考え方ができるようにする。目標2については、低学年では自然の環境から疑問を見だし、これを解こうとしてそのしかたを考えたり、これを実際に行って確かめたりすることができるようにし、学年が進むにつれてはっきりした問題をとらえ、これを分析したり総合したりして考察することに慣れさせ、筋道の通った考え方でくふう・処理することができるようにする。目標3については、低学年では、自然の事物・現象についての観察を広め、その中から自然科学的な事実を意識するようにし、新しいことがらに出あったときに、これを前の経験と結びつけていけるようにする。学年が進むにつれて、多くの経験の中から自然科学的な事実や基礎的な原理を理解させ、生活に応用してこれを合理化しようとするようにする。目標4については、低学年では、飼育栽培から始め、生物を愛護するようにし、学年が進むにつれて、その気持を自然物一般に広げ、自然と人間の生活との関係を考慮し、自然の保護や利用のしかたについての関心を深め、自然科学の進歩が生活を豊かにするのに役だつことを認識させるようにする。

中学校学習指導要領 文部省告示第81号〔昭和33年10月1日(1958年)告示〕
〔昭和33年10月1日(1958年)施行〕より

- 1 自然の事物や現象についての関心を高め、真理を探究しようとする態度を養う。
- 2 自然の環境から問題をとらえ、事実に基き、筋道をたてて考えたり処理したりする能力を養い、また、実験や観察に必要な機械器具を目的に応じて取り扱う技能を高める。
- 3 生活や産業の基礎となる自然科学的な事実や原理の理解を深め、これを活用する能力を伸ばし、さらに、新しいものをつくり出そうとする態度を養う。
- 4 自然科学の進歩が生活を豊かにするのに役だつことを認識させ、自然科学の成果や方法を生活の中に取り入れ、生活を合理化しようとする態度を養う。
- 5 自然と人間生活との関係を認識させるとともに、自然の保護利用に対する関心を高める。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって理科の目標をなすものである。指導にあたっては、特定の項目にのみ重点をおくことなく、目標が全体として達成されるように考慮しなければならない。

3 理科の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和36年2月13日（1961年）〕より

< 小学校 >

自然現象への関心	自然の事物や現象に積極的な興味・関心をもち、自然から直接学ぼうとする。
科学的な思考	事実に基づき、すじ道をたてて考えたり、処理したりすることができる。
実験・観察の技能	実証的な態度をもって、実験・観察を計画し、実験・観察に必要な機械・器具を目的に応じて取り扱い、その結果を正しく処理することができる。
知識・理解	生活に関係の深い身近な自然科学的な事実や基礎的原理を理解し、これらに関する知識を身につけている。
自然の愛護	自然と人間生活との関係を考えて自然を愛護しようとする。

< 中学校 >

自然の現象への関心	自然の事物や現象に積極的な興味・関心をもち、みずから進んでこれを探究しようとする。
科学的な思考	自然の環境から問題をとらえ、事実に基づき、筋道を立てて考えたり処理したりすることができる。
実験・観察の技能	実証的な態度をもって実験・観察を計画し、実験・観察を適切に行い、その結果を正しく処理することができる。
知識・理解	生活や産業の基礎となる自然科学的な事実や原理を理解し、これらに関する知識を身につけている。
応用・創意	自然科学的な事実や原理の知識を活用することができ、また、新しい考えや事物をつくり出そうとする。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示 昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示 昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された理科の改善の方針

小学校の教育課程の改善について (答申) [昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)] より

(目標)

- 1 目標については、具体的な事物や現象についての直接的な経験を深め、自然認識の基礎になる科学的な物の見方や考え方などを育成するものであることを明確にすることに。

児童の発達段階の特質を考慮して、児童に自然の具体的な事物や現象を観察させたり、それらを実験によって確かめさせたり、また、それらに関係づけたり、組織づけたり、さらに、観点や立場を変えて検討させたりすることによって、自然認識の基礎になる科学的な物の見方や考え方、扱い方などを育成するに心が理科の目標の中核であることを明確に表現するようにする。

(内容の精選)

- 2 内容については、基本的事項を精選して、その集約化を図るとともに、基礎的なことについていっそう発展的、系統的な学習ができるようにすること。

- (1) 科学的な物の見方や考え方、さらに進んでは創造力の育成がじゅうぶんなされるように、児童の自然認識の基礎になる経験や自然科学的な事実や考え方を中軸にして内容を精選、集約し、学習が発展的、系統的に行なわれるようにするとともに、児童が興味をもって学習できるようにする。
- (2) 児童の学習の対象となる具体的な事物や現象については、次のような区分にまとめて整理するとともに、それら区分相互の密接な関連を図る。

ア 生物とその環境

イ 物質および状態や性質の変化、物質相互の関係、および現象における変化の様子などウ 宇宙(地球、太陽と月・地球との関係、星と星の集まり、およびこれら相互の関係など)

- (3) 低学年における理科の学習に関しては、低学年の児童の著しい特徴である全体的、直覚的な物の見方や考え方が、中、高学年の学習の基礎になるものであることを重視する。したがって、低学年においては児童がみずから身近な事物や現象にはたらきかけることを尊重し、児童が対象を比較したり、関係づけたりするなどの経験を豊富にするような内容に改善する。

(他教科との関連)

- 3 他教科とくに体育、家庭、算数との関連についてじゅうぶんに配慮し、理科においては自然の理解に重点をおくこととすること。

- (1) 体育や家庭でも扱う人体については、理科においては生物としての生命現象の理解を深めることを主にする。また、保健や衣、食、住については、家庭および体育との関連を配慮する。

- (2) 自然の事物や現象のはあくにおいて必要となる関数的な見方や考え方については、理科においては現象と具体的な事物の変化のはあくを主とする。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 43 年 6 月 6 日（1968 年）〕より

1 目標について

目標については、現代における自然科学や科学教育の発展を考慮して、自然の事象に対する科学的な見方・考え方を育成し、基本的な科学概念を理解させるようにすることを明確にすること。その際、実験・観察と理論との結びつきをじゅうぶん図り、ものごとを科学的に判断したり処理したりする能力や科学的な探究心を高め、さらに創造力を育成するようにすることをじゅうぶん考慮すること。

2 内容について

- (1) 内容については、時代の進展や生徒の実態に応じ、質的な改善を図るとともに、いっそう系統的な学習ができるように、基本的事項を精選し、内容を再構成すること。

ア 科学的な見方・考え方、方法および基本的な科学概念を中心として内容を構成すること。その際、取り上げる内容の程度や指導方法については、生徒の理解に無理のないようじゅうぶん配慮すること。

イ 基本的な原理・法則などを導き出すまでの過程をいっそう重視するようにし、特に直感的に問題を解決する見通しをつけたり、予想された規則性を実験・観察を通して確かめたり、それらの規則性を論証によって相互に関連づけたりする能力や態度を養うようにすること。そのため、実験・観察の種類や方法などをいっそう適切なものとし、じゅうぶん時間をかけて行なえるようにすること。

ウ 内容を精選するにあたっては、小学校、高等学校との関連を密にして、中学校において発展性の少ない内容や理解の困難な内容は整理するとともに、基本的な科学概念と関連の少ない断片的な知識は縮減すること。

- (2) 現行の 2 分野（理科の内容は、主として理物・科学的領域から成る第 1 分野と主として生物・地学的領域から成る第 2 分野との二つの分野から構成されている。）についての考え方はこれを残し、内容を系統的に組織したり、生徒に系統的な理解を得させたりするなどの長所を生かすとともに、内容の分け方や運営のしかたについては、さらに改善するようにすること。

- (3) 生徒の能力差に応じた指導ができるように配慮すること。

2 理科の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

自然に親しみ、自然の事物・現象を観察、実験などによって、論理的、客観的にとらえ、自然の認識を深めるとともに、科学的な能力と態度を育てる。

このため、

- 1 生物と生命現象の理解を深め、生命を尊重する態度を養う。
- 2 自然の事物・現象を互いに関連づけて考察し、物質の性質とその変化に伴う現象やはたらきを理解させる。
- 3 自然の事物・現象についての原因・結果の关系的な見方、考え方や定性的、定量的な処理の能

力を育てるとともに、自然を一体として考察する態度を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

自然の事物・現象への関心を高め、それを科学的に探究させることによって、科学的に考察し処理する能力と態度を養うとともに、自然と人間生活との関係を認識させる。

このため、

- 1 自然の事物・現象の中に問題を見だし、それを探究する過程を通して科学の方法を習得させ、創造的な能力を育てる。
- 2 基本的な科学概念を理解させ、自然のしくみや、はたらきを総合的、統一的に考察する能力を養う。
- 3 自然の事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養い、科学的な自然観を育てる

3 理科の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

< 小学校 >

知識・理解	自然の事物・現象を認識し、基礎的な自然科学の概念や原理・法則を理解し、これに関する知識を身につけている。
観察・実験の能力	探究的な態度をもって、自然の事物・現象を観察し、実験を計画し、必要な機械・器具を目的に応じて取り扱い、その結果を正しく処理することができる。
科学的な思考	自然の事物・現象に関心をもち、そこに問題を見出し、因果関係的に見たり考えたり、定性的、定量的に考察したりして、自然の事物・現象を論理的、客観的にとらえることができる。

< 中学校 >

知識・理解	自然の事物・現象を認識し、基本的な自然科学の概念や原理・法則を理解し、これに関する知識を身につけている。
観察・実験の能力	探究的な態度をもって自然の事物・現象を観察し、実験を計画し必要な機械・器具を目的に応じて取り扱い、その結果を正しく処理することができる。
科学的な思考	自然の事物・現象に関心をもち、そこに問題を見だし、これを探究する過程を通じて、法則性を発見したり、モデルを形成したりして、自然を総合的・統一的に考察することができる。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された理科の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，自然を探究する能力及び態度の育成や自然科学の基礎的・基本的な概念の形成が無理なく行われるようにするため，特に児童生徒の心身の発達を考慮して内容を基礎的・基本的な事項に精選する。

その際，小学校においては，自然の事物・現象についての直接経験を重視し，自然を愛する豊かな心情を培うこと，中学校においては，自然環境についての基礎的な理解を得させ，自然と人間とのかわりについての認識を深めること，高等学校においては，総合的な自然観の育成を図り，自然を尊重する態度を養うことを重視する。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

〔ア〕 低学年の内容については，自然の事物・現象について，見たり，探したり，作ったり，育てたりする具体的な活動を通して，基礎的な知識・技能の習得や自然を調べる能力及び態度の育成が図れるようにする。内容の構成に当たっては，実際の指導において他の教科との合科的な指導が従来以上に行われやすいように配慮する。

〔イ〕 中学年及び高学年の内容は，現行どおり「生物とその環境」，「物質とエネルギー」及び「地球と宇宙」で構成するが，それぞれ次の諸点に留意して改める。

〔ア〕 「生物とその環境」の内容は，自然のままの生物や飼育・栽培の下での生物の活動，成長及びふえ方の観察を通して，生物の共通の特徴や生物と環境との関係などを理解させることに重点を置いて構成する。内容の構成に当たっては，現行の内容のうち，程度の高い実験を伴うものや取扱いが高度になりがちなもの，例えば細胞と核，キノコの成長，樹相，トリの卵などは集約し，又は削除する。

〔イ〕 「物質とエネルギー」の内容は，自然の事物・現象についての直接経験や模型，器具などの製作活動を通して，物質の性質，物質間の相互作用及びそれに伴う変化を理解することに重点を置いて構成する。内容の構成に当たっては，現行の内容のうち，程度の高い抽象的な説明を要するもの，例えば水溶液の電気伝導，まさつ，打撃による熱の発生等は削除する。

〔ウ〕 「地球と宇宙」の内容は，大気や地表の変化及び天体の動きを調べることを通して，時間や空間についての意識を深め，変化の規則性をとらえることに重点を置いて構成する。内容の構成に

当たっては、現行の内容のうち、実際の観察や取扱いが困難なもの、例えば、火山活動、地球の自転などは削除する。

[I] 2個学年以上にわたって繰り返し発展的に取り扱っている内容のうち、例えば、こん虫の変態や星の動きなどについては、学年相互の関連を考慮して内容を集約する。

(中学校)

(7) 第1分野及び第2分野の内容については、おおむね現行どおり探究の過程を重視し、自然を探究する能力及び態度の育成や理科に関する基礎的・基本的な概念の形成を目指して構成するが、その構成に当たっては、特に自然の事物・現象に直接触れる学習が従来以上に行われるように配慮する。

(1) 現行の内容のうち、実際の指導においてその取扱いが高度になりがちなものや抽象度の高いもの、例えば運動の第2法則、イオンの反応、天体の形状と距離の一部、動植物の分布、遷移などは削除する。また、化学変化の量的関係、原子の構造、地かくの変化と地表の歴史などは、高等学校の内容との関連を考慮して軽減する。

(ウ) 自然と人間とのかかわりについての認識を一層深めるため、例えばエネルギーの変換と利用、身近で基礎的な物質とその反応、自然界における生産、消費及び分解の意義などに関する内容は、充実させる。

(I) 両分野の履修の方法については、現行の並行履修の考え方を引き継ぐが、弾力的な運用ができるようにする。

2 理科の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第155号〔昭和52年7月23日(1977年)告示〕
〔昭和55年4月1日(1980年)施行〕より

観察、実験などを通して、自然を調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、自然を愛する豊かな心情を培う。

中学校学習指導要領 文部省告示第156号〔昭和52年7月23日(1977年)告示〕
〔昭和56年4月1日(1981年)施行〕より

観察、実験などを通して、自然を調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、自然と人間とのかかわりについて認識させる。

3 理科の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
 < 小学校 >

知識・理解	自然の事物・現象の特徴や、それらの相互の関係及び規則性を理解し、基礎的知識を身につけている。
観察・実験の技能	自然の事物・現象を観察し、実験を計画・実施し、機械・器具などを目的に応じ、工夫して取り扱うことができる。
科学的思考	自然の事物・現象から問題を見だし、事物・現象を比較したり、関係を考えたり、観察・実験によって得られた結果を考察・処理したりして、自然の事物・現象を論理的、客観的にとらえることができる。
自然に対する関心・態度	自然の事物・現象に関心をもち、意欲的に自然を調べる活動を行うとともに、自然を愛護する。

< 中学校 >

知識・理解	観察、実験などを通して自然の事物・現象を理解し、これに関する知識を身につけている。
観察・実感の技能	自然の事物・現象を観察し、実験を計画、実施し、必要な機械・器具などを目的に応じ工夫して取り扱うことができる。
科学的な思考	観察・実験などを通して自然を調べる方法を身につけ、自然の事物・現象を分析的、総合的に考察することができる。
自然に対する関心・態度	自然の事物・現象に関心をもち、進んでそれらを調べるとともに、事象を人間生活とのかかわりでみる態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された理科の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)[昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年)]より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，科学技術の進歩，またそれに伴う情報化などの社会の変化や学習の実態などを考慮し，自然に親しむことや観察・実験などを一層重視して，問題解決能力を培い，自然に対する科学的な見方や考え方や関心や態度を育成する指導が充実するよう，内容の改善を図る。

その際，小学校においては，観察・実験など自然の事物・現象についての直接経験を重視し，それらの活動を通して問題解決の意欲や能力を育てるとともに，生活科との関連に配慮して中学年及び高学年の内容の再構成を行う。

中学校においては，観察・実験などを一層重視し，それらの活動を通して自然を探究する能力や態度を育てるとともに，日常生活とのかかわりなどに配慮して内容の構成を改善する。

高等学校においては，自然の事物・現象に対する主体的な探究活動を通して科学の方法を習得させ，科学的な思考力や判断力を育てることを重視するとともに，生徒の能力・適性や進路等に応じて，適切な選択履修が可能となるよう多様な科目を設ける。

なお，児童生徒の発達段階に応じコンピュータ等にかかわる指導が適切に行われるよう配慮する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)

(ア) 観察・実験などを通して問題解決の能力を培い，自然に対する科学的な見方や考え方を育てる観点から，次の諸点に留意して内容を改善する。

[ア] 生活科との関連を考慮して，中学年及び高学年に日常生活に関係の深い自然の事物・現象や人体の成長やはたらきなどの内容を取り上げ，観察・実験，製作などの活動や体験が一層充実するようにする。また，現行の低学年の内容のうち，生活科の学習活動になじみにくいものについては，中学年及び高学年の内容に統合し，自然に対する科学的な見方や考え方が深まるよう見直しを行う。

[イ] 「生物とその環境」め内容は，人体及び動植物の成長に伴う諸現象を観察・実験を通して追究し，生物としての特性や環境とのかかわりに気付かせることに重点を置いて構成する。

その際，現行の内容のうち，例えば，花のつくり(第 3 学年)，植物の成長と養分(第 4 学年)などについては，内容の程度や相互の関連性を考慮し，精選・集約を行う。

[ウ] 「物質とエネルギー」の内容は、物質の状態や性質の変化を観察・実験を通して追究し、物質の性質について理解するとともに、変化にかかわる要因をとらえていくことに重点を置いて構成する。

その際、現行の内容のうち、例えば、風車のはたらき（第3学年）、水溶液の濃さと重さ（第5学年）などについては、内容の程度や発展性を考慮して精選・集約を行う。

[I] 「地球と宇宙」の内容は、地表、大気圏及び天体に見られる諸現象の観察などに基づいて、これらの規則性をとらえることや、時間的・空間的な現象の見方や考え方を育てることに重点を置いて構成する。

その際、現行の内容のうち、例えば、太陽と季節（第6学年）など取扱いが抽象的になりがちな内容について精選を行う。

(イ) 学習の対象とする自然の事物・現象については、地域の実情に即し、地域の自然を生かした指導が行われるよう内容の示し方を改める。

(ウ) 「生物とその環境」、「物質とエネルギー」及び「地球と宇宙」の内容については、児童の主体的な問題解決活動により応用的、発展的な学習を進める観点から、日常生活における科学にかかわる内容を含めるようにする。

(中学校)

(ア) 第1分野及び第2分野の内容については、現行どおり自然科学に関する基本的な概念の形成を目指して構成するが、その際、内容の一層の精選を図るとともに具体的な事物・現象や日常生活にかかわる事項などを取り上げるよう配慮し、次のように改善する。

[ア] 第1分野については、その取扱いが高度になりがちな内容、例えば、化学反応と熱などについて削除又は軽減を図るとともに、力のはたらき及び運動などについては、それらを有機的に結び付けて効果的な指導ができるよう内容を統合する。また、情報化の進展や日常生活との関連を考慮し、科学の進歩と人間生活とのかかわりに関する内容や、光学現象に関する内容等を加える。

[イ] 第2分野については、その取扱いが高度になりがちな内容、例えば、恒星の明るさや色などについて削減又は軽減を図る。また、高等学校との関連を考慮し、例えば、遺伝と進化などに関する内容を加える。

(イ) 観察・実験を一層重視するとともに、主体的な探究活動が十分行えるようにするため、内容の示し方を改める。

(ウ) 第3学年における授業時数の弾力的運用については、教科の内容を一層定着させるため、各分野の内容について補充や深化を行うことなどにより学習の充実を図るようにする。

(I) 第3学年における選択教科としての「理科」においては、生徒の特性等に応じ、課題研究的な学習、野外観察・実験など発展的、応用的な学習活動等が多様に展開できるようにする。

(オ) 各分野の指導に当たっては、コンピュータ等を活用することについて配慮する。

2 理科の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

自然に親しみ，観察，実験などを行い，問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り，科学的な見方や考え方を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

自然に対する関心を高め，観察，実験などを行い，科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め，科学的な見方や考え方を養う。

3 理科の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

< 小学校 >

自然事象への関心・意欲・態度	自然に親しみ，意欲をもって自然の事物・現象を調べる活動を行い，自然を愛護するとともに生活に生かそうとする。
科学的な思考	自然事象から問題を見だし，事象を比較したり，関係付けたり，観察，実験などによって得られた結果を考察，処理したりして，自然事象を論理的，客観的にとらえ，問題を解決する。
観察・実験の技能・表現	自然事象を観察し，実験を計画，実施し，機械，器具などを目的に応じて工夫して扱うとともに，それらの過程や結果を的確に表現する。
自然事象についての知識・理解	自然事象の特徴や相互の関係，規則性などについて理解している。

< 中学校 >

自然事象への関心・意欲・態度	自然の事物・現象に関心をもち，意欲的にそれらを調べるとともに，事象を人間生活とのかかわりでみようとする。
科学的な思考	観察や実験などを通して，自然の事物・現象のなかに問題を見だし，事象を実証的，論理的に考えたり，分析的，総合的に考察したりして問題を解決する。
観察・実験の技能・表現	観察，実験の基本操作を習得するとともに，自然の事物・現象を科学的に調べる方法を身に付け，それらの過程や結果を的確に表現する。
自然事象についての知識・理解	自然の事物・現象について，基本的な概念や原理・法則を理解し，知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された理科の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

- (ア) 小学校，中学校，高等学校を通じて，児童生徒が知的好奇心や探究心をもって，自然に親しみ，目的意識をもった観察，実験を行うことにより，科学的に調べる能力や態度を育てるとともに，科学的な見方や考え方を養うことができるようにする。
- (イ) そのため，自然体験や日常生活との関連を図った学習及び自然環境と人間とのかかわりなどの学習を一層重視するとともに，児童生徒がゆとりをもって観察，実験に取り組み，問題解決能力や多面的・総合的な見方を培うことを重視して内容の改善を図る。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

身近な自然について児童が自ら問題を見だし，見通しをもった観察，実験を通して，問題解決の能力を育てるとともに，学習内容を日常生活と一層関連付けて実感を伴った理解を図り，自然を愛する心情と科学的な見方や考え方を養うことを重視して，次のような改善を図る。

領域構成については，現行どおり「生物とその環境」，「物質とエネルギー」及び「地球と宇宙」とする。

(ア) 児童が事象を比べたり，変化にかかわる要因を抽出したり，計画的に観察，実験を行ったり多面的に考察したりするなどの問題解決の能力を育成するとともに，ものづくりや自然災害など日常生活と関係の深い内容などを充実するため，次のような改善を図る。

a 「生物とその環境」については，児童が動植物の生活の実際や成長に関する諸現象を観察，実験を通して追究することについての指導に重点を置いて内容を構成する。

その際，例えば，動植物の運動や成長と天気や時刻の関係などは削除するとともに，卵生と胎生，植物体の水の蒸散などは中学校へ移行統合する。また，男女の体の特徴などは他教科の指導で取り上げられることを考慮して削除する。

b 「物質とエネルギー」については，児童が物質の性質や状態の変化について観察，実験を通して追究したり，物質の性質などを活用してものづくりをしたりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。

その際，例えば，植物体の乾留などは削除するとともに，ものの性質と音，重さとかさ，水溶液の蒸発による物質の分離，中和，金属の燃焼などは中学校へ移行統合する。

- c 「地球と宇宙」については，児童が地表，大気圏及び天体に見られる諸現象について観察したり，地表や大気圏の諸現象を自然災害などの視点と関連付けて追究したりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。

その際，例えば，石と土などは削除するとともに，空気中の水蒸気の変化，太陽の表面の様子，北天や南天及び全天の星の動き，堆積岩と火成岩などは中学校へ移行統合する。

- (1) 児童の興味・関心に基づいた学習を一層充実したり，地域の実態に即して地域にある事物や現象を生かした指導ができるようにするため，特に，高学年において課題選択を導入する。

(中学校)

身近な自然の事物・現象について生徒が自ら問題を見だし解決する観察，実験などを一層重視し，自然を探究する能力や態度を育成するとともに，日常生活と関連付けた理解を図り，科学的な見方や考え方，自然に対する総合的なものの見方を育てることを重視して，次のような改善を図る。

- (7) 第1分野（物理的領域及び化学的領域），第2分野（生物的領域及び地学的領域）という現行の基本的枠組みは維持しつつ，内容については，科学的思考力や問題解決能力の育成及び科学に関する基本的概念の形成を目指して，学年進行に応じて，直接的な体験・観察に基づく学習から，分析的，総合的なものの見方を育てる学習へ発展するよう次のような改善を行う。

- a 第1分野については，光や音など感覚を通して直接体験できる現象についての学習から，学年が進むにつれて化学変化，電流，運動の現象など自然の規則性を見つけて考察する学習，さらにエネルギー，科学技術と人間など総合的な見方を育てる学習になるよう内容を構成する。

その際，例えば，溶質による水溶液の違いについては削除するとともに，比熱，電力量，イオン，中和反応の量的関係，力の合成と分解，仕事などを高等学校に移行統合する。

また，情報手段の発展に関する内容は，他教科の指導で取り上げられることを考慮して削除する。

- b 第2分野については，植物や動物，大地の変化など直接観察を重視した学習から，学年が進むにつれて生物の殖え方，天体など規則性を見つけて考察する学習，さらには，環境，自然災害など総合的なものの見方を育てる学習になるよう内容を構成する。

その際，例えば，天気図の作成については削除するとともに，大地の変化の一部，月の表面の様子，日本の天気の特徴，遺伝の規則性や生物の進化などを高等学校に移行統合する。

- (1) 生徒の興味・関心に基づき問題解決能力を育成するため，野外観察を一層充実するとともに生徒自ら観察や実験の方法を工夫したりして課題解決のために探究する活動を行うこととする。

2 理科の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第175号 { 平成10年12月14日（1998年）告示
平成14年4月1日（2002年）施行 } より

自然に親しみ，見通しをもって観察，実験などを行い，問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り，科学的な見方や考え方を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

自然に対する関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

3 理科の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

自然事象への関心・意欲・態度	自然に親しみ、意欲をもって自然の事物・現象を調べる活動を行い、自然を愛するとともに生活に生かそうとする。
科学的な思考	自然事象から問題を見だし、見通しをもって事象を比較したり、関係付けたり、条件に着目したり、多面的に追究したりして調べることによって得られた結果を考察して、自然事象を科学的にとらえ、問題を解決する。
観察・実験の技能・表現	自然事象を観察し、実験を計画、実施し、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱うとともに、それらの過程や結果を的確に表現する。
自然事象についての知識・理解	自然事象の性質や規則性、相互の関係などについて理解し、それらについての考えを持っている。

< 中学校 >

自然事象への関心・意欲・態度	自然の事物・現象に関心をもち、意欲的にそれらを探究するとともに、事象を人間生活とのかかわりでみようとする。
科学的な思考	自然の事物・現象の中に問題を見だし、目的意識をもって観察、実験などを行うとともに、事象を実証的、論理的に考えたり、分析的、総合的に考察したりして問題を解決する。
観察・実験の技能・表現	観察、実験の基本操作を習得するとともに、自然の事物・現象を科学的に探究する方法を身に付け、それらの過程や結果及びそこから導き出した自らの考えを的確に表現する。
自然事象についての知識・理解	自然の事物・現象について、基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。

5 生 活

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示
	平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
児童指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された生活の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 教科設定の趣旨とねらい

生活科は，次のような趣旨に基づいて設定する。

- (ア) 低学年児童には具体的な活動を通して思考するという発達上の特徴がみられるので，直接体験を重視した学習活動を展開し，意欲的に学習や生活をさせるようにする。
- (イ) 児童を取り巻く社会環境や自然環境を，自らもそれらを構成するものとして一体的にとらえ，また，そこに生活するという立場から，それらに関心をもち，自分自身や自分の生活について考えさせるようにする。
- (ウ) 社会，自然及び自分自身にかかわる学習の過程において，生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるようにする。
- (エ) 上記の (ア)，(イ)及び(ウ)は，学習や生活の基礎的な能力や態度の育成を目指すものであり，それらを通じて自立への基礎を養うこととする。

この，ような趣旨に基づき，生活科は，具体的な活動や体験を通して，自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心をもち，自分自身や自分の生活について考えさせるとともに，その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ，自立への基礎を養うことをねらいとする。

イ 内容構成の考え方

- (ア)教科のねらいを達成するために，内容選択の基本的な視点は，自分と社会(人々，物)とのかかわり，自分と自然とのかかわり及び自分自身のこととする。
- (イ) 基本的な視点に基づき，児童の生活の実態に即し，例えば，健康で安全な生活，身近な人々との接し方，公共物の利用，生活と消費，情報の伝達，身近な自然との触れ合い，季節の変化と生活のかかわり，物の製作，自分の成長，基本的な生活習慣や生活技能などを具体的な視点として内容を選択する。
- (ウ) この教科の性格から，例えば，児童が見る，調べる，作る，探す，育てる，遊ぶなどの具体的な活動や体験を行ったり，それを言葉，絵，動作，劇化などにより表現したりすることなどを内容の一環として取り上げる。

ウ 学習活動の構成にかかわる留意事項

- (ア) 学習の場は，児童の生活圏である学校，家庭及び近隣の地域とし，学習に取り上げる素材につい

ては、自分と社会や自然とのかかわりが具体的に把握できるものとする。

(イ) 社会や自然をできるだけ一体的に取り扱うようにする。

(ウ) 社会、自然及び自分自身にかかわる学習活動の展開に即して生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるようにする。

2 生活の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

3 生活の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

生活への関心・意欲・態度	身近な環境や自分自身に関心を持ち，進んでそれらとかかわり，楽しく学習や生活をしようとする。
活動や体験についての思考・表現	具体的な活動や体験について，自分なりに考えたり，工夫したりして，それをすなおに表現する。
身近な環境や自分についての気付き	具体的な活動や体験をしながら，自分と身近な社会や自然とのかかわり及び自分自身のよさなどに気付いている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示
	平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された生活の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

児童が身近な人や社会，自然と直接かかわる活動や体験を一層重視し，こうした活動や体験の中で生まれる知的な気付きを大切にする指導が行われるようにするとともに，各学校において，地域の環境や児童の実態に応じて創意工夫を生かした教育活動や，重点的・弾力的な指導が一層活発に展開できるよう内容の改善を図る。

イ 改善の具体的事項

- (ア) 現在，第 1 学年と第 2 学年に分けて示している内容を，地域や児童の実態に応じた弾力的な指導ができるようにするため，2 学年をまとめて示すこととし，2 学年で行うこととなっている合計 12 の内容を，学校と生活，家庭と生活，地域と生活，公共物や公共施設の利用，季節の変化と生活，自然や物を使った遊び，動植物の飼育・栽培，自分の成長の 8 の内容で構成することとする。
- (イ) 各学校において，地域にある自然や施設を活用するなどして地域や児童の実態に応じた多様な活動や体験が一層展開できるようにするため，例えば，公園，乗り物や駅といった具体的な公共施設名などを削除し，扱う対象や場を広く選択できるようにする。
- (ウ) 具体的な活動や体験を行う中で，児童が身近な幼児，高齢者，障害のある児童生徒など多様な人々と触れ合うことができるよう配慮する。
- (エ) 「総合的な学習の時間」との関連に配慮し，児童が一層自分の思いや願いを生かし，主体的に活動することができるようにするため，内容の取扱いにおいて，国語，音楽，図画工作などをはじめとした他教科等との合科的・関連的な指導を一層推進する。

2 生活の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号 } 平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示
平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行 〕より

具体的な活動や体験を通して，自分と身近な人々，社会及び自然とのかかわりに関心をもち，自分自身や自分の生活について考えさせるとともに，その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ，自立への基礎を養う。

3 生活の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

生活への関心・意欲・態度	身近な環境や自分自身に関心をもち，進んでそれらとかかわり，楽しく学習や生活をしようとする。
活動や体験についての思考・表現	具体的な活動や体験について，自分なりに考えたり，工夫したりして，それをすなおに表現する。
身近な環境や自分についての気付き	具体的な活動や体験をしながら，自分と身近な人，社会，自然とのかかわり及び自分自身のよさなどに気付いている。

6 音 楽

学習指導要領（試案）	昭和 22 年 6 月 10 日〔1947 年〕発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 音楽の目標

学習指導要領 音楽編（試案）〔昭和 22 年 6 月 10 日（1947 年）発行〕より

- 一 音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う。
- 二 音楽に関する知識及び技術を習得させる。
- 三 音楽における創造力を養う（旋律や曲を作ること）。
- 四 音楽における表現力を養う（歌うことと楽器をひくこと）。
- 五 楽譜を読む力及び書く力を養う。
- 六 音楽における鑑賞力を養う。

音楽教育は情操教育である、という原則は今も昔も少しも変わっていない。しかし、その意味の取り方は従来必ずしも正しい方向にあったとはいえない。音楽教育が情操教育であるという意味は、目標の一に掲げたように、音楽美の理解・感得によって高い美的情操と豊かな人間性を養うことである。従来の考え方の中には音楽教育を情操教育の手段として取り扱う傾きがはなはだ強かった。即ち、情操を教育するために音楽教育を行うという考え方である。しかし、音楽は本来芸術であるから、目的であって手段となり得るものではない。芸術を手段とする考え方は、芸術の本質を解しないものである。そこで音楽教育が情操教育であるという意味は、音楽教育即情操教育ということで、音楽美の理解・感得が直ちに美的情操の養成となる。であるから、われわれは正しいそして高い音楽教育を行うことができれば、それが直ちに正しく高い美的情操の養成となる。従来のように音楽教育を手段として取り扱う時には、音楽教育はむしろ低下し粗雑になりがちで、一例をあげれば読譜力すらも完全には作ることができないのである。

以上のような観点から、今後の音楽教育はあくまでも純正な音楽教育であるべきで、児童がよい音楽を十分表現し、且つ理解するようになることを目標とし、これがそのまま正しい情操教育であるということをし、しっかり考えておかなければならない。

このように言ったからとて何も音楽をむずかしく考えたり、むずかしく教えたりするという意味は少しもない。人間が美しいものを好み、美によって限りない喜びを感じるのは人間性の最も奥深いものから出て来るのであるから、音楽美の理解・感得は人間性の本質に向かって進んで行くことである。それ故、純正な音楽教育を施すことは人間の性向に反することではなくて、それに従うことである。そしてこれを成功させるためには、児童の生理的、心理的能力の発達の段階をよく見極め、これに適合する方法で教育目標を達成することを考えなければならない。言いかえれば子供の興味や意欲をもととし、これを伸ばしつつ目標に近づいて行くのである。この点従来の教育は大人の頭や考えをあまりにも子供に押しつけたきらいがあった。そのために、音楽教育がはなはだ説教的性格を帯び、したがって子供はこ

れに興味を感じなくなって卑俗な歌に走ったり，または音楽教育の内容が幼稚なものであるために児童の興味を引かなくなったりしたのである。これらの欠点はすべて訂正され，そして音楽の美しさを楽しみつつ正しい教育が行われなければならない。それは教師が十分な理解を持ちさえすれば決してむずかしいことではない。

さて，音楽美の理解や感得を十分に行わせるためにはどうしたらよいか。それには適当な教材によって音楽の美しさ，音楽のおもしろさを十分に味わわせるとともに，音楽についての知識及び技術をしっかりと習得させることである。年齢とともに，だんだんより高い音楽美を理解して行くことができるようにするためには，どうしても音楽についての知識や技術がしっかりできていなければならない。もちろん義務教育を受ける児童や生徒の大部分は専門の音楽家になるのではなく，一般の社会人になるのであるから，音楽についての知識や技術を習得させるといっても，そこにはおのずから限界があるのは明らかである。しかし，これが次第に高まって行くことは国民の音楽的水準が高まることであるから，われわれの希望としては，知識や技術が次第に向上して高いレベルに達することが望ましいのである。しかし，そのような向上は一挙にしてできるものではなく，長い間真剣に努力してはじめて得られるものである。まずその第一歩として，われわれは正しい知識や技術をしっかりと植えつけて行くという方向に進まなければならない。そのためには教師がまず十分な知識や技術を持つことが必要で，教師自身が十分努力をしなければならない。

音楽の知識や技術を習得して音楽美の理解・感得を十分にするためには，自分自身が「音楽する」ことが何よりも大切である。ただ単に受身な態度で聞いているだけでは，決してほんとうに音楽を理解することはできない。みずから音楽することこそ音楽を知る最も正しい且つ早い道である。そのためには従来の音楽教育のようにただ歌唱だけをやっていただけでは不十分で，ぜひ器楽や更に進んでは作曲もやらなければならない。器楽を全面的に実施するには，楽器や楽譜の問題から解決してかからなければならないので，現在の状態では大きな困難を伴うのは明らかである。このためには児童の製作にかかる簡易楽器の利用や，教師の工夫にかかる代用楽器の活用等も考えてみる必要がある。このようなさまざまな困難はあるけれども，ぜひこれを打開して器楽教育も全面的に実施できるように努力したいと思う。また作曲教育は新しい試みであるが，しかし作文や自由画を製作している児童が作曲できないということはない。全部の児童ができなくても大部分の児童に創作の体験を味わわせたい。何もりっぱな曲を作るということを目標としないでも，作曲の体験を持つことによって音楽美の理解を深めればよい。これは器楽のように特別な道具を必要としないから，考え方によれば器楽教育よりも実施しやすい点もある。器楽にしても，作曲にしても，強制することはできないけれども，ぜひ実施できるよう努力すべきである。

鑑賞は，音楽を味わったり理解したり判別する力を養ったりすることであるが，これと同時に音楽を楽しむことも含まれる。鑑賞はただ受身な態度で聞いているだけでなく，それを通して自分が「音楽する」意欲を高めることが大切である。従来の鑑賞教育では，音楽に対し文学的説明を加えることが一般的に行われているが，この方法はよほど注意しないと音楽に対する正しい理解を誤らす場合がある。音楽は本来ことばで説明できるものではなく，音から直接に感じ取るものであるから，あまりいろいろな文学的説明を加えると純粋な音楽的感動を阻害することも起る。そのような点は特に注意する必要がある。また，音楽の鑑賞というとむずかしい顔をしてまじめくさって聴いていなければならないように思われがちであるが，前にも述べように鑑賞は音楽を楽しむことであるから，自由に心から音楽を楽しんで聴くことが大切である。

音楽美の理解・感得によって美的情操を養成すれば，その人は美と秩序とを愛するようになり，それはとりもなおさず社会活動における一つの徳を養うことになる。これは音楽の社会的効用の一つである。

またリズムの体得は人間の活動を能率的にするであろう。その他合唱や合奏における美と秩序とにもとづく訓練は、人間の社会生活や団体生活における秩序の維持の上に大いに役に立つ。合唱や合奏が音楽的に完成するためには、各人の真に自発的な協力がなければならない。だれひとりとしてわがままな行為は許されないのである。わがまま勝手な行為は直ちに音楽の美を破壊する。このような合唱や合奏における訓練は、音楽の持つ社会的効用として高く評価されなければならない。

2 音楽の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和23年11月12日（1948年）〕より

鑑賞
表現
理解

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日（1949年）〕より

< 中学校 >

音楽の知的理解
音楽の鑑賞
音楽の創作
演奏（歌唱・器楽）

小学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 12 月 1 日（1951 年）発行
中学校高等学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 6 月 25 日（1951 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 音楽の目標

小学校学習指導要領 音楽編（試案）〔昭和 26 年 12 月 1 日（1951 年）発行〕より

音楽教育の一般目標

音楽教育の目的を約言すれば、次のようになる。音楽教育の計画は、この目的を達成するものでなければならない。

音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める。

この目的を達成するためには、具体的に次のような一般目標があげられる。

- 1 いろいろな音楽経験を積むことによって、いっそう音楽を愛好するように育てる。
- 2 よい音楽を鑑賞し、音楽の鑑賞力を高める。
- 3 音楽の表現技能を養い、音楽経験を通しての創造的な自己表現を奨励する。
- 4 学習経験を豊かにするために必要な、音楽に関する知識を得させる。
- 5 音楽を理解したり感じとる力を、各個人の能力に応じて高める。
- 6 音楽経験の喜びや楽しさを、家庭や地域社会の生活にまで広げる。
- 7 音楽という世界共通語を通して、他の国々に対するいっそうよい理解を深める。

小学校の音楽教育の目標

音楽教育の一般目標に照して、小学校の音楽教育の目標としては、次の諸項があげられる。

- 1 次のような態度を養つ。
 - 1) 個人ならびにグループの経験を通して、いろいろな音楽活動を楽しむ態度。
 - 2) 余暇を楽しく過すために、音楽に対して関心をもつ態度。
 - 3) 学校で得た音楽経験を活用して、家庭生活や地域社会での生活に、明るさや豊かさを増すための欲求をもつ態度。
- 2 音楽の鑑賞を盛んにし、よい音楽に対する愛好心と鑑賞力とを高める。
- 3 次のような音楽的表現の技能を養い、音楽を通しての自己表現の能力を伸ばす。
 - 1) 簡単な単音唱歌・輪唱歌・合唱歌などを歌う技能。
 - 2) リズム楽器・簡単な旋律楽器などを演奏する技能。
 - 3) 簡単な旋律を作る技能。
 - 4) 楽譜を読んだり書いたりする技能。
 - 5) 劇や遊戯などの身体的動作によって、音楽のリズムや感じなどを表現する技能。
- 4 次のような事柄に対する知識と理解を深める。
 - 1) 楽譜に関する基礎知識。
 - 2) 音楽の要素(リズム・旋律・和声その他副次的な要素)とその組合せについての知識と理

解。

- 3) 演奏の機関(人声・楽器)や、演奏の形態に関する知識と理解。
- 4) いろいろな音楽(声楽曲・器楽曲)と、その内容についての理解。
- 5) 日本および外国の民謡に関する知識。
- 6) 日本および外国の名高い音楽家の生活や作品について、特に興味ある事件や逸話などに関する知識。

以上のような諸目標は、歌唱を用心とし、楽器の演奏・音楽の鑑賞・音楽の理論や構造の学習・創造的な諸活動、その他、他教科における学習活動や教科外の諸活動と関連することによって達成されなければならない。

中学校高等学校学習指導要領 音楽科編(試案)〔昭和26年6月25日(1951)発行〕より

第2節 音楽教育の一般目標

これまでに述べたような、教育目標と音楽との関係に照らして、中学校および高等学校における音楽教育の目標は、次のように約言することができる。

音楽経験をとおして、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める。

この目標を達成するために、具体的には、次のような事がらが、一般目標としてあげられる。

- 1 民主主義社会において、より能率的な生活を営みうる準備となるような音楽経験をj得る。
- 2 音楽経験(歌唱・楽器の演奏・鑑賞・創作)をとおして、いろいろな音楽を知り、いっそう音楽を愛好するようになる。
- 3 音楽の表現技能を養い、音楽による自己表現力を高める。
- 4 音楽的な創造力を豊かにし、創作力を養う。
- 5 よい音楽を鑑賞し、音楽鑑賞の好ましい態度を養う。
- 6 教養ある社会人としてもつべき、音楽に関する知識をj得る。
- 7 あらゆる種類の音楽活動に関する能力と興味とが、各人の能力に応じて極限にまで発達する機会をj得る。
- 8 音楽に対する、高い水準の趣味および技能を得て、それを個人生活・家庭生活・地域社会生活に利用し、個人およびグループの日常生活を楽しく豊かにするとともに、余暇の利用を有効適切にする。
- 9 各国の音楽を学習することによって、言語・風俗・習慣などを異にする諸民族の間に、いっそうよい理解をj得る。

第3節 中学校の音楽教育目標

表 現

1 歌 唱

- 1) 正しい発声と発音とで歌う技能を養う。
 - a) 変声前・変声期・変声後の声を正しく使って歌う技能。
 - b) 美しく明確な発音で歌う技能。
 - c) 各人の能力に応じた声域の拡張。
- 2) リズム・拍子・音程・和声などの音楽的な要素に対する、正しく美しい歌唱技能を高め、また、形式や詩の内容を理解して歌うことによって、音楽的な表現に習熟する。
- 3) 視唱力を高め、楽譜を見て音楽を感じ取る力を養う。

- 4) 聴唱力を高める。
- 5) 斉唱・輪唱・合唱(同声および混声)などを盛んにして、その楽しさを味わい、歌唱への興味を増進するとともに、それらの歌唱技能を養い、歌唱による自己表現力を高める。
- 6) 全生徒に、音楽的な刺激や靈感を与える音楽活動としての、グループ合唱や集団合唱・学校合唱団の発達をはかる。
- 7) 唱歌や平易な芸術的歌曲を学習し、あらゆる機会に、それらを利用することによって、いっそう歌唱の楽しみを増し、日常生活を豊かなものとするとともに、余暇を楽しく過ごす。

2 楽器の演奏

- 1) 楽器を演奏することによって、器具操作の欲求を満たし、それを愉快的な演奏技術に転化する。
- 2) けん盤楽器演奏の基礎技術を習得して、楽器による基本的な音楽表現能力を養う。
- 3) 各種楽器の簡単な編成による合奏や吹奏楽の合奏をして、合奏の技能を養うとともに、合奏の楽しさを味わう。
- 4) 簡単な楽曲を演奏して、いろいろな音楽を知り、器楽に対する興味を高めるとともに、楽器演奏への自発活動を活発にする。
- 5) あらゆる機会に楽器を演奏することによって、生活を楽しく豊かにするとともに、余暇を楽しく過ごす。
- 6) 合奏のグループが、学校や地域社会で公開演奏または、演奏行進を行うことによって、演奏者および聴衆に、音楽的文化経験を与える。

鑑賞

- 1) 音楽の鑑賞活動を活発にして、芸術的な音楽を鑑賞する欲求を盛んにする。
- 2) 音楽を味わいながら聞く習慣をつける。
- 3) 人声の種類(ソプラノ・アルト・テナー・ベース)の特徴を聞き分けそれらの組合せの美しさを味わう。
- 4) 楽器の音色を聞き分け、それらの組合せの美しさを味わう。
- 5) 声楽および器楽の演奏形態の特徴をとらえ、それらの音楽を鑑賞する。
- 6) 音楽の形式や様式(古典・ロマン・近代・現代)の特徴をとらえ、それらの音楽を鑑賞する。
- 7) ラジオや演奏会でよく聞く、通俗的な名曲を鑑賞する。
- 8) わが国および外国の民謡を鑑賞する。

創作

- 1) 創作活動を活発にして、創作への興味を刺激し、各人の能力に応じて、創作力を高める。
- 2) 唱歌形式による旋律を作る。
- 3) 伴奏を作る。
- 4) 詩に旋律をつける。
- 5) 合奏のための編曲をくふうする。

理解

- 1) 楽譜の読み方・書き方を理解する。
- 2) 音楽用語ならびに、諸記号の用い方を理解する。
- 3) 音程・音階を理解する。
- 4) 主要三和音・属七の連結、終止形、簡単な転調の方法を理解する。
- 5) 旋律の重ね方(対位法)について初歩知識を得る。

- 6) 基本的な形式(唱歌形式・複合三部形式・ロンド形式・ソナタ形式)を理解する。
- 7) オーケストラや吹奏楽に用いるおもな楽器の構造・性能・音色・用途などを理解する。
- 8) 人声の種類，特徴を理解する。
- 9) 演奏の形態と，その音楽の構成・様式を理解する。
- 10) 各時代の著名な音楽家の一生と，その作品の特徴を理解する。
- 11) 各国の民謡や民族音楽と，民族楽器ならびに，社会生活との関連を理解する。
- 12) わが国の音楽と，著名な作曲家について知識を得る。

ここにあげた，表現・鑑賞・創作・理解などは，互に分離したものでもなく，また，学習の順序によるものでもない。互に密接に関連し合いながら，学習されなければならないものである。

この目標には，指導の内容や学習活動が含まれていて，そのようなものを便宜上の目標とするのであるが，その背後には，一般目標に掲げた諸目標が，最終目標となっていることを忘れてはならない。

2 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より

< 小学校 >

表現(歌唱,器楽,創作)	(小・中)技巧の面だけでなく，それぞれにおける創造性を重視し，かっこ内の各項ごとに記入する。
鑑賞	(小・中・高)小学校低学年では音楽をたのしんで聞く態度に重点をおき，進んで積極的に鑑賞する態度に及ぶ。
理解	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

< 中学校 >

表現(歌唱・器楽・創作)	(小・中)技巧の面だけでなく，それぞれにおける創造性を重視し，かっこ内の各項ごとに記入する。
鑑賞	(小・中・高)小学校低学年では音楽をたのしんで聞く態度に重点をおき，進んで積極的に鑑賞する態度に及ぶ。
理解	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された音楽の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

<小学校>

音楽の学習は、鑑賞や表現の各領域にわたり、学年の児童発達段階に応じ、発展的・系統的に指導すること。

低学年は、特に、音楽学習にとって重要な基礎的段階をなすものであるから、その指導の内容、方法の改善充実を図ること。

各学年の目標をいつそう明らかにするとともに、内容の精選充実と、その標準化を図り、著しい地域差や学校差を取り除くようにすること。

学校における音楽指導は、社会音楽との関連をもじゅうぶんに考慮し、児童の音楽的情操をつちかい、鑑賞力を高めるようにすること。

教師は、すべて音楽指導の能力を備えていなければならないから、教員養成と現職教育の強化徹底を図ること。なお、この教科の性格上専科教員を置き得るように措置することが望ましいこと。

施設・設備の充実と、その適切な運営を図ること。

<中学校>

内容を整理し、生徒の興味関心の程度や変声期等の変化に応ずる指導がよくできるように各学年の指導の重点を明らかにすること。

第 3 学年において、生徒の進路特性に応ずる教育の必要上、教育課程に弾力性をもたせるため、音楽の週当り必修時間を 1 時間とするが、さらに選択の時間において履修することもできるようにすること。

音楽教育の効果を高めるため、教育養成と現職教育の強化徹底を図るとともに、音楽専門の教員をじゅうぶん配置しうるよう措置することが望ましいこと。

2 音楽の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号 $\left[\begin{array}{l} \text{昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示} \\ \text{昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行} \end{array} \right]$ より

- 1 音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う。
- 2 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く態度や能力を養う。
- 3 歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を伸ばす。
- 4 音楽経験を豊かにするために必要な音楽に関する知識を、鑑賞や表現の音楽活動を通して理解させる。
- 5 音楽経験を通して、日常生活にうるおいや豊かさをもたらす態度や習慣を養う。

上に掲げた音楽科の目標は、相互に密接な関連をもつものであるが、目標 1 は、音楽科で指導すべき総括的な目標である。したがって、各学年における具体的な学習が、主として目標 2、3 および 4 のいずれにかかる場合においても、音楽科の特性上、常に、その指導の根底には、目標 1 が考慮されなければならない。目標 2、3 および 4 は、それぞれ鑑賞力、創造的表現力および知的理解についてその目標を掲げたものであるが、各学年における具体的な学習においては、これらのねらいが有機的に結びつけられるとともに、目標 5 との関連が考慮されなければならない。

次に示す各学年の目標は、それぞれの学年において指導すべき鑑賞と表現(歌唱、器楽および創作)の領域に即して、その学年としての指導のねらいを具体的に掲げたものであるから、教科の目標のそれぞれに対応してはいないが、実際の指導にあたっては教科のすべての目標の達成を旨とする。

また、各学年の目標は、下学年では、まず明るく楽しい学習をさせ、主として感覚的な側面に重点をおいて指導し、上学年に進むにつれて、音楽を聞くこと、歌を歌うこと、楽器を演奏すること、簡単な旋律を作ることなどの態度や能力を伸ばし、楽譜などに対する初歩的な理解を与えて、自主的・創造的な学習ができるようにするというねらいのもとに、それぞれ示したものである。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号 $\left[\begin{array}{l} \text{昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示} \\ \text{昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行} \end{array} \right]$ より

- 1 音楽の表現や鑑賞を通して美的感覚を洗練し、情操を高め豊かな人間性を養う。
- 2 音楽を表現する喜びを味わわせるとともに、音楽表現に必要な技術に習熟させ、音楽によって創造的な表現ができる能力を伸ばす。
- 3 わが国および世界のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、鑑賞する能力を高める。
- 4 わが国および世界の音楽文化に対する正しい理解を得させ、すぐれた音楽を継承し、わが国の音楽文化を向上させようとする基礎的な態度を養う。
- 5 音楽の表現や鑑賞によって得た美的情操や音楽的能力をもって音楽を生活に生かし、生活を豊かにする態度や習慣を育てる。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として音楽科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。

3 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和36年2月13日（1961年）〕より

< 小学校 >

鑑賞する	音楽の美しさを鑑賞することができる。
歌を歌う	正しく創造的に歌うことができる。
楽器を演奏する	正しく創造的に楽器を演奏することができる。
旋律を作る	簡単な旋律を作ったり書いたりすることができる。

< 中学校 >

歌を歌う	正しく創造的に歌うことができる。
楽器を演奏する	正しく創造的に楽器を演奏することができる。
創作する	正しく創造的に旋律を作ったり、また正しく記譜したりすることができる。
鑑賞する	音楽がもっているよさや美しさを感じ取ったり、解釈をして、その音楽を正しく判断することができる。
知識・理解	楽典の基礎的事項や音楽史などの知識・理解をもち、それを表現や鑑賞に役立たせることができる。
音楽への関心・興味	音楽に対して積極的な興味・関心をもち、進んで音楽を学ぼうとしたり、また音楽を生活に生かし、生活を豊かにしようとする。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年)
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された音楽の改善の方針

小学校の教育課程の改善について (答申) [昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)] より

(目標)

1 目標については、音楽が児童の豊かな音楽性をつちかい、情操を深めるとともに、そのことを通して個性や創造性を伸ばすことに寄与するものであることを強調すること。

(1) 鑑賞と表現の諸経験を通じて、音楽的感覚、表現技能、理解等の諸能力を総合した音楽性をつちかい、情操を深めるとともに、そのことを通して個性や創造性の豊かな人間を育成するものであって、単に音楽の技術や知識を習得させることではないこと。

(2) 楽しい音楽学習を通して、音楽に対する愛好心を育て、生活を明るくうるおいのあるものにしようとする態度を養うものであること。

(内容の精選)

2 内容については、すべての領域にわたって基本的事項を精選し、基礎的なことについて、いっそう発展的、系統的な学習ができるようにすること。

(1) 各領域 (鑑賞と表現) を通じて、基本的事項を精選して、指導の徹底が図れるようにする。その際、器楽については、各学年で主として扱う代表的楽器を重点的に示すようにし、かつ必要に応じてその代替を認めるようにする。

(2) 現在、各領域に示している態度、習慣、音楽的感覚、読譜・記譜・視唱奏、理解等については、相互に関連をもたせながら、発展的、系統的に指導されるようにする。

(学年配当の調整および中学校との関連)

3 音楽の学習が、児童の発達段階に即して、発展的に無理なく進められるようにするため、内容の学年配当を調整するとともに、中学校との関連を図ること。

(1) 低学年は、音楽学習の基礎となる音楽的感覚ならびに表現技能の芽ばえを伸ばすのに重要な時期であるので、児童の実態を考慮し、それらの学習が効果的に行なわれるよう、内容の改善、充実を図る。とくに、知的な理解よりも感覚的にはあくし、身体的に感得するような指導に重点がおかれるように内容を構成する。

(2) 現行では、中学校において内容が急に多くなっているため、6年間を通して無理なく学習できるように内容の学年配当を調整する。

(3) 中学校との関連において、とくに読譜・記譜・視唱奏、器楽、創作の内容については、9か年を通じての系統性を図り、かつ用語を統一する。また、高学年においては、変声期にはいつている児

童の指導がじゅうぶんに行なわれるようにする。

(教材の選定)

- 4 楽しく効果的な学習ができるよう、目標と内容に照らしてさらに適切な教材を選定するようにすること。
 - (1) 鑑賞教材は、児童の鑑賞能力を高めるのに効果的なものを、歴史的、地域的配慮を加えて、広い範囲から選曲するようにする。
 - (2) 歌唱教材は、発声やことばの表現、理解などの実態をじゅうぶんに配慮して、児童の生活感情に即し、かつ、教育的に意味のあるものを選曲するようにする。
 - (3) 器楽教材は、児童の演奏能力に応じて、無理なく興味をもって演奏できるものを選曲するようにする。合奏教材については、編成・編曲の適切なものを選曲するようにする。
 - (4) 鑑賞および歌唱の共通教材は、多くの人々に長い間親しまれてきているもののなかから、内容として適合し、かつ、国民性を育成するうえに適切なものを選定する。

中学校の教育課程の改善について(答申)[昭和43年6月6日(1968年)]より

1 目標について

目標については、音楽の表現や鑑賞の能力を高めること、特に、鋭敏な直観力や豊かな感受性を育て、創造的で情操豊かな人間の形成に寄与するものであることを明確にすること。また、わが国や諸外国のすぐれた音楽に親しみ、わが国の音楽文化に対する関心をいっそう高めるようにすること。

2 内容について

(1) 内容については、基本的な事項を精選、集約すること。特に、知識や技術に関する細かな事項は削除するとともに、感性的な事項に関するものは、生徒の心情に訴えて指導が行なわれるように強調すること。

(2) 内容の精選にあたっては、基礎的能力がじゅうぶんに身につく、自主的、創造的な音楽の活動がいっそう活発に行なわれるようにすること。

ア 現行の「表現(歌唱・器楽・創作)」および「鑑賞」の各領域に分散して示してある読譜力、記譜力、聴取力ならびに音楽的反応力に関する内容について、それぞれの基礎的事項を精選、集約し、各学年を通じて系統的に示すようにすること。

イ リズム、旋律、和声などはたらきや効果が音楽を構成する基本的な要素として、的確に理解、感得できるように、前記アの基礎的事項の指導と関連づけて取り扱うように明示すること。

(3) 教材の選択にあたっては、歴史的、地域的に多様な音楽の中から精選し、それらのよさや美しさが享受できるようにすること。その際、わが国の音楽については、生徒の発達段階を考慮して、理解、感得しやすいものを選ぶようにするとともに、その特質が適切に把握できるようにすること。

(4) 歌唱および鑑賞のための共通教材の選択にあたっては、生徒の実態を考慮して曲数や曲種をより妥当なものとする。

ア 歌唱のための共通教材は、生徒の心情に訴えるもの、愛唱歌として親しみのあるもの、変声期の実態にかなうもの、技術的に平易なものなどを選ぶようにすること。

イ 鑑賞のための共通教材は、生徒の負担を考慮して曲数を適切なものとし、また、歴史的、地域的に広い範囲から生徒の心情に訴えるもの、愛好曲の中に加えられるもの、鑑賞への意欲を刺激するもの、基礎的知識が与えられるもの、美の理解、感得がしやすいものなどを選ぶようにすること。

- (5) 合唱や合奏の活動を盛んにし、その活動を通して音楽がもつ秩序や調和を保つ喜びをいっそう深く味わうよう指導の徹底を図ること。このために、少人数でも合唱や合奏の経験が得られるように、演奏の形態や楽器の選択に弾力性をもたせるようにすること。

2 音楽の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号 $\left(\begin{array}{l} \text{昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示} \\ \text{昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行} \end{array} \right)$ より

音楽性をつちかい、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う。

このため、

- 1 すぐれた音楽に数多く親しませ、よい音楽を愛好する心情を育て、音楽の美しさを味わって聞く能力と態度を育てる。
- 2 音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める。
- 3 歌唱、器楽、創作などの音楽表現に必要な技能の習熟を図り、音楽による創造的表現の能力を育てる。
- 4 音楽経験を通して、生活を明るくうるおいのあるものにする態度や習慣を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号 $\left(\begin{array}{l} \text{昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示} \\ \text{昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行} \end{array} \right)$ より

音楽の表現や鑑賞の能力を高め、鋭敏な直観力と豊かな感受性を育て、創造的で情操豊かな人間性を養う。

このため、

- 1 歌唱、器楽、創作の喜びを味わわせるとともに、それらに必要な技能に習熟させ、音楽によって創造的な表現ができる能力を伸ばす。
- 2 わが国および諸外国のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、音楽が鑑賞できる能力を高める。
- 3 音楽の諸要素について感得し理解させるとともに、楽譜に関する知識や技能を高め、自主的、創造的な音楽活動の基礎的な能力を伸ばす。
- 4 わが国および諸外国の音楽文化を理解させるとともに、よい音楽を生活に生かし、生活を明るく豊かにする態度や習慣を育てる。

3 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和46年2月27日（1971年）〕より

< 小学校 >

基礎	リズム，旋律，和声について，聴取したり，読譜したり，記譜したりすることができる。
鑑賞	音楽の美しさを，楽しく，味わって聞くことができる。
歌唱	美しく創造的に歌うことができる。
器楽	美しく創造的に楽器を演奏することができる。
創作	ふしを作ったり，編曲のくふうをしたりすることができる。

< 中学校 >

基礎	リズム・旋律および和声について，的確に読譜したり，記譜したり，聴取したり，身体的に表現したりすることができる。
歌唱	美しく創造的に歌うことができる。
器楽	美しく創造的に楽器を演奏することができる。
創作	創造的に旋律を作ったり，それをまとめたりすることができる。
鑑賞	音楽の美しさを楽しく味わって聞くことができ，またその音楽を解釈し，正しく判断することができる。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された音楽の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，音楽を愛好する心情を育成することに一層重点を置くとともに，指導の効果を高めるため，領域を整理統合し，内容の程度と範囲を適切なものにするなどして改善を図る。

その際，小学校においては，音楽を学習する喜びを得させ，音楽的な感覚を養うこと，中学校及び高等学校においては，合唱や合奏の活動が一層活発に行われるようにし，我が国及び諸外国の多様な音楽に対して関心をもたせることを重視する。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

- (ア) 実際の指導において有機的・統合的な指導が行われやすいようにするため，現行の 5 領域（基礎，鑑賞，歌唱，器楽及び創作）を「表現」及び「鑑賞」の 2 領域に整理統合する。
- (イ) 「表現」の領域の内容は，児童の発達段階に応じて統合的な音楽の指導が行われるように配慮し，現行の「基礎」，「歌唱」，「器楽」及び「創作」の各領域の内容を整理して構成する。内容の構成に当たっては，特に次の諸点に配慮する。
 - [ア] 低学年においては，音楽的な感覚の基礎を培う適切な時期であることを考慮し，身体表現など直接感覚に訴える活動を重視する。
 - [イ] 歌唱については，その経験を豊かにするため，聴唱を一層重視し，現行の視唱に関する内容は，その取扱いの程度を軽減する。
 - [ウ] 現行の第 2 学年以上に配当されている音符，休符，記号などについては，表現活動と密接な関連のもとにその指導がなされるようにするため，その一部を上学年へ移すか又は削除する。
- (ウ) 「鑑賞」の領域の内容は，進んで音楽を聞こうとする意欲を高めることを重視しながら，現行の「鑑賞」の領域の内容を整理して構成する。内容の構成に当たっては，「表現」の領域の内容とも一層密接に関連した取扱いがなされるように配慮する。
- (エ) 共通教材については，歌唱，鑑賞とも曲数は現行と同様に各学年 3 曲ずつとするが，歌唱共通教材の曲目は，現行の選択の範囲に加えて，広い地域にわたって親しまれているわらべうたなどからも選択するようし，鑑賞共通教材の曲目は，中学校との関連について十分考慮して選択する。

（中学校）

- (ア) 領域区分は、小学校と同様の趣旨により、「表現」及び「鑑賞」の2領域にする。
- (イ) 「表現」の領域の内容は、歌唱や器楽によって音楽を表現する喜びを味わわせることに重点を置くとともに、発達段階に応じて統合的な音楽の指導が行われるように配慮しながら、現行の「基礎」、「歌唱」、「器楽」及び「創作」の各領域の内容を整理して構成する。内容の構成に当たっては、特に合唱や合奏の活動が活発に行われるように配慮する。
- (ウ) 歌唱共通教材は、日本の歌曲（合唱曲を含む。）から選択することとし、その曲数は現行より各学年1曲ずつ削減する。なお、日本の民謡については、それぞれの地方における民謡の中から教材として適切なものを適宜選択して指導できるようにし、歌唱共通教材からは削減する。
- (エ) 「鑑賞」の領域の内容は、進んで音楽を聞こうとする意欲を高めることに重点を置くとともに、我が国及び諸外国の多様な音楽に親しませるように配慮しながら、現行の「鑑賞」の領域の内容を整理して構成する。
- なお、日本の音楽の取扱いは、おおむね現行どおりとするが、内容は生徒の発達段階及び実情を考慮して改める。
- (オ) 鑑賞共通教材については、その曲数を各学年1～2曲程度削減する。
- (カ) 第3学年における選択教科としての「音楽」の内容は、生徒の能力、興味、特性等に応じた発展的、応用的なものとし、特に合唱や合奏などの表現活動の喜びを深めることができるようなものにする。

2 音楽の目標

小学校 学習指導要領 文部省告示第155号 $\left(\begin{array}{l} \text{昭和52年7月23日(1977年)告示} \\ \text{昭和55年4月1日(1980年)施行} \end{array} \right)$ より

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。

中学校 学習指導要領 文部省告示第156号 $\left(\begin{array}{l} \text{昭和52年7月23日(1977年)告示} \\ \text{昭和56年4月1日(1981年)施行} \end{array} \right)$ より

表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽性を高めるとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。

3 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より

< 小学校 >

表現 の能力	歌唱	歌う楽しさを感じ取り，美しく歌うことができる。
	器楽	楽器を演奏する楽しさを感じ取り，美しく演奏することができる。
	即興表現	ふしを作って演奏したり，身体表現を工夫したりして，進んで創造的な表現ができる。
鑑賞の能力		音楽の美しさを楽しく味わって聴くことができる。
音楽に対する関心・意欲・態度		音楽に親しみ，進んで音楽的活動に参加している。

< 中学校 >

表現の能力	美しく創造的に歌ったり，楽器を演奏したり，旋律を作ったりすることができる。
鑑賞の能力	音楽を聴き，その良さや美しさを味わうことができる。
音楽に対する関心・態度	音楽に対して関心をもち，進んで表現したり鑑賞したりしようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された音楽の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて音楽に対する豊かな感性を培うことに重点を置き，児童生徒の発達段階に即して個性的，創造的な学習活動が活発に行われるよう内容の改善を図る。

その際，小学校においては，音楽性の基礎を培うとともに，児童に音楽活動の喜びを得させること，中学校及び高等学校においては，生徒の音楽性の伸長と主体的な学習態度の育成を図るとともに，我が国及び諸外国の音楽文化に対する理解と関心を深め，幅広く豊かな音楽観を育成することを重視する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)(音楽)

(ア) 「表現」の領域については，創造的な活動が一層活発に行われるようにするため，即興表現などの自己表現活動の内容を改善する。その際，特に低学年においては，感覚面を重視した指導が十分に行われるよう配慮する。

(イ) 「鑑賞」の領域については，自ら音楽を聴こうとする意欲を高めることに配慮して内容を改善する。その際，「表現」の領域の内容との関連を一層図るようにする。

(ウ) 音符，休符及び記号等については，学習上の必要に応じて弾力的な取扱いができるようにする。

(エ) 歌唱及び鑑賞の共通教材については，次の点に留意して設定する。

[ア] 歌唱共通教材

曲数については，各学年とも現行より 1 曲増やして 4 曲を示し，その中から 3 曲を指導することとする。曲目については，長い間親しみをもって歌い継がれてきたものや，各学年の指導内容として適切なものの中から選曲する。

[イ] 鑑賞共通教材

曲数については，各学年とも現行どおりとする。曲目については，我が国及び諸外国の音楽の中から指導事項との関連や学年の発達段階に十分配慮して選曲する。

(オ) 教科の内容の示し方については，児童の心身の発達や個々の児童の特性に応じた多様な音楽活動ができるようにするなどの観点から，弾力化を図る。その際，複数学年にわたる内容をまとめて示すことなども考慮する。

(中学校)(音楽)

- (ア) 「表現」及び「鑑賞」の領域について、次のような観点から内容の精選・重点化を行うとともに、生徒の特性等に応じ個性的、創造的、主体的な学習が行われるようにする。
- [ア] 「表現」の領域については、発達段階に応じて総合的な音楽の指導が行われるように配慮しながら、歌唱や器楽によって音楽を表現する喜びを味わわせることに重点を置くとともに、即興表現などの創造的な自己表現活動についても適切に配慮する。
- [イ] 「鑑賞」の領域については、進んで音楽を聴こうとする意欲を高めるとともに、我が国及び諸外国の多様な音楽に親しませることに重点を置き、系統性と発展性にも一層配慮しながらその内容を構成する。
- (イ) 我が国の音楽及び諸外国の民族音楽について、国際理解を深めるなどの観点から、その指導の充実を図る。
- (ウ) 第2学年における授業時数の弾力的運用については、生徒の音楽性の伸長と主体的な学習態度の育成を図ることを重視するとともに教科の内容を一層定着させるため、各領域の内容について補充や深化を行うことなどにより学習の充実を図るようにする。
- (エ) 第2学年及び第3学年における選択教科としての「音楽」においては、生徒の特性等に応じた発展的、応用的な学習活動等が多様に展開できるようにする。その際、表現及び鑑賞の活動を深める学習、音楽の各分野にわたる課題学習、即興表現などの創造的な自己表現活動等を重視する。
- (オ) 教科の内容の示し方については、小学校と同様の趣旨で改善する。

2 音楽の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成元年3月15日(1989年)告示} \\ \text{平成4年4月1日(1992年)施行} \end{array} \right]$ より

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第25号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成元年3月15日(1989年)告示} \\ \text{平成5年4月1日(1993年)施行} \end{array} \right]$ より

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を伸ばすとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う。

3 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成3年3月20日（1991年）〕より

< 小学校 >

音楽への関心・意欲・態度	音楽に親しみ，音楽を進んで表現し，鑑賞しようとする。
音楽的な感受や表現の工夫	音楽のよさや美しさを感じ取り，創意工夫を生かした表現をしている。
表現の技能	音楽を表現するための基礎的な技能を身に付けている。
鑑賞の能力	音楽を楽しく聴取，鑑賞し，そのよさや美しさを味わう。

< 中学校 >

音楽への関心・意欲・態度	音楽に親しみ，音楽を意欲的，主体的に表現し，鑑賞しようとする。
音楽的な感受や表現の工夫	音楽のよさや美しさを感じ取り，創造的に表現を工夫している。
表現の技能	音楽を創造的に表現するために必要な技能を身に付けている。
鑑賞の能力	音楽を幅広く聴取，鑑賞し，そのよさや美しさを味わう。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された音楽の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，次の観点を重視して改善を図る。

- (ア) 表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して，音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て，音楽活動の基礎的な能力を伸ばし，豊かな情操を養う指導が一層充実して行われるようにする。
- (イ) 児童生徒が楽しく音楽にかかわり，音楽活動の喜びを得るとともに，生活を明るく豊かにし生涯にわたって音楽に親しむことを促すことを重視し，表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ，各学校が創意工夫を生かして，児童生徒一人一人が個性的，創造的な学習活動をより活発に行うことができるようにする。
- (ウ) 各学校段階の特質に応じて，我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図るとともに，国歌「君が代」の指導の一層の充実を図る。

イ 改善の具体的事項

（小学校（音楽））

児童一人一人が感性を豊かに働かせながら音楽にかかわり，楽しい音楽経験を得られるようにすることを重視して，次のような改善を図る。

- (ア) 学校や児童の実態等に応じて弾力的な指導が行われるようにするため，目標と内容を 2 学年まとめて示す。また，具体的な楽器名を削除し，扱う楽器の選択幅を広げるようにする。
- (イ) 児童がゆとりをもって音楽活動に取り組むことができるよう，音符，休符及び記号など知識理解に関する内容については全学年を通じて弾力的な取扱いができるようにするとともに，現在，取り扱っている八長調とイ短調，ヘ長調とニ短調のうち，取扱いが高度になりがちなヘ長調とニ短調の視唱や視奏を削除する。
- (ウ) 「表現」領域においては，各学年段階の発達に即して，自分の思いを生かした表現活動が一層活発に行われるようにするため，例えば低学年や中学年では，ふし遊びやリズム遊び，様々な音を活用した音楽づくり，高学年では簡単な旋律やリズムをつくって自分なりに表現する活動などの具体的な活動を示すようにする。

また，高学年においては，合唱や合奏などの表現形態を学校や児童の実態等に応じて選択できるよう配慮する。

- (イ) 「鑑賞」領域においては，児童が進んで音楽を聴き，音楽のよさや美しさを感じ取り，様々な音

楽に親しむ活動が一層充実するようにする。

- (オ) 表現及び鑑賞の教材については、次の各点に留意して示すこととする。
- a 歌唱、器楽、鑑賞の教材について、学校や児童の実態等に応じた弾力的な指導が行われるようにするため、年間に取り扱う曲数は示さないこととする。
 - b 歌唱共通教材については、日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継ぐようにするため、現行と同様、長い間多くの人々に親しまれてきた文部省唱歌や、各学年の指導内容として適切なものの中から選択して、これを示すこととする。
 - c 鑑賞教材については、各学校が創意工夫ある指導を進め、学校や児童の実態等に応じて多様な楽曲から選択できるよう共通教材は示さないこととするが、児童が我が国及び諸外国の音楽に一層関心を深め親しむことができるよう教材選択の観点を示すこととする。
- (カ) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても指導することを一層明確に示すこととする。

(中学校(音楽))

生徒が感性を豊かに働かせ個性を生かして楽しく充実した音楽活動を展開し、音楽の喜びを享受できるようにすることを重視して、次のような改善を図る。

- (ア) 表現活動については、合唱や合奏などの表現形態を学校や生徒の実態等に応じて選択できるようにするとともに、第2学年及び第3学年では歌唱や器楽の小アンサンブルなど、一人一人が興味や関心をもつ学習内容なども選択して学習できるようにする。
- また、現在は2、2程度までの楽譜の視唱に慣れさせるとしている読譜指導については、1#、1程度の楽譜の視唱に慣れ親しませるようにすることとする。
- (イ) 生徒の発達段階に応じて、様々な音を用いたり、曲想を工夫するなどの自由な発想を生かした表現活動や鑑賞活動を一層活発に行い、音楽の美しさを感じ取ることができるようにする。
- (ウ) 歌唱及び鑑賞の教材については、各学校が創意工夫ある指導を進め、地域や学校の実態等を生かした多様な音楽活動が展開できるよう、共通教材は示さないこととするが、これまで歌い継がれ親しまれてきた我が国の歌曲を含めて取り上げられるよう教材選択の観点を示すこととする。
- (エ) 我が国の伝統的な音楽文化のよさに気づき、尊重しようとする態度を育成する観点から、和楽器などを活用した表現や鑑賞の活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽を体験できるようにする。

2 音楽の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第175号 { 平成10年12月14日(1998年)告示
平成14年4月1日(2002年)施行 } より

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第176号 { 平成10年12月14日(1998年)告示
平成14年4月1日(2002年)施行 } より

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う。

3 音楽の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

音楽への関心・意欲・態度	音楽に親しみ，音楽を進んで表現し，鑑賞しようとする。
音楽的な感受や表現の工夫	音楽のよさや美しさを感じ取り，それらを音楽活動の中で創意工夫し，生かしている。
表現の技能	音楽を表現するための基礎的な技能を身に付けている。
鑑賞の能力	音楽を楽しく聴取，鑑賞し，そのよさや美しさを味わう。

< 中学校 >

音楽への関心・意欲・態度	音楽に親しみ，音楽を進んで表現し，鑑賞しようとする。
音楽的な感受や表現の工夫	音や音楽のよさや美しさを感じ取り，それらを音楽活動の中で創意工夫し，生かしている。
表現の技能	音楽を表現するための基礎的な技能を身に付けている。
鑑賞の能力	音楽を楽しく聴取，鑑賞し，そのよさや美しさを味わう。

7 図画工作，美術

学習指導要領（試案）	昭和 22 年 5 月 20 日（1947 年）発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 図画工作，美術の目標

学習指導要領 図画工作編（試案）〔昭和 22 年 5 月 20 日（1947 年）発行〕より

- 一 自然や人工物を観察し，表現する能力を養う。
 - （一） 記憶や想像により，各種の描画材料または粘土その他の材料を使って，自然や人工物を表現する能力。
 - （二） 写生により，各種の描画材料または粘土その他の材料を使って，自然や人工物を表現する能力。
 - （三） 新しい造形品を創作し構成する能力。
 - （四） 豊かな美的情操。
 - （五） 形や色に対する鋭敏な感覚。
 - （六） 自然美の理解。
- 二 家庭や学校で用いる有用なものや，美しいものを作る能力を養う。
 - （一） 家庭や学校で必要なものの設計・図案・装飾・製作の能力。
 - （二） 普通の工具・材料・設備を使いこなし，また，それを良好な状態に保持する能力。
 - （三） 環境の諸要素を最も有効に用いる能力。
 - （四） 創作能力。
 - （五） 科学的・研究的・実践的態度。
 - （六） 有用なものや，美しいものを作る際に，手まめに働き，誠実に仕事をする態度。
 - （七） 有用なものや，美しいものを作る際に，ともに動き，ともに楽しむ態度。
- 三 実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力を養う。
 - （一） 生活に必要な品物の実用価値や美的価値を理解し，また，品物相互の調和に注意し，適当に選択し，採りあわせる能力。
 - （二） 造形的な物品の賢明な使用者となる能力。
 - （三） 絵画・彫刻・建築等を鑑賞する能力。
 - （四） 豊かな美的情操。

2 図画工作，美術の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和23年11月12日（1948年）〕より

鑑賞
表現
理解

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日（1949年）〕より

美の鑑賞
基礎技術の理解
創造的な表現

小学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 12 月 10 日（1951 年）発行
中学校高等学校学習指導要領（試案）	昭和 27 年 3 月 1 日（1951 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 図画工作編（試案）〔昭和 26 年 12 月 10 日（1951 年）発行〕より

1．図画工作教育の一般目標

図画工作教育は，造形芸術と造形技術の面から，日常生活に必要な衣・食・住・産業についての基礎的な理解と技能とを与え，生活を明るく豊かに営む能力・態度・習慣などを養って，個人として，また社会人として，平和的，文化的な生活を営む資質を養うにある。この目的を達するために，図画工作教育では，どんなことを目標としたらよいであろうか。

（1）造形品の良否を判別し，選択する能力を発達させる。

われわれは，朝起きるから夜寝るまで，否夜寝ている間にさえも，絶えずいろいろな造形品を使っている。造形品を使うことから離れては，生活をしていくことが困難であろう。したがってこのもろもろの造形品が，よくその使用目的にかなっていて，実用価値が高いかどうかを判断し，ほんとうによいものを選択する力をもっていることは，きわめて必要なことである。また日々使うものの美醜は生活を明るく豊かにする上に大きな影響をもっているものであるからその美的価値の高低を判断し，選択する力をもっていることも，また必要なことである。このような能力をもっていることは，単に個人の生活にとって必要なばかりでなく，国民全般の造形品選択の目が高くなれば，それに伴ってその国の産業の発達によい影響を与えることにもなるのである。そしてこのような能力を発達させる教育は，主として図画工作教育の負わなければならないことであるから，まずこれを図画工作教育の一つの目標としてあげなければならない。

この造形品を正しく選択する能力をつけるには，

- a 形や色に対する感覚を鋭敏にすること。
- b 造形品を構成している材料の良否，構成方法の適否を判断する力を発達させること。
- c 造形品の用と美との関係を理解すること。

等が必要である。

（2）造形品を配置配合する能力を発達させる。

選択した造形品は，それを巧みに使用することがたいせつである。造形品を巧みに使用するには，個々の造形品をその物の持つ目的をよりよく発揮させしかも保存手入れをじゅうぶんにし，長持ちするように使う技能や習慣を養うことのたいせつなことはいうまでもない。各種の造形品は，単独に用いることよりも，いろいろなものを配置配合して使うことが多いのであるから，個々の造形品がたとえよいものであっても，配置配合がちぐはぐで，全体としての関係や調和が，よく保たれていなかったならば，その実用価値や美的価値を発揮することができないのである。造形品を巧みに使用するには，配置配合の能力を発達させることが必要である。

花びんに花をさすにも，玄関にげたやくつをそろえるにも，事務所の机や戸だなの配置にも，服飾品の取り合わせにも，食器や食物の取り合わせにも，室内の装備にも，部落や都市の計画にも，配置配合

の能力を働かせなければ、よい生活はできないのである。したがって配置配合の能力を発達させることは、図画工作教育の目標として取りあげなければならないのである。

この配置配合の能力を発達させるには、

- a 形や色に対する感覚を鋭敏にすること。
- b 実験をとおして、均衡・変化・統一・調和等を理解し、それを実際のものに適用する技能を養うこと。
- c 造形品の用と美との関係を理解すること。

等が必要である。

(3) 造形的表現力を養うこと。

人類が今日持っている進んだ文化は、未開の時代から今日に至るまでの、非常に長い間における、数知れない多くの人々の創意くふうや経験が積み積った結果である。

しかし過去にどんなに優秀な人々の創意くふうや経験があったとしても、それをその人一代に限って、次の時代の人に伝えることができなかつたならば、今日の進んだ文化には到達できなかったはずである。しかるに人類は、自分の考えや経験を発表して他人に伝える力、すなわち表現力を持っていたために、人類の文化は進展してきたのである。今後さらに、われわれの文化を高度のものにしていくためには、他人の発表する思想・感情を正しく受けとる力と、自分の持っている思想・感情を正しく表現する力とを備えることが必要である。

人類が思想・感情を表現するには、言語・文章・音楽等主として抽象的、時間的な表現方法と、絵画・彫刻その他の製作物等主として具象的、空間的な表現方法と、この両者を総合した劇・舞踊・映画などがある。これらの表現方法は、それぞれ人生にとって重要なものであるから、その力を発達させなければならないが、このうち絵画・彫刻その他の製作物による造形的な表現力の養成を分担すべきものは、図画工作科である。

この造形的な表現力を養うためには、

- a 観察力を養い、形や色に対する感覚を鋭敏にすること。
- b 創造力を発達させること。
- c 美意識を発達させること。
- d 表現の材料・用具・方法を理解し、表現技術を発達させること。
- e 科学的・研究的・実践的態度を育成すること。
- f 表現活動の人生に対する意義を理解させること。

等である。

なお、前項で述べた配置配合は、個々のでき上がった造形品を組み合わせ、自分の考えや感情、趣味などを表現することであるから、表現力の一種と考えることができるのであるが、特に重要なことであるから、別の項としてあげたのである。

(4) 造形作品の理解力、鑑賞力を養うこと。

造形教育には、造形的創造活動をさせることによって教育する面と、造形作品を理解し、鑑賞させることによって教育する面とがある。そして造形的表現力を養うことは、前者の教育面を目標として取り扱ったものであり、造形作品の理解、鑑賞の力を養うことは、後者の教育面を目標としたものである。

造形品には、用を主目的にするものと、美を主目的にするものと、用と美とをともに目的とするものがあるが、理解は主として用に働き、鑑賞は主として美に働くのである。しかし多くの造形品は、多い少いの差はあるにしても用の要素と美の要素とを兼ねているものが多いのであるから、理解と鑑賞とは同時に働くことが多いのである。

本章の第一項にかいた、造形品を正しく選択する能力は、造形品を理解する力と、鑑賞する力が基礎となるものであるから、この項に含めてもよいわけであるが、造形品を正しく選択する能力をつけることは、図画工作教育上最も重要なことであるから、特に別な項としてあげたのである。

造形品を理解したり、鑑賞したりする力は、単に造形品を選択するときに必要なだけでなく、もっと広い意味における文化人としての一般的な資質として必要なのである。

造形品を理解し、鑑賞する力を養うためには、

- a 色や形に対する感覚を鋭敏にし、美的情操を豊かにすること。
- b 作品を構成する材料の良否、構成の方法の適否を理解する力を養うこと。
- c 造形品を愛好し、よくできた作品や、すぐれた技術を尊敬する態度を養うこと。
- d 作品に没入し、享受する態度を養うこと。

等が必要である。

なお、造形的表現力を養うことは、造形品を理解し、鑑賞する力を発達させるのに役立ち、造形品を理解し鑑賞する力の発達には、表現力に直接的な影響をもたらすものであるから、すべての目標は有機的な関連を保って、達成するようにしなければならない。

2. 小学校における図画工作教育の目標

前節に述べた図画工作教育の一般目標は、小学校・高等学校にも通ずるものであるが、小学校における図画工作教育の目標は、現在の時代と社会とがいだけ教育理想に基く、小学校教育の目標に基底をおいて、次にあげる諸目標を達成し、図画工作教育の一般目標に到達するための基盤を築くにある。

(1) 個人完成への助けとして。

- a 絵や図をかいたり、意匠を創案したり、物を作ったりするような造形的創造活動を通して、生活経験を豊富にし、自己の興味・適性・能力などをできるだけ発達させる。
 - (a) 児童のもっている活動性と造形的欲求とを満足させ、生活経験を豊富にする。
 - (b) 観察力と、形や色に対する感覚とをできるだけ発達させる。
 - (c) 美的情操を、できるだけ豊かにする。
 - (d) 創造的な表現に対する自信と誇りとをもつようにする。
 - (e) 言語では表現できない思想や感情を、表現する手段としての初歩的な技能を得させる。
 - (f) 創造的表現活動を、情緒の安定のために役だてる。
- b 実用品や美術品の価値を判断する初歩的な能力を発達させる。
 - (a) 自分の生活を維持するために必要なものが、使って便利か、見て美しいかについての関心を高め、いくらかの物についてその判断ができるようにする。
 - (b) 自分の生活を維持するために、必要ないくらかの物につき、それを作るに用いてある材料の良否、作り方の適否についての関心を高める。
 - (c) 自己の身近にある造形品が、生活を明るく豊かにするための美しさを備えているかどうかについての関心を高め、いくらかその判断ができるようにする。
 - (d) 新しく選択する造形品が、自分の持っている他の造形品と、調和するかどうかについての関心を高め、いくらかその判断ができるようにする。
 - (e) 自然の美しさや、美術品の美しさに対する関心を高め、美を享受する態度を発達させる。
 - (f) 自然や美術品の鑑賞を、情緒の安定に役だてる。
- c 造形品を有効に使用することに対する関心を高め、初歩的な技能を発達させる。
 - (a) 手の器用さを増し、基本筋肉と微細筋肉との調和的発達をさせる。
 - (b) 自分の生活を維持するのに必要な造形品の手入れ、保存の技能を得させる。

- (c)物を美しく，便利に配置配合して，生活を明るく豊かにするいくつかの技能を得させる。
- (2) 社会人および公民としての完成への助けとして。
- a 造形的な創造活動，造形品の正しい選択能力，造形品の使用能力などを，家庭生活のために役だてることの興味を高め，技能を発達させる。
- (a) 家庭生活に必要なものを，よく配置配合して，生活を明るく豊かにすることの興味を高め，いくつかの技能を得させる。
- (b) 家庭用品をたいせつに使い，手入れ，保存することのある程度の技能を養う。
- (c) 家庭の室，庭園などを整備することの関心を高め，ある程度の技能を得させる。
- b 造形的な創造活動，造形品の選択能力，造形品の使用能力などを，学校生活のために役だてることの興味を高め，技能を発達させる。
- (a) 学校用具をたいせつに使い，簡単なものを製作したり，ちょっとした修理をするある程度の技能を得させる。
- (b) 他の学習の助けとなるよう，描写技能や製作技能を応用する力を養う。
- (c) 学校生活を明るく豊かにするために，備品を配置配合したり，作品を展示したりするいくつかの技能を発達させる。
- (d) 校地・校舎などを整理整頓，美化することの関心を高め，ある程度それができるようにする。
- c 造形的な創造活動，造形品の選択能力，造形品の使用能力などを，社会生活の改善，美化に役だてるための関心を高め，いくつかの技能を養う。
- (a) 造形活動をとおして，地域社会を理解させる。
- (b) 地域社会の美化，改善のための計画をたてたり，その模型を作ったりすることの興味と，初歩的な技能とを得させる。
- (c) 造形的な表現活動によって，他人に対して自分の思想や感情を伝えるある程度の技能を得させる。
- d 人間の造形活動の文化的価値と経済的価値についての，初歩的な理解を得させる。
- (a) 消費者の立場に立って，親切に作られたものや，優秀な作品，すぐれた技術を尊敬する態度を育成する。
- (b) 各種材料の造形的価値と経済的価値について，いくつかの理解を得させる。
- (c) 造形活動の進歩が，生活を明るく豊かにするために，どのように役だっているかについて，いくつかの理解を得させる。
- (d) 工芸美術・商業美術の経済的価値について，初歩的な理解を得させる。
- (e) 家・地方・日本および外国の，文化的資産としての美術品に対するいくつかの認識を養う。
- e 美的情操を深め，社会生活に必要な好ましい態度や習慣を養う。
- (a) 仕事のあと始末をよくし，清潔・整理の習慣を養う。
- (b) 弟妹やその他の家族のために，自己の造形能力を善用することの態度を養う。
- (c) 共同の用具・材料・公共物をたいせつに扱い，手入れ，保存についての責任を持つ態度を養う。
- (d) 計画した仕事を完遂する態度を養う。
- (e) 共同の作業をとおして責任を重んじ，協調する態度を養う。

図画工作教育の目標は、教育の一般目標を、造形文化の面から分担して達成することである。特に、日常生活に必要な衣・食・住・産業や、造形文化についてその基礎的な理解と技能とを得て、生活を明るく豊かに営む、能力・態度・習慣を養い、個人としても、また社会人としても、平和的、文化的な生活を営む資質を伸ばすことにおく。

造形文化の面から生活を明るく豊かに営むためには、次の諸項の目標を達成することが必要である。

- 1 次の要項の指導によつて生活に必要な造形品を選択する能力を養う。
 - 1) 色や形に対する感覚を鋭敏にすること。
 - 2) 造形品を構成している材料の良否、構成方法の適否を判断すること。
 - 3) 造形品の美しさを理解すること。
 - 4) 造形品の用と美との関係を理解すること。
- 2 次の要項の指導によつて造形品を有効に使用する能力を養う。
 - 1) 造形品の用と美との関係を理解すること。
 - 2) 色や形に対する感覚を鋭敏にすること。
 - 3) 手を器用にすること。
 - 4) 造形品を用、美両面から見て巧みに配置配合する技能を持つこと。
 - 5) 実験・実習を通して均衡・変化・統一・調和等を理解し、これを実際のものに適用する技能を持つこと。
 - 6) 公共物をたいせつに扱う態度・習慣を養うこと。
- 3 次の要項の指導によつて造形品を創造する力を養う。
 - 1) 観察力を発達させること。
 - 2) 色や形に対する感覚を鋭敏にすること。
 - 3) 創造力を発達させること。
 - 4) 美意識を発達させること。
 - 5) 表現の材料、用具の使用や、表現方法を理解すること。
 - 6) 表現技術を発達させること。
 - 7) 研究的、実践的態度を養うこと。
 - 8) 共同して仕事をする場合よく他人と協調する態度を養うこと。
 - 9) 資源を愛護する態度を養うこと。
 - 10) 表現活動の人生に対する意義を理解すること。
- 4 次の要項の指導によつて、創造的な表現力を適用する能力を養う。
 - 1) 情緒の過度の緊張を和らげること。
 - 2) 余暇を有効に過ごす助けにすること。
- 5 次の要項の指導によつて自然のよさや造形品を鑑賞する力を養う。
 - 1) 色や形に対する感覚を鋭敏にすること。
 - 2) 美的情操を発達させること。
 - 3) 作品を構成する材料の良否、構成方法の適否を判断すること。
 - 4) 自然のよさや、作品に対して、そのよさを味わう態度を養うこと。
 - 5) 造形品を愛好し、よくできた作品や、すぐれた技術を尊敬する態度を養うこと。
 - 6) わが国の過去の美術作品を研究し、鑑賞して、いろいろな時代の文化を理解する能力を養うこと。
 - 7) 外国の美術作品を研究し、鑑賞して、外国の文化を理解する能力を養うこと。

以上の五つの目標は互に有機的な関連を持っているもので、個々独立したものではない。

第2節 中学校の図画工作教育の目標

前節で述べた図画工作の教育の目標は、小・中・高等学校と通じての目標であるが、中学校における図画工作教育の目標は、この一般目標を達するため、現在の時代と社会とがいただく教育理想に基く中学校の教育目標に基底をおき、小学校の図画工作教育の目標に接続して、次にあげるような諸目標を達成するにある。

1 生徒を個人としてできるだけ完成する助けとして、

1) 絵や図をかいたり、意匠を創案したり、物を作ったりする創造活動を通して生徒の興味・適性・能力をできるだけ発展させる。

(1) 観察力を鋭敏にすること。

(2) 色・形・質・量に対する感覚を鋭敏にすること。

(3) 美的情操を豊かにすること。

(4) 表現の材料・用具・方法に対する理解を発展させること。

(5) 表現技能を展開させること。

a 情緒の安定に役だつためとして。

b ことばでは表現できない思想や感情を表現する手段として。

2) 日常生活を営むに必要な、造形品の实用価値や美的価値を判断し、有効なものを選択する能力を発展させること。

(1) 造形品の色・形・質・量などが、その造形品そのものの存在目的に合致しているかを判断する能力を発展させること。

(2) 造形品がよい材料で作られているか、構成方法が適当であるかを判断する能力を発展させること。

(3) 造形品が生活を明るく豊かにするための美しさを備えているかを判断する能力を発展させること。

(4) 新しく選択する造形品が、自分の持っている他の造形品と調和するかどうかを判断する能力を発展させること。

(5) 造形品の用と美との関係を理解する能力を発展させること。

3) 造形品を有効に使用する技能を発展させる。

(1) 生活に必要な造形品を、その使用目的にじゅうぶん合致するように使いこなす技能を発展させること。

(2) 造形品の手入れ・保存・修理の技能を発展させ、造形品をたいせつに使う態度や習慣を養うこと。

(3) 造形品を巧みに配置配合する技能を展開すること。

4) 美術品および自然のよさを鑑賞する能力を発展させる。

(1) 美術品および自然のよさを楽しむ態度を養うこと。

(2) 美的感受性を発展させ、豊かな情操を養わせること。

(3) 美に没入し、いっそう高尚な美を鑑賞する能力を発展させること。

(4) 美術品や自然の美しさをたいせつにし、それを愛護する態度を養うこと。

5) 前の各項と関連して、余暇を有効に過ごすための多くの興味や技能を発展させる。

2 生徒を社会人および公民としての完成の助けとして。

1) 創造的な表現力を、社会生活に活用する技能を発展する。

(1) 創造的な表現力を、家庭生活の美化・改善に活用する技能を発展させること。

たとえば、家具類の配置配合がよくできること、室内装飾ができること、家の設計や模型を作ること、

家具・調度等の考案・製作ができること、家庭生活を能率的にしかも美しく送ることができることなど。

(2) 創造的な表現力を、学校生活の美化・改善および他教科その他の学習活動の助けとして活用する技能を発展すること。

たとえば、校地や校舎を美化すること、学習用具を製作したり、美化すること、学校用具を改善すること、他教科やその他学習の助けとなる絵や図をかいいたり、物品を製作することなど。

(3) 創造的な表現力を、地域社会の美化・改善に活用する技能を発展すること。

たとえば、地域社会の美化・改善のための計画を立てたり、その模型を作ったり、公園や緑地の設計をすることなど。

(4) 創造的な表現活動を、対人関係の思想・感情の伝達技能として発展すること。

たとえば、社会生活上必要な絵やポスターをかくこと、案内図をかくこと、絵や製作物によって思想・感情を表現することなど。

2) 人間の造形活動の意味を理解し、その価値を理解する能力を発展する。

(1) 人間は自然物にどのような加工をし、それを利用して生活を明るく豊かにしているかの理解を発展すること。

(2) 消費者の立場に立って、親切に作られたものに対する尊敬の情を発展させること。

(3) すぐれた作品やすぐれた技術を尊敬する情を発展させること。

(4) 東西の過去および現在のすぐれた美術品を通して国際の理解を発展させること。

(5) 地域社会および国としての美術文化の施設と、美術作品保護のための施設についての理解を発展させ、関心を高めること。

3) 造形の用具材料および造形品の使用を通して公民として必要な態度を発達させる。

(1) 造形品に必要な材料を、資源としてたいせつに使う態度を発達させること。

(2) 造形に必要な用具を、公私の別なくたいせつに使う態度や習慣を養うこと。

(3) 共用の用具および一般造形品を他人と協調して使う態度や習慣を養うこと。

4) 生徒の職業的な興味・適性・技能と、経済的生活の能力を発展させる助けとして、

(1) 生徒自身が、美術的職業に対する適性や興味があるかを発見したり、また美術に非常な興味と資質を持っている生徒が、その技能をできるだけ伸ばすようにすること。

(2) 造形作品の経済的価値に対する理解を発展させること。

(3) 商業美術、たとえば、レッテル・ポスター・看板、店頭・店内の装飾、包装などについての理解と技能とを発展させること。

(4) 商品の展示方法についての理解と技能とを発展させること。

(5) だれにも必要な表現の有効な方法としての技能を発展させること。

たとえば、スケッチするとか、計画を簡便に図示表現することなど。(これはいかなる職業でも有用なものである。)

以上、中学校における図画工作科の目標をあげたが、これらの諸目標は互に有機的な関連を保っているもので、個々に独立しているものではない。

2 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より

<小学校>

表現(描画,工作,図案)	(小・中)表現技能だけでなく,それぞれにおける創造性を実現し,かっこ内の各項ごとに記入する。
鑑賞	
理解	

* 観点の趣旨については,一部しか示されていない。

<中学校>

表現(描画・工作・図案)	(小・中)表現技能だけでなく,それぞれにおける創造性を重視し,かっこ内の各項ごとに記入する。
鑑賞	
理解	

* 観点の趣旨については,一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された図画工作，美術の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について（答申）〔昭和 33 年 3 月 15 日（1958 年）〕より

< 小学校 >

指導の目標と内容を，いつそう明らかにするとともに，学年の児童発達段階に応ずる指導の要点を示し，美術的な面と技術的な面との統一調和を図るようにすること。また，工作教育の不振の現状については，その改善充実を図ること。

児童の自由な表現活動とともに，基礎的学習を重んじ，創造的・実践的態度や基礎的技能をつちかうように指導すること。

他教科との関連をじゅうぶんに考慮して，内容の重複をさけること。

図画工作に関する教師の指導力を高めるため，教員養成と現職教育の徹底を図ること。

施設・設備の充実と，その適切な運営を図ること。

< 中学校 >

現行の図画工作を改めて「美術科」とし，その内容を芸術性創造性を主体とした表現や鑑賞活動に関するものとし，生産的技術に関する部分は，「技術科」を新設してここで取扱うこととする。

教科の再編成に応じ，かつ生徒の進路特性に則して教育課程に弾力性をもたせるため，美術科の第 2 学年および第 3 学年における週当り必修時間を 1 時間とするが，さらに選択の時間において履修することができるようにすること。

2 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 絵をかいたり物を作ったりする造形的な欲求や興味を満足させ，情緒の安定を図る。
- 2 造形活動を通して，造形感覚を発達させ，創造的表現の能力を伸ばす。
- 3 造形的な表現や鑑賞を通して，美的情操を養う。
- 4 造形的な表現を通して，技術を尊重する態度や，実践的な態度を養う。
- 5 造形活動を通して，造形能力を生活に生かす態度を養う。

上に掲げた図画工作科の目標は，相互に密接な関連をもつものであるが，目標 1 は，図画工作科にお

ける指導の出発点となりまたその基底となるものである。したがって、各学年における具体的な学習が、主として目標 2, 3 および 4 のいずれにかかる場合においても、図画工作科の特性上、常にその指導の根底には、目標 1 が考慮されなければならない。目標 2, 3 および 4 は、それぞれ創造的表現力、美的情操および造形活動における実践的態度について、その目標を掲げたものであるが、各学年における具体的な学習においては、これらのねらいが有機的に結びつけられるとともに、目標 5 との関連が考慮されなければならない。

次に示す各学年の目標は、下学年では、まず造形活動を活発に行わせて児童の欲求や興味を満足させることに重点をおいて指導し、上学年に進むにつれて、造形的な経験を豊かにし、表現や鑑賞の技能・態度を伸ばすとともに、美と用との両面にわたる造形的な秩序を理解したり、感じとったりすることができるようになることをねらいとして示したものである。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 絵画や彫塑などの表現や鑑賞を通して、美術的な表現意欲を高め、創作の喜びを味わわせる。
- 2 色や形などに関する学習を通して、美的感覚を洗練し、美術的な表現能力を養う。
- 3 わが国および諸外国のすぐれた美術作品を鑑賞させ、自然に親しませて、美術や自然美を愛好する心情や鑑賞する力を養う。
- 4 美術の表現や鑑賞を通して、情操を豊かにするとともに、美術的な能力を生活に生かす態度や習慣を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として美術科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。

3 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和 36 年 2 月 13 日（1961 年）〕より

< 小学校 >

絵をかく・版画を作る	美しく創造的に絵をかいたり、版画を作ることができる。
彫塑を作る	美しく創造的に彫塑を作ることができる。
デザインをする	美しく創造的にデザインをすることができる。
ものを作る	美しく創造的にいろいろなものを作ることができる。
鑑賞する	造形作品の美しさを鑑賞することができる。

< 中学校 >

絵をかく	美しく創造的に絵（版画を含む。）をかくことができる。
彫塑を作る	美しく創造的に彫塑を作ることができる。
デザインをする	デザインで、よい発想ができ、うまく計画し、表示することができる。
鑑賞する	作品を味わい楽しみ、その美しさを感じとったり、また、身近な造形品について批判・鑑賞することができる。
美術への関心・態度	美術に対して積極的な興味・関心をもち、美術を愛好し、美術を生活に生かし生活を豊かにしようとする。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示 昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示 昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された図画工作，美術の改善の方針

小学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 42 年 10 月 30 日（1967 年）〕より

（目標）

- 1 目標については，造形活動を通して，創造的表現の能力を伸ばし，技術を尊重する態度をつちかい，美的情操を養うものであることを明確にすること。

小学校の段階に即応した造形活動を通して，造形感覚を発達させ，創造的表現の能力を伸ばし，技術を尊重する造形能力を生活に生かす態度をつちかい，美的情操を養うものであることを目標において明確にする。

（内容の精選）

- 2 内容については，領域の整理，統合を行なうとともに，基本的事項を精選し，内容の示し方についてもいっそう明確にすること。

(1) 領域は，たとえば高学年においては，(1)絵画(2)彫塑(3)デザイン(4)工作(5)鑑賞 に整理，統合するとともに，その内容についても基本的事項を精選して，指導の徹底が図れるようにする。

(2) 各領域について，材料，用具，表現の技法などを整理し，各学年で主として扱うものを重点的に示すようにする。

（デザイン）

- 3 デザインについては，図画工作科の他の領域との関連をも考えて，その内容をいっそう明確にすること。

(1) 小学校におけるデザインのあり方を明確にし，その取り扱いについては，小学校教育に適切な内容の指導が行なわれるように配慮する。

(2) デザインと他の領域（とくに「ものを作る」領域）と関連して学習させるようにする。

（「ものを作る」）

（鑑賞）

- 4 「ものを作る」学習がじゅうぶん行なわれるよう配慮すること。

「ものを作る」学習（工作）については，技術性，計画性，機能性などをねらうこの教育がじゅうぶん行なわれるように考慮する。

- 5 鑑賞に関する内容の示し方を，学年に応じて，いっそう明確にすること。

(1) 低，中学年において行なわれる鑑賞の指導は，その内容や方法をいっそう明確に示すようにする。

(2) 高学年においては行なわれる鑑賞の指導は，中学校の美術科との関連を考えながら，適切に鑑賞作

品が示されるようにする。

(他教科および中学校との関連)

6 他教科との関連および中学校の美術科との関連を配慮すること。

(1) 図画工作科と他教科とくに家庭，理科，算数との間の調整を図る。たとえば，

ア 図画工作科における「役にたつものを作る」と家庭科との関連

イ 図画工作科における「機構的な玩具(がんぐ)，模型の類を作る」と理科との関連

ウ 図画工作科における「いろいろな図」についての指導と算数との関連

(2) 中学校の美術科との関連については，内容的に円滑に，かつ，効果的になるように考慮する。たとえば，小学校では，実践的なものを主とし，理解的な事項については中学校に移す。

(教科の名称)

7 教科の名称については，目標および内容に即した適切な名称に改めることも考慮すること。

現行の「図画工作」という名称は，この教科の目標，内容を表わすのにふさわしくないので，たとえば，「造形」等の適切な名称に改めることも考慮する。

中学校の教育課程の改善について(答申)[昭和43年6月6日(1968年)]より

1 目標について

目標については，美術の表現や鑑賞の能力を養い，創造的で情操豊かな人間の形成に寄与するものであることを明確にすること。

なお，表現活動においては，特に個々の生徒の美術的な体験を深め，美的な感受性や想像力，構想力をいっそう養うようにし，又，鑑賞活動においては，特に審美性を養い，すぐれた美術文化に対する関心をいっそう高めるようにすること。

2 内容について

(1) 内容については，基本的事項を精選，集約するとともに，現行の内容に含まれていない工芸の内容を新しく取り入れ，再構成すること。

ア 内容は，絵画，彫塑，デザイン，工芸および鑑賞の領域によって構成すること。

その際，特に美術についての感覚や基礎的な技術が養われるように配慮すること。

イ 現行の「色や形などの基礎練習」は，指導の効果をあげるために，その内容を精選し，前記アの領域に含めて組織すること。

(2) 工芸における製作では，創造的な活動を通して，物を作る喜びを味わせるとともに，製作の基礎的な能力が養われる内容とすること。

その際，製作の目的，機能，材料，構造や形体の美などを条件として，適切な計画ができるようにすること。

(3) 鑑賞については，その基礎的な能力を養い，心情をより豊かにするためにわが国および諸外国のすぐれた美術作品について，指導のねらいや対象を明確に示すようにすること。

(4) おのこの領域に示された内容については，生徒の興味や能力および学校や地域の実態に応じて，弾力的に扱うことができるようにすること。

その際，片寄った取り扱いにならないように配慮すること。

2 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

造形活動を通して，美的情操を養うとともに，創造的表現の能力をのばし，技術を尊重し，造形能力を生活に生かす態度を育てる。

このため，

- 1 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより，造形的な美の感覚の発達を図る。
- 2 絵であらわす，彫塑であらわす，デザインをする，工作をする，鑑賞することにより，造形的に見る力や構想する力をのばす。
- 3 造形活動に必要な初歩的な技法を理解させるとともに，造形的に表現する技能を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

美術の表現と鑑賞の能力を高め，情操を豊かにするとともに，創造活動の基礎的な能力を養う。

このため，

- 1 絵画および彫塑の表現を通して，美的直感力や想像力を育て，率直に表す能力や態度を養い，自己表現の喜びを味わわせる。
- 2 デザインおよび工芸の計画や製作を通して，用途に伴う条件をもとに構想を練り，美的にまとめる能力や態度を養い，製作する喜びを味わわせる。
- 3 美術の鑑賞を通して，自然や造形作品に対する審美性を豊かにし，美術文化を愛好する態度を育てる。
- 4 美術の表現や鑑賞を通して，美術的な能力を生活に生かす態度や習慣を育てる。

3 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

< 小学校 >

絵画	美しく創造的に絵をかいたり，版画にすることができる。
彫塑	美しく創造的に彫塑を作ることができる。
デザイン	美しく創造的にデザインすることができる。
工作	美しく創造的に工作することができる。
鑑賞	身近な造形品や美術作品の美しさを楽しく味わうことができる。

< 中学校 >

絵画	美しく創造的に絵をかいたり，版画にすることができる。
彫塑	美しく創造的に彫塑をつくることができる。
デザイン	よい発想ができ，構想をねって表示したり，作成することができる。
工芸	適切な計画をたて，美的，機能的に工芸の製作ができる。
鑑賞	自然や美術作品の美しさを楽しく味わい，また生活環境について造形的な関心をもっている。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された図画工作，美術の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，創造的な表現製作の喜びを一層深く味わわせることに重点を置くとともに，指導の効果を高めるため，領域を整理統合するなどして，内容を精選する。

その際，小学校においては，特に低学年においてより総合的な造形活動が行われるようにすること，中学校及び高等学校においては，充実した表現活動を通して美的創造力を育てることを重視する。

イ 改善の具体的事項

（小学校） 図画工作

(ア) 実際の指導において有機的・統合的な指導が行われやすいようにするため，現行の 5 領域（絵画，彫塑，デザイン，工作及び鑑賞）を「表現」及び「鑑賞」の 2 領域に整理統合する。

(イ) 「表現」の領域の内容は，色や形などの美しさに関心をもち，つくりだす喜びを味わわせることに重点を置き，現行の「絵画」，「彫塑」，「デザイン」及び「工作」の各領域の内容を整理して構成する。内容の構成に当たっては，現行の内容のうち，取扱いの程度が高くなりがちなものや題材の範囲が広がりすぎるもの，例えば低学年の「知らせる目的でつくる」や「色や形などの自由な組み合わせや組み立て」などの内容は「表現」のうちの他の内容に統合し，「動くものや建物などをつくる」などの内容は，造形的な創作に重点を置いて整理する。

(ウ) 「鑑賞」の領域の内容は，「表現」の指導との関連を一層密接にして取り扱うことに留意し，現行の「鑑賞」の領域の内容を整理して構成する。内容の構成に当たっては，現行の内容のうち取扱いの程度が高くなりがちなもの，鑑賞対象の範囲が広がりすぎるものなど，例えば「身近な造形品」や「代表的な美術作品」の内容は，その範囲と程度を明確にする。

(エ) 材料，用具及び技法については，手を使っての体験を重視し，基本的なものを明確にして，系統的，発展的に内容を構成するとともに，地域の特性に応じた材料選択ができるよう考慮する。

（中学校） 美術

(ア) 領域区分は，小学校と同様の趣旨により，「表現」及び「鑑賞」の 2 領域にする。

(イ) 「表現」の領域の内容は，感覚や技術の直接経験を通して表現の喜びを深く味わわせることに配慮し，絵画表現や彫塑表現の内容とデザインや工芸製作の内容とを整理して構成する。内容の構成に当たっては，現行の「彫塑」の内容のうち，その取扱いの程度が高くなりやすいもの，例えば，「第 1 学年の「材料や用具の特性を生かしてつくる」などは削除し，現行の「デザイン」及び「工

芸」の内容のうち、「使用のためのデザイン」と「用途をもとに材料を選んで製作する」内容は統合する。

(ウ) 「鑑賞」の領域の内容は，自然や造形作品の美しさを深く味わわせることに配慮し，「表現」の領域の指導と関連して取り扱うようにし，鑑賞の指導の対象となる作品の範囲が広がり過ぎないように改める。

(I) 第3学年における選択教科としての「美術」の内容は，生徒の能力，興味，特性等に応じた発展的，応用的なものとし，特に絵画，デザイン，工芸などの表現製作の喜びを一層深めることができるようなものにする。

2 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第155号〔昭和52年7月23日（1977年）告示〕
〔昭和55年4月1日（1980年）施行〕より

表現及び鑑賞の活動を通して，造形的な創造活動の基礎を培うとともに，表現の喜びを味わわせ，豊かな情操を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第156号〔昭和52年7月23日（1977年）告示〕
〔昭和56年4月1日（1981年）施行〕より

表現及び鑑賞の能力を伸ばし，造形的な創造活動の喜びを味わわせるとともに，美術を愛好する心情を育て，豊かな情操を養う。

3 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和55年2月29日（1980年）〕より
<小学校>

表現の能力	絵・彫塑	感じたことや想像したことなどをもとに，内容豊かに平面に表したり，立体で表したりすることができる。
	デザイン・工作	飾る，伝える，使うなどの目的や条件を考えて美しくデザインしたり，つくったりすることができる。
鑑賞の能力		かいたりつくったりしたものの良さや美しさ，自然の美しさなどを味わうことができる。
造形に対する関心・態度		材料，色，形などに関心をもち，積極的に造形活動をしようとする。また，根気強く作品を完成しようとする。

< 中学校 >

表現の能力	美しく創造的に絵をかいたり彫塑をつくったり，デザインや工芸を製作したりすることができる。
鑑賞の能力	絵画，彫刻，デザイン，工芸の良さや美しさを味わうことができる。
美術に対する関心・態度	美術を愛好する心情をもち，進んで表現したり鑑賞したりしようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された図画工作，美術の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，造形的な創造活動を一層重視し，表現製作の能力を高める指導の充実を図るとともに，情操を豊かにする指導が適切に行われるようにする。

その際，小学校においては，手を十分に使った創造活動の喜びを味わわせることに一層重点を置くこととし，中学校及び高等学校においては，美的体験を一層豊かにするとともに，我が国及び諸外国の美術文化に対する関心や理解を深める指導が適切に行われるよう配慮する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)(図画工作)

(ア) 造形的な創造活動の基礎を培う観点から，想像力を働かせてつくる活動を一層重視し，手の巧緻(ち)性など，造形活動の基礎的な技能を高めるようにする。その際，低学年においては，生活科との関連も考慮し，つくる喜びを味わわせ，工作の基礎的な技能などに重点を置いた指導が行われるようにする。

(イ) デザインについては，構想力など表現製作の能力を高め，それを生活に生かすようにする観点から，事柄や内容を視覚的に伝えること，使うものを目的，色や形，材料などを考えて計画を立ててつくること及び身近な環境を楽ししさや美しさを考えて構成することなどを内容として明確に示すようにする。

(ウ) 鑑賞については，情操を豊かにする観点から，表現製作の指導との関連が一層明確になるように取扱いを改める。特に，高学年においては，我が国及び諸外国の美術作品などを取り上げ，その良さや美しさを味わわせる指導が適切に行われるようにする。

(エ) 低学年及び中学年においては，表現製作の喜びを深く味わわせるために，児童の造形的な活動の発達の特徴を考慮した指導を重視するとともに，表現製作の各活動が相互に関連を図って行われるようにする。その際，中学年においても，材料をもとにした造形活動が充実するよう配慮する。

(オ) 教科の内容の示し方については，児童の心身の発達や個々の児童の特性に応じた多様な造形活動ができるようにすることなどの観点から，弾力化を図る。その際，複数学年にわたる内容をまとめて示すことなども考慮する。

(中学校)(美術)

(ア) 「表現」及び「鑑賞」の領域について、次のような観点から、内容の精選・重点化を行うとともに、生徒の特性等に応じ、表現製作及び鑑賞など多様な活動ができるようにする。

[ア] 「表現」の領域については、絵画及び彫塑について見方や表し方を工夫し、創造的に主題を表現する能力を伸ばすようにする。また、デザイン及び工芸について伝達のためのデザインや使うためのデザインと工芸の製作、身近な環境を美的に構成するなどの能力を高めるとともに、その理解を深め、生活に生かすようにする。

[イ] 「鑑賞」の領域については、美術作品等の良さや美しさを深く味わせるとともに、我が国及び諸外国の美術文化についての理解を深め、それらを尊重する心情や態度の育成を図るようにする。

(イ) 第2学年における授業時数の弾力的運用については、美的体験を豊かにすることを重視するとともに教科の内容を一層定着させるため、各領域の内容について補充や深化を行うなどにより学習の充実を図るようにする。

(ウ) 第2学年及び第3学年における選択教科としての「美術」においては、生徒の特性等に応じ表現製作の喜びを一層深める学習など発展的、応用的な学習活動等が多様に展開できるようにする。

(I) 教科の内容の示し方については、小学校と同様の趣旨で改善する。

2 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号〔平成元年3月15日(1989年)告示〕
〔平成4年4月1日(1992年)施行〕より

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるとともに表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第25号〔平成元年3月15日(1989年)告示〕
〔平成5年4月1日(1993年)施行〕より

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の能力を伸ばすとともに、創造の喜びを味わわせ、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。

3 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成3年3月20日（1991年）〕より

< 小学校 >

造形への関心・意欲・態度	自分の思いをもって，進んで表現や鑑賞の創造活動を楽しみ，表現の喜びを味わおうとする。
発想や構想の能力	感じたことや考えたことなどをもとに，想像力を働かせて自分らしい発想をして，よさや美しさなどを考え，豊かな表現の構想をする。
創造的な技能	表現の意図に応じて創造的な技能や造形感覚を生かす。
鑑賞の能力	造形作品などに親しみ，そのよさや美しさなどを感じ取ったり，味わったりする。

< 中学校 >

美術への関心・意欲・態度	美術に親しみ，主体的に表現や鑑賞の創造活動に取り組み，創造の喜びを味わおうとする。
発想や構想の能力	感じ取ったことや考えたことなどを基に，想像力を働かせて豊かに発想をし，よさや美しさなどを考え，創造的な表現の構想をする。
創造的な技能	表現の意図に応じて創造的な技能や造形感覚を生かす。
鑑賞の能力	美術作品などに親しみ，そのよさや美しさなどを感じ取ったり，味わったりする。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された図画工作，美術の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，次の観点を重視して改善を図る。

- (ア) 表現及び鑑賞にかかわる幅広い活動を通して，美術を愛好する心情と美に対する感性を育て，造形的な創造活動の基礎的な能力を伸ばし，豊かな情操を養う指導が一層充実して行われるようにする。
- (イ) 児童生徒が生活を明るく豊かにし生涯にわたって楽しく描いたりつくったりする創造活動を促すことを重視し，表現や鑑賞の喜びを味わうとともに，豊かな表現活動や鑑賞活動をしていくための基礎となる資質・能力を一層育てられるようにする。
- (ウ) 各学校段階の特質に応じて，各学校がゆとりをもち，創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう，内容をまとめて示し，それらを選択したり一体的に扱ったりできるようにする。
- (エ) 各学校段階の特質に応じて，我が国やアジアなど諸外国の美術文化についての関心や理解を一層深められるよう鑑賞の充実を図る。その際，地域の美術館等の活用も図るよう配慮する。

イ 改善の具体的事項

（小学校（図画工作））

児童が楽しく造形活動にかかわり，個性を生かした多様で創造的な活動をしていくために，その基礎となる感覚・感性や想像力，技能などの資質・能力を育てることを重視して，次のような改善を図る。

- (ア) 学校や児童の実態等に応じて弾力的な指導が行われるようにするため，目標と内容を 2 学年まとめて示す。
- (イ) 「表現」の領域については，多様で創造的な表現を促す観点から，現在低学年と中学年において指導することとしている，材料などをもとにして楽しく造形活動を行う内容を，高学年でも指導することとする。また，絵に表すことや立体に表すこと，つくりたいものをつくることの内容を一層関連付けたり一体的に扱えるようにする。
- (ウ) 手などを十分に働かせ，材料や用具を選択し工夫してつくるなどして，造形感覚や工作などの創造的な技能，デザインの能力を高めるようにするため，工作に充てる授業時数を十分確保するようにする。

（中学校（美術））

生徒がゆとりをもって楽しく美術の活動にかかわりその喜びを味わい、個性を生かした多様で創造的な活動をしていくために、その基礎となる感覚・感性や想像力、技能などの資質・能力を一層育てることを重視して、次のような改善を図る。

- (7) 学校や生徒の実態等に応じて弾力的な指導が行われるようにするとともに、柔軟な発想力や形・色・材料で表す技能などの基礎的能力を総合的に身に付けられるようにするため、絵画と彫刻、デザインと工芸をそれぞれまとめて示し、それぞれのうちから表現分野や表現方法などを選択したり一体的な表現をしたりすることができるようにする。
- (イ) 視覚的な表現によって自らが伝えたい内容をより相手に的確に伝達し交流する能力の育成を一層重視し、スケッチや図、コンピュータ等映像機器などを使った多様な表現方法が行われるようにする。
- (ウ) 我が国及び諸外国の美術文化や表現の特質などについての関心や理解、作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。その際、我が国の美術についても重視する。また、「鑑賞」に充てる授業時数を十分確保するようにする。
- (I) 材料の加工技術や道具の使用方法など他教科と重複する内容について精選を図る。

2 図画工作，美術の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的能力を伸ばし、豊かな情操を養う。

3 図画工作，美術の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

造形への関心・意欲・態度	自分の思いをもち，進んで表現や鑑賞の創造活動を楽しみ，つくりだす喜びを味わおうとする。
発想や構想の能力	感じたことや考えたことなどをもとに，想像力を働かせながら自分らしい発想をし，よさや美しさなどを考え，豊かな表現を構想する。
創造的な技能	表したい思いや意図に応じて創造的な技能を働かせたり，造形感覚を生かしたりしながら表し方を工夫する。
鑑賞の能力	造形作品などに関心や親しみをもち，そのよさや美しさなどを感じ取ったり，味わったりする。

< 中学校 >

美術への関心・意欲・態度	主体的に表現や鑑賞の創造活動に取り組み，その喜びを味わい，美術を愛好していきこうとする。
発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて感じ取ったことや考えたことなどを基に，豊かに発想し，よさや美しさなどを考え，心豊かで創造的な表現の構想をする。
創造的な技能	表現の技能を身に付け，造形感覚や感性などを働かせ，自分の表現方法を創意工夫し創造的に表す。
鑑賞の能力	美術作品や文化遺産などに親しみ，感性や想像力を働かせてよさや美しさを感じ取り味わったり，理解したりする。

8 家庭，技術・家庭

学習指導要領	家庭科編（試案）	昭和 22 年 5 月 15 日（1947 年）発行
学習指導要領	職業科工業編（試案）	昭和 22 年 12 月 13 日（1947 年）発行
学習指導要領	職業科農業編（試案）	昭和 22 年 11 月 4 日（1947 年）発行
学習指導要領	職業科水産編（試案）	昭和 22 年 12 月 20 日（1947 年）発行
学習指導要領	職業科商業編（試案）	昭和 22 年 12 月 23 日（1947 年）発行
学習指導要領	職業指導編（試案）	昭和 22 年 10 月 12 日（1947 年）発行
小学校学籍簿		昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）
生徒指導要録		昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）

1 家庭，技術・家庭の目標

学習指導要領 家庭科編（試案）〔昭和 22 年 5 月 15 日（1947 年）発行〕より

家庭科の教育の全体を通じた目標としては，次のようなことが挙げられる。

- 1．家庭において(家族関係によって)自己を生長させ，また家庭及び社会の活動に対し自分の受け持つ責任のあることを理解すること。
- 2．家庭生活を幸福にし，その充実向上を図って行く常識と技能とを身につけること。
- 3．家庭人としての生活上の能率と教養とをたかめて，いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすること。

学習指導要領 職業科工業編（試案）〔昭和 22 年 12 月 13 日（1947 年）発行〕より

- 1．工業に使われる材料の性質を理解し，工業製品の作り方と道具の使い方の初歩的な技術を養成する。
- 2．日常使用する物品を正しく使用し，買い入れに際して選択する能力を養成する。
- 3．工業の社会的・経済的な意義を理解し，工業労働者の任務の重要であることを理解する。
- 4．工業に関係あるいろいろな職業の内容について理解する。
- 5．職業的な活動をすることによって，みずからの技能・興味・適性を知る。
- 6．計画的に，能率的に，順序よく，注意深く仕事をする習慣を養成する。
- 7．労働を喜び，これを尊重し，みずから進んで働く態度を養成する。
- 8．自分の個性・能力を自覚し，ほこりを持つと共に，他人の個性・人格・意見を尊重し，強い責任感をもって共同して働く態度を養成する。

学習指導要領 職業科農業編（試案）〔昭和 22 年 11 月 4 日（1947 年）発行〕より

職業科農業の教育の目標は，すべての人の生活を充実させ，更にいっそう豊かな生活を創造するため，他の教科で学んだ基礎の上に，農業の実際を通じて次の五つの方面を発達させる点にある。

- 1．農業や他の職業，及び日常の実際生活を合理的・能率的に営む基礎となる技能
 - (1) 科学的・合理的に作物を栽培し，家畜を飼育し，森林をしたて，農林畜産物を加工して

利用する技術的能力

- (2) 農業や日常生活に必要な、簡単な工作物を製作する技術的能力
 - (3) 農具その他の道具をじょうずに使い、農業用その他の機械を正しく使う技術的能力
 - (4) 農業経営やその他の経済生活を、科学的・合理的に計画し、実践する能力
2. 農業や他の職業、及び日常の実際生活を合理的・能率的に営む基礎となる事からについての理解
- (5) 作物・樹木・家畜などの性状と、その自然的環境との関係の理解
 - (6) 農業経営や、その他の経済生活と、その経済的環境との関係の理解
 - (7) 合理的・能率的な農業や日常生活の基礎となる科学的・経済的・歴史的・地理的知識
3. 農業及びこれと関係あるいろいろな産業・職業や仕事についての理解
- (8) わが国の農業の特質とその重要性、並びに農業と他の産業との関係の理解
 - (9) 郷土の農業の実態及びこれと関係あるいろいろな産業や職業や仕事についての理解
4. 人間生活にいつそう役立つものを合理的・能率的に生産しようとして、くふうする態度
- (10) すべてのものをいつそう役立つようにしようとし、また仕事をいつそう能率的に進めようとして、科学的・研究的にくふうする態度
 - (11) 真実なるものの姿をつきとめ、かつ、これに従おうとする態度
 - (12) 伝統の中に価値あるものを発見し、更にこれを発展させようとする態度
 - (13) 協力して農業やその他の産業の改良・発達をはかろうとする態度
5. 職業や仕事の個人的・社会的意義を理解し、これに打ちこむ態度
- (14) 自然の恩恵を感じ、自然の力を助けて作物・家畜を愛育する態度
 - (15) 作物・家畜・工作物や仕事に、美しさやおもしろさを感じる事
 - (16) 職業や仕事を尊び、かつこれに喜びを感じ、楽しみながら自ら進んで励む態度

学習指導要領職 職業科水産編（試案）〔昭和22年12月20日（1947年）発行〕より

水産の教育の目標はすべての人の生活を充実させ、更に豊かな生活を創造するために、他の教科で学んだ基礎の上に、次の五つの方面を発達させることにある。

1. 水産業および他の職業、または日常の実際生活を合理的・能率的に営む基礎となる技能。
 - (1) 沿岸の魚・貝・そう類をさがし、かつ、これを取る基礎となる技術的能力。
 - (2) 漁具の手入れ、保存や使い方についての初歩の技術的能力。
 - (3) 水泳や小型漁船を操ることに対する訓練および航海をする基礎となる技術的能力。
 - (4) 漁獲物を処理・加工し利用する基礎となる技術的能力。
 - (5) 魚・貝・そう類の繁殖を助けたり、養殖したりする基礎となる技術的能力。
2. 水産業および他の職業、または日常の実際生活を合理的・能率的に営む基礎となる知識。
 - (6) 水産生物とその環境との関係の理解。
 - (7) 水産業の経営とその環境との関係の理解。
3. 水産業およびこれと関係あるいろいろな産業・職業・仕事についての理解。
 - (8) 水産業の技術と経営および日常生活を合理化させる基礎となる科学的・歴史的・地理的・経済的知識。
 - (9) 各種の水産業の一般およびこれと関係ある産業・職業・仕事についての理解。
 - (10) わが国の水産業の特質とその重要性ならびにこれと関係ある他の産業についての理解。
 - (11) 各地方の水産業の実態およびこれと関係あるいろいろな産業・職業・仕事についての理

解。

4. 人間生活にいつそう役立つものを合理的・能率的に生産しようとする態度。
 - (12) 水産資源を開発し，保護しようとする態度。
 - (13) 水産物の利用価値をいつそう高めようとする態度。
 - (14) 伝統の中に価値あるものを発見し，更にこれを発展させようとする態度。
 - (15) 協力して水産業およびその他の産業の発達をはかろうとする態度。
 - (16) 仕事をいつそう合理的・能率的にしようとして，科学的・研究的にくふうする態度。
 - (17) 真実なものの姿をつきとめ，これに従おうとする態度。
5. 職業や仕事の個人的・社会的意義を理解し，これに打ちこむ態度。
 - (18) 職業や仕事を尊び，かつ，これに喜びを感じ，みずから進んで働く態度。

学習指導要領 職業科商業編（試案）〔昭和22年12月23日（1947年）発行〕より

商業の教育目標は，これを学ぶものに社会的・経済的自覚にもとづいた，良心的な生活を営ませ，経営の改善や能率的に事務を処理するために必要な知識・技能を修得させ，さらに社会及び産業の健全な発展につくす態度をかん養するために，他の教科で学んだ基礎の上に商業を通じて，次のことを発達させるにある。

- (1) ものごとを科学的・能率的に処理する能力
- (2) 経済生活及び商業活動に必要な技能
- (3) 経済及び商業に関する一般的知識
- (4) わが国の経済・産業の特色，商業と他の産業との相互関係についての理解
- (5) 良心的な経済生活・商業活動をなし，社会一般の福祉に貢献し，国民生活の向上に努力する態度
- (6) 勤労を尊び，産業の発展に努力する態度

学習指導要領 職業指導編（試案）〔昭和22年10月12日（1947年）発行〕より

職業指導は個人が職業を選択し，その準備をし，就職し，進歩するのを援助する過程である。さらにこれを学校における職業指導の立場から細かに述べると，次のような目標が挙げられる。

- (a) 各種の職業および職業人についての理解をもたせること。
- (b) 就職および進学の問題についての理解をもたせること。
- (c) 労働愛好の精神および態度を養成すること。
- (d) 職業および職業生活における研究的態度を育成すること。
- (e) 基礎的職業技能および応用の能力を養うこと。
- (f) 個性の自覚とその伸長をはかること。
- (g) 適当な職業を選択する能力を養成すること。
- (h) 適切な相談をすること。
- (i) 適切な就職指導をすること。
- (j) 適切な輔導をすること。

2 家庭，技術・家庭の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和23年11月12日（1948年）〕より

理解
態度
技能

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日（1949年）〕より

<家庭>

近代的，民主的社会における家庭の位置の理解
家庭生活の理想とそれへの望ましい態度
家庭生活における実技

<職業>

実技
技術的な知識
社会的，経済的理解

教育課程審議会答申	昭和 25 年 6 月 (1950 年)
中学校学習指導要領 (試案)	昭和 26 年 12 月 25 日 (1951 年) 発行
小学校学習指導要領 (試案)	昭和 31 年 2 月 24 日 (1956 年) 発行
中学校学習指導要領 (改訂版)	昭和 31 年 5 月 28 日 (1957 年) 発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日 (1955 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

小学校の教育課程をどのように改善すべきか (答申) [昭和 25 年 6 月 (1950 年)] より

小学校家庭科の教育について

1. 家庭科を存置すべきか廃止すべきかにつき協議した結果左の理由により存置することにされたい。

存置理由

1. 知的発達
2. 社会的発達
3. 運動能力の発達
4. 興味の発展
5. 社会的要求

1. 知的発達

家庭生活の本質，あるいは家族関係の理解のためには，児童が，家庭生活をその認識の対象とし，その有機的関係を考えることができることを必要とする。従ってその学習のためには，児童がその自己中心性を脱し，自他を区別し，客観的に思考し得るに至ることが，必要である。

かような発達は 10 歳及至 11 歳において見られるとされている。

ただこの年令においては，広く一般社会生活と家庭生活との関係を理解することは困難であり，また観念的抽象的思考の発達は十分でないので，複雑な関係を抽象的に理解することはできないし，十分批判的な思考をすることも困難である。

2. 社会的発達

家族関係の理解に基づいて，責任と共同とを理解し，これによって行動するためには社会性の発達が進み，その生活において自己がその社会的な有機的関係において行動することができ，責任を意識し，共同的な行動ができるようにならなくてはならない。このような発達を示す年令は，従来の研究によると小学校 5 年くらいであって，(例えば Reininger) それ以前では，まだ未熟である。

3. 運動能力の発達

家庭科における種々な技術の指導を可能ならしめるものは，功微運動の発達である。この功微運動の発達について見るに，小学校 4 年位までは，速度において著しいのであるが，5 年になると，正確度において著しいものがある。Unger 及び Burr (Unger E.W. and Burr. E.T, Minimum Mental-Age Level of Accomplishment 1931) が運針学習の可能な年令を研究しこれを知的年令 9 才としたのは，右の年令よりやや早い，かかる発達を示す一つの例証といわれる，このことは，この時期に，これを訓練する好期のあることを示しているといえる。ただ，この程度の発達は，複雑な技術の学習を可能にするとは，いい難いものであることには注意しなくてはならない。

4. 興味の発展

家庭的な生活あるいは技術に対する興味は児童において著しく、低学年児童においてもこれを見ることが出来る。しかし、この興味は、中等学校においては、減退する傾向がある。たとえば、従来教科の好悪について調査した結果についてみると、裁縫は、小学校において著しく好まれているが、中等学校においては、漸次その好まれる度を減ずる傾向にある。これは、指導方法の如何もよるが、大体青年期においては、自己の技術について批評的になり、懐疑的になるとともに、興味が観念的なことに原因する。このことは、単純な家庭技術の基礎となるものの如きにおいて、より一層この傾向をもつものがあることが察知できる。単純な基礎技術の如きは、小学校において学習しなければ、これを学ぶ機を逸するおそれがあるのである。

5. 社会及び家庭の要求

わが国の家庭生活は、これを諸外国のそれと比較して、その経済的事情と著しく異にする。ために、児童が家庭において、自ら処理しなければならない仕事は、極めて多く、家庭の生活はこれを必要としているのである。この事実は一面より見れば、好ましくないものもあるが、他面からは、児童の家庭生活への協同の習慣を養い、労働の習慣を養う上に望ましい点もある。この意味において、学校がこれらの生活を指導することは、その要求に応ずるものとして、考慮すべきものをもっている。

ただ、かかる児童の仕事は、身の周りの処理や、簡単な手伝いの程度のものであつて複雑な仕事は、要求されていない。

2. 家庭科教科内容については左の趣旨によられたい。

小学校の家庭科においては、高度の技術や複雑な仕事を課することは適当でない。児童の仕事は、身の周りめ処理や簡単な手伝いの程度のもでなくてはならない。この点に鑑みて、現在の家庭科の内容は、これを改善する必要がある。また、著しく他の教科と重複する指導目標や内容は、これを改めるべきである。もちろん、こうはいつでも実際指導の際は他の教科と密接な関連をもたせることは極めて必要である。

小学校家庭科の目標は、およそ次のように定められるのが適当である。

小学校家庭科の目標

1. 家族のものと共に幸福な生活をするを喜び態度を養うこと。
2. 家族関係について理解し、相互の愛情を深め、礼儀作法を守る態度を養い、責任を果たし、協同する習慣を養い、その大切さを自覚すること。
3. 衣、食、住の生活については、身のまわりの処理の仕方や、基本的な家庭技術を習得すること。たとえば、
 - (1) みなりを正しくすることの習慣の実行。
 - (2) 自分のものを正しく選び、手入れをし、使うこと。
 - (3) 幼児の要求を知って、その行動に注意し、助けてやること。
 - (4) 余暇を上手にを使って、家族と共に楽しむことができること。
 - (5) 家とその設備や用具の手入れの必要を知り、その手入れの仕方を知り、かつ実行すること。
 - (6) 毎日の食事の選択や調理に栄養の原則を応用することができること。
 - (7) 自分に適当な簡単な衣服の選択や手入れや裁縫ができること。
 - (8) 家庭生活を向上させるくふうができ、自分のなすべき役割を実行すること。
 - (9) 家庭における自分の役割を通じて、計画性や責任感を養うこと。
 - (10) 家族の間柄の正しいあり方を知ること。

以上は、小学校家庭科の目標についての本委員会の暫定案であるが、大体、この線にそって改善されることがのぞましい。なお、新しい家庭科としては、目標3に主眼をおき、それを通して1及び2の目標に到達するようにするのが適当である。

なお、小学校家庭科の内容や学習活動は、新しい家庭科の性格とその指導目標にそって適切に選択されることがのぞましい。

2 家庭，技術・家庭の目標

中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）〔昭和26年12月25日（1951年）発行〕より

職業・家庭科の目標は、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、それに必要な知識・技能・態度を身につけ、みずからの能力に応じた分野を受け持って、その力をじゅうぶんに発揮するようになることにあるが、これをさらに細かく分けると次のようになる。

1. 実生活に役だつ仕事をする事の重要性を理解する。
2. 実生活に役だつ仕事についての基礎的な知識・技能を養う。
3. 協力的な明るい家庭生活・職業生活のあり方を理解する。
4. 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解を養う。
5. 家庭生活・職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う。
6. 勤労を重んじ、楽しく働く態度を養う。
7. 仕事を科学的、能率的に、かつ安全に進める能力を養う。
8. 職業の業態および性能についての理解を深め、個性や環境に応じて将来の進路を選択する能力を養う。

小学校学習指導要領 家庭科編〔昭和31年2月24日（1956年）発行〕より

前章で述べた小学校家庭科の意義を実現するためには、次の目標によって指導を行うことがたいせつである。

1. 家庭の構造と機能の大要を知り、家庭生活が個人および社会に対してもつ意義を理解して、家庭を構成する一員としての責任を自覚し、進んでそれを果そうとする。
2. 家庭における人間関係に適應するために必要な態度や行動を習得し、人間尊重の立場から、互に敬愛し、力を合わせて、明るく、あたたかい家庭生活を営もうとする。
3. 被服・食物・住居などについて、その役割を理解し、日常必要な初歩の知識・技能・態度を身につけて、家庭生活をよりよくしようとする。
4. 労力・時間・物資・金銭をたいせつにし、計画的に使用して、家庭生活をいっそう合理化しようとする。
5. 家庭における休養や娯楽の意義を理解し、その方法を反省くふうして、いっそう豊かな楽しい家庭生活にしようとする。

中学校学習指導要領 職業・家庭科編（改訂版）〔昭和31年5月28日（1957年）発行〕より

職業・家庭科の目標は、われわれの生活に必要な知識・技能・態度を身につけ、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、みずからの能力に応じた分野を受け持って、その力をじゅうぶんに発揮し、職業生活・家庭生活の改善向上を図るようにさせることにある。これを具体的に示せば、次のようになる。

1. 基礎的な技術を習得させ、基本的な主生活活動を経験させる。
2. 産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な知識・理解を得させる。
3. 科学的、能率的に実践する態度・習慣およびくふう創造の能力を養う。
4. 勤労と責任を重んじる態度を養う。
5. 将来の進路を選択する能力を養う。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より

<小学校>

技能	
理解	
実践的な態度	（小）習得した知識技能をもとにして、仕事を計画し、手順を考え、創意くふうにより、積極的に実践しようとする態度。

* 観点の趣旨については、一部しか示されていない。

<中学校>

技能	
知識・理解	
能力	（中）習得した技能や知識，理解をもとにして，創意くふうにより仕事を計画し処理する能力。
態度・習慣	（中）根気強く仕事に打ち込む態度を含む。

* 観点の趣旨については、一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について（答申）〔昭和 33 年 3 月 15 日（1958 年）〕より

< 小学校 >

家庭科は，衣食住の技能を中心とし，家庭生活についての理解を深め，実践的態度を養うこと。

目標と内容を明確にし，男女共通の基礎的理解・能力を高めるとともに，性別の相違についてもじゆうぶん考慮を払うこと。

社会科・理科・図画工作科など他教科との関連を明らかにして，目標・内容の重複を避け，家庭科の充実を期すること。

教員養成，現職教育の強化を図ること。

施設・設備の充実と，その適切な運営を図ること。

< 中学校 >

現行の職業，家庭科（必修）を改め，これと図画工作科において取り扱われてきた生産的技術に関する部分と合わせて技術科を編成すること。

内容に二系列を設け，男子向には工的内容を中心とする系列，女子向には家庭科的内容を中心とする系列を学習させること。

理科との関連において内容を精選し，系統的学習ができるようにすること。

技術科教育の効果を高めるため，教員養成と現職教育の強化徹底を図り，施設設備の整備に努める必要があること。

< 中学校：農業，工業，水産，家庭（選択教科） >

現行の選択教科としての職業・家庭科を改めて，農業科，工業科，商業科，水産科，家庭科とし，必要に応じて，そのうち 1 以上を履修させるようにすること。

職業生活または家庭生活への準備的な教養について，その基礎的なものを身につけさせるようにすること。

第 3 学年においては，生徒の進路に応じ，必要とする者のために現行よりもさらに多くの時間数を充当できるようにすること。

2 家庭，技術・家庭の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 被服・すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識・技能を習得させ，日常生活に役だつようにする。
- 2 被服・食物・すまいなどに関する仕事を通して，時間や労力，物資や金銭を計画的，経済的に使用し，生活をいっそう合理的に処理することができるようにする。
- 3 健康でうるおいのある楽しい家庭生活にするように，被服・食物・すまいなどについて創意くふうする態度や能力を養う。
- 4 家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的態度を養う。

家庭科は，第 4 学年までにおける家庭生活についての経験や学習の発展に即応し，組織的，実践的な指導を行うため，第 5 学年から置かれるものである。

上に掲げた目標は，相互に密接な関連をもつものである。目標 1 は，家庭科で指導すべき中心的なねらいであり，目標 2 および 3 は，目標 1 のねらいを具体的，重点的に示したものであって，この指導にあたっては家庭科の特性上，常にその根底において目標 4 が考慮されなければならない。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

< 技術・家庭 >

- 1 生活に必要な基礎的技術を習得させ，創造し生産する喜びを味わわせ，近代技術に関する理解を与え，生活に処する基本的な態度を養う。
- 2 設計・製作などの学習経験を通して，表現・創造の能力を養い，ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- 3 製作・操作などの学習経験を通して，技術と生活との密接な関連を理解させ，生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。
- 4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して，近代技術に対する自信を与え，協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

以上の目標の各項目は，相互に密接な関連をもって，全体として技術・家庭科の目標をなすものである。1 は，基礎的技術について主として実践的活動を通して学習させ，必要な知識，技能，態度を身につけさせるという技術・家庭科の総括的目標であり，2，3，または 4 のいずれかにかかわる指導においても常に 1 が根底にならなければならない。

< 農業（選択教科） >

- 1 農業(林業を含む)に関する基礎的な知識と技能を習得させる。
- 2 農業技術の科学的な根拠を理解させ，これを実際に活用する能力を養う。
- 3 協同と責任を重んじる態度を養う。

< 工業（選択教科） >

- 1 工業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。

- 2 工業技術の科学的な根拠を理解させ、これを実際に活用する能力を養う。
- 3 協同と責任を重んじる態度を養う。

< 商業（選択教科） >

- 1 商業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。
- 2 事務や経営管理に関する実務を能率的に行う能力と態度を養う。
- 3 経済生活を合理的に営む態度を養う。

< 水産（選択教科） >

- 1 水産業に関する基礎的な知識と技能を習得させる。
- 2 水産技術の科学的な根拠を理解させ、これを実際に活用する能力を養う。
- 3 協同と責任を重んじる態度を養う。

< 家庭（選択教科） >

- 1 家庭生活に必要な衣食住，保育・看護および家庭経営について理解させ，家事その他の実務に役だつ基礎的技術を習得させる。
- 2 家庭生活を合理的，能率的にし，明るく快適にする態度を養う。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について（通達）〔昭和 36 年 2 月 13 日（1961 年）〕より

< 小学校 >

技能	日常生活に必要な被服・食物・すまいなどに関する初歩的，基礎的な技能を身につけている。
知識・理解	日常生活に必要な被服・食物・すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識を身につけている。
実践的な態度	習得した知識・理解や技能をもとにして，仕事を計画し，手順を考え，創意くふうにより積極的に実践しようとする。

< 中学校 >

知識・理解	技術に関する知識を身につけ，技術と産業や生活との関係について理解している。
技能	正確に速く作業したり実証的・創造的に作業したりすることができる。
表現・創造	作品等を考案設計する際に適切に構想をまとめたり，既習事項を活用して新しい問題を自主的に解決したりすることができる。
態度	みずから進んでものごとを合理的に処理し，つねに協同・責任・安全を重んじて作業しようとする。

< 農業（選択教科） >

知識・理解	農業に関する実際的な知識を身につけ，それらの技術についての基本的な原理を理解している。
技能	農業に関する実際的な仕事を合理的・能率的に計画し処理することができる。
態度	農業に関する実際的な仕事を合理的・能率的に処理しようとする。

< 工業（選択教科） >

知識・理解	工業に関する実際的な知識を身につけ，それらの技術についての基本的な原理を理解している。
技能	工業に関する実際的な仕事を合理的・能率的に計画し行なうことができる。
態度	工業に関する実際的な仕事を合理的・能率的に処理しようとする。

< 商業（選択教科） >

知識・理解	商業に関する実務的な知識・理解をもっている。
技能	事務的な仕事を合理的・能率的に処理することができる。
態度	商業や事務に関する仕事を合理的・能率的に処理しようとする。

< 水産（選択教科） >

知識・理解	水産に関する実際的な知識を身につけ，それらの技術についての基本的な原理を理解している。
技能	水産に関する実際的な仕事を合理的・能率的に計画し処理することができる。
態度	水産に関する実際的な仕事を合理的・能率的に処理しようとする。

< 家庭（選択教科） >

知識・理解	家庭生活に関する実際的な知識を身につけ，それに必要な衣食住その他について理解している。
技能	家庭生活に関する実際的な仕事を合理的・能率的に計画し処理することができる。
態度	家庭生活に関する実際的な仕事を合理的・能率的に処理しようとする。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示 昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示 昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

小学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 42 年 10 月 30 日（1967 年）〕より

（目標）

- 1 目標については，日常生活に必要な衣食住などに関する知識，技能を習得させ，それを通して家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として家族生活をよりよくしようとする実践的な態度を養うものであることを明確にすること。

家庭生活を基盤として営まれる衣食住などに関する初歩的，基盤的な知識，技能を習得させ，それを通して家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として協力して家庭生活をいっそう明るく楽しくしようとする実践的な態度を育成するという家庭科教育のねらいが，正しくはあくされるよう基本的な目標を明確にする。

（内容の精選）

- 2 内容については，基本的事項を精選して，指導の重点を明確にすること。

なお，時代の進展による家庭生活の変化に即応しうるような基礎的な内容を，児童の発達段階に応じてとりあげるよう考慮すること。

- (1) 内容については，すべての領域にわたって，男女を通して家庭生活に必要な基本的事項を精選し，その程度と範囲をいっそう明らかにし，指導の重点を明確する。
- (2) 時代の進展による家庭生活の変化に即応しうるような基礎的な内容を選択するようにする。この場合，家庭生活にとりいれられている機械，器具等については，児童の心身の発達段階に応じて，基本的なもののみをとりあげることとする。

（他教科等との関連）

- 3 他教科等とくに社会，理科，図画工作，体育，道徳との関連について配慮すること。

現行においても，教科の性格上，他教科等との関連をじゅうぶんに配慮しているが，改訂に伴う他教科等との関連をじゅうぶんに図る。

（中学校との関連）

- 4 中学校の技術・家庭科との関連をじゅうぶんに考慮すること。

(1) 小学校の家庭科の内容と中学校の技術・家庭科の内容との関連を図る。たとえば，被服に関する内容のうち「手入れのしかた」の範囲，食物に関する内容のうち「栄養」の範囲，すまいに関する内容のうち「照明」の範囲などについて，その分担を明確にする。

(2) 中学校の技術・家庭科についても，小学校における家庭科の基本的な学習が発展的に結びつくよ

うに関連を図る必要がある。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和43年6月6日（1968年）〕より

<技術・家庭>

1 目標について

目標については、生活に必要な基礎的技術に関する実践的学習を中心とするこの教科の性格が、いっそう正しく把握されるように、その表現を明確にすること。この場合、特に技術の修得を通して、生活を豊かにするためのくふう、創造の能力や実践的な態度を養うということをしゅうぶん配慮すること。

2 内容について

(1) 内容は、現行のとおり「男子向き」と「女子向き」の2系列とし、両者の関連をしゅうぶん考慮すること。

(2) 現行の各項目を整理、統合するなどして再構成を図ること。その際、項目については、実践的活動を中核とし、まとまりのある学習ができるように組織すること。

(3) 各項目の内容については、生徒の心身の発達などを考慮して、質的な改善を図るとともに、基本的な事項を精選し、その範囲と程度を明確にすること。

この場合、2個学年または3個学年にわたる項目の内容については、いっそう系統的な指導ができるように構成すること。

なお、実習における安全の保持について、いっそう留意すること。

(4) 各項目の取り扱いについては、地域や学校の実態および生徒の必要に即して、弾力的に指導できるように配慮すること。

(5) 他教科等時に、社会、理科、道徳などと有機的な関連をもつことができるように配慮すること。また、小学校の図画工作および家庭との関連をしゅうぶん考慮すること。

<農業、工業、商業、水産、家庭（選択教科）>

1 目標について

これらの教科については、現行においてはそれぞれの職業に関する基礎的な知識と技能の修得を主たる目標としているが、これらが職業生活に関する一般的な理解を深め、生徒の興味や適性などを伸ばすことにも重要な意義を有することを考慮して、それぞれの教科の目標を明確にすること。

2 内容について

(1) これらの教科については、地域や学校の実態に即して、弾力的な指導が行なえるように、それぞれの内容を精選し、その再構成を図ること。

(2) 工業および家庭については、特に「技術・家庭」との関連を密にし、その内容をいっそう深めることができるように配慮すること。

2 家庭、技術・家庭の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第268号〔昭和43年7月11日（1968年）告示〕
〔昭和46年4月1日（1971年）施行〕より

日常生活に必要な衣食住などに関する知識、技能を習得させ、それを通して家庭生活の意義を理解さ

せ、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う。

このため、

- 1 被服，食物，すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識，技能を習得させ，日常生活に役だつようにする。
- 2 被服，食物，すまいなどに関する仕事を通して，生活をいっそう合理的に処理することができるようにする。
- 3 被服，食物，すまいなどについて創意くふうし，家庭生活を明るく楽しくしようとする能力と態度を養う。
- 4 家族の立場や役割を理解させ，家族の一員として家庭生活に協力しようとする態度を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕 より

< 技術・家庭 >

生活に必要な技術を習得させ，それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う。

このため、

- 1 計画，製作，整備などに関する基礎的な技術を習得させ，その科学的な根拠を理解させるとともに，技術を実際に活用する能力を養う。
- 2 家庭や社会における技術と生活との密接な関連を理解させ，生活を技術的な面からくふう改善し，明るく豊かにする能力と態度を養う。
- 3 仕事を合理的，創造的に進める能力や協同・責任および安全を重んじる態度を養う。

< 農業（選択教科） >

農業（林業を含む。）の生産や経営に関する基礎的な知識と技術を習得させ，農業に対する関心を高め，職業生活に必要な能力と態度を養う。

< 工業（選択教科） >

製作や操作に関する基礎的な技術を習得させ，工業に対する関心を高め，職業生活に必要な能力と態度を養う。

< 商業（選択教科） >

商業や事務に関する基礎的，実務的な知識と技術を習得させ，日常生活や職業生活に必要な実務を能率的，合理的に処理する能力と態度を養う。

< 水産（選択教科） >

漁業生産や食品製造に関する基礎的な知識と技術を習得させ，水産業に対する関心を高め，職業生活に必要な能力と態度を養う。

< 家庭（選択教科） >

衣食住保育など家庭生活に関する基礎的な知識と技術を習得させ，家庭生活を合理的にし，明るく快適にする能力と態度を養う。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

< 小学校 >

技能	日常生活に必要な被服・食物・すまいなどに関する初歩的，基礎的な技能を身につけている。
知識・理解	日常生活に必要な被服・食物・すまいなどに関する初歩的，基礎的な知識を身につけ，家庭生活の意義を理解している。
実践的な態度	習得した知識・理解や技能をもとにして，仕事を計画し，手順を考え，創意くふうにより積極的に実践しようとする。

< 中学校 >

技能	計画・製作，整備などに関する技術を身につけ，それを実際に活用することができる。
知識・理解	技術の科学的な根拠や技術と生活との関連を理解している。
くふう・創造	生活を技術的な面からくふう改善し，仕事を合理的，創造的に進めることができる。

< 農業（選択教科） >

技能	農業に関する実際的な仕事を合理的に計画して処理することができる。
知識・理解	農業に関する実際的な知識を身につけ，基本的な事がらを理解している。
態度	農業に関する実際的な仕事すす「んで合理的に処理しようとする。

< 工業，商業，水産，家庭（選択教科） >

農業に同じ	（農業の各観点の趣旨の「農業」を各教科名に読みかえる。）
-------	------------------------------

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，実践的・体験的な学習を行う教科としての性格が一層明確になるように留意して内容の精選を行い，その構成を改善する。

その際，小学校においては，児童の衣食住などに関する実践的な学習を通してつくることや働くことの喜びを味わわせるとともに，家族の一員として自覚や家庭生活に協力しようとする態度を養うこと，中学校においては，「男子向き」と「女子向き」の履修方法の関連を一層密接にするとともに，地域や学校の実態及び生徒の必要に応じて内容を弾力的に取り扱うようにすること，高等学校においては，家庭生活に必要な衣食住，保育などに関する知識と技術を家庭生活を経営する立場から一層総合的に習得させることを，それぞれ重視する。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 実践的・体験的な学習を通して，有機的・統合的な指導が行われやすいようにするため，現行の 4 領域（被服，食物，すまい及び家庭）を 3 領域（被服，食物及び住居に関する内容を中心にする領域）に整理統合する。

(イ) 被服に関する領域の内容は，被服の着方，手入れ及び製作などの学習を通して被服に関する基礎的な知識と技能を身につけさせるとともに，日常の生活において自分の被服を整えることができるように配慮して構成する。内容の構成に当たっては，現行の「被服」の内容のうち，「被服の着方」については取扱いの程度と範囲を明らかにし，「被服の手入れ」の一部については，1 個学年にまとめるなどして整理する。

(ウ) 食物に関する領域の内容は，食物の栄養，献立及び調理などの学習を通して食物に関する基礎的な知識と技能を身につけさせるとともに，日常の生活において健康に留意した食事を楽しむことができるように配慮して構成する。内容の構成に当たっては，現行の「食物」の内容のうち，献立作成に関する内容は軽減し，調理施設に関する内容は削除する。また，現行の「家庭」の内容のうち，家庭の交際に関する内容は軽減して，この領域の「会食」に関連させて取り扱う。

(エ) 住居に関する領域の内容は，住居が家族の生活の場であることを考慮し，すまいの学習と関連させて家庭生活における家族の立場や役割，生活時間の計画などを理解させるように配慮して構成する。内容の構成に当たっては，現行の「すまい」の内容をできるだけ実践的な活動を伴うものに整

理する。

(中学校)

(ア) 現行の領域区分は、男子向き、女子向き別や学年別になっているが、これらを一括して示すこととし、次のような新たな領域を構成する。

A 木材加工 B 金属加工 C 機 械
D 電 気 E 栽 培 F 被 服
G 食 物 H 住 居 I 保 育

なお、木材加工、金属加工、機械、電気、被服及び食物の6領域については、次のような小領域に分割して指導上のまとまりをもたせるようにする。

A 木材加工(1)、木材加工(2)
B 金属加工(1)、金属加工(2)
C 機械(1)、機械(2)
D 電気(1)、電気(2)
F 被服(1)、被服(2)、被服(3)
G 食物(1)、食物(2)、食物(3)

(イ) (ア)に示した領域のうち、男子が履修するものとしては、木材加工、金属加工、機械、電気及び栽培の中から、女子が履修するものとしては、被服、食物、住居及び保育の中から、それぞれ少なくとも4領域(又は小領域)程度を指定することとするが、指定以外の領域(又は小領域)については、男女相互の協力と理解を図るという観点並びに地域や学校の実態及び生徒の必要に応じて弾力的に取り扱うという観点から選択して履修させる。

(ウ) 新しい領域の内容の構成に当たっては、現行の内容を次のように整理する。

[ア] 小学校及び高等学校殿内容の関連を密接にし、内容の程度を適切なものにするため、例えば第2学年の「被服」のうちの被服整理の一部、第3学年の「食物」のうちの行事食などに関する内容は削除する。

[イ] 学校の実情等を考慮して、例えば第2学年の「被服」の手芸の選択、第3学年の「栽培」の環境調節や化学調節を加味した栽培などは、学校の裁量の幅を広げ、現行よりも取り扱いやすいようにする。

[ウ] 内容の範囲を適切なものにするため、例えば第1学年の「住居」のうちの木製品の設計と製作、第3学年の「電気」のうちの真空管に関する内容などは、削除する。

(エ) 第3学年における選択教科としての「技術・家庭」の内容は、生徒の能力、興味、特性等に応じた発展的、応用的なものとし、特に実習の題材は地域や学校の実態を考慮して適切なものを取り上げ、製作技能を高めることができるようなものとする。

2 家庭、技術・家庭の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第155号〔昭和52年7月23日(1977年)告示〕
〔昭和55年4月1日(1980年)施行〕より

日常生活に必要な衣食住などに関する実践的な活動を通して、基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

生活に必要な技術を習得させ、それを通して家庭や社会における生活と技術との関係を理解させるとともに、工夫し創造する能力及び実践的な態度を育てる。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
< 小学校 >

知識・理解	衣食住などに関する基礎的な知識を身につけ、家庭生活の意義や在り方を理解している。
技能	衣食住などに関する基礎的な技能を身につけるとともに、それらの仕事を計画し、手順を考え、創意工夫して仕遂げることができる。
家庭生活に対する 関心・態度	衣食住などの仕事や家庭生活に対して関心を持ち、家族の一員として自覚をもつとともに、生活の課題の解決を目指して意欲的、創造的に実践しようとする。

< 中学校 >

技能	計画、製作などに関する技術を身につけ、それを実際に活用することができる。
知識・理解	生活に必要な技術及び生活と技術との関係について基礎的な事柄を理解している。
生活や技術に対する 関心・態度	生活を技術的な面から工夫し、自ら進んで仕事を合理的・創造的に進めるとともに、協力・責任・安全を重んずる態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校の家庭科，中学校の技術・家庭科及び高等学校の家庭科については，家庭を取り巻く環境や社会の変化等に対応し，男女が協力して家庭生活を築いていくことや，生活に必要な知識と技術を習得させることなどの観点から，その内容及び履修の在り方を改善するとともに，実践的・体験的底学習が一層充実するよう改善を図る。

その際，小学校においては，日常生活との関連に配慮して衣食住などに関する実践的な学習が一層充実するよう内容の改善を図る。

中学校においては，情報や家庭生活にかかわる内容を加えるほか，すべての生徒に共通に履修させる領域と生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設定する。

高等学校においては，生徒の多様な能力・適性，興味・関心等に応じることができるよう，現行の「家庭一般」のほかに新たな科目を設け，それらの中からすべての生徒に選択履修させるようにする。

イ 改善の具体的事項

(小学校)(家庭)

(ア) 「被服」の領域については，指導の効果を高める観点から，第 5 学年及び第 6 学年に分かれている被服の着方及び被服の手入れに関する内容の取扱いの程度と範囲を明確にし，学年間の内容配分を改める。

(イ) 「食物」の領域については，食品の栄養的な組合せを考えた望ましい食物のとり方を工夫させることを重視するとともに，社会や家庭における食生活の変化に対応する観点から，調理で扱う食品について一層弾力的に取り上げることができるよう内容を改善する。

(ウ) 「住居と家庭」の領域については，家族の生活と関連させながら住居の内容を取り扱うことを一層明確にする観点から，領域名を「家族の生活と住居」に改める。また，日常生活において一層計画的な生活ができるようにする観点から，物の購入，選択，活用などに関する内容の充実を図る。

(中学校)(技術・家庭)

(ア) 情報化の進展や家庭の機能の変化等に対応するため，新たに「情報基礎」及び「家庭生活」の領域を設けるとともに，現行の領域について基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図る観点からその構成を見直し，「木材加工」，「電気」，「金属加工」，「機械」，「栽培」，「情報基礎」，「家庭生活」，「食物」，「被服」，「住居」及び「保育」の 11 領域で構成する。

- (イ) 「情報基礎」の領域については、コンピュータの操作を通して、コンピュータの役割と機能について理解させ、コンピュータを適切に利用する基礎的・基本的な能力を養うことができるよう、内容を構成する。
- 「家庭生活」の領域については、家族と家庭、生活と家庭の経済、家庭の仕事の計画と実践などの学習を通して、自己の生活と家族の生活との関連を図る立場から家族及び家庭生活の在り方について理解させるとともに、消費者としての自覚を育て、健全な家庭生活を目指して実践する態度を養うことができるよう、内容を構成する。
- (ウ) 上記 (イ)のほかの各領域については、基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図る観点から、内容を精選・集約するとともに、時代の進展等に対応するよう内容を改善する。また、「木材加工」、「電気」、「家庭生活」及び「食物」の4領域については、できるだけその他の領域の学習の基礎となるように配慮して内容を構成する。
- (I) 履修の方法については、11領域の中から7領域以上を履修させるようにする。その際、生徒を取り巻く生活環境や家庭の機能の変化等に対応するため、「木材加工」、「電気」、「家庭生活」及び「食物」の4領域については、すべての生徒に履修させるようにする。
- 「木材加工」及び「家庭生活」の2領域については、技術・家庭科の基礎的・基本的な事項の定着を図るため、第1学年で履修させるようにする。
- (オ) 第3学年における授業時数の弾力的運用については、教科の内容を一層定着させるため、既に履修した領域の内容について補充や深化を行ったり、未修の領域を履修させるなどにより学習の充実を図るようにする。
- (カ) 第2学年及び第3学年の選択教科としての「技術・家庭」においては、生徒の特性等に応じ、未修の領域を履修させることのほか、既に履修した領域の内容を一層深める学習や地域的色彩の濃い内容の学習など発展的、応用的な学習活動等が多様に展開できるようにする。

2 家庭，技術・家庭の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成元年3月15日(1989年)告示} \\ \text{平成4年4月1日(1992年)施行} \end{array} \right]$ より

衣食住などに関する実践的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる

中学校学習指導要領 文部省告示第25号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成元年3月15日(1989年)告示} \\ \text{平成5年4月1日(1993年)施行} \end{array} \right]$ より

生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成3年3月20日（1991年）〕より

< 小学校 >

家庭生活への関心・意欲・態度	衣食住などの仕事や家族の生活について関心をもち，家庭生活をよりよくするために進んで実践しようとする。
生活を創意工夫する能力	家庭生活について見直し，身近な生活の課題の解決を目指して創意工夫する。
生活の技能	衣食住などに関する基礎的な技能を身に付けている。
家庭生活についての知識・理解	衣食住などに関する基礎的な事項と家庭や家族の生活について理解している。

< 中学校 >

生活や技術への関心・意欲・態度	生活や技術について関心をもち，生活を充実向上するために進んで実践しようとする。
生活を創意工夫する能力	生活について見直し，課題の解決を目指して工夫し創造する。
生活の技能	生活に必要な基礎的な技術を身に付けている。
生活や技術についての知識・理解	生活や技術に関する基礎的な事項や生活と技術とのかかわりについて理解し，知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された家庭，技術・家庭の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

- (ア) 衣食住やものづくりなどに関する実践的・体験的な活動を通して，家族の人間関係や家庭の機能を理解し，生活に必要な知識・技術の習得や生活を工夫し創造する能力を育成するとともに，生活をよりよくしようとする意欲と実践的な態度を育成することをより一層重視する観点から，小学校の家庭科，中学校の技術・家庭科及び高等学校の家庭科について，その領域構成や内容の改善を図る。
- (イ) 男女共同参画社会の推進，少子高齢化等への対応を考慮し，家庭の在り方や家族の人間関係，子育ての意義などの内容を一層充実する。また，情報化や科学技術の進展等に対応し，生活と技術とのかかわり，情報手段の活用などの内容の充実を図る。
- (ウ) 基礎的・基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるため，実践的・体験的な学習を一層重視するとともに，環境に配慮して主体的に生活を営む能力を育てるため，自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習の充実を図る。
- (エ) 家庭・地域社会との連携や生涯学習の視点を踏まえつつ，学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

イ 改善の具体的事項

(小学校（家庭）)

家族との触れ合いや衣食住などに関する実践的な学習を通して，家庭生活に関心をもたせるとともに，家庭生活に必要な基礎的技能を身に付けさせ，自分と家族とのかかわりを考え，家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする態度を育てることを重視して，次のような改善を図る。

- (ア) 家族の生活と関連させながら衣食住の内容を扱うことを一層明確にし，現行では内容を「被服」，「食物」及び「家族の生活と住居」の領域ごとに示していることを改め，自分と家庭生活，食事のとり方と調理，衣服への関心と小物の製作，快適な住まい方，計画的な生活と買物，家庭生活の工夫などに関する内容で構成し，各内容の関連を図るようにする。
- (イ) このうち，例えば，家庭生活の工夫に関する内容においては，家族や近隣の人々との生活の課題について，(ア)で示した各内容での学習を生かして取り組むことができるよう，実践的・体験的な学習を重視した内容とする。
- (ウ) 地域や学校，児童の実態に応じて弾力的な指導が行われるようにするため，内容を 2 学年まとめ

て示すこととする。また、現在、例えば、簡単なエプロンやカバー類の製作、じゃがいも料理など、具体的に示している題材は、米飯など必要最小限のものに限って示すこととする。現在「被服」領域で取り扱っている日常着の整理・整とんを「家族の生活と住居」領域で取り扱っている身の回りの整理・整とんに統合し、快適な住まい方に関する内容で扱うようにする。

(I) 食生活に関する内容については、食品の栄養的な組合せや簡単な調理に重点を置いて指導することとし、細かな栄養素の種類と名称などについては中学校に移行する。衣生活に関する内容については、生活に役立つ小物の製作に重点を置いて指導することとし、ほころび直しなど日常生活にかかわりの薄くなった内容を削除する。住生活に関する内容については、快適な住まい方で、保温、換気、照明などから課題を選択して学習するなど、内容選択の幅を広げる。また、金銭の記録の仕方など家庭や日常の生活で行った方が効果的な内容を削除する。

(中学校(技術・家庭))

生活の自立を図る観点から、ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術の習得とともに、子どもが育つ環境としての家族・家庭の役割や栄養を考えた食生活に関する指導を重視して、次のような改善を図る。

(ア) 現行の「木材加工」、「電気」、「家庭生活」、「食物」など11領域に細分化された構成を改め、生活という視点に立って内容を総合化し、学習した知識・技術を実際の生活に一層生かすことができるよう、ものづくりやコンピュータの活用の基礎的技術にかかわる内容を中心とする「技術」と、衣食住の生活や家族・家庭にかかわる内容を中心とする「家庭」の2領域に再編する。

(イ) 「技術」及び「家庭」の各領域は、すべての生徒に共通に履修させる基礎的・基本的な内容と、生徒の興味・関心等に応じて選択的に履修させる発展的な内容で構成することとし、基礎的・基本的な内容及び発展的な内容に配当する授業時数及び履修学年は、各学校において適切に設定することとし、国の基準としては規定しないこととする。なお、教科の目標が実現できるよう、「技術」及び「家庭」の各領域に配当する授業時数は、各学校が第1学年から第3学年までの3年間の中でバランスを図るよう配慮することとする。

(ウ) 「技術」領域は、技術とものづくり、情報とコンピュータで構成し、木材や金属を主とした製作品の設計・製作、工具や機器の使用方法和加工技術などものづくりの基礎的技術に関する内容と、コンピュータの基本的な構成と操作、コンピュータの利用などコンピュータの活用の基礎的技術に関する内容を、すべての生徒に共通に履修させることとする。また、エネルギー変換を利用した模型等の設計・製作、作物の栽培計画と方法、プログラムと計測・制御などの内容については、生徒の興味・関心等に応じて選択的に履修させることとする。

(エ) 「家庭」領域は、生活の自立と衣食住、家族と家庭生活で構成し、栄養を重視した食生活、衣服の選択と手入れ、室内環境の整備と住まい方など生活の自立に必要な基礎的・基本的な内容と、幼児の発達と家族、家庭と家族関係、家庭生活と消費などに関する内容をすべての生徒に共通に履修させることとする。また、食生活の課題と調理の応用、簡単な衣服の製作、幼児の生活と幼児との触れ合いなどの内容については、生徒の興味・関心等に応じて選択的に履修させることとする。

(オ) 現行の「電気」領域で取り扱っている電気機器の仕組みについては、ものづくりの基礎的技術に関する内容で、製作品の製作に使用する機器の仕組みに限定して取り扱うこととし、現行の「機械」領域で取り扱っている整備の目的に応じた分解と組立てについては、エネルギー変換を利用した模型等の設計・製作の中で基礎的・基本的な内容に限定して扱うこととする。また、現行の「家庭生活」領域で取り扱っている家庭の収入と支出は削除し、現行の「被服」領域で取り扱っている各種の被服製作については、生徒の興味・関心等に応じて選択的に履修させることとし、簡単な衣服の

製作として基礎的・基本的な内容に限定して扱うこととする。

- (カ) 各学校が創意工夫を生かして教育課程を編成できるようにするとともに、地域や学校、生徒の実態に応じて弾力的な指導が行われるようにするため、例えば、現行の「食物」領域における日常食の調理について、魚や肉などの食品名と焼く・煮るなどの調理方法を具体的に示している扱いを改め、扱う題材を大綱化して示すこととする。

2 家庭，技術・家庭の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

3 家庭，技術・家庭の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕

< 小学校 >

家庭生活への関心・意欲・態度	衣食住や家庭の生活について関心をもち、家庭生活をよりよくするために進んで実践しようとする。
生活を創意工夫する能力	家庭生活について見直し、身近な生活の課題を見付け、その解決を目指して考え自分なりに工夫する。
生活の技能	衣食住や家庭の生活に必要な基礎的な技能を身に付けている。
家庭生活についての知識・理解	衣食住や家庭の生活に関する基礎的な事項について理解している。

< 中学校 >

生活や技術への 関心・意欲・態度	生活や技術について関心をもち,生活を充実向上するために進んで実践しようとする。
生活を工夫し創 造する能力	生活について見直し,課題を見付け,その解決を目指して自分なりに工夫し創造する。
生活の技能	生活に必要な基礎的な技能を身に付けている。
生活や技術につ いての知識・理解	生活や技術に関する基礎的な事項や生活と技術とのかかわりについて理解し,知識を身に付けている。

9 体育，保健体育

学校体育指導要綱	昭和 22 年 6 月 22 日 (1947 年) 発行
学習指導要領 (試案)	昭和 24 年 9 月 12 日 (1947 年) 発行
小学校学籍簿	昭和 23 年 11 月 12 日 (1948 年)
生徒指導要録	昭和 24 年 8 月 25 日 (1949 年)

1 体育，保健体育の目標

学校体育指導要綱〔昭和 22 年 6 月 22 日発行 (1947 年) 発行〕より

一、体育の目的

体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする。

二、体育の目標

体育の目的から導き出される主なる目標を示せば次のようである。

(一) 身体の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

- 1, 正常な発育と発達
- 2, 循環, 呼吸, 消化, 排泄, 栄養等の諸機能の向上
- 3, 機敏, 器用, 速度, 正確, リズム
- 4, 力及び持久性
- 5, 神経系の活力と支配力
- 6, 仕事にも健康にもよい姿勢と動作
- 7, 自己の健康生活に必要な知識
- 8, 疾病その他の身体的欠陥の除去

(二) 精神の健全な発達

次の事項に関する理解と熟練と態度を養う。

- 1, 体育運動に対する広い健全な興味と熟練
- 2, 勝敗に対する正しい態度, レクリエーションとしてのスポーツの正しい認識
- 3, 健康活動の広い知識
- 4, 身体動作を支配する意志力
- 5, 状況を分析して要点を発見する力
- 6, 適切な判断と敢行力
- 7, 指導力
- 8, 油断のない活ばつな心のはたらき

(三) 社会的性格の育成

次の事項に関する理解と態度と実践力を養う。

- 1, 明 朗
- 2, 同情 他人の権利の尊重
- 3, 礼 儀
- 4, 誠 実
- 5, 正義感 フェアプレー
- 6, 団体の福祉及び公衆衛生に対する協力
- 7, 性に対する正しい理解
- 8, 克己と自制
- 9, 法及び正しい権威に対する服従
- 10, 社会的責任を果す能力
- 11, 状況に応じてよい指導者となり, よい協力者となる能力

学習指導要領 小学校体育編(試案)[昭和24年9月12日(1949年)発行]より

体育科の目標は, 教育の一般目標を目ざしながらなお体育科の性格に応じてさらに具体化される。

目標の決定には, 社会生活の体育的要求を考えるとともに児童の要求を考えることが必要である。われわれの目ざしている民主国家を打ち立てるためにも, また現実の社会をながめても, そこには体育科の立場から見て改善しなければならない多くのものがある。また同時に, 各発達段階にある児童の側にも, 正しい発達のためにそれぞれ体育的要求が存する。したがって体育科の目標は社会と児童のもつこれらの要求のいずれをも満たすものでなければならないのであって, 単に児童の立場からのみ, あるいは将来の社会生活の要求のみから目標を決定してはならないのである。

体育科の一般目標というべきものは次のように考えることが適当であろう。

一, 健康で有能な身体を育成する。

(1) 身体を均せいに発達させる。

(2) よい姿勢をつくる。

(3) 筋力や持久力などの身体的機能を高める。

(4) 循環・呼吸・消化・排せつなどの機能を高める。

(5) 筋神経の活力や調整力を発達させ, 機敏・器用・速度・正確・リズムカルな動作の熟練をはかる。

(6) 身体的欠陥の矯(きょう)正に努める。

(7) 健康生活に必要な知識・態度・習慣を得させる。

(8) いろいろな生活場面で身体を安全に保つことについての知識と能力を高める。

二, よい性格を育成し, 教養を高める。

(1) 責任感を高め, 完行の態度を養う。

(2) 他人の権利を尊重し, 社会生活における同情的価値を理解実践させる。

(3) 礼儀について認識を高める。

(4) 勝敗に対する正しい態度を養う。

(5) 正義感を高め, 正義にもとづいて行動する態度を養う。

(6) 状況に応じてよい指導者となり, よい協力者となる態度・能力を得させる。

(7) 寛容の態度を養う。

(8) 法および正しい権威に対して服従する態度を養う。

- (9) 自制の能力を得させる。
- (10) 状況を正確に観察し，分析し，判断するなどの能力を高める。
- (11) 情緒の安定をはかり，情操を豊かにする。
- (12) 公衆衛生に対する協力の態度を養う。
- (13) 体育運動に対する広く健全な興味と熟練を得させ，よい社会生活の基礎をつくる。

2 体育，保健体育の評価の観点

小学校学籍簿について〔昭和 23 年 11 月 12 日（1948 年）〕より

理解
態度
技能
習慣

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和 24 年 8 月 25 日（1949 年）〕より

< 体育 >

健康と衛生の諸概念の理解
健康上，衛生上必要な事項を実行する習慣
身体の運動機能向上の程度
運動競技への参加

中学校高等学校学習指導要領（試案）	昭和 26 年 7 月 25 日（1951 年）発行
小学校学習指導要領（試案）	昭和 28 年 11 月 30 日（1953 年）発行
指導要録	昭和 30 年 9 月 13 日（1955 年）通達

1 体育，保健体育の目標

中学校高等学校学習指導要領 保健体育科体育編（試案）〔昭和 26 年 7 月 25 日（1951 年）発行〕より

体育は身体活動をとおして教育の一般目標達成に貢献しようとするものである。教育の一般目標の中には、健康や社会的態度の発達や余暇の活用など、身体活動と関係したものが少なくない。したがって体育は、一般目標のうち、これらのものをその目標として強調することになる。

体育はその性格上、健全な身体活動によって直接得られる望ましい変化を、その目標として考えなければならない。

しかしわれわれの生活に、身体活動を正しく位置づけ、活用することは、きわめて必要であるから、このために必要な理解や態度や技能の発達をも目標としなければならない。これらは多く身体活動と関連した学習活動によって達せられるであろう。

そこで体育のおもな目標は、次の五つの側面から考えることが適当であろう。

- (1) 正常な身体的発達をはかる。
- (2) 知的・情緒的発達をはかる。
- (3) 社会的態度を発達させる。
- (4) 安全についての発達をはかる。
- (5) レクリエーションについての発達をはかる。

これらをいっそう具体的にいうならば次のごとくなるであろう。

- (1) 身体を均等に発達させ、正しい姿勢を保たせる。
- (2) 身体諸器官の機能を高める。
- (3) 走る・跳ぶ・よじ登る・泳ぐ・すべる・投げる・捕える・ける・打つ・跳び越す・身をかかわす・転回する・音楽に合わせて動作するなどの基礎的技能を発達させる。
- (4) 正確・機敏・器用・リズムカルな動作の熟練を助ける。
- (5) 筋力や持久力を発達させる。
- (6) きょう正可能な身体的欠陥を除去する。
- (7) 指導力・協力・積極性・勇気・自制・礼儀・正直・正義・寛容・忍耐，正しい権威に従う，同情・忠誠等の社会生活に必要な態度を発達させる。
- (8) 冷静な態度・観察・分析・決断・表現等の諸力を発達させる。
- (9) 自己や他人の安全に必要な知識や態度や技能を発達させる。
- (10) 運動の施設，用具の使用や修理に必要な態度や技能を発達させる。
- (11) 健全な身体活動を広く経験させ，それらに対する興味や態度を発達させる。
- (12) 各種運動の規則・審判法・見方等に必要な知識や態度を発達させる。
- (13) 健康生活の原則を理解し，実践する態度を養う。

以上は多少の重複はあるけれども、身体活動が生徒の全人的発達に及ぼす効果や、われわれの生活に

おける意味を考えて立てられた体育の目標ということができる。

これらは、体育指導における教師の目標ともいうべきもので、学習内容を選択し、学習活動に展開させる際の目やすとなるものであるが、生徒の自発活動をとおしてよく達成できるものであるから、指導にあたっては、発達に応じ、かつ具体的学習内容に即した生徒の目標を考えることが必要である。

なおこの目標の立て方は小学校の学習指導要領(体育編)と比較するとき、表現や分類のしかたに多少の相違はあるが、基本的立場は共通である。

小学校学習指導要領 体育科編(試案)改訂版〔昭和28年11月30日(1953)発行〕より

第 章 体育科の目標

1 目標設定の立場

すでに述べたように、体育科の役割は、身体活動を中心として構成されるところの諸経験が、個人の発達、社会の進歩に方向づけられるように、児童の能力を高めることであった。したがって、児童の必要の分析に基いて身体活動を中心として構成される諸経験のうち、児童にとって望ましいねらいがその目標でなければならない。しかし、この場合の児童の必要は、同時に社会の必要をも含んでいるものでなければならない。それゆえ、この指導要領では教師の立場からみて、こうあらせたいという「社会的必要」を児童の必要経験のうちに収め、これを一体的に考え体育科の目標を定めたのである。もちろん、そのためには体育でできる範囲をはっきりと考えていなければならない。そこで、一方では、体育としてできる範囲を見通し、他方学習者の必要を分析して、体育科の一般的な目標、すなわち、その主要目標を定めたのである。

2 体育科の一般目標

学習者の能力を高めるための体育科のねらいにはいろいろな方面がある。それを人間のはたらきからみると、身体的・知的・情緒的・社会的側面に分けてみることもできよう。しかし現実の問題としては、知的、情緒的、社会的側面は、その関連が密接であるので、はっきりと区別することが困難である。

このような事情のためにこの指導要領では、体育科の目標を、次の三つに分けることにしたのである。すなわち、

- (1) 身体の正常な発達を助け、活動力を高める
- (2) 身体活動を通して民主的生活態度を育てる。
- (3) 各種の身体活動をレクリエーションとして正しく活用することができるようにする。

第一の目標は、身体的発達に関係するものであるが、身体活動のねらいは、生物的成長(身体的成長と活動力の発達を含む)が、かたよることなく、正常に進むための発達の刺戟を与えることである。そのために、学習指導は、発達の段階や性・個人差などを考え、かつ衛生や安全に考慮を払いつつ行わなければならないのである。

第二の目標は、体育科の立場における人間関係を促進する機会を通じて、これを民主的生活態度に方向づけようとする意図を示すものである。現代の社会にとって最も必要なものであり、しかも、体育科が貢献しなければならないものは、「社会的発達」特に「民主的生活態度」である。したがって、身体活動に関係する経験や行動を、端的にこれに方向づけることによって、体育科のもつ人間関係のねらいはいっそうはっきり示すことができるであろう。

第三の目標は、運動などをレクリエーションに利用する方面である。身体活動は、上述のごとく、正常な身体発達のための刺戟を与えるであろうし、民主的な人間関係をつくるための活動内容ともなるであろうが、それとならんで生活を楽しく、豊かにするのに、身体活動はなくてはならないものである。したがって、これは、児童の現在および将来の生活に持ち込むことができる運動技術の体得と、余暇活

動としてその活用というねらいを示すものである。

3 具体的目標

さきあげた一般目標は、その中にいっそう具体的な多くの目標を含んでいる。指導のためにも、さらに具体化してみる必要がある。

ここでいう目標は個人個人の立場ではなく、共通に必要と考えられるものであるが、指導にあたっては、個人差を考え、共通的な目標を個人の必要にかなうよう具体化してみることも必要である。またここでは主として小学校の児童を対象に目標を立てたけれども、教育は継続的な営みであるから、一応の見通しを立てる必要から、必ずしも小学校のみに限定されていない。

このような事情から、小学校の、しかもさらに細かく分けた発達段階に即する目標は、次章の学習内容において、いっそう具体的に示すことにした。次に掲げる具体的目標と学習内容とを合わせて見れば、小学校体育科の目標を具体的な児童の行動に近い形で、とらえることができるであろう。

身体的目標に関連して

- (1) 年齢や性や個人差などに応じて適当な各類型の身体的活動に習熟する。
- (2) 筋力・持久力などを発達させる。
- (3) いろいろの場面で安全に身を処することができる。
- (4) 身体的固癖を予防し、きょう正することができる。
- (5) 健康生活の心得を守る。
- (6) 運動の効果について正しい知識をもつ。
- (7) 体力の現状を正しく判断し、自信をもつ。

民主的態度の目標に関連して

- (1) 自主的態度をもち、他人の権利を尊重する。
- (2) 身体的欲求を正しく満足する。
- (3) 建設的態度をもって、グループの計画や実施に協力する。
- (4) グループにおいて自己の責任を果す。
- (5) リーダーを選び、これに協力する。
- (6) 勝敗に対して正しい態度をとる。
- (7) 他人の意見や批評をよく受け入れる。
- (8) 礼儀正しく行動する。
- (9) 規則をつくり、改善することができる。
- (10) 規則やきまりを守って、正しく行動する
- (11) 施設や用具をたいせつに扱う。
- (12) 冷静、機敏に行動する。
- (13) 美的情操を持つ。
- (14) 他人の健康や安全に注意する。

レクリエーションの目標と関連して

- (1) それぞれの環境で楽しめる各類型の身体活動を体験し、身体活動による満足と楽しさを味わう。
- (2) レクリエーションとして適当な各種の身体活動の技能を上達させる。
- (3) 各種の運動や催しに積極的に参加する。
- (4) 各種の運動や催しを計画し、運営できる。
- (5) 活動に必要な規則をつくり、運用できる（審判なども）

- (6) よい演技者となり，よい観衆となる。
- (7) レクリエーションとして適当な各種の身体活動について知識をもつ。
- (8) 自己に適した種目を選び，正しく実行できる。
- (9) 施設をよく活用できる。
- (10) 施設の意味を理解し，改善に協力する。
- (11) 用具を選択し，手入れし，活用できる。
- (12) レクリエーションのための余暇をじょうずにづくり，活用する。
- (13) よい演技や作品を鑑賞する。
- (14) 体育の歴史やその意味を知り，レクリエーションやスポーツとの関係について理解する。

以上の各領域ごとの具体的目標は，行動から理解へ，さらに総合的能力へと展開することを旨とするものである。

注 前にのべた各項を，さきの学舎習指遵要領と比べて，どんな点に注意が払われたか明らかにしてみよう。その主要な点をあげてみると，

(1) 前には具体的な目標領域を二つに分け，そのうちに各項目を羅列してあった。ところが，実際の立場からみると，これらの諸項目が，一般目標のいずれの領域と特に関連するかが明らかでなく，それだけに，具体的目標から一般的目標への方向づけがあいまいになるおそれがあった。したがって，この短所を補うために項目を系統的に整理した点が，違いの一つである。

(2) このような角度から排列してみると，各領域間の目標群のうちには，直接行動的なものとそれを通して理解に進むべきものと，さらに総合された能力というものに分けられるであろう。上述の説明から，その例をとってみると「身体活動に習熟し」「安全に身を処し」「健康生活の心得を守る」ということは「行動」的な特性をもっている。ところが，それは「なぜか」「どのようにすればよいか」ということは，行うことを通して知的に理解するということになるであろう。しかし，それのみでは正しくない。正しくつかみとったところの知識を通して，さらに，広い立場での行動力となると，それは，いわば総合的能力ともいうべきものである。具体的目標には，このようなものがなければならないと考えて，ややそれをはっきり示すような努力を払っている。

(3) さきの一般目標で示したと同じことが，ここではさらにいっそうはっきりした型で示してある。たとえば「協力」とか「スポーツマンシップ」は，どんなことで，どの立場のものが協力するかを示さなければ具体的ではない。このような段階を経てスポーツマンシップをつかみとることができるとすれば，なるだけ，具体性を持ちうるように協力を示す必要がある。前の学習指遵要領に比べてみると，この点に対するくふうがかなりなされているといえることができる。

2 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校，中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より

<小学校>

健康安全への関 心	（小・中）健康安全について積極的に関心を持ち，また運動に関連して，みずから進んで，自己や集団の健康安全についての態度を身につけようとする。
運動の技能	
理解	
協力的な態度	（小・中）運動に積極的に参加しようとし，集団の一員としての協力的な態度，施設設備の活用の仕方を含む。

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

<中学校>

健康安全への関 心	（小・中）健康安全について積極的に関心を持ち，また運動に関連して，みずから進んで，自己や集団の健康安全についての態度を身につけようとする。
運動の技能	（中）各種運動技能や救急処置の技能。
理解	
協力的な態度	

* 観点の趣旨については，一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された体育，保健体育の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について（答申）〔昭和 33 年 3 月 15 日（1958 年）〕より

< 小学校 >

目標をいつそう明らかにし，学年の児童発達段階に応じて，内容の精選充実を図るとともに，指導の程度を示すこと。

体育科においては，集団活動とその安全，秩序に必要な基礎的指導を強化し，また体育学習全般の能率を高めるために，望ましい基準とその取扱方を示すこと。

体育科における保健学習については，各学年を通じて，健康・安全の習慣の育成に努めるとともに，特に，高学年においては，保健に関する初歩的理解を得させるよう，その内容を充実し，これを明示すること。

体育に関する教師の指導力を高めるため，教員養成と現職教育の強化を図ること。

施設・設備の充実と，その適切な運営を図ること。

< 中学校 >

運動種目を精選し，学年の生徒発達段階および性別に応じてその程度と内容の重点を明示すること。

保健学習と体育学習との指導時間数の割合は現行どおりとし，両者の関連をいつそう緊密にし，その学習効果を高めること。

とくに保健学習については，理科および新たに設ける技術科との関連についていつそう調整を図り，それぞれ分担を明らかにすること。

2 体育，保健体育の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

- 1 各種の運動を適切に行わせることによって，基礎的な運動能力を養い，心身の健全な発達を促し，活動力を高める。
- 2 各種の運動に親しませ，運動のしかたや技能を身につけ，生活を豊かにする態度を育てる。
- 3 運動やゲームを通して，公正な態度を育て，進んで約束やきまりを守り，互に協力して自己の責任を果すなどの社会生活に必要な態度を養う。

4 健康・安全に留意して運動を行う態度や能力を養い、さらに保健の初歩的知識を理解させ、健康な生活を営む態度や能力を育てる。

上に掲げた目標は、相互に密接な関連をもつものである。目標2、3および4は、主として運動を中心とする具体的な学習を通して達成されるものであるが、目標1は、これらの目標を旨として継続的な学習を行うことによって、はじめて達成しうるものであるから、目標2、3および4の指導の根底には、常に目標1が考慮されなければならない。

なお、目標4については、各学年を通じて、各種の運動の実践にあたって必要な健康・安全に関する態度や能力の育成に努めるとともに、特に、第5学年以上において、健康な生活を営むために必要な保健に関する初歩的な知識を得させることを旨としている。

次に示す各学年の目標は、児童の発達段階に応じ、上記の目標を達成するために必要なことがらを具体的に示したものである。

中学校学習指導要領 文部省告示第81号〔昭和33年10月1日(1958年)告示〕
〔昭和33年10月1日(1958年)施行〕より

1 心身の発達について理解させるとともに、各種の運動を適切に行わせることによって、心身の健全な発達を促し、活動力を高める。

2 合理的な練習によって、各種の運動技能を高めるとともに、生活における運動の意味を理解させ、生活を健全にし豊かにする態度や能力を養う。

3 運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度を養い、進んで規則を守り、互に協力して責任を果たすなどの社会生活に必要な態度や能力を向上させる。

4 個人生活や社会生活における健康・安全について理解させ、自己や他人を病気や傷害から守り、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として保健体育科の目標をなすものであるから、指導にあたってはこの点を常に考慮しなければならない。

3 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について(通達)[昭和36年2月13日(1961年)]より

<小学校>

健康・安全への関 心	日常生活における自己や他人の健康・安全に積極的な関心をもち、また、常に健康・安全に注意して運動する態度を身につけている。 第5学年および第6学年においては、保健についての初歩的な知識をもち、進んで健康・安全な生活をしようとする。
運動の技能	各種の運動のしかたを理解して正しく運動ができ、走、跳、投、懸垂などの基礎的な運動能力を身につけている。
公正・協力・責任 などの態度	運動やゲームにおいて、進んで約束やきまりを守り、互いに協力して自己の責任を果たそうとする。

< 中学校 >

健康・安全への関 心	自己や他人などの健康・安全に積極的な関心をもち、また常に健康・安全に注意して運動する態度を身につけている。
運動の技能	各種の運動の要領を理解して正しく運動ができ、走、跳、投、懸垂などの基礎的な運動能力を身につけている。
公正・協力・責任 などの態度	運動の練習や競争において、規則を守り、集団の一員として役割を分担し、自己の最善を尽くすことができる。
知識・理解	個人生活や社会生活における健康・安全や運動の意味を理解し、またこれらについての基礎的な知識を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された体育，保健体育の改善の方針

小学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 42 年 10 月 30 日（1967 年）〕より

（目標）

- 1 目標については，適切な運動を行なわせることによって，児童の健康を増進し，体力の向上を図ることを，いっそう明確にすること。

現在，児童の身長，体重などの形態的な面は年々向上しているが，筋力，持久力，調整力などの機能的な面はそれに伴って向上していない傾向がみられる。このため，児童の心身の正常な発達を促進するとともに，とくに，体力の向上を図ることについて，目標においていっそう明確に示すようにする。

（内容の精選）

- 2 内容については，基本的事項を精選し，児童の心身の発達に即して，体力の向上が図れるようにすること。

(1) 運動に内容については，すべての領域にわたって基本的事項を精選するとともに，これらについて反復練習ができるようにする。そのため，各学年を通じて運動教材の種類を整理して，代表的な運動教材を選定することとし，かつ，必要に応じてその代替を認めるようにする。

(2) 児童の心身の発達に即して体力の向上を図るため，低学年においては，調整力を高めるための運動教材を重点的にとりあげ，興味深く，しかも総合的に指導できるようにし，学年が進むにしたがって筋力，持久力を高めるための運動教材などもとりいれるようにする。また，これらの運動教材の指導にあたっては，いっそう社会性を高めることについても配慮する。

(3) 保健の内容については，日常生活に即した内容を中心とし，児童の実態と興味を考えて指導できるようにする。

（集団行動）

- 3 集団行動については，体育科の内容に，安全で能率的に，かつ，秩序正しく行動するための基本的な行動様式をとってあげ，児童の発達段階に応じてその指導が適切に行なわれるようにすること。

集団行動については，現行では「指導上の留意事項」として，必要に応じて基本的な行動様式（集合，整列，方向転換など）を指導するようになっているが，これを「内容」として示すこととし，児童の発達段階に応じてその指導が適切に行なわれるようにする。

また，他教科等においても，集団行動の指導が適切に行なわれるように配慮する。

（安全）

4 安全に関する指導については、体育科においても、さらにその徹底を図るようにすること。

安全指導は、学校における教育活動全体を通じて行なわれるものであるが、体育科においても、さらにその徹底を図ることとし、運動の内容において、安全についての態度や能力の育成を重視するとともに、保健の内容（けがの防止等）においても、安全についていっそう充実するように配慮する。

（他教科等との関連）

5 保健の内容については、他教科等とくに理科、家庭、道徳との関連について、じゅうぶん配慮すること。

保健の内容については、とくに第4学年以下においては、理科および道徳、第5学年以上においては理科および家庭科との関連について、じゅうぶんに配慮するようにする。

（体育の指導の充実）

6 児童の体力を高めるため、体育科および学校における教育活動全体を通じて、その指導が充実されるようじゅうぶんに配慮すること。

児童の体力を高めるため、体育科における指導の充実を図るとともに、たとえば「特別活動」において「児童活動」における体育的クラブ活動、「学校行事」における保健体育的行事、「その他の教育活動」における体育的活動など学校における全教育活動を通じて、体育の指導が充実するように配慮する必要がある。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和43年6月6日（1968年）〕より

1 目標について

目標については、心身の健康や発達についての理解と適切な運動の実践を通じて強健な身体と旺盛な気力を養い、明朗にして健康な人間の形成に寄与するものであることを明確にすること。

特に成長の著しいこの時期における生徒の体力の向上を図ることを強調すること。

2 内容について

(1) 内容の構成については、現行どおり体育、保健の2分野とし、内容を精選すること。

(2) 各分野の内容については、次の諸点について改善を行ない、指導の徹底を図ること。

ア 体育の分野

(ア) 体力を合理的に高めるため、現行の各運動領域の内容を検討し、適切な内容に再編成すること。その際、特に、徒手体操については、質的な改善を図ること。

(イ) スポーツ（器械運動、陸上競技、水泳、格技および球技）およびダンスの内容については、運動技能がじゅうぶん身につくように精選するとともに、学校や生徒の実態に応じて指導できるようにするため、運動種目の選択やその内容の取り上げ方において、弾力的な取り扱いができるように配慮すること。

また、格技（柔道・剣道・すもう）については、いっそう効果があがるように配慮すること。

(ウ) 集団行動については、互いに協力して規律正しい行動ができるようにするため、それに必要な行動様式の内容を示して適切な指導が行なわれるようにすること。

なお、学校行事などで行なわれる集団行動の指導との関連もじゅうぶん考慮すること。

(エ) 生徒の体力を高めるため、教科の体育の指導の充実を図るとともに、学校における教育活動全体を通じて、その指導が充実されるようにじゅうぶん配慮すること。

イ 保健の分野

(ア) 病気の種類は生活に身近で代表的なものを取り上げ、「国民の健康」、「精神衛生」などにつ

いては、いっそう理解しやすい内容に再編成し、医薬品、嗜好品などについては、日常生活に必要な知識に限定すること。また、安全については、学校における教育活動全体を通じて指導されるものであるが、保健の分野においては、自己や他人の安全を確保する立場から現行の「傷害の防止」の内容をいっそう充実させること。

(イ) 救急処置，発育・発達の測定などの実習のうち，重要なものについては，日常生活に役だてられるよういっそうその徹底を図ること。

(ウ) 保健の内容における健康や病気などの理解に必要な人体の構造・機能については，理科との関連についてじゅうぶん配慮すること。

2 体育，保健体育の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

適切な運動の経験や心身の健康についての理解を通して，健康の増進と体力の向上を図るとともに，健康で安全な生活を営む態度を育てる。

このため，

- 1 運動を適切に行なわせることによって，強健な身体を育成し，体力の向上を図る。
- 2 運動のしかたや技能を習得させ，運動に親しむ習慣を育て，生活を健全にし明るくする態度を養う。
- 3 運動やゲームを通して，情緒(じょうちよ)を安定させ，公正な態度を育成し，進んできまりを守り，互いに協力して自己の責任を果たすなどの社会生活に必要な能力と態度を養う。
- 4 健康・安全に留意して運動を行なう能力と態度を養い，さらに，健康の保持増進についての初歩的知識を習得させ，健康で安全な生活を営むために必要な能力と態度を養う。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

心身の健康についての理解と合理的な運動の実験を通して，健康の保持増進と体力の向上を図り，心身ともに健康な生活を営む態度を養う。

このため，

- 1 心身の発達や運動の特性について理解させるとともに，各種の運動を適切に行なわせることによって，強健な心身を養い，体力の向上を図る。
- 2 生活における運動の意味を理解させるとともに，運動の合理的な実践を通して，各種の運動技能を習得させ，公正，責任，協力などの態度を養い，生活を健全にし豊かにする能力や態度を養う。
- 3 個人生活における健康・安全について理解させるとともに，国民の健康についての基礎的知識を習得させ，健康で安全な生活を営むための能力や態度を養う。

3 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

< 小学校 >

運動の技能	各種の運動のしかたを理解して正しく運動ができ，調整力などの体力が高められている。
実践的な態度	運動やゲームにおいて，進んで約束やきまりを守り，互いに協力して自己の責任を果たそうとする。 また，常に健康・安全に注意して運動するとともに，進んで健康・安全な生活をしようとする。
保健についての知識・理解	保健についての初歩的知識を身につけ，生活における健康・安全の重要性を理解している。

< 中学校 >

運動の技能	各種の運動の要領や練習方法を理解して正しく運動ができ，筋力・瞬発力，持久力および調整力などの体力が高められている。
実践的な態度	運動の実践において，進んで規則を守り公正に行動をするとともに，集団の一員として役割を分担し責任を果たそうとする。また，自己や他人などの健康・安全に積極的な関心を持ち，健康で安全な生活をしようとする。
知識・理解	運動の特性に基づく練習の原則や運動の効果などに関する知識を身につけ，生活における運動の意義を理解している。また，心身の健康，環境の衛生および生活の安全などに関する知識を身につけ，個人生活や社会生活における健康・安全の意義を理解している。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された体育，保健体育の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，健康の増進や体力の向上を図り，強健な心身を養い，また，生涯を通じて運動を実践する態度や能力を養うとともに健康な生活を営むことができるようにし，児童生徒の心身の発達の特性を考慮して内容を基礎的・基本的な事項に精選する。

その際，小学校においては，正しい運動のしかたを身につけさせ，各種の運動の基礎的な能力を養い，また，身近な健康生活に必要な知識を習得させること，中学校においては，運動実践の方法を身につけさせ，各種の運動能力や基本的な運動技能を養い，また，健康は日常生活における行動や環境と深くかかわっていることについて理解させること，高等学校においては，運動実践に関する理解を深めるとともに運動能力や運動技能を高め，また，集団の健康に関する知識を習得させるとともに健康についての総合的な認識を高めることに，それぞれ重点を置く。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

- (ア) 低学年では，児童の体力や各種の運動の基礎的な能力を総合的に発達させるため，現行の 6 領域（体操，器械運動，陸上運動，水泳，ボール運動及びダンス）を「基本の運動」と「ゲームを主とする運動」の 2 領域に整理統合する。
- (イ) 中学年では，児童の発達の特性を考慮して，現行の 6 領域を第 3 学年は低学年の「基本の運動」の内容から「表現運動」を独立させて 3 領域とし，第 4 学年は更に「器械運動」を独立させて 4 領域とする。
- (ウ) 低学年及び中学年の内容については，各種の運動の基礎的な能力を高め，規則正しく安全に運動ができる能力や態度を育成することに重点を置いて構成する。
- (エ) 高学年においては，領域区分はおおむね現行どおりとするが，運動領域の内容は，各運動の正しい実践のしかたや基礎的な技能を身につけさせることに重点を置いて構成し，保健の内容については，現行の内容を「身体の発育」，「病気の予防とけがの防止」及び「健康な生活」の 3 項目にまとめ，身近な生活における健康の保持増進についての基礎的な事項を十分理解させることに重点を置いて構成する。
- (オ) 各運動領域の内容の指導と関連して取り扱う集団行動の内容については，体育以外の学校教育活動において行われる各種の集団行動の指導との関連を十分考慮しながら，基本的な行動様式に整理

するなどして、効果的に指導ができるようにする。

(中学校)

(ア) 体育分野の運動領域については、各運動の特性とその基本的な内容を明確にして、効果的な指導ができるようにするため、現行の7領域(体操、器械運動、陸上競技、水泳、格技、球技及びダンス)を「体操」、「個人スポーツ」(器械運動、陸上競技、水泳など)、「対人的スポーツ」(格技など)、「集団的スポーツ」(球技など)及び「ダンス」の5領域に整理統合する。

また、これらの運動領域のうち、「個人スポーツ」、「対人的スポーツ」及び「集団的スポーツ」の各領域においては学校の実態や男女の特性などを考慮して、運動種目を弾力的に選択して履修させることができるようにする。

(イ) 各運動領域の内容の指導と関連して取り扱う集団行動の内容については、小学校と同様の趣旨により、改める。

(ウ) 現行の「体育に関する知識」の内容のうち、例えば、心身の発達に及ぼす運動の効果及び生活における運動の意味や役割などは、保健分野の内容の「心身の発達」及び健康と生活」などにおいて取り扱えるようにする。

(エ) 保健分野の内容については、生徒が生活における健康の問題を正しく理解するために必要な基本事項を明確にし効果的な指導ができるようにするため、現行の内容を「心身の発達」、「健康と環境」、「疾病の予防と傷害の防止」の4項目に整理し、健康な生活を営むために必要な事項を十分理解させることに重点を置いて構成する。

(オ) 第3学年における選択教科としての「保健体育」の内容は、生徒の能力、興味、特性等に応じた発展的、応用的なものとし、特にスポーツのよさや楽しさを味わわせるため、地域や学校の実態を考慮して適切な運動種目を取り上げ、運動技能を高めることができるようなものとする。また、日常生活における健康・安全の確保に役立たせるため、保健に関する技能を高めることができるようなものとする。

2 体育，保健体育の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第155号〔昭和52年7月23日(1977年)告示〕
〔昭和55年4月1日(1980年)施行〕より

適切な運動の経験を通して運動に親しませるとともに、身近な生活における健康・安全について理解させ、健康の増進及び体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第156号〔昭和52年7月23日(1977年)告示〕
〔昭和56年4月1日(1981年)施行〕より

運動の合理的な実践を通して運動に親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

3 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
 < 小学校 >

運動の技能	各種の運動の課題や要領を理解して，その運動の特性に応じた動きや技能を身につけ，運動を楽しく行うことができる。
保健に関する知識・理解	身近な生活における健康・安全の基礎的な知識を身につけている。
運動・保健に対する関心・態度	各種の運動において進んで決まりを守り，互いに協力して，体力の向上や課題の達成を目指し最善を尽くして運動を実践しようとする。 また，健康・安全に留意して運動するとともに，健康で安全な生活をしようとする。

< 中学校 >

運動の技能	各種の運動の課題や要領を理解して，適切に運動を行うことができるとともに，運動の特性に応じた方法や技能を身につけ，運動を楽しく行うことができる。
知識・理解	運動の合理的な実践や健康な生活に必要な基本的事項を身につけ，生活における運動の意義や健康・安全の重要性を理解している。
運動・保健に対する関心・態度	運動の実践に必要な公正，協力，責任などの態度を身につけ，最善を尽くして運動を実践しようとするとともに，自他の健康や体力に積極的な関心を持ち，明るく豊かな生活をしようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された体育，保健体育の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

(ア) 体育については，小学校，中学校及び高等学校を通じて，生涯体育・スポーツと体力の向上とを重視する観点から，児童生徒が自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身に付け，心身を鍛えることができるよう，児童生徒の心身の発達の特性と運動の特性との関連を考慮して内容の改善を図る。

その際，小学校においては，各種の運動の楽しさや喜びを味わわせ，各種の運動の基礎的・基本的な能力を養うこと，中学校及び高等学校においては，生徒の能力・適性等に応じて適切な運動実践の方法を身に付けさせ，各種の運動能力や運動技能を高めることに重点を置く。

なお，「体操」の領域については，体力を高める運動の学習が一層効果的に行われるよう各学校段階別の内容を改善する。現行の「格技」の領域については，名称を「武道」に改め，我が国固有の文化としての特性を生かした指導ができるようにする。

また，自然とのかかわりを深める観点から，地域の実情に応じ，雪遊びやスキー等を積極的に取り扱うなどの改善を図る。集団行動の内容については，基本的な行動様式を重視し，その取扱いについては，各運動領域において一層効果的に指導ができるようにする。

(イ) 保健については，健康教育の一層の充実を図るため，健康科学を基盤として，自他の生命を尊重し，生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う観点から，小学校，中学校及び高等学校を通じて，健康・安全に関する基礎的・基本的な知識を理解させ，児童生徒が発達段階に応じて自主的に健康な生活を実践することのできる能力と態度を育成することを重視して内容を精選する。

イ 改善の具体的事項

(小学校)(体育)

(ア) 領域区分については，おおむね現行どおりとするが，児童の心身の発達の特性を考慮して，指導の効果を一層高める定め，現行の領域のうち「水泳」の履修を 1 学年早める構成に改める。

(イ) 低学年及び中学年の「基本の運動」及び「ゲーム」の領域については，児童の心身の発達の特性との関連において運動の特性を一層明確にして効果的な指導ができるよう内容を改善する。

(ウ) 「体操」の領域については，体力を高める運動の基礎的・基本的な内容を効果的に指導できるよ

うにする。

(I) 「保健」の領域については、身近な生活における健康・安全に関する事項に重点を置いて、心と体の発育・発達、けがの防止と病気の予防及び健康な生活に関する事項で内容を構成する。

(オ) 教科の内容の示し方については、児童の心身の発達や個々の児童の特性に応じた多様な活動ができるようにするなどの観点から、複数学年にわたる内容をまとめて示すようにする。

(中学校)(保健体育)

(ア) 体育分野については、現行の運動領域(体操、個人的スポーツ、集団的スポーツ、格枝及びダンス)を、小学校の内容との関連及び生徒の心身の発達の特性と各運動の特性との関連を考慮して、「体操」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」の7領域に改める。また、「器械運動」、「球技」等の領域については、より個性を生かす学習が行われるようにするため、個人的な運動及び対人的・集団的な運動の特性を踏まえて、生徒の能力・適性等に応じてそれぞれの内容の中から選択して指導できるようにする。

(イ) 「体操」の領域については、体力を高める運動の発展的な内容に重点を置いた指導ができるようにする。

(ウ) 「武道」の領域については、柔道、剣道及び相撲の中から選択して指導できるようにする。また、学校や地域の実態に応じて、その他の武道についても弾力的に取り扱うことができるようにする。

(エ) 「武道」及び「ダンス」の領域については、男女とも履修できるようにする。

(オ) 「体育に関する知識」の領域については、運動の実践に直接関連する内容に精選する。

(カ) 保健分野の内容については、個人生活における健康・安全に関する事項に重点を置いて、心身の発達、傷害の防止と疾病の予防、環境の衛生及び健康な生活の仕方に関する事項で構成する。その際、思春期における心身の変化、食事、運動、休養、喫煙などと健康、交通安全に関する事項の一層の充実が図られるよう配慮する。なお、学習効果を高める上から、健康と環境における産業廃棄物の処理、応急処置の一部などについては高等学校で取り扱うようにする。

(キ) 第3学年における授業時数の弾力的運用については、体育分野の内容を一層定着させるため、各運動種目の補充や深化を行うなどにより学習の充実を図るようにする。

(ク) 第2学年及び第3学年における選択教科としての「保健体育」においては、生徒の特性等に応じ、体育分野で適切な運動種目を選択履修させたり、保健分野で個人生活における健康・安全に関し課題学習を行うなど発展的、応用的な学習活動が多様に展開できるようにする。

2 体育，保健体育の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号

〔	平成元年3月15日(1989年)告示	〕より
	平成4年4月1日(1992年)施行	

適切な運動の経験と身近な生活における健康・安全についての理解を通して、運動に親しませるとともに健康の増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

運動の合理的な実践と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ習慣を育てるとともに健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

3 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

< 小学校 >

運動や健康・安全への関心・意欲・態度	進んで楽しく運動をしようとする。また，健康・安全に関心をもち，進んで健康で安全な生活をしようとする。
運動や健康・安全についての思考・判断	運動の課題の解決を目指して，活動の仕方を考え，工夫している。また，身近な生活における健康・安全について考え，判断している。
運動の技能	運動の楽しさや喜びを味わうために必要な技能を身に付けている。
健康・安全についての知識・理解	身近な生活における健康・安全に関する基礎的な事項を理解している。

< 中学校 >

運動や健康・安全への関心・意欲・態度	自ら進んで運動を実施し，運動の楽しさや喜びを体得しようとする。また，健康や安全に関心を深め，自ら進んで健康で安全な生活をしようとする。
運動や健康・安全についての思考・判断	運動の課題の解決を目指して，活動の仕方を考え，工夫している。また，健康・安全について考え，判断している。
運動の技能	運動の楽しさや喜びを味わうとともに，体力を高めるために必要な技能を身に付けている。
運動や健康・安全についての知識・理解	運動の合理的な実践に関する基礎的な事項や生活における運動の意義を理解し，知識を身に付けている。また，健康・安全に関する基礎的な事項を理解し，知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された体育，保健体育の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

(ア) 明るく豊かで活力のある生活を営む態度の育成を目指し，生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う観点に立って内容の改善を図る。その際，心と体をより一体としてとらえて健全な成長を促すことが重要であるという考え方に立ち，体育と保健をより一層関連させて指導できるようにする。特に，運動に興味をもち活発に運動をする者とそうでない者に二極化していたり，生活習慣の乱れやストレス及び不安感が高まっている現状を踏まえ，児童生徒が運動が好きになり，健康な生活習慣を身に付けることができるようにする。

(イ) 体育については，自ら運動をする意欲を培い，生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに基礎的な体力を高めることを重視する。このため，児童生徒の発達段階に応じて，運動を一層選択して履修できるようにすることや体力の向上を図る上で内容を重点化するなどの改善を図る。

また，児童生徒の体力等の現状を踏まえ，心と体をより一体としてとらえる観点から，新たに自分の体に気付き，体の調子を整えるなどの「体ほぐし」（仮称）にかかわる内容を示す。この新たな内容は現行の「体操」領域に示すとともに，その他の運動領域等の活動や保健における心の健康に関する学習などとしても，取り入れられるようにする。これに伴い「体操」領域の名称を変更する。また，指導に当たっては，運動を通して仲間との交流を深め，他人と協調し思いやる心をはぐくむことに配慮する。

武道については，我が国固有の文化に触れるための学習が引き続き行われるようにする。

(ウ) 保健については，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し，改善していく資質や能力の基礎を培うため，健康の大切さを認識し，健康なライフスタイルを確立する観点に立って，内容の改善を図る。その際，近年の成育環境，生活行動，疾病構造等の変化にかかわって深刻化している心の健康，食生活をはじめとする生活習慣の乱れ，生活習慣病，薬物乱用，性に関する問題等について対応できるようにする。また，新たに，自然災害等における安全の確保についても取り上げるとともに，健康・安全と運動とのかかわりについて，体験的な活動などを通して実践的な理解を深めるようにする。

児童の発育・発達の早期化や生活習慣の乱れなどに対応するため、現在、小学校において高学年から指導している保健に関する内容を中学年から指導するようにする。

(I) 自然の中での遊びなどの体験が不足している現状から、各教科等との関連を図りつつ、地域や学校の実態に応じて、戸外で身体活動を行う自然体験的活動を積極的に取り入れていくようにする。

イ 改善の具体的事項

(小学校(体育))

児童の発達段階に応じて各種の運動に親しむことにより運動が好きになるようにするとともに、身近な生活における健康・安全に関する実践的な理解を図ることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 低学年の運動領域(「基本の運動」及び「ゲーム」)及び中学年の運動領域(低学年の運動領域に加えて、「器械運動」、「水泳」及び「表現運動」)については現行どおりとするが、現在の児童の体の状況及び発達段階に応じた運動の指導に重点を置くことができるように内容の改善を図る。また、現在、各学年ごとに指導することとしている運動をいずれかの学年で指導することができるようにするとともに、学校や地域の実態に応じて多様な運動も指導することができるようにする。

(イ) 高学年の運動領域(「体操」、「器械運動」、「陸上運動」、「水泳」、「ボール運動」及び「表現運動」)については現行どおりとするが、「体操」を除いた領域については、現在、各学年ごとに指導することとしている運動をいずれかの学年で指導することができるようにする。また、学校や地域の実態に応じて多様な運動も指導することができるようにする。

(ウ) 「体操」領域については、主として巧みな動きを高めることに重点を置いて指導するとともに、自分の体の状態に気付き体の調子を整えることを重視し、内容を改善する。

(エ) 「保健」領域については、中学年は、健康な生活及び体の発育・発達、高学年は、けがの防止と病気の予防及び心の健康に関する内容で構成し、食生活をはじめとする望ましい生活習慣の形成、生活習慣病の予防及び薬物乱用防止に関する内容について取り上げる。

また、体の発育・発達や性に関する内容について、児童の発達段階を踏まえ重点化するとともに、健康な生活については、日光と健康とのかかわりの内容を削除する。

心の健康については、自他の心身の発育・発達の違いに気付き肯定的に受けとめること、不安・悩みへの対処及び人とかかわり方に重点を置く観点に立って、内容の改善を図る。

(中学校(保健体育))

個に応じた指導の充実を図り、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、主として個人生活における健康・安全に関する科学的な理解を図ることを重視して、次のような改善を図る。

(ア) 運動領域(「体操」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」)については現行どおりとするが、第2学年において、現在、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」については、その中から2領域を選択していることを改め、第3学年と同様1領域又は2領域を選択して履修することができるようにする。

(イ) 「体操」領域については、主として動きを持続することに重点を置きつつ調和のとれた体力を高める指導ができるようにするとともに、自分の体の変化に気付き体の調子を整えたり自ら体力を高めることを重視して、内容を改善する。

(ウ) 「器械運動」領域については、生徒の能力に応じて指導することができるよう、現在、マット運動、鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運動の中から2又は3の運動を選択して履修できるようにして

いることを改め、選択する運動の数を示さないこととする。

(I) 「体育に関する知識」の領域については、近年のスポーツ科学の成果を踏まえ、体力の高め方や運動の学び方と関連する内容に重点化するとともに、現在主として第1学年及び第2学年において履修させていることを改め、運動の実践との関連を図る観点に立って、全学年を通じて履修させることとする。

(オ) 「保健」分野については、心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、疾病の予防及び健康と生活に関する内容で構成し、食生活、性、薬物乱用防止及び自然災害等における安全の確保に関する内容を重視する。

その際、小学校と同様、体の発育・発達や性に関する内容を重点化するとともに、疾病の応急措置を高等学校に移行統合し、騒音に関する内容を削除する。

また、心の健康に関する内容については、思春期における自分らしさの形成やストレスへの対処に重点を置く観点に立って、内容の改善を図る。

2 体育，保健体育の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第175号〔平成10年12月14日(1998年)告示〕
〔平成14年4月1日(2002年)施行〕より

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第176号〔平成10年12月14日(1998年)告示〕
〔平成14年4月1日(2002年)施行〕より

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

3 体育，保健体育の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）より

< 小学校 >

運動や健康・安全への関心・意欲・態度	進んで楽しく運動をしようとする。また，身近な生活における健康・安全に関心をもち，進んで学習に取り組もうとする。
運動や健康・安全についての思考・判断	運動の課題の解決を目指して，活動の仕方を考え，工夫している。また，身近な生活における健康や安全について，課題の解決を目指して考え，判断している。
運動の技能	運動の楽しさや喜びを味わうために必要な動きや技能を身に付けている。
健康・安全についての知識・理解	身近な生活における健康・安全に関して，課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解し，知識を身に付けている。

< 中学校 >

運動や健康・安全への関心・意欲・態度	自ら進んで運動を実施し，運動の楽しさや喜びを体得しようとする。また，個人生活における健康・安全に関心をもち，意欲的に学習に取り組もうとする。
運動や健康・安全についての思考・判断	自己の能力に適した運動の課題の解決を目指して，活動の仕方を考え，工夫している。また，個人生活における健康・安全について，課題の解決を目指して考え，判断している。
運動の技能	運動の楽しさや喜びを味わうために必要な技能や体力を高めるための運動の合理的な行い方を身に付けている。
運動や健康・安全についての知識・理解	運動の特性と運動の合理的な実践に関する基礎的な事項や生活における運動の意義を理解し，知識を身に付けている。また，個人生活における健康・安全について，課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解し，知識を身に付けている。

10 外国語

学習指導要領（試案）
生徒指導要録

昭和22年 3月20日（1947年）発行
昭和24年 8月25日（1949年）

1 外国語の目標

学習指導要領 英語編(試案)〔昭和22年3月20日（1947年）発行〕より

一．英語で考える習慣を作ること。

英語を学ぶということは、できるだけ多くの英語の単語を暗記することではなくて、われわれの心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように働かせることである。この習慣（habit）を作ることが英語を学ぶ上の最初にして最後の段階である。

英語で考えることと翻訳することとを比較してみよう。前者は英語をいかに用いるかということを目的としているが、後者は古語を学ぶときのように、言語材料を覚えることに重点をおいている。前者は聴き方にも、話し方にも、読み方にも、書き方にも注意しながら英語を生きたことばとして学ぶのに反して、後者は書かれた英語の意味をとることにのみとらわれている。ここにおいて、英語で考えることが、英語を学ぶ最も自然な最も効果的な方法であることは明らかである。

二．英語の聴き方と話し方とを学ぶこと。

英語で考える習慣を作るためには、だれでも、まず他人の話すことの聴き方と、自分の言おうをすることの話し方とを学ばなければならない。聴き方と話し方とは英語の第一次の技能（primary skill）である。

三．英語の読み方と書き方とを学ぶこと。

われわれは、聴いたり話したりすることを、読んだり書いたりすることができるようにならなければならない。読み方と書き方とは英語の第二次の技能（secondary skill）である。そして、この技能の上に作文と解釈との技能が築かれるのである。

四．英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。

聴いたり話したり読んだり書いたりする英語を通じて、われわれは英語を話す国民のことを自然に知ること（information）になるとともに、国際親善を増すことにもなる。

2 外国語の評価の観点

中学校，高等学校生徒指導要録について〔昭和24年8月25日（1949年）〕より

理解しながら読む能力
話す技能
書く事によって自己を表現する能力
話された言葉を理解する技能

1 外国語の目標

中学校高等学校学習指導要領 外国語科英語編（試案）〔昭和 27 年 3 月 20 日（1951 年）発行〕より
中学校英語教育課程の目標

A．一般目標

聴覚と口頭との技能および構造型式の学習を最も重視し，聞き方・話し方・読み方および書き方に熟達するのに役だついろいろな学習経験を通じて，「ことば」としての英語について，実際的な基礎的な知識を発達させるとともに，その課程の中核として，英語を常用語としている人々，特にその生活様式・風俗および習慣について，理解・鑑賞および好ましい態度を発達させること。

B．おもな機能上の目標

(1) 「ことば」としての英語を聞いてわかる技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって，

(a) 聴覚と口頭との技能を発達させるにあたって，習得した聞き方の技能が，(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり，(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって，健全な基礎として役だつものとなること。

(b) 読み方または書き方の技能を発達させるにあたって，習得した聞き方の技能が，そのような技能の習得に必要な基礎および基準として役だつものとなること。

(2) 「ことば」としての英語を口頭で表現する技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって，

(a) 特に口頭表現の技能の習得を希望する生徒にとって，習得した技能が，(1) 中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められた標準内において，実用的価値あるものとなり，(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって，健全な基礎として役だつものとなること。

(b) 読み方または書き方の技能を発達させるにあたって，習得した口頭表現の技能が，そのような技能の習得に必要な基礎および基準として役だつものとなること。

(3) 「ことば」としての英語を読んでわかる技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって，

(a) 書き方の技能を発達させるにあたって，習得した読み方の技能が，(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり，(2) 高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって，健全な基礎として役だつものとなること。

(b) 書き方の技能を発達させるにあたって，習得した読み方の技能が，そのような技能の習得に必要な基準および完成を助けるものとして役だつものとなること。

(4) 「ことば」としての英語を書く技能を発達させること。標準は中学校生徒の発達段階に相当であると一般に認められたものとする。したがって，

(a) その技能が，(1) 中学校の標準内において実用的価値あるものとなり，(2) 高等学校の内

または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役だつものとなること。

C. おもな教養上の目標

(1) 英語課程の中核として、英語を常用語としている人々、特にその生活様式・風俗および習慣について、理解・鑑賞および好ましい態度を発達させること。したがって、

(a) 聞き方・話し方・読み方および書き方の技能を発達させるにあたって、学習経験を、英語を常用語としている人々の生活様式・風俗および習慣から切り離さないこと。かれらの言語はかれらの文化の中核なのである。

(b) このような鑑賞と態度との発達が、高等学校の内または外においてさらに進んだ学習をしようとする者にとって、健全な基礎として役だつものとなること。

(c) このような鑑賞と態度との発達が、習得した言語とともに、生徒の個人的・社会的および職業的能力に寄与するものとなること。

(d) このような鑑賞と態度との発達が、習得した言語技能とともに、平和への教育の重要な一部として役だつものとなること。

2 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）〔昭和30年9月13日（1955年）〕より

外国語への興味・関心	（中・高）外国語に対して積極的に興味関心を持ち、外国語を正しく使おうとする意欲、これを通しての国際処理に及ぶ。
聞く、話す	
読解	
書き方	

* 観点の趣旨については、一部しか示されていない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
生徒指導要録	昭和 36 年 2 月 13 日 (1961 年) 通達

1 教育課程審議会の答申に示された外国語の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より
現行どおり各学年とも選択教科とすること。

2 外国語の目標

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)施行〕より

- 1 外国語の音声に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う。
- 2 外国語の基本的な語法に慣れさせ、読む能力および書く能力の基礎を養う。
- 3 外国語を通して、その外国語を日常使用している国民の日常生活、風俗習慣、ものの見方などについて基礎的な理解を得させる。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として外国語科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない

3 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について(通達)[昭和 36 年 2 月 13 日(1961 年)]より

聞く	外国語の語、句、文を聞いて、その意味を理解することができる。
話す	正しい発音、アクセント、抑揚などを用いて、外国語を話すことができる。
読む	外国語の語、句、文を読んで、その意味を理解することができる。
書く	正しい文型、つづり、大文字、符号を用いて、外国語を書くことができる。
外国語への関心・態度	外国語に興味・関心をもち、外国語を進んで用いようとし、外国の国民について理解しようとする。

教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行
生徒指導要録	昭和 46 年 2 月 27 日 (1971 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された外国語の改善の方針

中学校の教育課程の改善について (答申) [昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)] より

1 目標について

目標については、外国語を聞き、話し、読み、書く能力の基礎を養い、言語能力の伸長に資するとともに、外国に関する基礎的な理解を得させ、あわせて、国際協調の精神の基礎をつちかうことを明記すること。

2 内容について

(1) 内容については、外国語を聞き、話し、読み、書くことにいっそう習熟させることができるように、基本的事項を精選すること。

(2) 文型および文法事項については、学年配当をいっそう適切にすること。

(3) 英語において指導する語の総数は、現行よりも減ずること。

ただし、必修すべき語については、現行よりもその数を増すようにする。

(4) 聞くこと、話すことの領域の指導については、さらにくふうをこらし、その徹底を図るようにすること。

(5) 生徒の能力差に応じた指導ができるように配慮すること。

2 外国語の目標

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号 (昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示) (昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行) より

外国語を理解し表現する能力の基礎を養い、言語に対する意識を深めるとともに、国際理解の基礎をつちかう。

このため、

- 1 外国語の音声および基本的な語法に慣れさせ、聞く能力および話す能力の基礎を養う。
- 2 外国語の文字および基本的な語法に慣れさせ、読む能力および書く能力基礎を養う。
- 3 外国語を通して、外国の人々の生活やものの見方について基礎的な理解を得させる。

3 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 46 年 2 月 27 日（1971 年）〕より

聞くこと	身近なことなどについての初歩的な外国語を聞いて，その意味を理解することができる。
話すこと	身近なことなどについて，初歩的な外国語を用いて話すことができる。
読むこと	外国の人々の生活などについての初歩的な外国語を読んで，その意味を理解することができる。
書くこと	身近なことなどについて，初歩的な外国語を用いて書くことができる。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示
	昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された外国語の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

ア 改善の基本方針

中学校及び高等学校を通じて，内容の程度や分量が一層適切なものになるよう基礎的・基本的な事項に精選する。その際，外国語を理解したり，表現したりする言語活動の基礎を養うことを一層重視し，特に表現力の育成に配慮する。

イ 改善の具体的事項

（中学校）

(ア) 英語の内容は，現行どおり言語及び言語材料によって構成するが，各学年の内容については生徒の実態に応じて学年相互において弾力的な取扱いができるようにする。

(イ) 英語の言語活動については，その指導事項の主なものを示し，より適切に言語活動の指導ができるようにする。

(ウ) 英語の言語材料については，主として現行の第 3 学年の文型，文法事項などを中心に整理し，基本的な事項について習熟できるようにする。また，英語において指導する語の総数は現行よりも少なくし，その学年配当についても改める。

(I) 英語以外の外国語については，改善の基本方針に即し，その特性や履修の実態等にも配慮して改める。

2 外国語の目標

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

外国語を理解し，外国語で表現する基礎的な能力を養うとともに，言語に対する関心を深め，外国の人々の生活やものの見方などについて基礎的な理解を得させる。

3 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より
< 中学校 >

聞くこと	初歩的な外国語の話を，事柄の概要や要点をとらえながら聞くことができる。
話すこと	初歩的な外国語を用いて，事柄の概要や要点が伝わるように話すことができる。
読むこと	初歩的な外国語の文を，事柄の概要や要点をとらえながら読むことができる。
書くこと	初歩的な外国語を用いて，事柄の概要や要点が伝わるように文章を書くことができる。
外国語に対する 関心・態度	外国語に対して関心をもち，進んで外国語を聞いたり，話したり，読んだり，書いたりしようとする態度を身につけている。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示
	平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された外国語の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

中学校及び高等学校を通じて，国際化の進展に対応し，国際社会の中に生きるために必要な資質を養うという観点から，特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視する。このため，読むこと及び書くことの言語活動の指導がおろそかにならないように十分配慮しつつ，聞くこと及び話すことの言語活動の指導が一層充実するよう内容を改善する。また，生徒の学習の段階に応じて指導が一層適切なものになるよう指導内容をより重点化・明確化するとともに，生徒の実態等に応じ多様な指導ができるようにする。さらに，これらを通じ，外国語の習得に対する生徒の積極的な態度を養い，外国語の実践的な能力を身に付けさせるとともに，外国についての関心と理解を高めるよう配慮する。

その際，中学校においては，初めて外国語を学習することにかんがみ，生徒の外国語に対する興味・関心を高め基礎的・基本的な内容の定着が一層図られるようにするとともに，発展的，段階的な指導や多様な教育活動が展開されるよう内容を改善する。また，高等学校においては，生徒の能力・適性，進路等に応じて適切な選択が可能となるよう科目の構成や履修の仕方を改める。

イ 改善の具体的事項

(中学校)

(ア) 「言語活動」については，現行の 3 領域のうち，「聞くこと，話すこと」をそれぞれ独立させて，「聞くこと」，「話すこと」，「読むこと」及び「書くこと」の 4 領域で構成することとし，聞くこと及び話すことの指導が一層充実するよう内容を改善する。また，各学年において指導の発展性，段階性がより明確になるように内容を示すこととする。その際，例えば，第 1 学年の入門期の指導においては音声による指導を重点的に行うようにするなど，実際の指導において生徒の学習の段階に応じた適切な指導ができるよう配慮する。

(イ) 「言語材料」については，生徒の実態に応じ多様で豊かな言語活動を行うことができるようその取扱いの一層の弾力化を図る。その際，文型，文法等の学年による配当の枠を外すことを考慮し，実際の指導の場面において取り上げる言語活動の内容に即し，多様な表現活動が展開できるよう配慮する。

(ウ) 題材については，生徒の心身の発達段階に即して，諸外国の人々の生活や日本人の生活に関するものなどを含め，生徒の興味・関心を喚起し，国際理解に役立つものを広く取り上げるよう配慮する。

(エ) 聞くこと及び話すことの指導に当たっては，特に音声による指導を重視し，ネイティブ・スピー

カーの活用や教育機器の利用などが一層進められるよう配慮する。

(イ) 各学年における授業時数の弾力的運用については、教科の内容を一層定着させるため、基礎的・基本的事項の補充や深化を行ったり、日常生活に関する会話やヒアリングの充実など言語活動をより深め、豊かにするための多様な教育活動が展開できるようにする。

(カ) 英語以外の外国語については、改善の基本方針に即してその特性や履修の実態等に配慮して改善する。

2 外国語の目標

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。

3 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成 3 年 3 月 20 日（1991 年）〕 より

コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心をもち，積極的にコミュニケーションを図ろうとする。
表現の能力	初歩的な外国語を用いて，自分の考えなどを話したり，書いたりする。
理解の能力	初歩的な外国語を聞いたり，読んだりして，話し手や書き手の意向などを理解する。
言語や文化についての知識・理解	初歩的な外国語の学習を通して，言葉とその背景にあるものの考え方や文化などを理解し，知識を身に付けている。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示
	平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された外国語の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

- (ア) これからの国際社会に生きる日本人として，世界の人々と協調し，国際交流などを積極的に行っていけるような資質・能力の基礎を養う観点から，外国語による実践的コミュニケーション能力の育成にかかわる指導を一層充実する。その際，外国語の学習を通して，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と，視野を広げ異文化を理解し尊重する態度の育成を図る。
- (イ) 実践的コミュニケーション能力の育成を図るため，言語の実際の使用場面に配慮した指導の充実を図る。
- (ウ) 国際化の進展に対応し，外国語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身に付けることがどの生徒にも必要になってきているとの認識に立って，中学校及び高等学校の外国語科を必修とすることとする。その際，中学校においては，英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえ，英語を履修させることを原則とする。

イ 改善の具体的事項

（中学校）

基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成することを重視して，次のような改善を図る。

- (ア) 学習段階を考慮して，「聞くこと」，「話すこと」，「読むこと」及び「書くこと」の四つの領域の言語活動の有機的な関連を図った指導を展開しながら，音声によるコミュニケーション能力を重視し，実際に聞いたり話したりするコミュニケーション活動を多く取り入れることとする。
- (イ) ゆとりある弾力的な指導を一層可能にするため，現在は学年ごとに示している四つの領域の言語活動の内容を，3年間を通して一括して示すこととする。また，例えば，あいさつや依頼をすることなど日常的な言語の使用場面や言語のはたらきを例示し，それらを有機的に組み合わせることにより実際に言語を使用する幅広い言語活動が展開できるようにする。
- (ウ) 言語活動を行う上で必要となる音声，文や句型，文法事項，語及び連語などの言語材料については，基本的な事項に整理するとともに，文法事項や語数など内容の一部を削除する方向で見直す。
- (エ) 教材については，国際理解に役立つものを重視して取り上げるようにするとともに，コミュニケーション能力の育成を図る観点から，実際に使用する経験を重ねながら言語の習熟を図ることを重視して，言語を使用する場面や言語のはたらきに配慮したものを取り上げるものとする。
- (オ) 指導に当たっては，個別指導，小集団による活動，視聴覚教材の使用など生徒の能力や適性などに配慮した様々な工夫を図るとともに，ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て行う授業を積極

的に取り入れることや、インターネット等の情報通信ネットワークや教育機器などを指導上有効に生かすことに配慮する。

2 外国語の目標

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

3 外国語の評価の観点とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心をもち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。
表現の能力	初歩的な外国語を用いて、自分の考えや気持ちなど伝えたいことを話したり、書いたりして表現する。
理解の能力	初歩的な外国語を聞いたり、読んだりして、話し手や聞き手の意向や具体的な内容など相手が伝えようとすることを理解する。
言語や文化についての知識・理解	初歩的な外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けるとともにその背景にある文化などを理解している。

1 1 道 徳

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

道徳教育振興に関する答申〔昭和 26 年 1 月 4 日 (1951 年)〕より

終戦後、わが国の教育は民主主義を中心とするものに改められ、この中において、民主的社会における道徳教育が強調されている。この新しい教育の正しい実施によって、児童・生徒に自主的学習、自制、協力、寛容その他民主的社会人として望ましい態度、習慣が芽ばえつつあることを見のがしてはならない。

しかしながらわれわれには、これをもって今日の児童・生徒に対する道徳教育がじゆうぶんであるとは考えられない。その教育計画および指導において、反省してみなければならない面もあるとともに、他方では終戦後の成人の社会からの好ましくない影響もあつて、一部の児童・生徒の間には、著しい道徳の低下が現われていることも遺憾ながら事実として認めざるを得ない。

教育関係者は、今日の教育の目的および目標をよく認識して、道徳教育が、児童・生徒によく徹底するよう、その具体的方策の樹立に一段と努力を払うことが必要である。

本審議会の一致した意見としては、次のような方策をとることを最善と考える。

第 1 一般的方策

- 1 道徳教育は、学校教育全体の責任である。したがって各学校においては、全教師はその指導の責任を自覚しなければならない。

全教師は、民主主義の正しい理解のもとに、協力一致して学校生活全体の民主化をはかり、学校生活を明るく美しくふんい気にして、あらゆる機会をとらえて、児童、生徒の道徳的生活の向上に資するよう努力しなければならない。

- 2 道徳教育振興の方法として、道徳教育を主体とする教科あるいは科目を設けることは望ましくない。道徳教育の方法は、児童、生徒に一定の教説を上から与えていくやり方よりは、むしろそれを児童、生徒にみずから考えさせ実践の過程において体得させていくやり方をとるべきである。道徳教育を主体とする教科あるいは科目は、ややもすれば過去の修身科に類似したものになりがちであるのみならず、過去の教育の弊に陥る糸口ともなる恐れがある。社会科その他現在の教育課程に再検討を加え、これを正しく運営することによって、実践に裏付けられた道徳教育を効果的に行いうるものと信ずる。

- 3 各学校教育全般において、道徳教育を行うために、民主的社会における道徳教育の具体案の基本として、児童、生徒の発達段階に即応した道徳教育計画の体系を確立することが必要である。

これに関連して、文部省は新たに委員会を設けて、各学校の道徳教育計画に資する手引書を作成することを望む。

- 4 道徳教育の徹底は、教師の道徳的識見と、その実践にまつものが多い。したがって教師の養成および再教育にあたって、教師の道徳的資質を高めるようじゆうぶんな考慮を払われたい。

- 5 児童，生徒は，成人の社会の影響をうけることははなはだ多く，成人の社会における道徳の現実
は，児童，生徒の道徳に，重大な関係をもつ，したがってかかる社会教育の領域における道徳教育
の振興については，至急，積極的な方策をたてられんことを要望する。

第2 教育計画ならびに指導上の方策

- 1 社会科をはじめ各教科は，それぞれ道徳教育に深い関係をもっているから，その教育計画および
指導にあたっては，格別の配慮を必要とする。
- (イ) 幼稚園および小学校の児童には，一般的にいて深い道徳的理解や判断力を求めることは困難
である。したがって身近な日常生活を基礎としての行動の道徳的形成（しつけ）に重点がおかれ
なければならない。しかし，各教科の学習によって，学年相応の道徳的理解，判断力を身につけ
ることができるから，各教科の道徳的内容および指導には，特に考慮を払われんことを希望する。
- (ロ) 中学校生徒になると“高い道徳的理解や判断力を養う素地が，かなり発達してくる。ことに上
学年になれば，自己について深く考えようとする芽ばえが現われてくる。各教科においては，こ
のような生徒の必要に応ずるように，その内容および指導に再検討を加えられんことを希望する。
また，この年令の生徒は，ややもすると行動に混乱をきたしやすい時期であるから，その生活指
導をいっそう徹底させる必要がある。
- (ハ) 高等学校生徒になると，人生の基本的問題について考えようとする傾向が生れる。そこで各教
科においては，それらの目ざしている道徳的教育の面をいっそう強化するとともに，道徳の原理
的基本的問題について，系統的に学習する機会が与えられるように考慮されることを希望する，
しかし一方，この年令の生徒は，ややもすると観念的に走りがちであるから，行動がこれに伴う
よう，その生活指導のすべてをいっそう組織的に行うことが必要である。
- 2 小・中・高等学校を通じて，特別教育活動としてとり上げられる諸活動は，道徳的理解と実践に
導くよい契機であり，よい機会であるから，道徳的見地からこれらの活動をよく選択し，その指導
にいっそう改善を加えることが必要である。そしてこれらの活動と各教科の指導とが一体となって，
児童生徒の学校生活全体にわたって，不断に道徳的指導がなされるようにしなければならない。

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示
	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

<小学校>

「道徳」の時間は、毎学年、毎週 1 時間以上とし、従来の意味における教科としては取り扱わないこと。

その指導については、これまでの「教科以外の活動」など、その他必要な事項をじゅうぶんに考慮し、学年の児童発達段階に応じた方法を講ずるようにすること。

道徳の目標・内容等については、教育基本法の本質にのっとり、本審議会の意見に基づいて、教材等調査研究会において、慎重に研究するものとする。なお、その際、別紙(1)の基本的要項を参考とすること。

<中学校>

道徳の時間は、毎学年、毎週 1 時間以上とし、従来の意味における教科としては取り扱わないこと。

道徳の目標、内容等については、教育基本法の本質にのっとり、別紙(2)「道徳教育の基本方針」に基づき、教材等調査研究会において、慎重に研究するものとする。

2 道徳の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日(1958 年)施行〕より

人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

以上の目標を達成するため、道徳の時間においては、次の具体的な目標のもとに指導を行う。

- 1 日常生活の基本的な行動様式を理解し、これを身につけるように導く。
- 2 道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うように導く。
- 3 個性の伸長を助け、創造的な生活態度を確立するように導く。
- 4 民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めるように導く。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕 より

人間尊重の精神を一貫して失わず，この精神を，家庭，学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

教育課程審議会答申	昭和 38 年 7 月 11 日 (1963 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

学校における道徳教育の充実方策について (答申)〔昭和 38 年 7 月 11 日 (1963 年)〕より

一 基本方針

道徳教育の基本をなすべきものは、人間尊重の精神である。国家社会における倫理は、これに基づいて確立されなければならない。

教育基本法は、その普遍的原理の大綱を示したものである。しかし、これを教育の場に生かしていくためには、わが国の歴史にかんがみ、その伝統のすぐれたものは伸ばし、また足りないところは補って、真にわが国にふさわしい実践的指針たりうるように、その内容を具体化していかなければならない。

第一に、右の基本方針の関連し、審議の過程において、主として次の(一)、(二)、(三)、および(四)の点について論議が行なわれたが、われわれは、これらの意見をじゅうぶん尊重すべきであると考え

(一) 教育基本法は、道徳教育についてその普遍的原理を示しているが、そこにいう人格の完成とは、個人の価値をたつとぶとともに国家社会のよき形成者たる自主的精神に充ちた心身ともに健康な日本国民の育成をめざすものでなければならない。

(二) したがってその教育に当たっては、日常生活の中から生きた教材を選ぶとともに、広く古今東西の教訓に学ぶことはもとより、特にわが国の文化、伝統に根ざしたすぐれたものをじゅうぶんに生かして、内容的に充実していく必要がある。

(三) その際、今日の世界における日本の地位と果たすべき重要な使命にかんがみ、国民としつちかでの自覚を高め、公正な愛国心を培(つちか)うように一層努力する必要がある。

(四) 道徳教育においては、人間としての豊かな情操を培い、人間性を高めることが基本あるから、今後宗教的あるいは芸術的な面からの情操教育が一層徹底するよう、指導内容や指導方法について配慮する必要がある。

そこで今後の課題は、いかにしてこれらの趣旨を具体的な指導内容に取り入れ、適切な指導を行なっていくかということにあると考える。

第二に、科学技術の革新に伴って時代の進展はまことにめざましいものがあり、これに対処して将来の日本をになうに足る国民を育成するよう強い社会的要請が寄せられているが、教育がその期待にこたえうるようにわれわれは最善の努力をはらうべきであると思う。

しかしながら、科学技術の画期的な進歩に伴う機械化や組織化などは、ややもすると人間性を否定

するような傾向を伴いがちである。その点に留意し、道德教育においてはあくまで人間尊重の精神を貫き、科学技術の進歩と日本の繁栄が広く人類の福祉に貢献していくように努力しなければならない。

第三に、道德教育の充実については、単に学校のみならず、家庭や一般社会においても、国民のすべてが一貫した態度をもって協力していかなければならない。しかし、今日においては一般社会における道德的な規範力の弱化や家庭における指導力の低下などがみられるので、学校における道德教育の重要性に特に留意しなければならない。

二 道德教育の現状と問題点

小学校、中学校における道德教育の現状をみると、教師の熱意と適切な指導により、また、地域の協力を得て相当の成果をあげているものもみられるのである。しかし、学校や地域によってかなりの格差があり、一般的には必ずしもじゅうぶんにその効果をあげているとは言えない。その事由を検討してみると、次のようなことが指摘できる。

(一) 教師のうちには、一般社会における倫理的秩序の動揺に関連して価値観の相違がみられ、はまた道德教育についての指導理念を明確に把握していない者がみられる。そこで、いわゆる生活指導のみをもって足れりとするなどの道德教育の本質を理解していない意見もあり、道德の指導について熱意に乏しく自信と勇気を欠いている者も認められる。また一部ではあるが、道德の時間を設けていない学校すら残存している。このような状態は、道德教育の充実に大きな障害となっている。

道德教育の効果は、何よりも教師の人格的影響力とその指導のいかにかかっている。まず、教師みずからが教師としての使命感に徹して教職に専念し、一般社会からも信頼されるに値するよう努力する必要があると思う。

(二) 各学校において、具体的、効果的な指導計画の作成の仕方や適切な教材の選定に種々の困難を感じている者が多く、道德の指導が適切を欠くうらみがある。

(三) 一部には、学校経営が弛緩し、秩序がじゅうぶんに保持されているような状況がみられる。このような状況は、児童生徒に対する行き届いた指導を困難にし、道德教育の効果을あげる上に大きな悪影響を及ぼすこととなる。これらの点にじゅうぶん配慮して、学校を人間育成の場として真にふさわしい環境に整備する必要がある。

(四) 家庭教育や社会教育は、学校における道德教育と密接な関連を有するが、その間に価値観の相違や動揺がみられる。学校教育においても地域の実情をじゅうぶんに勘案し、一体的、協力的な指導を行なう必要がある。

(五) 教育委員会などにおける道德教育の指導については、そのための指導主事の配置がじゅうぶんでありまた指導が徹底しない面がある。

三 充実方策

学校における道德教育の充実方策は、すでに述べた基本方針や現状と問題点に関連するものであるから、そこでもある程度ふれたが、さらに一層次のような具体的方策を講ずる必要がある。

(一) 目標内容の具体化

道德の目標や内容について、各学校において指導しやすいようにするため、児童生徒の発達段階に応じた指導の具体的なねらいや重点を一層明確に示すようにする必要があること。

(二) 教師用の資料等

教師が道德の指導を有効適切に進めることができるように、教師用の指導資料をできるだけ豊富に提供する必要があること。そのため、この指導資料には、指導の効果を高めるための読み物資料、視聴覚教材の利用その他各種の指導方法をも解説するなど、適切な指導が行なわれるように配慮すること。

(三) 児童生徒用の読み物資料

道徳的な判断力や心情を養い、実践的な意欲を培うために、児童生徒にとって適切な道徳の読み物資料の使用が望ましい。

この読み物資料の内容については、学習指導要領に準拠しているかどうかを適切な方法により確認する措置を講ずるようにすること。

また読み物資料の使用に当たっては、道徳教育の性格にかんがみ、他の指導方法と合わせてこれを適切に活用するように配慮すること。

(四) 教員養成の改善

教員養成に当たっては、道徳教育の基盤となる諸科目を必修させるようにするとともに、現行の教職に関する専門科目における「道徳教育の研究」を一層改善充実して、教師の指導力の強化を図るようにすること。

(五) 現職教育の充実

教師の道徳観を確立し、道徳教育の指導理念と適切な指導方法を把握させ、その意欲を高めるため、組織的計画的な現職教育を一層徹底して行なうようにすること。

(六) 校内体制の確立

道徳教育の推進は、学校経営全般にかかわる問題であるから、学校における指導体制をばぐん確立し、望ましい雰囲気と環境を整備する必要があること。

特に、このための校内体制を確立し、道徳教育についての意欲と関心を盛り上げるように努める必要があること。

(七) 家庭や社会との協力

学校における道徳教育が、家庭および社会と連繫を保ち、その協力によって教育環境を浄化し、その効果を一層高めるように配慮する必要があること。

(八) 教育委員会などにおける指導の強化

道徳教育についての教育委員会などにおける指導体制を一層強化するために、指導主事の拡充を行ない、かつ、指導の徹底を図るよう必要な措置を講ずること。

附 記

高等学校における道徳教育については、昭和 38 年度から実施された新教育課程において、社会科のうちに倫理・社会が設けられるとともに、特別教育活動その他における生徒指導を一層充実するよう配慮されているが、その徹底を図るとともに必要に応じさらにその充実方策について検討すべきである。

小学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 42 年 10 月 30 日（1967 年）〕より

（目標）

1 道徳的判断・心情・態度の基礎を養う「道徳」の目標をいっそう明確に表現するようにすること。

(1) 教育課程における「道徳」の位置づけは現行どおりとする。

(2) 学校教育における道徳教育の役割をいっそう明確にするように「道徳教育の目標」を表現するとともに、それとの関連において、いわば、その中核としての「道徳」の時間の性格をいっそう明確にするように「道徳」の目標を表現する。

（内容）

2 「道徳」の内容を精選し、指導の徹底が図れるようにすること。そのため、現行の 36 項目について必要な整理、統合を行なうこと。また、現行の内容における四つの区分については、その趣旨を目

標において生かすこととし、その区分をやめること。なお、その際、とくに各教科および特別活動における指導ならびに中学校における「道徳」の内容との関連を考慮すること。

- (1) 道徳の内容は、小学校 36 項目、中学校 21 項目で構成されているが、両者の対応関係をいっそう明確にするとともに、各教科とくに社会科および特別活動との関連のうえにおいて、整理、統合が考えられるものについて必要な改善を加える。
- (2) 小学校における「道徳」の内容は、「基本的行動様式」、「道徳的心情・判断」、「個性伸長・創造的生活態度」、「国家社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」の四つに区分されているが、その趣旨を目標に生かすほうが適切であるので、内容における四つの区分をやめ、その趣旨を目標において表現するようにする。なお、その際、とくに中学校との関連をじゅうぶん考慮する必要がある。

中学校の教育課程の改善について（答申）〔昭和 43 年 6 月 6 日（1968 年）〕より

1 目標について

道徳の時間の基本的な性格および役割については、現行のとおりとするが、現行の道徳教育の目標と道徳の時間の目標は、表現上同じものになっているので、これらを、両者の性格と役割がいっそう明確になるように改善すること。

なお、その際、道徳の時間の目標については、中学校段階にふさわしいものになるようにその具体化を図ること。

2 内容について

- (1) 内容については、生徒の道徳性の発達段階および小学校との関連を考慮して、全体の構成を行なうこと。なお、その場合、現行のように内容を「日常生活の基本的行動様式」、「道徳的な判断力と心情」、「社会および国家の成員として必要な道徳性」の三つに区分することはとりやめ、その趣旨を目標において生かすようにすること。
- (2) 具体的内容については、「道徳的な判断力と心情」にかかわるものを中心として、「日常生活の基本的行動様式」にかかわるものをより集約し、「社会および国家の成員として必要な道徳性」にかかわるものをより拡充するが、全体的にはその精選に努めるとともに、それを適切に表現するようにすること。

3 道徳教育と道徳の時間の指導との関連

道徳の時間の指導の効果が、学校、家庭および社会のそれぞれの生活場面でじゅうぶん生かされるために、学校の教育活動全体に通ずる道徳教育において、道徳的実践の指導をいっそう徹底させること。

2 道徳の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活のなかに生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連

を保ちながら，計画的，発展的な指導を通して，これを補充し，深化し，統合して，児童の道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度と実践意欲の向上を図るものとする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕 より

道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら，計画的，発展的な指導を通して，これを補充し，深化し，統合して，人間性についての理解を深めるとともに，道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度における自律性の確立と実践意欲の向上を図るものとする。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）より〕

小学校及び中学校の道徳については，学校教育全体を通じて行う道徳教育の基盤の上にその指導の成果が一層高まるよう，小学校及び中学校のそれぞれの特質に配慮するとともに，両者の関連を図るよう考慮して，内容の構成に検討を加える。

2 道徳の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 155 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 55 年 4 月 1 日（1980 年）施行〕より

道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち，道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら，計画的，発展的な指導を通してこれを補充，深化，統合し，児童の道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度と実践意欲の向上を図ることによって，道徳的实践力を育成するものとする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち，道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら，計画的，発展的な指導を通してこれを補充，深化，統合し，生徒の道徳的判断力を高め，道徳的心情を豊かにし，道徳的態度と実践意欲の向上を図ることによって，人間の生き方についての自覚を深め，道徳的实践力を育成するものとする。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)(昭和 62 年 12 月 24 日(1987 年))より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，人間を尊重する精神や生命に対する畏敬の念を培うことを基盤として，民主的で文化的な国家・社会の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる，主体性のある日本人を育成することを一層重視する。

学校における道徳教育は，現行どおり学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とするが，特に小学校および中学校における道徳教育の内容については，その一貫性に配慮しつつ，社会的な状況や現在までの道徳教育の実態を考慮して再構成し，児童生徒の道徳性の発達等に応じて重点化を図るなど構造的に整える。

学校において道徳教育を進めるに際しては，豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を育てるように配慮し，それが日常生活における道徳的实践に生かされるよう指導の充実を図る。その際，学校は，家庭や地域社会と密接な連携を図って，指導の効果を一層高めるよう配慮する。

また，高等学校においては，特に，中学校との関連を重視して人間としての在り方生き方に関する教育を進めることにより，道徳教育の充実を図る。

イ 改善の具体的事項

(小学校)

(ア) 道徳の内容については，社会的な状況や現在までの道徳教育の実態を考慮し，有機的，総合的な指導を進める観点から，次のような視点で再構成する。

[ア] 人間としての望ましい自己の形成と自他の人間関係の育成を図る。

i 主として望ましい自己の形成にかかわる事項

主として自他の望ましい人間関係の育成にかかわる事項

[イ] 自然を愛し，生命を尊び，美しいものや崇高なものにふれ，人間としての自覚を深める。

[ウ] 国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち，民主的で文化的な社会及び国家の成員として必要な道徳性を身に付ける。

(イ) 小学校段階の児童は，自主性や社会性の伸長が著しく，他律的な道徳を主とする段階から自律的な道徳へと発達する時期にある。このような児童の発達の特質に応じた効果的な指導が行われるようにする観点から，上記 (ア) の視点に基づき，道徳の内容について，例えば，次のような事柄に留意して重点化を図る。

[ア] 低学年では，しつけなどの基本的な生活習慣，兄弟姉妹や友達と仲良くし助け合おうとする態

度，親，教師などを敬愛する心や自分の学級を大切に作る心など。

[イ] 中学年では，日常の社会規範を守る態度，友情や信頼を大切に作る心，自分の学校や郷土・国を愛する心など。

[ウ] 高学年では，公德を守り公共に尽くそうとする態度，広く他の人々への思いやりの心，日本の文化と伝統を大切に作る心など。

(中学校)

(ア) 中学校段階の生徒は，心身両面にわたる発達著しく，他者との連帯感を求めると同時に主体的な自我の確立を求め，自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような生徒の発達の特質を考慮し，自ら考え行動する主体の育成を目指した効果的な指導が行われるようにする。

(イ) 道徳の内容については，小学校と同様の視点により再構成するが，特に上記(ア)の観点に基づき，例えば，基本的な生活習慣の定着，人間としての生き方の自覚，世界の中の日本人としての自覚などの事柄に留意して重点化を図る。

2 道徳の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第24号〔平成元年3月15日(1989年)告示〕
〔平成4年4月1日(1992年)施行〕より

道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うこととする。道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，児童の道徳的心情を豊かにし，道徳的判断力を高め，道徳的实践意欲と態度の向上を図ることを通して，道徳的实践力を育成するものとする。

中学校学習指導要領 文部省告示第25号〔平成元年3月15日(1989年)告示〕
〔平成5年4月1日(1993年)施行〕より

道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏〔い〕敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うこととする。道徳の時間においては，以上の目標に基づき，各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，生徒の道徳的心情を豊かにし，道徳的判断力を高め，道徳的实践意欲と態度の向上を図ることを通して，人間としての生き方についての自覚を深め，道徳的实践力を育成するものとする。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された道徳の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

次代を担う児童生徒が，未来への夢や目標を抱き，自らを律しつつ，自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考え，広く世界の中で信頼される日本人として育っていくことは極めて重要なことである。今日，日本のよき伝統が次第に失われ，大人社会が次世代を育てる心を失う危機に直面していることなどが指摘される中，児童生徒の指導に当たる教職員の意識の向上や指導方法の改善を促しつつ，特に次のような点について改善を図ることとする。

(ア) 体験活動等を生かした心に響く道徳教育の実施

道徳の時間においては，道徳教育のかなめとして授業時間数を確保し，各教科等との関連や児童生徒の日常生活を考慮した重点的な指導を実施する。指導に当たっては，児童生徒と共に考え，悩み，感動を共有していくという姿勢を基に，道徳的価値の自覚が一層図られるよう体験活動等を生かした多様な取組の工夫や魅力的な教材の開発や活用を行うとともに，校長が指導力を発揮し，学校全体で取り組む必要がある。

また，児童生徒の心に響く道徳教育は，道徳の時間のみならず，各教科，特別活動，「総合的な学習の時間」などあらゆる教育の場面で行われる必要がある。共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを大切にし，各教科等の学習においても自らの生き方に直接かかわることを実感させるなど，道徳教育に資する学習が進められるようにする。

(イ) 家庭や地域の人々の協力による道徳教育の充実

学校の道徳教育に地域の人材等の協力を積極的に求めたり，学校間の多様な交流を図ったりするとともに，学校，家庭，地域を通じた，道徳性を培う体験活動を深める学習を一層活発に展開し，各学校の創意工夫と特色を生かした道徳教育の充実を図る。

(ウ) 未来へ向けて自らが課題に取り組み，共に考える道徳教育の推進

生命を尊重する心や自立心，自己責任，善悪の判断などの基本的なモラル，我が国の文化や伝統を尊重し継承・発展させる態度，国際協調の精神などを育成し，児童生徒自らが，内面を見つめ，直面する課題や悩みに主体的に取り組み，共に考え，未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力をはぐくむ指導の充実を図る。

イ 改善の具体的事項

(ア) 小学校及び中学校における道徳の時間については，次のような改善を図る。

学校の創意工夫を生かし，各教科等との関連や家庭，地域社会との連携を図りながら，例えば，

小学校では2学年を通して、中学校では3学年を通した重点的な指導や指導項目間の関連を十分にもたせた指導ができるようにする。

また、児童生徒の発達段階や特性を十分に踏まえつつ、内面に根ざした道徳的实践力の育成が図られるよう、例えば、次のような工夫が促進されるようにする。

ボランティア活動、自然体験活動、生や死の問題を考える活動、学校間の交流活動等を生かす工夫。観察や調査、実物に触れる活動、様々な立場について考える役割演技、コミュニケーションを深める活動、感性や情操をはぐくむ活動等を取り入れる工夫。地域の人材から様々な生き方や考え方を直接学ぶ工夫。学校図書館や公共図書館、博物館等を利用した発展的な学習の工夫。

- (イ) 小学校及び中学校において道徳の時間をはじめ学校教育全体で取り組む道徳教育については、特に次のような点に留意して指導の工夫を図る。

小学校の低学年では、特に社会生活上のルールを身に付け、「よいことはよい、悪いことは悪い」と自覚できるよう繰り返ししっかり指導すること。中学年では、自主性をはぐくむ中で、みんなと協力し助け合いながら学習や生活ができるようにすること。高学年では、自立心をはぐくみ、我が国の文化や伝統への理解を深め、自らの属する集団や社会に主体的にかかわっていけるようにすること。中学校では、自らの人生や将来を考えながら規律ある生活ができ、国民としての自覚と国際協調の精神を身に付けるようにすること。

また、思春期にある小学校の高学年や中学校では、児童生徒の悩みや心の揺れ、学級や学校生活における具体的事柄や葛藤などの課題等を積極的に取り上げ、人間の心や生き方等について話し合い、自己や他者との関係を深くみつめられるようにすること。

- (ウ) 高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うが、特に公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じて、生徒が主体的に探究し豊かな自己形成ができるよう指導の一層の工夫を図る。その際、自由や権利だけでなく自らの義務と責任を果たそうとする態度、社会や自然と積極的にかかわろうとするボランティア精神、男女の理解協力や性モラル、自らの人生を切り拓くことへの意欲、よりよき国家・社会の形成者としての倫理観、国際社会に主体的に貢献しようとする意欲等の育成を重視する。
- (エ) 指導計画の具体化や授業等の実施、魅力的な地域教材の開発や活用等に、保護者や地域の人々に積極的な参加・協力を求めるようにする。また、小学校及び中学校においては、道徳の時間の指導を学級担任にのみゆだねるのではなく、校長や教頭をはじめ他の教師等も積極的に参加し、必要によりティーム・ティーチングによる指導等に積極的に取り組むようにする。
- (オ) 副読本、視聴覚資料等の教材については、多様な学習活動が展開できるよう、例えば、体験活動等を盛り込んだ資料、児童生徒の心に響く読み物資料、テレビやビデオ、インターネット等の情報通信ネットワークを利用した資料等の開発や活用を促進し道徳の時間はもとより日常生活での学習や保護者や地域の人々と協力した学習等にも活用できるようにする。

2 道徳の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

道徳教育の目標は，第 1 章総則の第 1 の 2 に示すところにより，学校の教育活動全体を通じて，道徳的な心情，判断力，実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては，以上の道徳教育の目標に基づき，各教科，特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚を深め，道徳的实践力を育成するものとする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号〔平成 10 年 12 月 14 日（1998 年）告示〕
〔平成 14 年 4 月 1 日（2002 年）施行〕 より

道徳教育の目標は，第 1 章総則の第 1 の 2 に示すところにより，学校の教育活動全体を通じて，道徳的な心情，判断力，実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。道徳の時間においては，以上の道徳教育の目標に基づき，各教科，特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め，道徳的实践力を育成するものとする。

1 2 特別活動

教育課程審議会答申	昭和 33 年 3 月 15 日 (1958 年)
小学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 告示 昭和 33 年 10 月 1 日 (1958 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された特別活動の改善の方針

小学校・中学校教育課程の改善について(答申)[昭和 33 年 3 月 15 日(1958 年)]より

<小学校>

(3) 特別教育活動

特別教育活動は、児童会・クラブ活動等児童の自発的・自治的活動を中心とし、個性の伸長、社会性の育成を目標とする指導領域をさすものとし、その指導領域の種類・範囲を明らかにすること。

特別教育活動は、児童の発達段階に応じ、地域・学校の事情等をじゅうぶん考慮して、これを行うものとする。

(4) 学校行事その他

「学校行事その他」は、儀式・学芸会・運動会・遠足・学校給食等の指導領域を含むものとし、その指導領域の種類・範囲ならびにその教育上の要点を明らかにすること。

<中学校>

特別教育活動のおもな領域は、次のとおりとすること。

(イ) 生徒会活動

(ロ) クラブ活動

(ハ) 学級活動

(ニ) 全校または学年の集会活動

学級活動は、これを毎学年 35 時間以上実施するものとし、主として次のような指導を行うこと。

(イ) 学級としての諸問題の話合い、処理

(ロ) 進路指導

(ハ) 健康指導

(ニ) レクリエーション

学級活動のうち、進路指導(進路情報を含む)については、毎学年計画的に実施し、その卒業までの実施時間数は 40 時間以上とすること。

2 特別活動の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 80 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

< 特別教育活動 >

- 1 児童の自発的、自治的な活動を通して、自主的な生活態度を養い、社会性の育成を図る。
- 2 所属する集団の運営に積極的に参加し、その向上発展に尽すことができるようにする。
- 3 実践活動を通して、個性の伸長を図り、心身ともに健康な生活ができるようにする。

中学校学習指導要領 文部省告示第 81 号〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）告示〕
〔昭和 33 年 10 月 1 日（1958 年）施行〕より

< 特別教育活動 >

- 1 生徒の自発的・自治的な活動を通して、楽しく規律正しい学校生活を築き、自主的な生活態度や公民としての資質を育てる。
- 2 健全な趣味や豊かな教養を養い、余暇を活用する態度を育て、個性の伸長を助ける。
- 3 心身の健康の助長を図るとともに、将来の進路を選択する能力を養う。

教育課程審議会答申	昭和 42 年 10 月 30 日 (1967 年)
教育課程審議会答申	昭和 43 年 6 月 6 日 (1968 年)
小学校学習指導要領	昭和 43 年 7 月 11 日 (1968 年) 告示
	昭和 46 年 4 月 1 日 (1971 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 44 年 4 月 14 日 (1969 年) 告示
	昭和 47 年 4 月 1 日 (1972 年) 施行

1 教育課程審議会の答申に示された特別活動の改善の方針

小学校の教育課程の改善について(答申)[昭和 42 年 10 月 30 日(1967 年)]より

(「特別活動」の新設)

1 現行の特別教育活動および学校行事等の内容を精選し、人間形成のうえから重要な教育活動を総合して、新たに「特別活動」を設けるものとする。 「特別活動」は、「児童活動」、「学校行事」および「その他の教育活動」から成るものとする。

(1) 現行の特別教育活動および学校行事等の内容は多種類にわたっているため、これらを精選するとともに、各教科および道徳とあいまって人間形成のうえから重要な教育活動を総合して、新たに「特別活動」を設ける。

(2) これらの教育活動が、それぞれの特質に応じ、弾力的に運用されるようにし、児童の積極的な参加を通して学校生活の充実、発展に資する。

(3) 「特別活動」は、その内容となる活動の性格により、「児童活動」、「学校行事」および「その他の教育活動」から成るものとする。

(児童活動)

2 「児童活動」の内容は、現行の特別教育活動の内容を精選して、児童会活動、学級会活動およびクラブ活動とし、その目標を明確にすること。

現行の特別教育活動の内容である児童会活動、学級会活動およびクラブ活動のみを「児童活動」とする。その目標については、児童の自発的な活動を通して、自主的、社会性を養い、個性の伸長を図ることをいっそう明確にする。

(学校行事)

3 「学校行事」の内容は、現行の学校行事の内容を精選して、儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足的行事および安全指導的行事とし、その目標を明確にすること。

現行の学校行事等の内容にはきわめて多種類の活動が含まれているため、その性格が不明確となっているので、学校が計画し、実施する学校行事として適切なものを精選し、その内容は、儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足的行事および安全指導的行事とする。その目標については、児童の心身の健全な発達を図り、学校生活の充実と発展に資することをいっそう明確にする。

(その他の教育活動)

4 「児童活動」および「学校行事」以外の有効な教育活動については、「その他の教育活動」として一括し、学校における教育課程の一環として実施できるようにすること。

「児童活動」および「学校行事」以外の有効な教育活動については、学校の教育計画の一環として

実施することとし、「その他の教育活動」という名称で一括する。その具体的内容については、学校給食、朝会、保健指導、安全指導、学校図書館の利用指導等を例示する。

(特別活動の授業時数)

5 「特別活動」については、その活動がじゅうぶん行なわれるよう、その授業時数について配慮すること。

「特別活動」の総授業時数を明示することは、その内容から困難であるので、とくにこれを明示しないが、たとえば、高学年においては、「児童活動」に、週あたり2時間程度あてるよう配慮する必要がある。

中学校の教育課程の改善について(答申)[昭和43年6月6日(1968年)]より

1 特別活動の新設について

(1) 現行の特別教育活動および学校行事等の内容を人間形成の上から重要な教育活動に精選し、これを各教科および道徳との関連のもとに、生徒の発達段階に即して、一つに統合し、特別活動と称すること。

(2) 特別活動新設の趣旨を生かすために、特に次の事項に留意すること。

ア 教師と生徒および生徒相互の人的接触を深めるとともに、教師の適切な指導のもとに、生徒の個性、能力の伸長、協力の精神の育成などを図る自主的、実践的活動とすること。

イ すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達をめざすため、生徒指導のいっそうの充実を図るような教育活動とすること。このため、特に学級を単位とする指導の場を設けること。

ウ 学校の創意と教育的識見を生かし、地域の実情に応じて弾力的に実施できるような教育活動とすること。

エ 心身の練磨や勤労尊重、社会連帯の精神を高めるための教育活動が実施できるようにすること。

2 目標について

特別活動の総括的な目標については、生徒の自主的活動や実践的活動の指導を通じて、個性を伸長し、社会性を養うなど人間として調和と統一のある発達を図ることを中核とすること。

なお、具体的な目標としては、たとえば、自主的で健全な生活態度を育てること、友情を深め協力の精神を養うこと、健全な趣味や豊かな教養を身につけること、心身の健康の助長を図ること、将来の進路を選択する能力を養うことなどを含むようにすること。

3 内容について

特別活動の内容は極力精選し、次のようなまとまりとすること。

なお、これらのまとまりは、相互に密接な関連を図るようにすること。

(1) 生徒活動

生徒活動は、教師の適切な指導のもとに生徒の自主的活動を通じて、楽しく規律正しい学級および学校の生活を築きながら、自主的な生活態度の育成や個性の伸長などを図る教育活動とすること。

なお、この生徒活動の内容としては、生徒会活動、クラブ活動および学級会活動とし、特に、クラブ活動については、個性、能力の伸長の見地からいっそうの充実、発展を図ること。

(2) 学級指導

学級指導は、主として学級担任の教師により、学級を単位として行なう教育活動で、生徒理解を深めるとともに、生徒の心身の健康・安全の保持増進、悩みや不安の解消、学級、社会などにおける健全な生活態度の育成などを図るものとする。

現行の学級活動に含まれている進路指導は、ここに位置づけることとし、その目標を明確にす

るとともに内容を精選して、いっそう適切な進路の指導が行なわれるようにすること。

また、進路の指導の効果をあげるために、学級指導以外の教育の場における指導との関連についてもじゅうぶん配慮すること。

なお、学校給食の指導もここに位置づけ、それが適切に行なわれるように配慮すること。

(3) 学校行事

学校行事は、学校が必要に応じて計画し、実施する教育活動で、生徒の心身の健全な発達を図るとともに学校生活の充実、発展に資するものとし、その内容については、儀式、保健・安全に関する行事など学校行事として適切なものを精選すること。

この場合、現行の学校行事等の諸活動のうち、特に、修学旅行については、そのねらい、方法などの全般にわたって改善を加え、また、たとえば、運動会や学芸会の立案、運営など生徒が自主的に活動しうるような内容については、生徒活動と密接な関連を図るように配慮すること。

なお、学校行事の計画にあたっては、心身の練磨や勤労尊重の精神などを高めるための実践的な教育活動についても適切な配慮を加えるようにすること。

2 特別活動の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 268 号〔昭和 43 年 7 月 11 日（1968 年）告示〕
〔昭和 46 年 4 月 1 日（1971 年）施行〕より

特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和的な発達を図るとともに、個性を伸長し、協力してよりよい生活を築こうとする実践的態度を育てる。

〔児童活動〕

1 目標

児童の自発的、自治的な実践活動を通して、健全な自主性を豊かな社会性を育成し、個性の伸長を図る。

このため、

(1) 所属する集団の一員としての役割を自覚して、集団の運営に進んで参加し、その向上発展に尽くすことができるようにする。

(2) 集団のなかで自己を正しく生かすとともに、他の成員と協力して、楽しく豊かな生活を築くことができるようにする。

〔学校行事〕

学校生活に秩序と変化を与える教育活動によって、児童の心身の健全な発達を図り、あわせて学校生活の充実と発展に資する。

このため、

(1) 行事に積極的に参加させ、日常の学習成果の総合的な発達を図るとともに、学校生活を明るく豊かなものとする。

(2) 集団への所属感を深めさせるとともに、集団行動における望ましい態度を育てる。

〔学級指導〕

学級における好ましい人間関係を育てるとともに、児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図る。

中学校学習指導要領 文部省告示第 199 号〔昭和 44 年 4 月 14 日（1969 年）告示〕
〔昭和 47 年 4 月 1 日（1972 年）施行〕より

教師と生徒および生徒相互の人的な接触を基盤とし、望ましい集団活動を通して豊かな充実した学校生活を経験させ、もって人格の調和的な発達を図り、健全な社会生活を営む上に必要な資質の基礎を養う。

このため、

- 1 自律的、自主的な生活態度を養うとともに、公民としての資質、特に社会連帯の精神と自治的な能力の育成を図る。
- 2 心身の健全な発達を助長するとともに、現在および将来の生活において自己を正しく生かす能力を養い、勤労を尊重する態度を育てる。
- 3 集団の一員としての役割を自覚させ、他の成員と協調し友情を深めて、楽しく豊かな共同生活を築く態度を育て、集団の向上発展に尽くす能力を養う。
- 4 健全な趣味や豊かな教養を育て、余暇を善用する態度を養うとともに、能力・適性等の発見と伸長を助ける。

教育課程審議会答申	昭和 51 年 12 月 18 日 (1976 年)
小学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 55 年 4 月 1 日 (1980 年) 施行
中学校学習指導要領	昭和 52 年 7 月 23 日 (1977 年) 告示 昭和 56 年 4 月 1 日 (1981 年) 施行
児童・生徒指導要録	昭和 55 年 2 月 29 日 (1980 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された特別活動の改善の方針

小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 51 年 12 月 18 日（1976 年）〕より

小学校及び中学校における特別活動並びに高等学校に各教科以外の教育活動の基本的な性格は，現行どおりとするが，その活動については学校の創意を生かして一層の充実が図られるようにする。その際，勤労にかかわる体験的な学習の必要性にかんがみ，各学校段階に応じて，例えば勤労・生産的行事やクラブ活動としての生産的な活動などの充実を図る。また，中学校及び高等学校における生徒指導特に進路指導については，その指導が計画的・組織的に行われるように努めるとともに，個性の理解や進路に関する知識等の整理・統合・深化が一層図れるよう学級指導及びホームルームの充実を図る。

2 特別活動の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 155 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 55 年 4 月 1 日（1980 年）施行〕より

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達を図り，個性を伸長するとともに，集団の一員としての自覚を深め，協力してよりよい生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 156 号〔昭和 52 年 7 月 23 日（1977 年）告示〕
〔昭和 56 年 4 月 1 日（1981 年）施行〕より

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達を図り，個性を伸長するとともに，集団の一員としての自覚を深め，協力してよりよい生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

3 特別活動の評価の内容とその趣旨

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の改訂について（通知）〔昭和 55 年 2 月 29 日（1980 年）〕より

< 小学校 >

活動の意欲	意欲をもって集団活動に参加し，熱心に自己の役割を果たした。
集団への寄与	所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

< 中学校 >

活動の意欲	意欲をもって集団生活に参加し，熱心に自己の役割を果たした。
集団への寄与	所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

教育課程審議会答申	昭和 62 年 12 月 24 日 (1987 年)
小学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 4 年 4 月 1 日 (1992 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 元年 3 月 15 日 (1989 年) 告示 平成 5 年 4 月 1 日 (1993 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 3 年 3 月 20 日 (1991 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された特別活動の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）〔昭和 62 年 12 月 24 日（1987 年）〕より

ア 改善の基本方針

小学校，中学校及び高等学校を通じて，特別活動の基本的な性格は現行どおりとするが，学校や児童生徒の実態に応じて一層弾力的に指導が行われるようにするとともに，望ましい人間関係の育成，基本的な生活習慣の形成，心身の健康と安全な生活，日本人としての自覚，個人及び社会の一員としての在り方，公共に奉仕する精神の涵養，適切な進路の選択・決定などにかかわる指導の一層の充実に配慮して改善を図る。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 学校や児童の実態に応じて弾力的に指導が行われるようにする観点から，現行の学級会活動及び学級指導を統合して新たに学級活動を設けることとし，特別活動の内容は，学級活動，児童会活動，クラブ活動及び学校行事により構成する。

(イ) 学級活動については，児童が学級集団の一員としての自覚のもとに望ましい集団生活や人間関係を築く自主的活動に関する指導，及び基本的な生活習慣の形成や健康で安全な生活に心掛ける態度の育成など，生活や学習への適応に関する指導を主にして内容を構成する。

なお，その指導に当たっては，学校や児童の実態に即するとともに，現行の学級会活動及び学級指導の特質が生かされるよう配慮する。

(ウ) 学校行事については，集団生活への適応，自然との触れ合い，奉仕や勤労の精神の涵養などにかかわる体験的な活動を一層充実する観点から，集団宿泊活動，奉仕活動及び勤労生産活動の位置付けや内容の取扱いを明確にする。なお，学校や地域の実情及び児童の実態を考慮し，学校において実施する行事の種類を精選するよう配慮する。

(エ) 入学式や卒業式などの儀式等においては，日本人としての自覚を養い国を愛する心を育てるとともにすべての国の国旗及び国歌に対し等しく敬意を表する態度を育てる観点から，国旗を掲揚し国歌を斉唱することを明確にする。

（中学校）

(ア) 学校や生徒の実態に応じて弾力的に指導が行われるようにする観点から，現行の学級会活動及び学級指導を統合して新たに学級活動を設けることとし，特別活動の内容は，学級活動，生徒会活動，クラブ活動及び学校行事により構成する。

(イ) 学級活動については、生徒が学級集団の一員としての自覚のもとに望ましい集団生活や人間関係を築く自主的活動に関する指導、並びに個人及び社会の一員としての在り方、健康で安全な生活、学業生活の充実及び進路の選択などに関する指導を主にして内容を構成する。その際、特に、人間としての生き方に関する指導を重視する観点から、個人及び社会の一員としての在り方や進路の選択に関する内容などを充実するとともに、その指導時数について明示する。

なお、その指導に当たっては、学校や生徒の実態に即するとともに、現行の学級会活動及び学級指導の特質が生かされるよう配慮する。

(ウ) クラブ活動の位置付けについては現行どおりとするが、その実態に当たっては、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法を工夫し、例えば、いわゆる部活動をもってクラブ活動に代替することを認めるなど、弾力的に運用ができるようにする。

(エ) 学校行事における集団宿泊活動、奉仕活動及び勤労生産活動については、小学校と同様の趣旨で改善する。その際、人間としての生き方の指導の充実にも配慮する。

(オ) 入学式や卒業式などの儀式等における国旗及び国歌の取扱いについては、小学校と同様の趣旨で改善する。

2 特別活動の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 24 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 4 年 4 月 1 日（1992 年）施行〕 より

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 25 号〔平成元年 3 月 15 日（1989 年）告示〕
〔平成 5 年 4 月 1 日（1993 年）施行〕 より

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め自己を生かす能力を養う。

3 特別活動の評価の内容とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）〔平成3年3月20日（1991年）〕より

< 小学校 >

学級活動	話合いや係の仕事などを進んで行き，学級生活の向上やよりよい生活を目指し，諸問題の解決に努めている。
児童会活動	委員会の仕事を進んで行ったり集会などに進んで参加したりして，学校生活の向上や他のためを考え，自己の役割を果たしている。
クラブ活動	自己の興味・関心を意欲的に追求し，他と協力して課題に向けて創意工夫して取り組んでいる。
学校行事	全校や学年の一員としての自覚をもち，集団における自己の役割を考え，望ましい行動をしている。

< 中学校 >

学級活動	話合いや係の仕事などを進んで行き，学級生活の向上やよりよい生活を目指し，諸問題の解決に努めるとともに，将来の生き方を幅広く考え，積極的に自己を生かそうとする。
生徒会活動	委員会の仕事など進んで行き，全校的な視野に立って，学校生活の向上や他のためを考え，自己の役割を果たそうとする。
クラブ活動	自己の興味・関心を意欲的に追求し，他と協力して課題に向けて創意工夫して取り組もうとする。
学校行事	学校や学年の一員としての自覚をもち，集団における自己の役割を考え，望ましい行動をしようとする。

教育課程審議会答申	平成 10 年 7 月 29 日 (1998 年)
小学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
中学校学習指導要領	平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示 平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行
児童・生徒指導要録	平成 13 年 4 月 27 日 (2001 年) 通知

1 教育課程審議会の答申に示された特別活動の改善の方針

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）
〔平成 10 年 7 月 29 日（1998 年）〕より

ア 改善の基本方針

(ア) 特別活動が，集団活動を通じた教育活動としての特質を生かし，集団の一員としての自覚を深め，児童生徒の個性の伸長と調和のとれた豊かな人間性を育成するとともに，学級（ホームルーム）や学校生活の基盤の形成に重要な役割を果たしていることを踏まえ，特に，好ましい人間関係の醸成，基本的なモラルや社会生活上のルールの習得，協力してよりよい生活を築こうとする自主的，実践的な態度の育成，ガイダンスの機能の充実などを重視する観点に立って，内容の改善を図る。

(イ) 家庭や地域と協力し連携を深めながら，自然や文化との触れ合い，地域の人々との幅広い交流など，自然体験や社会体験等の充実を図る。

(ウ) 国際社会の中で主体的に生きていく上で必要な日本人としての自覚や国際協調の精神を培い，国旗及び国歌の指導の徹底を図る。

イ 改善の具体的事項

（小学校）

(ア) 現在，特別活動は，「学級活動」，「児童会活動」，「クラブ活動」及び「学校行事」で構成されており，その内容構成は現行どおりとする。

(イ) 「学級活動」については，児童の自発的，自治的な活動が一層活発に行えるようにする観点から，児童が自らよりよい学級や学校生活を目指して諸問題の解決に取り組む活動を重視することとし，「学級活動」の内容の例示に学級内の組織づくりや運営に関する事項を加えることとする。ただし，情報の適切な活用に関する事項については，教科等で適切な指導が行われることになることを考慮して削除する。

児童の発達段階に応じてガイダンスの機能を充実する観点から，内容の例示に夢や希望をもち目標に向かって生きる態度の形成に関する事項を加えることとし，不安や悩みの解消や意欲的な学習態度の形成に関する事項はこれに統合する。また，心身の健康や学校給食に関する指導の充実を図る。

(ウ) 「児童会活動」については，教師の適切な指導の下に，児童の異年齢集団による自発的，自治的な活動を一層活発に行えるようにするため，学級活動などとの関連を一層図るとともに，活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するようにする。

(イ) 「クラブ活動」については，学校や地域の事情等を考慮しつつ，児童の興味・関心を踏まえて計

画的に実施できるよう、学校において適切な授業時数を充てるようにする。

- (オ) 「学校行事」については、ボランティア精神を養う活動を充実するとともに、自然体験、幼児・高齢者や障害のある人々との触れ合いなどを積極的に取り上げるようにする。また、各学校が取り上げる活動について地域や学校の実態に応じて重点化を図るとともに、行事間の関連や統合を図ったり、練習や準備の在り方を見直したりして行事を精選する。

(中学校)

- (ア) 現在、特別活動は、「学級活動」、「生徒会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」で構成されているが、「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」により構成することとする。「クラブ活動」は、放課後等の部活動や学校外活動との関連、今回創設される「総合的な学習の時間」において生徒の興味・関心を生かした主体的な学習活動が行われることなどを考慮し、部活動が一層適切に行われるよう配慮しつつ、廃止することとする。

- (イ) 「学級活動」については、小学校と同様の趣旨で改善することとし、その内容の例示に学級や学校における生活の充実向上に関する事項を加え、情報の適切な活用に関する事項などは、教科等で取り上げられることを考慮して削除する。

社会の一員としての自覚を深め、人間としての生き方の指導の一層の充実を図る観点から、内容の例示にボランティア活動など社会参加の意義の理解に関する事項を加えることとする。また、心身の健康や学校給食に関する指導の充実を図る。

- (ウ) 「生徒会活動」については、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、学級活動などとの関連を一層図るとともに、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するようにする。

- (エ) 「学校行事」については、小学校と同様の趣旨で改善する。その際、ボランティア活動など社会参加の活動を内容に示す。

- (オ) 将来の生き方を考える態度や主体的に適切な選択を行う能力を育成することの重要性にかんがみ、ガイダンスの機能を充実し、例えば、選択教科や進路等の選択に関し、各教科等との関連を図りつつ、計画的・組織的に指導したり、入学時の学校生活への適応及び円滑な人間関係の形成について計画的に指導するものとする。

2 特別活動の目標

小学校学習指導要領 文部省告示第 175 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

中学校学習指導要領 文部省告示第 176 号 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 10 年 12 月 14 日 (1998 年) 告示} \\ \text{平成 14 年 4 月 1 日 (2002 年) 施行} \end{array} \right]$ より

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

3 特別活動の評価の内容とその趣旨

小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）〔平成 13 年 4 月 27 日（2001 年）〕より

< 小学校 >

学級活動	話合いや係の活動などを進んで行き，学級生活の向上やよりよい生活を目指し，諸問題の解決に努めている。
児童会活動	委員会の活動を進んで行ったり集会などに進んで参加したりして，学校生活の向上や他のためを考え，自己の役割を果たしている。
クラブ活動	自己の興味・関心を意欲的に追求し，他と協力して課題に向けて創意工夫して活動している。
学校行事	全校や学年の一員としての自覚をもち，集団における自己の役割を考え，望ましい行動をしている。

< 中学校 >

学級活動	話合いや係の活動などを進んで行き，学級生活の向上やよりよい生活を目指し，諸問題の解決に努めるとともに，現在及び将来の生き方を幅広く考え，積極的に自己を生かしている。
生徒会活動	委員会の活動などを進んで行き，全校的な視野に立って，学校生活の向上や他のためを考え，自己の役割を果たしている。
学校行事	全校や学年の一員としての自覚をもち，集団や社会における自己の役割を考え，望ましい行動をしている。

「これからの学校教育に求められる児童生徒の資質・能力に関する研究」研究資料

教育課程の改善の方針，各教科等の目標，評価の観点等の変遷

教育課程審議会答申，学習指導要領，指導要録（昭和22年～平成15年）

平成17（2005）年3月 発行

発行者 国立教育政策研究所

住 所 〒153-8681 東京都目黒区下目黒 6-5-22

Tel 03-5721-5150

